

平成30年度

包括外部監査の結果報告書

—債権管理について—

神戸市包括外部監査人

遠藤眞廣

目次

第1 外部監査の概要.....	1
Ⅰ. 外部監査の種類.....	1
Ⅱ. 選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 監査対象	1
2. 対象期間	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の方法.....	2
5. 外部監査の実施期間.....	11
6. 外部監査の従事者	12
7. 利害関係	12
8. その他.....	12
第2 債権管理に関する概要	13
Ⅰ. 債権の概要.....	13
1. 債権の定義.....	13
2. 債権の区分.....	13
3. 債権の時効及び不納欠損処理	15
Ⅱ. 神戸市における債権回収の実務	19
1. 神戸市における債権の分類.....	19
2. 神戸市債権の管理に関する条例.....	20
3. 神戸市債権管理条例の組み立て.....	24
4. 調定についての通知.....	25
5. 債権管理の支援体制.....	25
6. 主な12債権における収入額等の推移等	26
第3 外部監査の結果.....	33
Ⅰ. 外部監査の総評並びに指摘事項及び意見の一覧について	33
Ⅱ. 総評.....	40
1. 債権管理体制について	40
Ⅲ. 総括的意見	42
1. 債権管理体制をサポートする所管課の整備について	42
2. 一元管理などについて	43
3. 外部専門職等の活用について	43

4. 延滞金等の徴収上の取扱いに関する方針について	46
5. 歳入歳出決算書調製プロセスについて	49
IV. 債権回収に係るシステムについて	51
V. 収入未済額と前年度以前調定額との差額について.....	64
1. 未済額と前年度以前調定額との関係について.....	64
2. 市の歳入歳出決算書の調製プロセスについて.....	64
3. 平成 28 年度の一般会計等決算審査について	67
4. 包括外部監査での調査方法について.....	68
5. 調査の結果について.....	70
VI. 他団体貸付金に対する監査の結果について	81
1. 地方独立行政法人神戸市民病院機構〔保健福祉局〕	81
2. 神戸新交通株式会社〔住宅都市局〕	101
3. 神戸高速鉄道株式会社〔住宅都市局〕	108
4. 一般社団法人神戸すまいまちづくり公社〔住宅都市局〕	114
VII. 一般会計に係る収入未済債権の監査の結果について	128
【1】行財政局.....	128
1. 諸給与金戻入過年度収入	128
2. ふるさと納税寄附金.....	130
3. 一般土地貸地料.....	131
【2】市民参画推進局.....	133
1. 勤労者福祉融資貸付返還金.....	133
【3】保健福祉局	136
1. 災害援護資金貸付金.....	136
2. 住宅移転資金貸付金.....	151
3. 災害公営住宅補助的支援	153
4. 生活保護費等納付金.....	154
5. 療養資金貸付金.....	161
6. 在宅老人福祉費納付金	163
7. 身体障害者更生資金貸付金.....	164
8. 介護給付費返還金	169
9. 心身障害者扶養共済納付金.....	171
10. 同和更生資金貸付基金収入.....	174
【4】こども家庭局.....	181
1. 保育所利用者負担金.....	181
2. 公立保育所延長保育納付金.....	189
3. 幼児主食提供	193

4. 学童保育料.....	195
5. 児童扶養手当	199
【5】環境局	207
1. 産業廃棄物処理費弁償金	207
2. 指定袋売却代	209
【6】建設局	212
1. 湊川公園ビル土地賃地料	212
2. 公園占用料.....	215
3. 道路占用料.....	216
【7】住宅都市局	218
1. 神戸市住宅新築資金等貸付金	218
2. 区画整理事業清算徴収金	223
3. 都市計画事業用建物敷金・保証金	227
【8】みなと総局	230
1. 工事負担金.....	230
【9】教育委員会事務局.....	232
1. 高等学校入学貸付金返還金	232
2. 大学入学貸付金返還金	234
3. 小学校償還金	236
4. 奨学貸付金返還金	237
VIII. 特別会計に係る収入未済債権の監査の結果について	239
1. 国民健康保険事業〔保健福祉局〕	239
2. 後期高齢者医療事業〔保健福祉局〕	253
3. 介護保険事業〔保健福祉局〕	260
4. 母子父子寡婦福祉資金貸付〔こども家庭局〕	273
5. 市場事業〔経済観光局〕	286
6. 市営住宅事業〔住宅都市局〕	290

第1 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第252条の37第1項及び神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年3月26日条例第41号）第2条に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

1. 監査対象

債権管理について

2. 対象期間

平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成29年度分以降についても監査対象にした。

3. 事件を選定した理由

平成28年度の収入未済額は207億円（一般会計131億円、特別会計76億円（地方公営企業会計を除く））である。収入未済額の残高でみれば平成26年度比で約90億円、平成27年度比で約15億円、それぞれ減少している。財務内容は大幅に改善しているようにも見えるが、減少額には阪神・淡路大震災の際に貸付られた災害援護資金貸付金の不納欠損処理額が2か年合計で約69億円含まれている。

平成28年度の収入未済額207億円（うち、災害援護資金貸付金収入未済額約34億円）は本来ならば、現年度に確実に収入すべきものであり、未回収額は市民の負担になる可能性が存在する。

神戸市行財政改革2020を進めて行く上で重要項目の一つとして債権管理の強化（財2-2（73））が掲げられており、債権管理について合规性、経済性、効率性、有効性及び公平性の観点から監査を行うことは有用であると判断した。

なお、平成24年度包括外部監査では「市税」をテーマで取り上げており、今回は市税を対象としない。

4. 監査の方法

(1) 監査の視点等

監査の視点等は、主に次のとおりである。

- 債権管理の財務事務に関して、関連する法令及び条例、規則、通知、マニュアル等に準拠し運用の仕方が十分であり、行政責任が確保されているか。
- 債権管理の財務事務に関して、経済性、効率性に問題がないか。また、効果的に行われているか。
- 債権管理の財務事務に関して、公平性は十分に確保されているか。
- 内部統制制度に不備はないか
- 過去の包括外部監査結果に関し、適切に措置を行っているか
- 債権管理に関するシステムの運用上の合規性及び有効性に問題はないか。

(2) 主な監査手続

上記(1)に記載した監査の視点に基づき、監査手続を実施した。具体的な監査手続の概要は以下のとおりである。

ア. 監査対象局の把握

対象局は平成 28 年度に債権を有する以下の局とする。

企画調整局、行財政局、市民参画推進局、保健福祉局、こども家庭局、環境局、経済観光局、建設局、住宅都市局、みなと総局、区役所、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局

イ. 監査対象債権の選定

神戸市の債権を「他団体貸付金」「一般会計に係る収入未済債権」及び「特別会計に係る収入未済債権」の 3 つに区分し、それぞれより調査対象を選定した。

ウ. アンケート調査の実施

「一般会計に係る収入未済債権」及び「特別会計に係る収入未済債権」の金額的重要性及び質的重要性、また不納欠損の状況より、重要と判断した債権について、債権の所管課に対し債権の概要、推移及び残高等についてアンケートを実施した。

エ. 関連資料等の閲覧及び所管課へのヒアリングの実施

上記イのアンケート結果に基づき、関連資料等の閲覧及び所管課へのヒア

リングを実施し、各債権の管理状況や課題等を把握した。なお、アンケート結果については、「第3 外部監査の結果」の各項目の記載において、適宜反映させている。

オ．関連する所管課等での現地調査の実施

上記エの結果を受けて、必要と判断した債権については債権管理の実務を行っている所管課及び関係団体へおもむき、調査を実施した。

なお、関係団体への調査は、地方自治法第252条の38条第1項に定める関係人調査として実施した。

(3) 監査の範囲

地方公営企業会計を除く神戸市の債権968億円（貸付金761億円と収入未済額207億円（一般会計131億円と特別会計76億円）の合計）のうち市税に係る債権51億円を除く916億円を監査対象とする。

さらに神戸市の債権を「他団体貸付金」「一般会計に係る収入未済債権」「特別会計に係る収入未済債権」の3つに区分し、それぞれから調査対象を選定した。

ア．他団体貸付金

神戸市の設置する地方独立行政法人神戸市民病院機構・神戸新交通株式会社等、平成28年度末の神戸市の貸付金総額761億円のうち、残高が20億円以上のもの703億円について、調査対象とした。

(単位：千円)

所管	借受先	名称	平成28年度末 残高
保健福祉局	地方独立行政法人神戸市民病院機構	医療機器等整備資金貸付金	3,725,000
		新中央市民病院整備事業貸付金 (用地取得)	7,403,788
		新中央市民病院整備事業貸付金 (施設整備)	25,064,063
		中央市民病院増築工事貸付金	2,345,000
		小計	38,537,851
住宅都市局	神戸新交通株式会社	神戸新交通株式会社貸付金	24,331,900
	神戸高速鉄道株式会社	神戸高速鉄道株式会社貸付金	2,900,000
	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社	一般財団法人神戸すまいまちづくり公社貸付金	4,563,328
所管計			70,333,079

イ．一般会計に係る収入未済債権

i．アンケート調査の実施

上記アを除いた、一般会計及び特別会計に係る収入未済債権について、以下の基準のいずれかを満たすものについて、アンケート調査を実施した。

- 平成28年度末の収入未済額が500万円以上のもの
- 平成28年度末の収入未済額が50万円以上のものでかつ平成27年度末と残高が同額であり、1年以上の滞留債権と考えられるもの
- 平成28年度末の収入未済額は500万円未満であるが、不納欠損額が100万円以上発生しているもの
- 平成28年度末の収入未済額がマイナス残高となっているもの
- その他、監査人が個別に判断して必要と認めたもの

ii．アンケート調査対象と報告対象

アンケート調査の対象債権の一覧は以下のとおりであり、その内、当報告書における指摘事項及び意見の対象とした債権については○を付している。

【一般会計に係る収入未済債権】

(単位：千円)

所管	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
企画調整局	医療産業都市用地の賃貸料	-	69,914	
企画調整局 集計		-	69,914	
行財政局	諸給与金戻入過年度収入	-	38,899	○
	ふるさと納税寄付金	-	8,112	○
	派遣職員の人件費受入等	-	13,011	
	一般土地貸地料	-	2,464	○
行財政局 集計		-	62,487	
市民参画推進局	勤労者福祉融資貸付返還金	-	147,769	○
市民参画推進局 集計		-	147,769	
保健福祉局	ケアハウス使用料	-	653	
	シルバーカレッジ受講料	-	12	
	災害援護資金貸付金（口座償還）	1,530,266	3,435,416	○
	災害援護資金貸付金（半年賦償還）	-	2,676	○
	住宅移転資金貸付金	-	19,300	○
	災害公営住宅補助的支援	-	35,228	○
	世帯更生資金貸付金（災害対策）	-	714	
	生活保護費等納付金	104,720	1,407,663	○
	生活保護費等戻入過年度収入	16,608	222,789	○
	療養資金貸付	-	17,963	○
	在宅福祉センター等	-	1,387	
	在宅老人福祉費納付金 （ショートステイ利用料）	-	4,654	
	在宅老人福祉費納付金 （デイサービス利用料）	-	2,796	
	在宅老人福祉費納付金 （北在宅福祉センター）	-	2,401	
	在宅老人福祉費納付金 （有償ホームヘルプサービス）	-	5,862	○
	身体障害者更生資金貸付	-	156,903	○
	虚弱老人デイサービス	-	761	
	介護給付費返還金	-	180,411	○
	老人福祉施設措置（福五）	-	△ 1,504	
	心身障害者扶養共済制度	43	54,668	○

所管	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
	同和更生資金償還促進	-	6,538	○
	心障福祉電話	-	1,574	
	老人福祉電話	-	5,770	
	諸収入	-	939	
	障害福祉部雑入	-	25,728	
	心障介護手当（福五）	-	△ 115	
	特別障害者手当等	-	965	
	特別障害者手当等（福五）	-	△ 1,010	
	墓園使用料	7,266	62,135	
	措置費	2,601	10,415	
保健福祉局 集計		1,661,505	5,663,703	
こども家庭局	保育所使用料	-	287,567	○
	学童保育料	-	13,281	○
	公立保育所延長保育納付金	-	1,182	○
	児童養護施設	392	5,428	
	障害児施設措置	-	△ 975	
	父子家庭児童福祉資金貸付	-	12,221	
	母子家庭小口援護資金貸付	-	732	
	幼児主食提供	-	1,512	○
	児童福祉法施行事務	-	1,166	
	旧児童手当	-	765	
	子ども手当	-	932	
	児童扶養手当	2,861	80,371	○
	保育所用地貸地料	-	6,253	
	自立促進資金貸付	-	641	
こども家庭局 集計		4,857	411,080	
環境局	産業廃棄物処理費弁償金	-	116,525	○
	廃棄物処理手数料	-	4,643	
	雑入	-	60,582	
	指定袋売却代	3,467	0	○
環境局 集計		3,467	181,752	
経済観光局	生産施設使用料	-	63,420	
	駐車場使用料	-	5,630	

所管	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
	ものづくり復興工場償還金	-	27,682	
	国営土地改良事業費負担金	710	4,603	
	行政財産目的外使用料	-	19,066	
	ものづくり復興工場雑入	-	1,886	
	神戸リエゾン・ラボ利用者負担金	-	3,680	
経済観光局 集計		710	125,970	
建設局	アジュール舞子土地賃料	-	324,266	
	湊川公園ビル土地賃地料	-	30,174	○
	法定外公共物占用・使用料	40	407	
	公園占用料	38	3,435	○
	道路付属施設	-	8,613	
	道路占用料	679	3,452	○
建設局 集計		758	370,350	
住宅都市局	住宅新築資金等貸付金返還金 (住宅改修資金貸付金)	12,592	169,286	○
	住宅新築資金等貸付金返還金 (住宅新築資金等貸付金)	-	126,519	○
	住宅新築資金等貸付金返還金 (宅地取得資金貸付金)	-	28,849	○
	区画整理事業清算徴収金 (兵庫山手以外)	-	3,636	○
	区画整理事業清算徴収金 (兵庫山手地区)	169	3,365	○
	区画整理事業清算徴収金 (東灘山手地区)	-	12,903	○
	垂水西地区A棟保留床貸家料	-	3,327	
	建築物安全安心推進事業	2,682	8,409	
	都市計画事業用建物敷金・保証金	-	1,066	○
住宅都市局 集計		15,444	357,366	
みなと総局	工事負担金	-	9,573	○
	海岸使用料	-	669	
みなと総局 集計		-	10,243	
教育委員会事務局	高等学校入学貸付返還金	-	305,114	○

所管	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
	大学入学貸付返還金	-	125,139	○
	光熱水費償還金	-	12,310	○
	就学援助	-	2,798	
	奨学金等返済金（その他）	-	1,389	
	高等専門学校	29,019	-	
	奨学貸付返還金（高等学校）	-	5,490	○
教育委員会事務局 集計		29,019	452,242	

なお、上表の平成 28 年度末残高は、会計課より調査開始時に入手したデータを掲載している。

△はマイナス残高である。

ウ．特別会計に係る収入未済債権

神戸市の債権を有する 7 つの特別会計にアンケートを実施した。

アンケート調査の対象債権の一覧は以下のとおりであり、その内当報告書における指摘事項及び意見の対象とした債権については○を付している。

【特別会計に係る収入未済債権】

（単位：千円）

特別会計名	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
国民健康保険事業費	保険料関係事務	-	1	
	療養諸費等	1,006,936	6,088,899	○
国民健康保険事業費 集計		1,006,936	6,088,900	
後期高齢者医療事業費	延滞金	887	27,949	○
	雑入	-	28	
	普通徴収（現年度分）	-	133,308	○
	普通徴収（滞納繰越分）	51,587	86,892	○
後期高齢者医療事業費 集計		52,475	248,179	
介護保険事業費	介護サービス等諸費	273,648	671,572	○
	増改築相談員研修受講料	-	8	
	介護保険料延滞金	835	8,018	○

特別会計名	事業名称	平成 28 年度 不納欠損額	平成 28 年度末 収入未済額	対象
	年金保険者返納金	89,729	55,046	○
介護保険事業費 集計		364,693	734,645	
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	母子父子寡婦福祉資金 貸付金	138	281,169	○
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 集計		6,875	281,169	
市場事業費	東部市場（償還金）	108	1,676	
	東部市場 （施設使用料）	-	4,324	
	東部市場 （市場使用料）	-	679	
	本場（償還金）	1,115	15,872	○
	本場（施設使用料）	6,161	56,035	○
市場事業費 集計		7,385	78,587	
市営住宅事業費	ルネタウン御船	-	3,541	
	応急仮設住宅共益費	-	169	
	管理課	-	3,242	
	公営住宅	57,848	237,556	○
	公営住宅等共益費	-	5,583	
	市営住宅駐車場	-	1,072	
	整備課	-	44	
	多聞集会所	-	4	
	貸地料	-	2,880	
	貸地料滞繰分	3,849	5,715	
市営住宅事業費 集計		61,697	259,810	
市街地再開発事業費	再開発雑入	-	3,830	
	貸家料	-	63	
市街地再開発事業費 集計		-	3,893	

エ. 制度貸付金について

上記の一般会計及び特別会計に係る収入未済債権には、災害援護貸付金・奨学貸付金等の神戸市における貸付制度に基づく貸付金が含まれている。

貸付金の貸付総額と収入未済額との関係は以下のとおりである。

貸付総額	未調定額	償還期限未到来の額	貸付金残高
	調定済額	収入未済額（滞納額）	
		収入済額（既回収額）	

貸付金総額は既に償還期限が到来し、現年若しくは過年度に調定¹済となっているもの（調定済額）と、まだ償還期限の到来していないもの（未調定額）との合計となる。さらに調定済額のうち、未だ納付が確認できないものを収入未済額と言う。

当該収入未済額と未調定の償還期限未到来の額との合計が、一般に言う貸付金残高という。

なお今回の貸付金の選定については、他の収入未済債権と同様に、収入未済額を基準として行った。

平成 28 年度末における制度貸付金の貸付金残高は以下の表のとおりである。なお、この表は神戸市の作成した徴収不能引当金算定のための基礎資料より作成しており、神戸市の平成 28 年度の決算額と同額となっていない場合もある。

¹ 調定とは、地方公共団体が歳入を収入しようとする場合において、発生した権利内容を調査し、具体的に所属年度、歳入科目、歳入すべき金額、納入義務者等を決定する内部意思決定の行為をいう。

【一般会計】

(単位：千円)

所管	貸付金名称	平成28年度末残高
民生・労働関係		3,737,763
市民参画推進局	勤労者持家促進資金貸付	147,769
	勤労者福祉資金貸付金	10,105
保健福祉局	療養資金貸付金	17,006
	世帯更生資金・住宅移転費資金貸付金	20,014
	身体障害者更生資金貸付金	149,164
	要援護者緊急援護資金貸付金	102,877
	被保護者緊急援護資金貸付金	5,628
	介護福祉士奨学金	864
	災害援護資金貸付金（阪神・淡路大震災）	3,220,290
	災害援護資金貸付金（新湊川水害）	2,406
	災害援護資金取立供託	600
こども家庭局	父子家庭児童福祉資金貸付金	58,619
	母子小口資金	1,780
	自立促進貸付資金	641
住宅関係		209,409
住宅都市局	住宅新築資金貸付金	176,680
	宅地取得資金貸付金	32,729
教育関係		604,526
教育委員会事務局	奨学貸付金	5,490
	私立入学貸付金	1,389
	地域改善対策奨学資金貸付	597,647
合計		4,551,698

【特別会計】

(単位：千円)

所管	貸付金名称	平成28年度末残高
民生・労働関係		1,279,122
こども家庭局	母子寡婦福祉資金	1,279,122
合計		1,279,122

5. 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、平成30年7月9日から平成31年1月18日までの期間にわたり、監査を実施した。

6. 外部監査の従事者

(1) 包括外部監査人

公 認 会 計 士

遠 藤 眞 廣

(2) 包括外部監査人補助者

監査委員との協議を経て、下記の者を補助者として選任した。

(資格順・五十音順)

弁 護 士

村 上 公 一

公 認 会 計 士

安 達 誠 二

公 認 会 計 士

大 内 美 香

公 認 会 計 士

大 谷 泰 史

公 認 会 計 士

豊見里 隆 一

公 認 会 計 士

増 田 千 春

公 認 会 計 士

森 山 恭 太

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

8. その他

(1) 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てており、また率その他に報告書中の表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、神戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 債権管理に関する概要

I. 債権の概要

1. 債権の定義

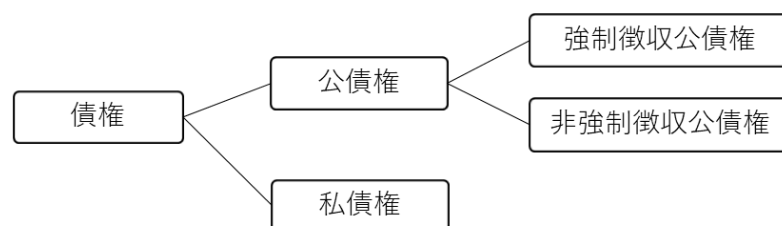
債権とは、ある者（債権者）が他の者（債務者）に対して一定の行為（給付）を請求しうることを内容とする権利をいう。金銭の借主に対して貸金の返還を請求する貸主の権利、家主に対して家屋の引渡しを請求する借家人の権利、被用者に対して労務を請求する雇主の権利などが具体例である。債権と物権は財産権の主なもので、物権が物に対する直接の支配権として排他性をもつのに対し、債権は人に対する請求権であり排他性をもたないのが原則である（例外として不動産賃借権がある）。債権発生原因として契約、不法行為、事務管理、不当利得が主なものであるが、遺言のように単独行為が原因となることもある。

一方で地方自治法上の「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう（地方自治法第237条第1項）」とされ、「債権」とは、「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（地方自治法第240条第1項）」とされる。

つまり、一般的に債権とは、金銭の給付を目的とする金銭債権と財物又は労務の給付を目的とする非金銭債権とに区分されるが、地方自治体が管理すべき債権は金銭債権に限定されることとなる。

2. 債権の区分

地方公共団体の債権は発生原因別に公債権と私債権に大別され、公債権はさらに強制徴収公債権と非強制徴収公債権とに区分される。



各債権の主な特徴を比較すると以下のとおりとなる。

債権種別	公債権		私債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	
発生	公法上の原因（不服申立可）		私法上の原因（不服申立不可）
督促	時効中断（不服申立可）		時効中断（不服申立不可）
時効	他の法律に定めがある場合を除き 5 年		1 年から 10 年
時効の援用	不要（地方自治法第 236 条第 2 項）		必要（民法第 145 条）
延滞金	あり		なし
回収方法	滞納処分	支払督促や訴えの提起などを通じて強制執行	
執行停止 ¹ 徴収停止 ²	一定の要件に該当する場合は執行停止可能（地方税法等）	一定の要件に該当する場合は徴収停止可能（地方自治法第 240 条第 3 項、同施行令第 171 条の 5）	

（１）公債権

公債権とは地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定される債権を言う。行政庁の処分（公法上の原因）により発生し、債務者はこの処分に対して不服申立が可能である。公債権は他の法律に定めがある場合を除き 5 年の時効期間の経過により消滅する。公債権はさらに以下のとおり、強制徴収公債権と非強制徴収公債権に分類される。

ア．強制徴収公債権

強制徴収公債権とは、個別の法令の根拠規定により、市が滞納債権について地方税法の例による「滞納処分」を行える債権を言う。ここで言う「滞納処分」とは、裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差し押さえ、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう。

¹ 強制徴収公債権について、滞納者に滞納処分できる財産がないとき、生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどに、滞納処分の執行を停止すること。一定の要件に該当する場合に、即時又は停止期間が 3 年間継続したときに納入義務が消滅する。

² 非強制徴収公債権及び私債権について、履行期限後相当の期間が経過してもなお完全に履行されない債権で、債務者が所在不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないため、債権の徴収が著しく困難又は不適當である場合などに、以後その保全及び取立てをしないこと。

強制徴収公債権は、地方税、分担金、過入金、過料、法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入に限定されている。

(給与・預貯金・不動産等の差押えや担保権の実行等)

イ. 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権とは個別の法令に根拠規定がないため、滞納処分が行えない債権を言う。滞納処分が行えないため、滞納債権について支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行う必要がある。

(2) 私債権

私債権とは、契約等の当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権を言う。公債権とは異なり、債務者は不服申立ができない。

私債権は民法又は商法の規定により 1～10 年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅するが、援用されなければ、私債権としての権利自体は消滅しない。

非強制徴収公債権と同様に滞納処分が行えないため、滞納債権について支払督促や訴えの提起等を通じて強制執行を行う必要がある。

3. 債権の時効及び不納欠損処理

債権区分の違いは、以下のとおり時効期間や不納欠損処理等に大きな影響を与える。

(1) 時効期間

公債権は、強制徴収公債権及び非強制徴収公債権ともに、他の法律で定めるもの以外は、5 年となる（地方自治法第 236 条第 1 項）。

一方で私債権の時効期間は一律ではなく、その債権に適用される法律に定められた期間となる。概ね 10 年（民法第 167 条第 1 項）又は 5 年（商法第 522 条）が適用される。

(2) 時効の起算点

消滅時効は権利を行使することができるときから進行する（民法第 166 条第 1 項）。「権利を行使できるとき」とは権利行使に関して法律上の障害がなくなったときをいうと解されている。具体的には次のとおりである。

➤ 履行期限の定めのある債権

履行期限が到来したとき（翌日から起算する）

➤ 履行期限の定めのない債権

債権成立時

- 分割払債務で期限の利益喪失約定がないとき
各分割払いの履行期限が到来したときから、各分割払金それぞれについて別個に時効が進行する。
- 分割払債務で期限の利益喪失約定があるとき
期限の利益を喪失した日の翌日に債務の全部につき時効が進行する。
- 民法以外に適用すべき法律の規定があるとき
金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項に関し、民法以外に適用すべき法律の規定があるときは、当該法律の規定による。

(3) 時効の中断

時効の中断とは、時効期間の進行を中断させることができる制度である。時効が中断すると、それまで進行してきた時効期間はリセットされる。民法第 147 条では、中断事由として請求（1 号）、差押え、仮差押え及び仮処分（2 号）、承認（3 号）を列挙している。請求はさらに 5 つの方法がある。

時効中断事由		内容
請求	裁判上の請求（民法149条）	債権者が、裁判上の手続により債務者に対して債務の弁済を求めた場合、時効が確定的に中断する。
	支払督促（民法150条）	
	和解及び調停申立（民法151条）	
	破産手続き等（民法152条）	
	催告（民法153条）	地方自治体が行う納入の通知及び督促には、確定的な時効中断の効力が認められている。ただし、複数回督促した場合は、初回の督促しか時効中断の効力はないとされている。
差押え・仮差押え・仮処分（民法154条、155条）		債権者が、差押え、仮差押え及び仮処分をすることによって、請求債権について時効が中断する。
承認（156条）		債務者が、時効の対象となっている権利義務があることを債権者に対して表示した場合、時効が中断する。当該表示は、明示的に認めた場合のみならず、債務の一部弁済や支払いの猶予の申し込みのように、債務の存在を前提とした行為をする場合も債務の承認があったとされている。

（４）時効の完成と援用

時効の完成とは、時効期間を経過することを言う。ただし私債権については、期間を経過するのみでは債権が消滅せず、公債権と私債権では以下のとおり、時効完成の効果は異なる。

➤ 公債権

時効の完成により債権は消滅する（地方自治法第 236 条第 2 項）。

➤ 私債権

時効の完成のみでは債権は消滅しないため、時効の援用が必要となる。ここで、時効の援用とは、債務者が時効の完成を意思表示することをいい、私債権の場合、この時効の援用がなければ債権は消滅しない（民法第 145 条）。

時効の援用とは、私債権について、時効期間満了後、債務者が、時効の利益を受けるため時効の成立を主張することを言う。これにより債権が消滅する。公債権は上述のとおり、時効の援用を必要とせず、時効期間の満了によ

り債権が消滅する。

(5) 債権放棄と不納欠損処理

債権管理においては、最大限回収するよう注力すると同時に、公正かつ合理的・能率的な債権管理も必要である。例えば数千円の少額な債権のために、数万円以上の費用を費やして回収することは明らかに不合理である。また、将来的にも回収困難な債権を長期間管理し続けることも、管理コストの面から好ましくない場合がある。

その場合は、当該債権を管理対象から外す、すなわち債権放棄等を行うことで、合理的・能率的な債権管理を実現する。

地方自治法第96条第10号によれば、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する」ためには、予め議会の議決を経なければならないとされている。このため、時効により自動的に消滅することのない私債権においては、時効の援用がなければ、議会の議決を経るか、別に条例（債権に関する管理条例等）で定めない限り債権放棄ができないことになる。

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。法律上の存在と会計上の存在は一致させることが原則である。したがって、管理対象から外す場合には、法律上、債権を消滅させた上で、不納欠損処理を行う必要がある。

Ⅱ. 神戸市における債権回収の実務

神戸市における債権管理の裁量の主体は、個別に債権管理業務を担当している各所管課である。

各所管課が担当する債権管理業務のプロセスは主に次のとおりである。

- 収入事務
 - ①調定
 - ②納入の通知
 - ③（場合によっては）収入の過誤の業務
- 督促、滞納処分
- 時効管理と債権放棄の判断

1. 神戸市における債権の分類

現在の神戸市の債権分類は次のとおりである。

分類	公法上の債権			私法上の債権
	公法上の原因（処分）に基づいて発生する債権。行政庁の処分により発生し、相手方の同意を要しない。つまり、公債権は、相手方の同意を要件とせず、行政庁の一方的な意思決定により発生する。			私法上の原因（主に契約）に基づいて発生する債権。当事者の合意により発生する。
	滞納処分（強制徴収）ができる ※法律上の位置づけあり		滞納処分（強制徴収）ができず、 法的措置（強制執行）が必要	
類型	A 地方税	B 強制徴収公債権	C 非強制徴収公債権	D 私債権
債権の管理に関する条例第2条各号の位置づけ	第1号 市の債権			
	第2号 市税	第3号 公課	第4号 その他の債権	
督促	地方税法の規定	地方自治法第231条の3①		地方自治法施行令第171条
督促手数料	地方自治法第231条の3②			×
延滞金	地方自治法第231条の3② （市税条例、神戸市の債権の管理に関する条例）			×
違約金	×			契約による
滞納処分 （強制徴収）	地方税法の規定	地方自治法第231条の3③ その他個別法の規定	×	
強制執行等	×		地方自治法施行令第171条の2	

	公法上の債権			私法上の債権
消滅時効	原則 5 年（時効の援用は不要）			原則 10 年 (注 1) (短期消滅時効が適用される債権も多数有) (注 2) ※時効の援用が必要
	地方税法の規定	地方自治法第 236 条① その他個別法の規定	地方自治法第 236 条①	
債権の具体例	市税	分担金、加入金、過料 法律で定める使用料 その他の地方公共団体の歳入 【自治法附則 6 条】 ・港湾施設使用料 ・下水道使用料 【個別法の規定】 ・行政代執行弁償金 ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・保育所保育料 ・区画整理事業清算徴収金 ・道路占用料 ・海岸保全区域占用料	・庁舎・施設使用料 ・延長保育料 ・生活保護法返還金 ・墓地使用料 ・農業集落排水施設使用料 ・幼稚園保育料 ・公立学校授業料 ※児童扶養手当過払金等、通常は「C:非強制徴収公債権」であっても、不正な手段により支給を受けたものは「B:強制徴収公債権」に該当する債権もある。	・市有土地賃貸料 ・病院診療報酬患者負担金 ・市営住宅使用料 ・水道料金 ・学童保育料 ・学校給食費 ・各種施設の電気料等実費償還金 ・住民等に対する貸付金（災害援護資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、奨学金貸付金等）

- (注) 1. 契約の相手方が商人であれば、5 年の商事時効になる。
 2. 成立した民法（債権法）一部改正（施行日・平成 32 年 4 月 1 日）により、消滅時効制度の大幅な変更が生じ、短期消滅時効は廃止される。
 3. 非強制徴収公債権と私債権の分類については、未だに明確化されていないものがあるため、判例や学説、行政実例を踏まえて、個々の債権ごとに慎重に判断し、見直していく必要がある。今後の判例の集積にも注意したい。

(出典：神戸市作成の分類表に監査人が一部加筆)

2. 神戸市債権の管理に関する条例

神戸市では「神戸市債権の管理に関する条例（平成 28 年 3 月 31 日、条例第 29 号）」が制定されている。以下で一部を抜粋する。

なお、この条例の施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日である。

(アンダーラインは監査人記載)

(市長等の責務)

第4条 市長及び公営企業管理者(以下「市長等」という。)は、法令等の定めに従い、市の債権の適正な管理に努めなければならない。

(管理手法等)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、必要な台帳を整備するものとする。

2 市長等は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

法令による適正な債権の管理及び適正管理のための体制整備の要請を規定している。

(督促)

第6条 市長等は、市の債権について履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3又は第240条の規定により、期限を指定して督促状を発して督促しなければならない。

(延滞金)

第7条 地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権について、督促状の納期限後に債務者がその履行をする場合においては、市長等は、延滞金を徴収する。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(遅延利息)

第8条 前条第1項に規定する債権以外の債権について、履行期限後に債務者がその履行をする場合においては、その都度定める遅延利息を徴収する。

2 遅延利息の額の計算については、前条第3項及び第4項並びに神戸市市税条例第13条第4項の規定を準用する。

督促の義務、並びに延滞金、遅延利息の徴収義務を規定している。なお、遅延利息はその都度定めてあるものについて徴収することになっている。

(強制執行等)

第10条 市長等は、その他の債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第13条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第14条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合

は、この限りでない。

(1) 担保の付されているその他の債権(保証人の保証があるその他の債権を含む。)については、当該その他の債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のあるその他の債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しないその他の債権(第1号に該当するその他の債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(徴収停止)

第13条 市長等は、その他の債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第14条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

(3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

(4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係るその他の債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

債権の回収過程の管理手法である、強制執行等、徴収停止、履行延期の特約等を規定している。なおこの三者のうち、「徴収停止」については時効中断事由に当たらない。

(免除)

第15条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係るその他の債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

普通地方公共団体の債権は原資が公金であり、免除について慎重であるべきことは当然であり、第15条はその取扱いを規定している。

(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により

債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。

(市会への報告)

第 17 条 市長は、前条の規定によりその他の債権を放棄したときは、これを市会に報告するものとする。

債権の放棄を行う手法として議会の決議(地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号)とは別に市長等の判断で放棄できる場合を規定している。また、第 16 条第 1 号は消滅時効に係る時効期間が満了した私債権を対象にしたものである。なお、第 16 条による債権放棄は、市会への報告が必要である(第 17 条)。

3. 神戸市債権管理条例の組み立て

「神戸市債権の管理に関する条例」の各条文の規定と債権の種類の関係は次のとおりである。

1. 条例第 2 条で定義している用語と債権の種類の関係

- (1) 市の債権 強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権。
- (2) 市税 強制徴収公債権のうちの市税
- (3) 公課 市税以外の強制徴収公債権
- (4) その他の債権 非強制徴収公債権、私債権

2. 各条文と債権の種類の関係 (●は、各条文が対象としている債権の種類)

条文	内容	債権の種類			備考
		強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権	
第 1 条	目的	●	●	●	
第 2 条	定義	●	●	●	
第 3 条	法令等との関係	●	●	●	
第 4 条	市長等の責務	●	●	●	
第 5 条	管理手法等	●	●	●	
第 6 条	督促	●	●	●	※
第 7 条	延滞金	●	●		
第 8 条	遅延利息			●	
第 9 条	滞納処分等	●			
第 10 条	強制執行等		●	●	
第 11 条	履行期限の繰上げ	●	●	●	
第 12 条	債権の申出等	●	●	●	
第 13 条	徴収停止		●	●	

条文	内容	債権の種類			備考
		強制徴収 公債権	非強制徴収 公債権	私債権	
第 14 条	履行延期の特約等		●	●	
第 15 条	免除		●	●	
第 16 条(1)	放棄（時効期間満了時）			●	
第 16 条(2)	放棄（破産法該当時）		●	●	
第 17 条	市会への報告		●	●	
第 18 条	施行細目の委任	●	●	●	

※条例第 6 条で参照している自治法の条文と、債権の種類及び督促の性質との関係

自治法第 231 条の 3：強制徴収公債権、非強制徴収公債権の督促の規定（審査請求可能）

自治法第 240 条：私債権の督促の規定（詳細は自治令第 171 条で規定）（審査請求不可）

4. 調定についての通知

監査事務局及び行財政局から「収入・戻入調定の取扱いにかかる注意点について（通知）」（監 1 第 536 号、行総総第 1697 号、平成 30 年 1 月 15 日）が発出されている。詳細は「第 3 外部監査の結果 V. 収入未済額と前年度以前調定額との差異について」を参照。

5. 債権管理の支援体制

平成 20 年度に債権管理業務を担当する各局をメンバーとする「債権管理対策推進本部」が設置された。これは当初 3 年間の時限的な組織であった。

同推進本部は、立ち上がり時は専任 3 名、嘱託 3 名の体制であったが、現在は兼務 3 名のみであり、「5. 主な 12 債権における収入額等の推移等」に記載されている主な 12 債権について継続して調査を行っている。

また、平成 23 年度から各局の債権管理の取組みを支援するため、常設の相談窓口が設けられ、相談内容及び窓口は次のとおりとなっている。

- 強制徴収公債権について強制徴収を行う場合
行財政局主税部収税課
- 私債権、非強制徴収公債権について法的措置を行う場合及び債権管理に関する法的見解を求める場合
行財政局総務部法務課

6. 主な 12 債権における収入額等の推移等

債権管理対策推進本部の資料によれば主な 12 債権について時系列で調査している。

主要 12 債権における収入額等の推移（速報値：平成 29 年 7 月各局報告分）は次のとおりである。なお、債権管理対策推進本部の主要 12 債権と、本報告書の抽出並びに報告書記載対象とは、選定基準が異なっている。

(単位：百万円)

市税		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	280,069	270,593	1,348	8,127	96.61%	0.7
	現年度分	270,268	267,672	35	2,560	99.03%	0.1
	滞納繰越分	9,800	2,920	1,312	5,566	29.80%	4.6
26年度 実績	総 額	282,762	275,006	991	6,764	97.25%	0.6
	現年度分	274,703	272,350	64	2,288	99.14%	0.1
	滞納繰越分	8,058	2,655	926	4,476	32.95%	3.2
27年度 実績	総 額	278,541	271,892	713	5,936	97.61%	0.4
	現年度分	271,829	269,618	59	2,152	99.18%	0.0
	滞納繰越分	6,711	2,274	653	3,784	33.88%	0.9
28年度 実績	総 額	278,188	272,272	726	5,190	97.87%	0.3
	現年度分	272,301	270,317	45	1,939	99.27%	0.1
	滞納繰越分	5,886	1,955	681	3,251	33.21%	△ 0.7
国民健康保険料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	41,515	32,451	2,051	7,012	78.17%	1.2
	現年度分	34,453	31,579	0	2,874	91.66%	0.3
	滞納繰越分	7,061	872	2,051	4,138	12.35%	0.8
26年度 実績	総 額	41,053	32,967	1,870	6,215	80.30%	2.1
	現年度分	34,297	32,017	0	2,278	93.35%	1.7
	滞納繰越分	6,756	949	1,869	3,937	14.06%	1.7
27年度 実績	総 額	38,739	31,804	1,698	5,236	82.10%	1.8
	現年度分	32,792	30,785	1	2,005	93.88%	0.5
	滞納繰越分	5,946	1,018	1,696	3,230	17.14%	3.1
28年度 実績	総 額	38,651	31,711	991	5,948	82.04%	△ 0.1
	現年度分	33,091	30,923	0	2,167	93.45%	△ 0.4
	滞納繰越分	5,560	787	991	3,780	14.17%	△ 3.0
後期高齢者医療保険料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	14,409	14,127	55	226	98.04%	0.0
	現年度分	14,188	14,059	0	128	99.09%	0.1
	滞納繰越分	221	68	55	97	30.73%	4.4
26年度 実績	総 額	15,187	14,909	57	220	98.17%	0.1
	現年度分	14,961	14,826	0	135	99.10%	0.0
	滞納繰越分	225	82	57	85	36.57%	5.8
27年度 実績	総 額	15,188	14,915	52	220	98.20%	0.0
	現年度分	14,969	14,836	0	132	99.11%	0.0
	滞納繰越分	219	78	52	87	35.99%	△ 0.6
28年度 実績	総 額	16,267	15,991	51	224	98.31%	0.1
	現年度分	16,047	15,910	0	137	99.15%	0.0
	滞納繰越分	220	81	51	87	36.99%	1.0
介護保険料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	23,234	22,318	247	667	96.06%	0.1
	現年度分	22,601	22,240	0	360	98.40%	0.1
	滞納繰越分	632	78	247	306	12.44%	1.2
26年度 実績	総 額	24,147	23,204	278	664	96.10%	0.0
	現年度分	23,480	23,120	0	360	98.46%	0.1
	滞納繰越分	666	84	278	303	12.62%	0.2
27年度 実績	総 額	26,507	25,554	275	676	96.41%	0.3
	現年度分	25,844	25,470	0	373	98.55%	0.1
	滞納繰越分	663	84	275	303	12.75%	0.1
28年度 実績	総 額	27,138	26,193	273	671	96.52%	0.1
	現年度分	26,462	26,106	0	356	98.65%	0.1
	滞納繰越分	675	87	273	315	12.90%	0.1

生活保護費（納付金）		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	1,838	837	88	912	45.53%	△ 1.7
	現年度分	1,015	810	0	205	79.80%	△ 2.7
	滞納繰越分	823	27	88	707	3.30%	△ 0.7
26年度 実績	総 額	1,834	717	79	1,037	39.10%	△ 6.4
	現年度分	921	691	0	230	74.96%	△ 4.8
	滞納繰越分	912	26	79	807	2.89%	△ 0.4
27年度 実績	総 額	2,108	741	95	1,272	35.16%	△ 3.9
	現年度分	1,071	714	0	356	66.73%	△ 8.2
	滞納繰越分	1,037	26	95	915	2.57%	△ 0.3
28年度 実績	総 額	2,339	827	104	1,407	35.36%	0.2
	現年度分	1,066	795	0	271	74.56%	7.8
	滞納繰越分	1,272	31	104	1,136	2.49%	△ 0.1
保育所保育料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	6,490	5,928	18	543	91.34%	1.0
	現年度分	5,907	5,817	0	89	98.48%	0.3
	滞納繰越分	583	110	18	453	19.00%	1.3
26年度 実績	総 額	6,767	6,259	8	499	92.49%	1.2
	現年度分	6,224	6,143	0	80	98.71%	0.2
	滞納繰越分	543	115	8	419	21.31%	2.3
27年度 実績	総 額	5,645	5,236	8	400	92.75%	0.3
	現年度分	5,146	5,093	0	53	98.97%	0.3
	滞納繰越分	498	142	8	347	28.64%	7.3
28年度 実績	総 額	4,525	4,233	1	290	93.55%	0.8
	現年度分	4,125	4,092	0	32	99.21%	0.2
	滞納繰越分	400	140	1	257	35.14%	6.5
母子父子寡婦福祉資金貸付金		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	463	142	0	320	30.83%	0.7
	現年度分	137	118	0	18	86.52%	1.1
	滞納繰越分	325	23	0	301	7.35%	0.1
26年度 実績	総 額	453	137	0	316	30.38%	△ 0.4
	現年度分	133	115	0	18	86.39%	△ 0.1
	滞納繰越分	320	22	0	297	7.01%	△ 0.3
27年度 実績	総 額	451	147	0	303	32.72%	2.3
	現年度分	135	120	0	15	88.86%	2.5
	滞納繰越分	316	27	0	288	8.68%	1.7
28年度 実績	総 額	433	145	6	281	33.50%	0.8
	現年度分	129	114	0	14	88.76%	△ 0.1
	滞納繰越分	303	30	6	266	9.94%	1.3
下水道使用料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	20,234	19,940	55	238	98.55%	0.0
	現年度分	19,960	19,846	0	113	99.43%	0.0
	滞納繰越分	273	93	55	125	34.06%	△ 2.9
26年度 実績	総 額	20,422	20,190	30	200	98.87%	0.3
	現年度分	20,185	20,093	0	91	99.55%	0.1
	滞納繰越分	236	97	30	108	40.98%	6.9
27年度 実績	総 額	20,457	20,249	25	182	98.98%	0.1
	現年度分	20,241	20,157	0	83	99.59%	0.0
	滞納繰越分	216	91	25	98	42.54%	1.6
28年度 実績	総 額	20,416	20,236	17	162	99.12%	0.1
	現年度分	20,196	20,123	0	72	99.64%	0.1
	滞納繰越分	219	113	17	89	51.53%	9.0

市営住宅使用料		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	14,109	13,754	62	292	97.49%	0.2
	現年度分	13,775	13,692	0	82	99.40%	△ 0.0
	滞納繰越分	333	61	62	209	18.52%	△ 0.8
26年度 実績	総 額	13,951	13,614	50	285	97.59%	0.1
	現年度分	13,618	13,550	0	68	99.50%	0.1
	滞納繰越分	332	64	50	217	19.38%	0.9
27年度 実績	総 額	13,759	13,434	56	267	97.64%	0.1
	現年度分	13,437	13,373	0	64	99.52%	0.0
	滞納繰越分	321	61	56	203	19.08%	△ 0.3
28年度 実績	総 額	13,560	13,265	57	237	97.82%	0.2
	現年度分	13,268	13,204	0	64	99.52%	△ 0.0
	滞納繰越分	292	60	57	173	20.86%	1.8
賃貸料（港湾事業会計分）		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	8,191	7,937	0	254	96.90%	1.3
	現年度分	7,831	7,805	0	26	99.67%	1.0
	滞納繰越分	360	131	0	228	36.65%	6.3
26年度 実績	総 額	8,135	7,866	0	269	96.69%	△ 0.2
	現年度分	7,881	7,828	0	53	99.33%	△ 0.3
	滞納繰越分	254	37	0	216	14.82%	△ 21.8
27年度 実績	総 額	8,667	8,391	0	275	96.82%	0.1
	現年度分	8,405	8,354	0	50	99.40%	0.1
	滞納繰越分	262	36	0	225	14.08%	△ 0.7
28年度 実績	総 額	9,208	8,956	92	159	97.26%	0.4
	現年度分	8,929	8,914	0	14	99.84%	0.4
	滞納繰越分	279	41	92	145	14.88%	0.8
賃貸料（新都市事業会計分）		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	2,340	2,180	0	160	93.16%	0.5
	現年度分	2,157	2,072	0	84	96.07%	0.5
	滞納繰越分	183	108	0	75	58.97%	△ 2.8
26年度 実績	総 額	2,324	2,208	0	116	94.99%	1.8
	現年度分	2,164	2,153	0	10	99.51%	3.4
	滞納繰越分	160	54	0	105	33.83%	△ 25.1
27年度 実績	総 額	2,265	2,140	55	69	94.49%	△ 0.5
	現年度分	2,148	2,136	0	11	99.44%	△ 0.1
	滞納繰越分	116	3	55	57	3.24%	△ 30.6
28年度 実績	総 額	2,207	2,145	0	62	97.19%	2.7
	現年度分	2,138	2,130	0	8	99.62%	0.2
	滞納繰越分	69	15	0	54	21.78%	18.5
水道料金		調定額	収入額	欠損額	未収金額	徴収率	徴収率増減
25年度 実績	総 額	32,325	32,099	33	192	99.30%	0.0
	現年度分	32,149	32,027	0	122	99.62%	△ 0.1
	滞納繰越分	176	72	33	70	40.88%	△ 3.9
26年度 実績	総 額	32,408	32,199	24	185	99.35%	0.1
	現年度分	32,216	32,098	0	117	99.64%	0.0
	滞納繰越分	192	100	24	67	52.14%	11.3
27年度 実績	総 額	32,615	32,408	18	189	99.36%	0.0
	現年度分	32,430	32,309	0	121	99.63%	△ 0.0
	滞納繰越分	185	98	18	68	53.38%	1.2
28年度 実績	総 額	32,641	32,452	24	164	99.42%	0.1
	現年度分	32,452	32,354	0	97	99.70%	0.1
	滞納繰越分	189	97	24	66	51.68%	△ 1.7

4年間の徴収率増減を見ると、生活保護費（納付金）の徴収率が平成27年まで毎年下落していたが、平成28年度は改善していること、国民健康保険料の徴収率が平成28年度のみ下落していること、などが特徴的である。

主要12債権の未収金額の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

局	主な未収債権	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
行財政局	市税	8,127	6,765	5,936	5,190
保健福祉局	国民健康保険料	7,013	6,216	5,236	5,949
	後期高齢者医療保険料	227	220	220	224
	介護保険料	667	664	677	672
	生活保護費（給付金）	913	1,038	1,272	1,408
こども家庭局	保育所保育料	543	500	401	290
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	320	316	304	281
建設局	下水道使用料	239	201	182	162
住宅都市局	市営住宅使用料	292	286	268	238
みなと総局	賃貸料（港湾）	254	270	276	160
	賃貸料（新都市）	160	117	69	62
水道局	水道料金	192	185	189	165
全市		32,973	30,252	23,197	21,301
全市における主要12債権の割合		57.5%	55.5%	64.8%	69.5%

市税の未収金額は4年間で逓減傾向にある。また、全市の未収債権合計も同じく逓減傾向にある。なお、全市の未収金額には一般会計、特別会計のほか企業会計も含めている。

主な債権の不納欠損額の推移は次のとおりである。

(単位：百万円)

局	主な未収債権	平成25年度 欠損	平成26年度 欠損	平成27年度 欠損	平成28年度 欠損
行財政局	市税	1,348	991	713	726
保健福祉局	国民健康保険料	2,051	1,870	1,699	991
	後期高齢者 医療保険料	55	58	53	52
	介護保険料	247	279	276	274
	生活保護費 (給付金)	89	79	95	105
	保育所保育料	19	8	8	2
こども 家庭局	母子父子寡婦 福祉資金貸付金	0	0	0	7
建設局	下水道使用料	55	31	26	17
住宅都市局	市営住宅使用料	63	51	57	58
みなと総局	賃貸料 (港湾)	0	0	0	93
	賃貸料 (新都市)	0	0	56	0
水道局	水道料金	34	24	18	25
全市		4,312	3,800	8,425	3,858
全市との割合		91.9%	89.2%	35.6%	60.9%

平成 27 年度の全市の不納欠損額 8,425 百万円には災害援護資金貸付金 (阪神・淡路大震災等の災害貸付金) の不納欠損額 5,354 百万円が含まれており、それを除くと 3,071 百万円となる。

主要 12 債権の債権種別及び時効期限等は次のとおりである。

局	主な未収債権	債権種別	時効	根拠規程
行財政局	市税	公債権	5 年	地方税法、神戸市市税条例
保健福祉局	国民健康保険料	公債権	2 年	国民健康保険法、神戸市国民健康保険条例
	後期高齢者医療保険料	公債権	2 年	高齢者の医療の確保に関する法律、神戸市後期高齢者医療に関する条例
	介護保険料	公債権	2 年	介護保険法、神戸市介護保険条例
	生活保護費（給付金）	公債権	5 年	生活保護法
こども家庭局	保育所保育料	公債権	5 年	児童福祉法、子ども・子育て支援法
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	10 年	民法、母子及び父子並びに寡婦福祉法
建設局	下水道使用料	公債権	5 年	下水道法、神戸市下水道条例
住宅都市局	市営住宅使用料	私債権	5 年	民法、公営住宅法、神戸市市営住宅条例、神戸市厚生年金住宅条例
みなと総局	賃貸料（港湾）	私債権	5 年	民法
	賃貸料（新都市）	私債権	5 年	民法
水道局	水道料金	私債権	2 年	神戸市水道条例、神戸市六甲山上水道条例第 2 条

第3 外部監査の結果

I. 外部監査の総評並びに指摘事項及び意見の一覧について

項目	内容	番号
総評		
債権管理体制について	現状の債権管理体制の問題点について	1

監査の指摘事項及び意見の一覧は次表のとおりである。

なお指摘事項と意見の違いは次のとおりである。

監査の「指摘事項」：監査の視点等に抵触するもの。

監査の「意見」：「指摘事項」以外で、改善・検討を求める事項。

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
総括的意見			
所管課の整備について〔行財政局職員部組織制度課〕	債権管理体制をサポートする所管課の整備について	1	
一元管理などについて〔行財政局職員部組織制度課〕	債権回収業務の確実な執行を行う体制について		1
外部専門職等の活用について〔行財政局総務課〕 ¹	外部専門職等への委託について		2
延滞金等の徴収上の取扱いに関する方針について〔行財政局総務課〕	延滞金等の取扱いについて	2	
歳入歳出決算書調製プロセスについて〔行財政局総務課〕	歳入歳出決算書調整プロセスの整備について	3	
債権回収に係るシステムについて			
債権回収に係るシステム	情報資産に対するリスク分析の実施について（住宅貸付金システム）		3

¹総括的意見は全庁的な課題であるが、指摘事項-1にあるように組織横断的な所管課が存在しない現状で、監察係を念頭に置き総務課所管としている。

項目 [所管]	内容	指摘事項	意見
[住宅貸付金システム…住宅都市局住宅部住宅政策課] [精算徴収金システム…住宅都市局市街地整備部業務課] [住宅総合管理システム…住宅都市局住宅部住宅管理課]	入退室管理の徹底について（住宅貸付金システム）		4
	定期保守の実施について（住宅総合管理システム）		5
	定期保守の実施について（住宅貸付金システム）		6
	定期保守業者の確保について（清算徴収金システム）	4	
	盗難防止のための措置について（住宅総合管理システム、住宅貸付金システム、清算徴収金システム）		7
	サービスレベルの保証について（住宅総合管理システム）		8
	関係事業者間における責任体制の明確化について（住宅総合管理システム）	5	
	不要 ID の削除について（住宅貸付金システム）		9
	パスワードに関する情報の管理について（清算徴収金システム）		10
	仕様書について（住宅総合管理システム）		11
	作業内容の記録について（住宅総合管理システム）		12
	情報セキュリティ実施手順書の策定（清算徴収金システム）	6	
	情報セキュリティ実施手順書の見直し（住宅総合管理システム）		13
[自主監査について…企画調整局情報化戦略部情報政策担当、住宅都市局住宅部住宅政策課、市街地整備部業務課、住宅都市局住宅管理課]	自主監査について		14

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
〔リース期間満了に伴う環境（機器）更新について…住宅都市局住宅部住宅管理課〕	リース期間満了に伴う環境（機器）更新について		15
〔セキュリティ対策の徹底について…住宅都市局市街地整備部業務課〕	セキュリティ対策の徹底について	7	
収入未済額と前年度以前調定額との差額について			
収入未済額と前年度以前調定額との差額	新システムへの移行時の差異について	8	
〔環境局〕	多額かつ複数の重複計上について	9	
〔行財政局〕	収入未済額と前年度以前調定額との差額原因の把握について	10	
〔経済観光局〕	損害金欠損調定の削除について	11	
〔保健福祉局〕	損害金収入未済額の簿外処理について	12	
〔住宅都市局〕	過誤納に係る調定について	13	
他団体貸付金に対する監査の結果について			
独立行政法人神戸市民病院機構〔保健福祉局健康部地域医療課〕	購入機器変更に係る市への事前の報告について	14	
	計画外の改修等に係る市への事前の報告について	15	
	予算要求額を上回る貸付けについて		16
	貸付先の返済能力検討に関する書類の保管について		17
神戸新交通株式会社〔住宅都市局公共交通課〕	貸付金の回収に向けた取り組みの検討について		18
一般財団法人神戸すまいまちづくり公社〔住宅都市局総務課〕	回収可能性の定期的な確認について		19
一般会計に係る収入未済債権の監査の結果について			

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
【１】行財政局			
諸給与金戻入過年度収入〔職員部給与課〕	収入未済額の適切な計上について	16	
	給与戻入債権に対する適時適切な対応について		20
ふるさと納税寄附金〔主税部税制課〕	未納付の寄付申込に関する調定の取り消しについて	17	
一般土地貸地料〔資産活用部資産活用課〕	法的措置の厳格な適用について	18	
【２】市民参画推進局			
勤労者福祉融資貸付返還金〔参画推進部男女活躍勤労課〕	債務者の動向の把握について		21
【３】保健福祉局			
災害援護資金貸付金〔総務部総務課〕	違約金の徴収について	19	
	免除申請の承認に係る書面の保存について		22
	不納欠損額の処理について	20	
住宅移転資金貸付金〔総務部総務課〕	債権放棄手続きの実施について		23
災害公営住宅補助的支援〔高齢福祉部高齢福祉課〕	内部統制体制の確立について	21	
生活保護費等納付金〔生活福祉部保護課〕	相続人に対する適切な催告手続等の実施について	22	
	居所調査の実施について	23	
	適切な不納欠損処理の実施について	24	
療養資金貸付金〔生活福祉部保護課〕	債権放棄手続きの適切な実施について		24
在宅老人福祉費納付金〔高齢福祉部介護保険課〕	債権管理の責任の所在の明確化	25	
身体障害者更生資金貸付金〔障害福祉部障害者支援課〕	適切なデータの保存について		25
	債権管理体制について	26	
	滞納債権の管理に係る内部統制の仕組みについて	27	

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
	不納欠損処理基準の改定について	28	
介護給付費返還金〔障害福祉部 障害者支援課〕	時効の管理について	29	
	実地指導のルールについて		26
心身障害者扶養共済納付金〔障 害福祉部障害者支援課〕	滞納整理業務について		27
同和更生資金貸付基金収入〔総 務部人権推進課〕	過年度の包括外部監査の結果に対 する措置状況について	30	
	効率的な債権管理		28
【４】こども家庭局			
保育所利用者負担金〔各区健康 福祉課・支所保健福祉課〕	債権の回収方法について		29
	債権の管理方法について	31	
	延滞金の徴収について	32	
	滞納者に対する厳格な対応につい て		30
公立保育所延長保育納付金〔各 保育所〕	不納欠損処理の実施について	33	
	口座振替の導入について		31
	日割の延長保育料の導入について		32
	延滞金の徴収について	34	
幼児主食提供〔各保育所〕	不納欠損処理の実施	35	
	口座振替の導入について		33
	遅延利息の徴収について	36	
学童保育料〔こども企画育成部 こども青少年課〕	指定管理者との協力体制の整備に ついて		34
	不納欠損処理の適用検討について		35
	管理方法の改善について		36
児童扶養手当〔こども企画育成 部こども家庭支援課〕	債権管理簿の記載について		37
	管理システムの改善について		38
	不正利得者に対する強制徴収公債 権としての取り扱いについて		39
【５】環境局			
産業廃棄物処理費弁償金〔事業 系廃棄物対策部〕	貸付先の経営状況の適切な把握に ついて		40

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
指定袋売却代〔事業系廃棄物対策部〕	指定業者の定期的な財務内容の確認について	37	
【6】建設局			
湊川公園ビル土地賃地料〔公園部管理課〕	契約解除について	38	
公園占用料〔公園部管理課〕	不法占拠時の請求について	39	
	不法占拠時の対応方針の策定について		41
道路占用料〔道路部管理課〕	占用許可の適時の更新について		42
【7】住宅都市局			
神戸市住宅新築資金等貸付金〔住宅部住宅政策課〕	データの適切な保存について		43
	償還事務について	40	
	専門業者への外部委託の検討について		44
	法的手続きの推進について	41	
区画整理事業清算徴収金〔市街地整備部業務課〕	収入未済額の過大計上について	42	
	納付猶予時の規程の整備について		45
	延滞金の徴収について	43	
都市計画事業用建物敷金・保証金〔市街地整備部市街地整備課〕	入居判断にあたっての敷金の取扱い基準について	44	
【8】みなと総局			
工事負担金〔海岸防災部〕	連帯保証の請求について		46
【8】教育委員会事務局			
高等学校入学貸付金返還金〔学校教育部学校教育課〕	遅延利息の裁量について	45	
	財務会計上の収入未済額と前期繰越額の相違	46	
大学入学貸付金返還金〔学校教育部学校教育課〕	遅延利息の裁量について	47	
	財務会計上の収入未済額と前期繰越額の相違	48	
小学校償還金〔総務部学校経営支援課〕	二重調定について	49	

項目〔所管〕	内容	指摘事項	意見
奨学貸付金返還金〔総務部学校経営支援課〕	回収可能性の低い少額債権の不納欠損処理について	50	
特別会計に係る収入未済債権の結果について			
国民健康保険事業〔保健福祉局高齡福祉部国保年金医療課〕	不納欠損処理のタイミングについて	51	
	債権管理の一元化について		47
	収納強化の促進について		48
	延滞金の徴収について	52	
	遅延利息の計上について	53	
	より早い収納推進について		49
後期高齡者医療事業〔保健福祉局高齡福祉部国保年金医療課〕	現年分収納率のさらなる向上にむけて		50
介護保険事業〔保健福祉局高齡福祉部介護保険課〕	保険料未納者に対する給付制限の周知徹底について		51
	電話催告、財産調査の徹底		52
	連帯納付義務者及び相続人に対する賦課・徴収について		53
母子父子寡婦福祉資金貸付〔こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課〕	債権の管理方法について	54	
	遅延利息の徴収について	55	
	連帯保証人への督促について	56	
市場事業〔経済観光局中央卸売市場運営本部本場〕	神戸市中央卸売市場業務条例に基づく許可の取り消し	57	
	時効の中断の努力について	58	
	入金管理について	59	
	返済計画の作成	60	
市営住宅事業〔住宅都市局住宅部住宅管理課〕	財務報告の正確性について	61	
	合計	114	

Ⅱ．総評

1．債権管理体制について

平成20年度に神戸市が保有する債権の適正管理を全庁的に行い歳入の確保を図るとともに公平性と行政の信頼性の確保を図るため神戸市債権管理対策本部を立ち上げた。

債権管理対策本部では、未収債権の回収を主題として設定し毎年度開催される本部会議で各部局での未収債権の回収の取組みを報告することによりノウハウの共有を図ってきた。また市税がもつ強制徴収のノウハウを他部局にも広げていくということに取り組んできた。

平成26年度以降、本部会議は開催されず各部局における未収債権の回収状況を報告するのみとなっている。

現在の債権管理対策本部における債権管理の取組みは各部局で強制徴収公債権の強制徴収を行う場合に債権管理対策本部の事務局である行財政局収税課が相談にのるというものである。

現在、神戸市における債権回収体制は、各所管課での担当者の個別管理となっている。さらに当該担当者はその他の業務を兼務し、債権回収の専任ではないことがほとんどである。

例えば、神戸市の税外債権の中でも多額の収入未済額がある生活保護費返還金について、中央区の管理体制及び債権総額・件数（滞納金に対する納付書発送件数）は以下のとおりである。

【中央区】債権管理体制（生活保護費返還金）

- 主担当：職員1名（兼務）、副担当：職員2名（兼務）
- 納付書・督促状等の封入・発送作業に関しては、担当以外に手隙の嘱託職員・パート職員等1名程度（兼務）が補助
- 本庁が雇用する生活保護廃止世帯債権管理班（嘱託職員計4名）は、平成29年8月より、順次、各区を回り、債権管理に関する助言のほか、保護廃止後債権の居所不明ケースの戸籍調査や死亡ケースの相続人調査、他区での再受給確認等を行っている。中央区においては、平成30年8月より依頼し、概ね週1回、嘱託職員3名が補助

【中央区】生活保護費等の債権の回収状況

「第3外部監査の結果 VII. 一般会計に係る収入未済債権の監査の結果について 【3】保健福祉局 4. 生活保護等納付金」参照。

主担当は他の業務と兼務もある職員1名、副担当2名となっており、2万件を超える調定数を管理するには十分とは言えない。また、特に生活保護に係る債権は、滞納者への対応も困難を伴うことが多い。その上、担当者は人事異動があり、債権回収に関する知識と経験を十分に蓄積できる体制とは言い難い。

<評価-1> 現状の債権管理体制の問題点について

今回の監査を通じて、各部局で収入未済債権の管理上問題となる次のような問題点を発見している。

- 当年度において、会計課の有する財務会計システムデータで前年度以前からの繰越調定額が、前年度決算における収入未済額と一致しない原因について確認したところ、当年度になってから繰越調定額を適正に変更した例はあるが、その変更した合計額に前年度以前からの繰越調定額を加えたものと前年度決算における収入未済額との差額が説明できない、と供述している。

(歳入歳出決算書調製プロセスについて 「第3外部監査の結果 Ⅲ. 総括的意見 指摘事項-3」及び、「Ⅴ. 収入未済額と前年度以前調定額との差異について」参照)

- システム移行時に、旧システムからのデータの引継ぎが正しくできておらず、正しい債権額を把握していない。
- 調定をたてたものの、年度内に収入できなかったものは、出納整理期間中に調定を取り消し、収入未済がない状態にしたうえで決算を調製し、翌年度に再度、調定を登録する、という運用をしている。その運用が正しい運用であると思い込んでいる。
- 二重調定など、徴収の必要のないものがシステム上放置され、年度を越してしまっているため、決算値が間違っている。二重調定などは、収入未済の状況を適宜確認しておれば、すぐに気づくはずだが、収入未済の状況確認を行っていないため、気づかないまま、年度を越してしまっている。
- 延滞金、遅延利息の取り扱いに関する方針を定めていない。

(「第3外部監査の結果 Ⅲ. 総括的意見 4. 延滞金等の徴収上の取扱いに関する方針について 指摘事項-2」参照)

- 各所管課には基本的に債権管理の専任はおらず、兼任で業務に当たっている。そのため通常業務に追われ、債権回収業務が公金回収の重要な業務であるという認識が乏しく、十分な債権管理を行える体制ではない。
- 滞納処理に対する専門知識が不足しているため、効果的及び効率的な処分が行えない場合がある。また、差押の執行や裁判手続を行うことに対して、

心理的な抵抗がある。現状、催告中心の滞納整理となっており、催告も「お願い」程度であり、納付計画も滞納者主導のものとなっている。

（「第3 外部監査の結果 III. 総括的意見 3. 外部専門職等の活用について 意見-2」参照）

包括外部監査人は、調定という行為を曖昧に扱い（曖昧に扱っても指摘されることがない）債権回収業務を全うしていない、その結果、決算書の不納欠損額及び収入未済額の虚偽表示に繋がるという意識の希薄さに危ういものを感じている。今回の包括外部監査で浮かび上がった問題点は、原課の高い職業意識と能力を前提とする業務の分散かつ兼務体制により業務の効率性を追求した結果の限界が露呈したものという心証を抱いている。

III. 総括的意見

1. 債権管理体制をサポートする所管課の整備について

＜指摘事項-1＞ 債権管理体制をサポートする所管課の整備について

神戸市の平成 28 年度の収入未済額は 207 億円（一般会計 131 億円と特別会計 76 億円（地方公営企業会計を除く））に達している。特に一度滞納繰越となったものに対する収納率は低い。歳入の確保、債権の適正管理、市民負担の公平性の推進といった観点から、収入未済額の縮減は極めて重要な課題である。

神戸市債権の管理に関する条例（平成 28 年 3 月 31 日 条例第 29 号）、第 5 条第 2 項は「市長等は、市の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、市の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。」と定める。

市民と直接の接点のある最前線の原課は、第一に市民サービスの向上に努めるであろう。その原課にマニュアル、上司の指示、収入未済額に関する引継ぎ、債権回収の研修等々がなく、しかも兼務体制で債権回収に尽力せよと言うにも限度がある。また、債権回収が職務の範囲であるという認識に乏しい。それは、回収することが人事考課に結び付かないことに原因がある。上記の問題点が発見されていることから神戸市の債権回収を行う現状の管理体制は不十分であり、新たに事務分担を明確にした債権管理体制を再整備することが必要である。

（各所属長のもとで克服すべき課題）

- 職員に対する調定のあり方に関する再教育及び指導、並びに収入未済額と前年度以前調定額との差額のチェック及び評価検討。

- I T（情報技術）システムの活用・導入による業務の効率化の推進。
- 延滞金、遅延利息の取り扱いに関する方針策定。

各所属長のもとでの課題は当然その所管内で解決すべきである。しかし解決のためのマニュアル、手引き、指導指針等を全庁的に統一した内容で徹底するために通知等を発する権限のある債権管理体制をサポートする所管課が存在しない。全庁的かつ組織横断的なスタッフとして位置づけられる所管課が早急に整備されることが必要である。

2. 一元管理などについて

＜意見-1＞ 債権回収業務の確実な執行を行う体制について

強制徴収、強制執行等の回収業務を確実に執行することが求められる。この問題に対しては、所属長のもと原課内で職務分掌変更に及ぶ新たな債権回収体制を整える、あるいは滞納繰越債権の所管換えを受け、回収業務を執行する専任部署を設ける（一元化）などの様々な方策が考えられ、その体制を整えることに留意が必要である。

なお、神戸市には平成 20 年度から「債権管理対策推進本部」が設けられているが、債権回収のノウハウを各局債権管理所管課に伝達し各所管課のレベルアップを図ることが目的とされている組織ではあるが、現状はそれでもなお上記の諸問題が露呈しており、ここで指摘している一元管理などとは全く異なるものである。

3. 外部専門職等の活用について

現状の債権管理は所管課の担当者が兼務かつ少人数であたっているケースが多く、膨大な件数の債権の対応に追われて、すべての滞納者に対応することができていないという人的側面からの限界がある。今回の監査の結果、特に私債権において専任の担当者もおらず、どのように回収手続を行うべきか判断できず、その結果回収努力を行っていないケースも見受けられた。

現在神戸市では外部の弁護士に債権回収に関し相談することはあるが、債権回収そのものの委託はほとんど行っていない（委託を行っている所管課もある）。内部の債権管理体制を整備・充実させていくこととともに、特に、紛争性のある案件について外部の専門職を積極的に活用することが効率的な債権管理につながるものと考えられる。

＜意見-2＞ 外部専門職等への委託について

債権回収においては様々な法律が複雑に関係しており、高い専門性が要求される場面が多々存在する。債権管理は本来業務の合間に行われているケースが多く、本来業務優先となっている状況では、十分な債権回収の経験や知識の蓄積が困難である事が多く、特に滞納繰越分の回収業務は疎かになる可能性が高い。内部で全てに対処することが難しい場合には、専門家、民間会社との連携を伴う形の外部への委託を検討されたい。

以下、総務省「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査（平成26年2月）」より、公金の回収に関する実態調査、民間委託の導入効果及び民間委託実績のある地方公共団体の事例である。参考に抜粋し記載する。

① 委託先別の導入効果

委託先	委託の概要	導入効果
サービス	○ 特定金銭債権の場合であれば、催告、納付相談、強制執行までを委託することができる。ただし、今回の事例では、債権の福祉的観点等から強制執行に踏み切れない等の理由により、納付相談までしか委託をしていない事例が大半。 ○ 非特定金銭債権の委託が多く、委託業務はサービス以外の一般事業者と同様。	○ 初期コストや諸経費が全くかからない成功報酬制が大半であるため、少しでも回収できれば効果（報酬を差し引くと、大半は回収額の6～7割）となる。

委託先	委託の概要	導入効果
サービサー以外の 一般事業者	○ 外部委託事例が最も多い担い手である。 ○ 委託対象債権は、強制徴収権付債権及び、非強制徴収権付債権について、委託前までは職員の手が回っていなかった初期の滞納に対応するもの。 ○ 委託業務は、自主的納付の呼びかけ（電話勧奨や訪問勧奨）が主流。委託費用は固定費と件数比例費の組合せが多い。	○ 初期滞納の効果は直接的には測りにくい、電話勧奨後1カ月の納付については効果とみなしている地方公共団体もある。 ○ 件数比例費は委託件数が多くなると1件あたりの費用が下がる傾向にあるため、債権を集約化することで効果が出やすくなる。
弁護士	○ 自主的納付の呼びかけから訴訟・強制執行までを一貫して委託を予定していることが多いが、実態としては、催告状送付が中心となっている事例が多い。 ○ 強制執行まで積極的に取り組んでいる事例は、地方自治法に詳しい弁護士会の有志から構成される研究会に委託している場合であり、効果的な仕組みが構築されている。	○ 地方自治法に詳しい弁護士研究会等においては、参加弁護士が多く、内容面でも費用面でも魅力あるスキームにより大きな効果が出ている。 ○ 職員にもノウハウが蓄積されている事例が少なからずある。 ○ 弁護士名の催告状のアナウンス効果は高い。

② 民間委託の効果

導入効果として、歳入の確保面と地方公共団体内のノウハウの蓄積面という点からまとめられた表である。なお、効果の前提となる委託にあたって投入した直接費・間接費の総コスト比較は単純には難しいが、本事例における一般的傾向は下記のように整理される。

歳入の確保	地方公共団体内へのノウハウの蓄積
■ 初期回収案件における効果 ● 現状では初期回収に職員の手が回って	■ 弁護士等の担い手と協力して委託体制を構築している地方公共団体での効果

歳入の確保	地方公共団体内へのノウハウの蓄積
いないことが多いが、住民の公平性・公正性の観点に立ち、初期回収について何らかの手段を講じる必然性がでてくる。 ● この場合、職員の増員より民間委託のほうが総経費を抑えることが可能。 ● 頻度の高い債務者へのアクセスにより、時効の中断も可能。 ■ 回収困難案件における効果 ● 成功報酬であれば回収分は効果とみなせる（特にサービサーは成功報酬の傾向大）。 ● 弁護士委託の場合でも、公金債権管理に関する研究会等を開催している弁護士グループに委託すれば、大きな回収効果を得られる。	● 職員にノウハウ（債権管理に関する法知識、訴訟手続事務等）が蓄積されている ● 成功事例における地方公共団体の共通点 - 債権回収への問題意識が高い - ノウハウを学びたいという姿勢が明確 ⇒地方公共団体の債権回収業務への取組（方針、引継体勢、一元管理等）が重要
委託にあたって投入した直接費・間接費の総コストの比較	
■ 初期回収委託に係る経費：固定費+変動費、固定費のみ等。固定費部分が大きい場合、コストを下げるには委託件数の規模がある程度必要 ● 委託件数をある程度確保するためには、地方税を中心に地方公共団体の債権管理を集約化すると、出し手・受け手双方にとって効率性が高まる。 ■ 回収困難委託に係る経費（サービサーの場合）：ほとんどの場合は完全成功報酬制 ● 初期費用や固定費がゼロであり、報酬を差し引くと、大半は回収額の6～7割が回収効果となる。 ■ 回収困難委託に係る経費（弁護士の場合）：自由な報酬体系 ● 見積金額が高いという認識や印象を持つ地方公共団体も多いが、公金債権管理に関心の高い弁護士グループへの委託においては費用面を抑えたスキームで成果をあげている。	

4. 延滞金等の徴収上の取扱いに関する方針について

本稿の監査対象とした債権で、延滞金又は遅延利息（以下、延滞金等という。）を法的措置を執る場合にのみ調定している部局があれば、全く調定していない部局もある。各々の部局の判断で運用されている。

まず法律、条例の定めを俯瞰する。（アンダーラインは監査人記載）

地方自治法では条例の定めにより延滞金等を徴収することができるとされている。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

神戸市債権の管理に関する条例では、延滞金等を徴収するとされている。

(延滞金)

第7条 地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権について、督促状の納期限後に債務者がその履行をする場合においては、市長等は、延滞金を徴収する。

2 前項の延滞金の額の計算については、神戸市市税条例第13条(第3項を除く。)及び同条例附則第3条の規定を準用する。(以下、省略)

(遅延利息)

第8条 前条第1項に規定する債権以外の債権について、履行期限後に債務者がその履行をする場合においては、その都度定める遅延利息を徴収する。

2 遅延利息の額の計算については、前条第3項及び第4項並びに神戸市市税条例第13条第4項の規定を準用する。

条例が準用している神戸市市税条例は次のとおりである。

(納期限後に納付する税金又は納入する納入金に係る延滞金)

第13条 市税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限(第30条第1項の申告書(法第321条の8第22項の規定による申告書に限る。))に係る税金を納付するときは、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限とする。納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この項において同じ。)後にその税金を納付し、又はその納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。ただし、次の各号に掲げる税額又は納入金額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年7.3パーセントとする。(以下、第4項まで省略)

5 市長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付し

なかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、同項の延滞金額を減免することができる。

以上の法律・条例の流れの形式的な解釈からは、

- 延滞金等を徴収する¹。すなわち延滞金等を調定する。
- やむを得ない理由があると認められるときは、減免することができる。すなわち不納欠損処理を行う。

となり得るが、地方自治法施行令には徴収停止の規定がある。

第七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

この徴収停止の規定は免除の規定であるが、あらかじめ減免することがわかっている債権は調定する必要がない。この事務処理が導かれることに一定の合理性が認められる。ただ「履行させることが著しく困難又は不適當である」という個別判定を各債権の実情に合わせて具体的に決めていないと多くのケースで「調定しない」という判断をしてしまう余地が生まれることになる。

＜指摘事項-2＞ 延滞金等の取扱いについて

延滞金又は遅延利息の徴収を免除する場合には、いかなる場合に地方自治法施行令の徴収停止の主旨を織り込んだ取扱い、すなわち事業ごとに「履行させることが著しく困難又は不適當である」として調定しないことが許容されるのか原課としての具体的な取扱いの考え方を整理し、徴収しないことに関する市民への説明責任を果たすとともに負担の公平性が担保される必要

¹ 「**する」とは法規範の内容に創造的な意味を持たせようとする場合、すなわち「そういうルールにする」と宣言する場合に用いられる。新たに義務付けをする場合には、「しなければならない」というより強い表現が通常使用される。

がある。

5. 歳入歳出決算書調製プロセスについて

「Ⅴ. 収入未済額と前年度以前調定額との差額について」に記載のとおり、今回の調査において、収入未済額と前年度以前調定額との差異の原因が過去の収入未済額の誤りであり、期限までに訂正されずに誤った金額がそのまま歳入歳出決算書で公表されてしまったものも多く発見された。他方、地方自治法の改正により、平成 32 年度からは地方公共団体でも内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが必要となる。

差異の原因の把握は誤りの発見や決算額の妥当性を検証するうえで有効であると考えられることから、神戸市の各部局においても歳入歳出決算書調製プロセスに関する内部統制整備の一環として、会計室への決算金額の報告までに部局内で当該差異に関するチェックを行えるよう、体制を整備し、結果を文書化する必要があると考えられる。

<指摘事項-3> 歳入歳出決算書調製プロセスの整備について

地方自治法の改正により、今後地方公共団体でも内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが必要となる。収入未済額と前年度以前調定額との差異の原因把握は誤りの発見や決算額の妥当性を検証するうえで有効であると考えられることから、神戸市の各部局においても歳入歳出決算書調製プロセスに関する内部統制整備の一環として、会計室への決算金額の報告までに部局内で当該差異に関するチェックを行えるよう、体制を整備し、結果を文書化する必要がある。

文書化とは、会計室への決算データ提出前に、差異の内訳が部局内で調査検討されて誤り等が訂正され、その結果を記載した文書が承認・保管されている状態をいう。以下は監査人が参考として提示する文書化のイメージである。

Ⅳ. 債権回収に係るシステムについて

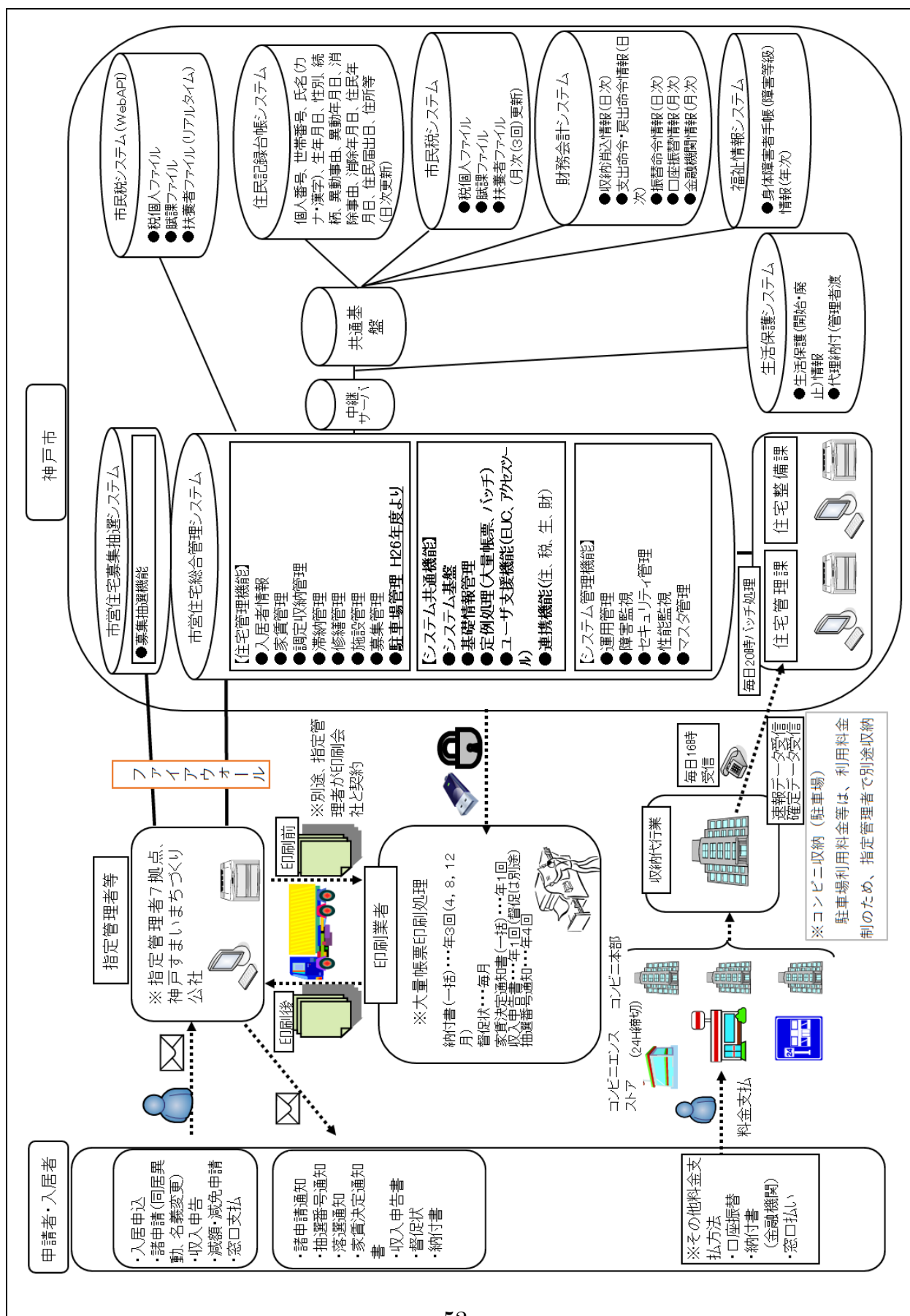
(1) 監査対象システムの概要

今日、情報システムは市の行政運営にとって不可欠なものとなっており、債権管理業務も情報システムに大きく依存している。情報システムの導入は業務の効率化をもたらす一方、個人情報保護やウイルス等のセキュリティ対策といったセキュリティに係るリスク管理について市民にとっては関心が高いものと考えられる。このため、財務事務の監査に必要な範囲で、代表サンプルとして選定した債権管理業務に係る情報システムについて情報セキュリティの視点からその利用状況について検討することとした。

選定した情報システムは、住宅都市局が管理している住宅総合管理システム、住宅貸付システム、清算徴収金システムであり、それぞれの概要は次のとおりである。

ア.住宅総合管理システム

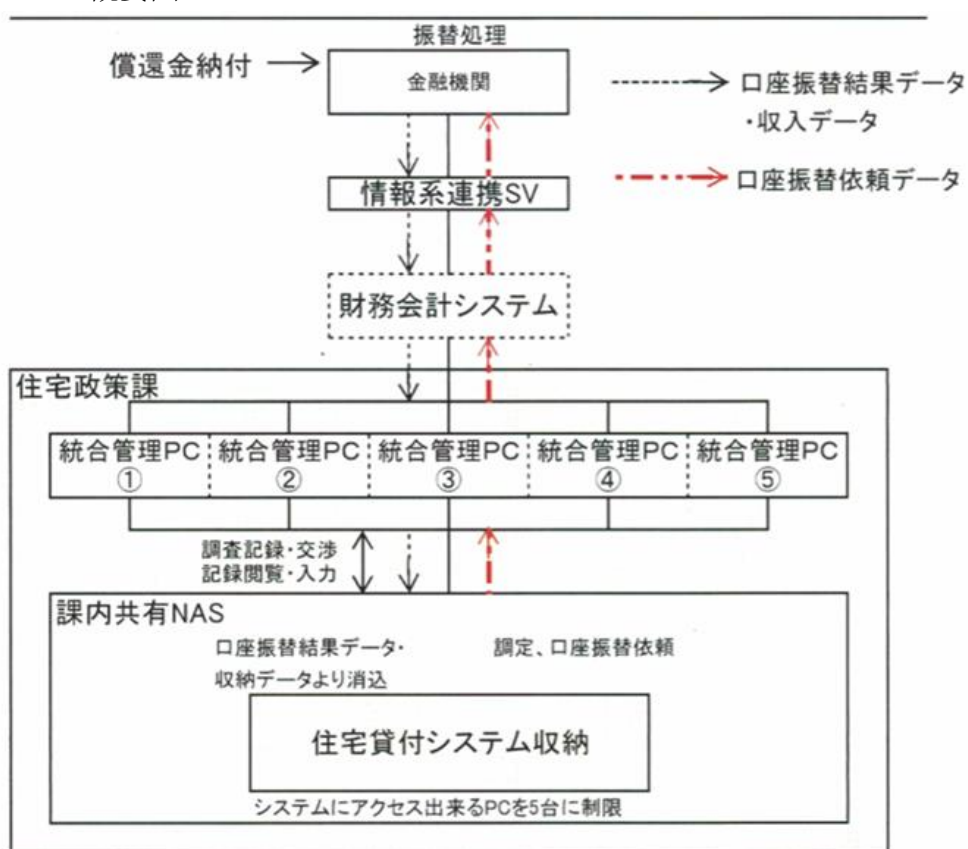
システム概要	神戸市営住宅について、募集管理・家賃調定管理・家賃収納管理・滞納管理・施設管理・駐車場管理などの関連業務を一括管理している。
所管課	住宅都市局 住宅部 住宅管理課
利用者	職員及び委託業務受託業者（指定管理者等）の従業員
利用者数	約 200 人
稼働開始年	平成 24 年 1 月
開発区分	パッケージソフトをカスタマイズして利用
開発業者	株式会社日立システムズ



イ.住宅貸付金システム

システム概要	住宅新築資金等の貸付・償還・滞納等償還状況について管理する。
所管課	住宅都市局 住宅部 住宅政策課
利用者	職員
利用者数	5人
稼働開始年月	平成11年6月
開発区分	独自開発（Microsoft Office Accessによるシステム）
開発業者	株式会社日立システムズ

<システム概要図>



ウ.清算徴収金システム

システム概要	区画整理事業における清算金の徴収（納付書等発行）及びデータ管理 ※収入処理は、財務会計のオープン利用による
所管課	住宅都市局 市街地整備部 業務課
利用者	職員
利用者数	4人

稼働開始年月	平成 10 月 3 月		
開発区分	パッケージソフトをカスタマイズして利用 (Microsoft Office Access によるシステム)		
開発業者	ニッセイ情報テクノロジー		
＜システム概要図＞			
業務課	納付者	処理	
納付書発行	→		
	清算金納付	→	金融機関
		↓	収納データ
			財務会計
		↓	データ連携
			統合管理PC (事務用PC)
		↓	USBに保存
		↓	アップロード
収入消し込み	←		清算金収納管理システム 収納反映

※財務会計からデータ連携により納付書収納データを統合管理PCにダウンロードして、そのデータをUSBメモリに保存し、清算金収納管理システムにアップロードを行い収入消し込みを行う

(2) 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシーは、市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策について総合的かつ体系的に取りまとめた情報セキュリティ対策の基本となるものであり、神戸市情報セキュリティ基本方針（以下「情報セキュリティ基本方針」という）及び神戸市情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティ対策基準」という）から構成される。

- 情報セキュリティ基本方針…市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的として定めたもの。神戸市の情報資産に関する情報セキュリティ対策の基本的な考え方と方針を規定するもの。
- 情報セキュリティ対策基準…情報セキュリティ基本方針に基づき情報セキュリティ対策等を実施するために適用範囲における共通の基準として具体的な遵守事項及び判断基準を定めたもの。

(注) 各文言の定義は次のとおりである。

- ・ 情報セキュリティ…情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。
- ・ 機密性…情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保すること。
- ・ 完全性…情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保すること。
- ・ 可用性…情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保すること。

住宅都市局が管理している前述の3システムは市の情報システムの一部であり、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準の対象となる。

(3) システム監査の視点等

財務事務の監査に必要な範囲での監査の視点等は、主に次のとおりである。

- 各システムが、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に準拠して運用されているか。また、各システムの運用状況を評価するための仕組みが有効に機能しているか。
- 上記のほか、各システムに情報セキュリティ上の固有の問題がないか。

(4) 主な監査手続

主な監査手続は次のとおりである。

- 対象システムの概要について担当者から資料を入手し、説明を受けた。
- 情報セキュリティ対策基準への準拠状況などに関するアンケートを作成し、担当者から書面で回答を得た。
- 上記アンケートの内容について担当者から直接説明を受けるとともに、関連資料を閲覧した。
- 実際に各システムの設置場所を確認し、担当者から管理状況について説明を受けた。

(5) 監査の結果

ア. 情報セキュリティ対策基準への準拠について

前述の監査手続を実施した結果、各システムにおいて以下の点にて情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準に準拠していなかった。

なお、枠線内の文章は情報セキュリティ対策基準からの抜粋文であり、文中における市の具体的な担当は次のとおりである。

情報セキュリティ統括責任者…企画調整局長

情報基盤管理者…企画調整局情報化戦略部担当課長

情報管理者…情報資産を取り扱う課（課に準ずる組織を含む。）の長

業務システム管理者…各業務システムを所管する課の長

情報セキュリティ監査統括責任者…企画調整局情報化戦略部長

i. 情報資産の分類と管理

情報資産に対するリスク分析の実施

適用範囲が保有する情報資産に対して、あらかじめ定められた方法に従い、リスク分析を行わなければならない。

リスク分析の結果、リスクの大きさが受容可能なリスクの水準を上回る場合、リスク対応計画書を作成し、情報セキュリティ最高責任者の承認を得たうえで、適切なリスク管理を行わなければならない。

<意見-3> 情報資産に対するリスク分析の実施について（住宅貸付金システム）

個人情報保護に関する部分については個人情報保護審議会答申に基づきリスク分析を実施しているとのことであるが、個人情報保護に関する部分以外についてはリスク分析が行われておらず、また、個人情報保護に関する部分についてもリスク分析を行った資料が残されていない。このため、情報セキュリティ対策基準に基づきシステム全体についてリスク分析を行い、その結果を書面として保存するとともに、必要に応じてリスク対応計画書を作成することが望まれる。

ii. 物理的セキュリティ

サーバ等の管理

入退室の管理

管理区域*への入退室は、許可された者のみに制限し、IDカード等による認証及び入退室管理簿の記載による入退室管理を行わなければならない。

* 管理区域とは、ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器の管理及び運用を行う部屋のこと。

<意見-4> 入退室管理の徹底 について（住宅貸付金システム）

当システムで使用するサーバ等は執務室の一角にある鍵付きラックに保管しており、入退管理についてはサーバーラック鍵貸出簿により行われていた。当システムは個人情報を含む重要情報を取り扱っていることを考慮すれば、全ての職員が立ち入れ、また、外部の者も立ち入れる可能性のある場所に鍵付きラックを置くだけでは物理的セキュリティ上十分とはいえない。現状、管理区域とされている市役所の機械室には十分な空きスペースがあることから、情報セキュリティ対策基準に従い機械室に設置するなど執務室とは完全に独立した場所に設置し、入退室管理簿による入退室管理を徹底することが望まれる。

機器等の定期保守及び修理

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、可用性3のサーバ等*の機器は、定期保守を実施しなければならない。

* 可用性3のサーバ等とは、次のデータだけではなくそれらが含まれる電子記録媒体、パーソナルコンピュータ、システム等のこと。

- ・利用できないと住民の権利が侵害される可能性があるデータ
- ・利用できないと行政事務の安定的な遂行に著しい支障を及ぼす可能性があるデータ

<意見-5> 定期保守の実施について（住宅総合管理システム）

サーバ等の機器はリース調達物品であるが、契約内容には定期保守が含まれていない。現在導入中のメーカーの見解では定期保守サービスは契約時に設定しておかなければ事後（製品出荷後）には設定できないとのことであり、次回の機器更新以降まで対応できない見込みである。システムの安定した稼働により情報の可用性を保証するためには、システム障害を未然に防ぐことが期待できる定期保守は重要なため、次回の機器更新時において情報セキュリティ対策基準に基づき定期保守を実施することが望まれる。

<意見-6> 定期保守の実施について（住宅貸付金システム）

Access による比較的簡易なシステムのため、障害発生時の保守契約は締結しているものの、定期保守契約までは締結していないとのことである。しかし、住宅総合管理システムと同様に、システムの安定した稼働により情報の可用性を保証するためには、システム障害を未然に防ぐことが期待できる定期保守は重要であることから、情報セキュリティ対策基準に基づき定期保守を実施することが望まれる。

<指摘事項-4> 定期保守業者の確保について（清算徴収金システム）

既に開発業者であるニッセイ情報テクノロジーが同システムの運用から撤退しており、現状、システム変更や保守サービス等を行える相手先がない。このような状態で利用し続けた場合、今後、元号の改変などに対応できず債権管理に支障が出る可能性がある。このため、情報セキュリティ対策基準に基づき早急にシステム変更や保守サービス等を行える相手先を探す必要がある。

端末等の盗難防止策

情報基盤管理者、業務システム管理者及び情報管理者は、執務室等の端末等について、ワイヤーによる固定等盗難防止のための措置を講じなければならない。

<意見-7> 盗難防止のための措置について（住宅総合管理システム、住宅貸付金システム、清算徴収金システム）

市においては、平成30年1月31日付で通知「端末等の盗難防止策の徹底について」が出され、さらに、同年8月7日付けで通知「基幹系業務端末のワイヤー等による固定について」が出されている。しかし、各システムにおける端末においてははまだワイヤーによる固定等盗難防止のための措置が講じられていない。情報セキュリティ対策基準に基づき早急に対策を講じることが望まれる。

iii.人的セキュリティ

外部委託に関する管理

次に掲げる事項を必要に応じて契約書等に明記するよう努めるものとする。

- (1) 提供されるサービスレベルの保証に関する事項
- (2) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務に関する事項

<意見-8> サービスレベルの保証について（住宅総合管理システム）

(1) については、サービスレベルの保証に関する事項の有用性は理解しているものの、契約内容において運用保守費の増額要素になるとともに、障害発生頻度や保守レベル等の内容から適切と思われる内容の設定が難しく、現状では契約書等に明記されていない。また、(2) については、定例報告会は契約書等に明記されているが、緊急時報告義務に関する事項については必要に応じて随時での報告会を実施しているものの、契約書等には明記されていない。今後、情報セキュリティ対策基準に基づき、サービスレベルの保証に関する事項及び

緊急時報告義務に関する事項について契約書等に明記するよう努めることが望まれる。

＜指摘事項-5＞ 関係事業者間における責任体制の明確化について（住宅総合管理システム）

システム関連の委託については、再委託先以降を含めると当該システムに関連する事業者が多数存在し、その担当領域や役割が非常に細分化されており、契約内容が複雑であるため、障害発生時にどの事業者が責任を負うかが分かりにくい契約となっている。サービスレベルの保証の実効性を確保するためには責任体制の明確化が不可欠なため、次回環境（機器）更新の際には、事後の管理および運用保守が適切に実施できるように関係事業者間の責任体制を明確にしておく必要がある。なお、複数の業者で運用保守を行う場合には事前に責任分界を明確にしているにもかかわらず調査・分析などの初動作業の時点で各社が相手方業者の責任部分であると主張して対応が遅延するリスクが存在するため、有事の際に迅速かつ的確な対応を求めるならば、アプリケーション運用保守とシステム環境の運用保守は同一事業者で行うことが望ましいといえる。

iv. 技術的セキュリティ

特権管理等

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

＜意見-9＞ 不要 ID の削除について（住宅貸付金システム）

現在、開発業者である日立システムズに対してテストログイン用として管理者権限 ID 及びユーザー権限 ID が付与されたままになっている。今後、テストログイン用 ID は管理者権限及びユーザー権限ともに使用する予定がないことから、情報セキュリティ対策基準に基づき両 ID ともに早急に削除することが望まれる。

パスワードに関する情報の管理

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、仮のパスワードも含めパスワードを発行する場合、パスワードは十分な長さ（原則として8文字以上）とし、文字列は想像しにくいもの（英字（大文字・小文字区別有）、数字、記号を組み合わせたものなど）としなければならない。

<意見-10> パスワードに関する情報の管理について（清算徴収金システム）

清算徴収金システムでは英字だけの短いパスワードを使用している。情報セキュリティ対策基準に基づき、パスワードは十分な長さで想像しにくい文字列のものに設定することが望まれる。

情報システムの開発等

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、ネットワーク及び情報システムの開発、導入、更新及び運用保守にあたっては、次の事項を定める。

- (1) 責任者及び監督者
- (2) 従事者及び作業範囲
- (3) 開発するシステムと運用中のシステムとの分離
- (4) 開発・保守に関する設計仕様等の成果物の提出
- (5) セキュリティ上問題となり得るおそれのあるハードウェア及びソフトウェアの使用禁止
- (6) アクセス制限
- (7) 機器の搬入出の際の許可及び確認
- (8) 記録の提出義務
- (9) 仕様書・マニュアル等の定められた場所への保管
- (10) 情報システムに係るソースコードの適切な方法での保管
- (11) 開発・保守を行った者の利用者 ID、パスワード等の当該開発・保守終了後に不要となった時点での速やかな抹消
- (12) 情報システムセキュリティ実施手順書等の整備

<意見-11> 仕様書について（住宅総合管理システム）

ネットワーク及び情報システムの開発、導入、更新及び運用保守にあたって定める事項のうち、上記（3）（5）（6）は仕様書に定められていない。情報セキュリティ対策基準に基づき上記（3）（5）（6）についても定めることが望まれる。

情報システムの移行

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、擬似環境による動作確認後に

情報システムの移行を行わなければならない。また、作業については、作業経過を確認しながら実施するとともに、作業内容を記録しなければならない。

<意見-12> 作業内容の記録について（住宅総合管理システム）

疑似環境によるユーザー検証の結果は口頭で確認しており、作業内容の記録は残っていない。情報セキュリティ対策基準に基づき作業内容を記録することが望まれる。

vi.情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ統括責任者及び業務システム責任者は、情報セキュリティポリシーに基づき、所管するシステム等に対する情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定させなければならない。

<指摘事項-6> 情報セキュリティ実施手順書の策定について（清算徴収金システム）

情報セキュリティ実施手順書が策定されていなかった。情報セキュリティ実施手順書には緊急時の対応も含まれていることから、情報セキュリティ対策基準に基づき早急に作成することが望まれる。

<意見-13> 情報セキュリティ実施手順書の見直しについて（住宅総合管理システム）

平成26年4月1日以降情報セキュリティ実施手順書は見直されていなかった。当手順書には年1回見直すものとして記載されていることから、適宜見直し、必要に応じて更新することが望まれる。

v. 評価・改善・見直し

監査

情報セキュリティ最高責任者は、情報セキュリティ監査統括責任者に命じ、情報セキュリティ対策状況について、定期的及び必要に応じて監査を行わせなければならない。

自己点検

情報基盤管理者及び業務システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムのセキュリティ対策状況について、定期的及び必要に応じて自

己点検を実施しなければならない。

市では、日々のシステム運用が神戸市情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに係るルールに則り有効に機能しているかどうかを検証するため、毎年、企画調整局における定期的な監査と全所属での自己点検及び自主監査を実施している。なお、企画調整局における定期的な監査は重要性を考慮して対象システムを選定しているが、自己点検は全所属の職員を対象としており、また、自主監査は全所属を対象としている。

＜意見-14＞ 自主監査について

自主監査では各所属の情報管理者及び業務システム管理者である所属長が情報セキュリティへの対応状況についてチェックリスト方式で回答し、対応していない箇所について改善事項・改善計画を記載することとされている。しかし、情報セキュリティ対策基準に強制力がないため、各年度同じ改善計画の記載が続くなど実効性に欠ける面もある。この点、改善計画の策定や実行は企画調整局ではなく各所属の責任において行うものであり、また、人員や費用の関係で企画調整局の定期監査は年数システムしか実施できないことなどを踏まえると自主監査の強化は必要不可欠であるといえる。このため、自主監査の実効性をより高めるために、改善計画には誰がいつまでに何を実施するかなどより具体的な内容を記載することとし、チェックリストの様式も具体的な内容が記載できるように改善することが考えられる。また、自主監査について情報セキュリティ対策基準において明文化されていないため、明文化することが考えられる。

イ. 各システムについて

ア. のほか、各システムにおける情報セキュリティ上の問題点として次の事項があげられる。

i. 住宅総合管理システム

サーバ等の機器について、リース調達は二回に分けて行われており、同一環境を構成するにもかかわらずリース期間の終了は異なる時期となっている。

＜意見-15＞ リース期間満了に伴う環境（機器）更新について

現在のリース契約では、次回機器調達時において現行のリース契約のいずれかに期間延長若しくは短縮といった変更を行うか、場合によっては両方の契約に変更を行うことが必要になると思われる。期間延長の場合、現時点でも定期保守が実施できない点を考えると不具合・障害等が発生した場合に保守対応が得られない期間がより長くなるといったリスクが懸念される。また、期

間短縮の場合、機器を使用しないにも関わらず残余期間にかかるリース料の負担が必要になる点が懸念される。いずれにしても、現行の契約内容はセキュリティ上の観点では望ましくないため、リース期間満了に伴う環境（機器）更新を、いつ、どのように行うのかについて早期に決定しておくことが望まれる。

ii. 清算徴収金システム

Windows XP の製品サポートは平成 26 年 4 月 9 日に終了している。サポートの終了した OS を使用することは、新たな脆弱性が発見されたとしても修正プログラムが提供されず、サイバー攻撃による重要情報の流出や第三者を攻撃するための踏み台として利用されるなど、甚大な被害をもたらす恐れがある。このため、市では同年 4 月 10 日に Windows XP のサポート終了への対策として通知を出している。この通知では、サポート有効期間満了までに更新できおらず、やむを得ず使用を続ける場合は、インターネットに接続しないこと、ウイルス対策ソフトのインストール及びウイルス定義の更新を行うことなどの対策を行ったうえで、サポート OS への更新を速やかに行うこととしている。しかし、当システムでは個人情報などの重要情報を扱っているにもかかわらず、ウイルス対策ソフトのインストール及びウイルス定義の更新を行うことなく依然として Windows XP を使用している。なお、インターネットには接続していない。

<指摘事項-7> セキュリティ対策の徹底について

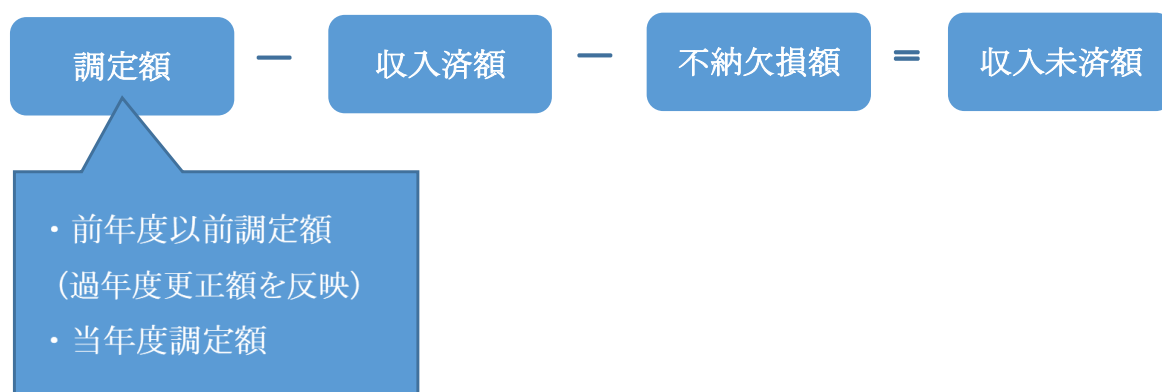
当システムはインターネットに接続していないため、個人情報などの重要情報は端末に保存されており、バックアップ時には USB を使用してサーバに移動させている。しかし、前述したように端末はワイヤーによる固定等盗難防止のための措置が講じられておらず、また、当システムへのログインパスワードも英字だけの短いものであり、さらに、ウイルス対策も十分に行われていない。このように、個人情報などの重要情報をセキュリティ対策が十分ではない端末に保存し、さらに USB を用いてデータを移動させることは、重要情報の流出などをもたらす恐れがありセキュリティ対策上問題がある。このため、早急にサポート OS への更新、ウイルス対策ソフトのインストール及びウイルス定義の更新を行い、端末に保存されているデータについても他のシステムと同様に USB を用いずにサーバへ保管するなどのセキュリティ対策を実施する必要がある。

V. 収入未済額と前年度以前調定額との差額について

1. 未済額と前年度以前調定額との関係について

収入未済額とは、当該年度において調定した（過年度に調定したものを含む）歳入のうち、出納閉鎖期日までに収納できなかったものをいう。収入は、確実にこれを確保しなければならない、収入未済に終わっても、収入未済額は、時効完成等によって債権が消滅する場合を除いて、翌年度も引き続き徴収に努めることとなるため、翌年度に「前年度以前調定額」として繰り越されることとなる。

この「前年度以前調定額」は歳入歳出決算書[一般会計・特別会計（公営企業会計を除く）]では当年度調定額と共に調定額を構成している。



企業会計においては各勘定科目の期末残高と翌期首残高が合わないというのは通常考えられず、例えば過去の決算数値が誤っている場合などは過年度の決算を遡及訂正するか、過年度遡及しない場合でも繰越額は修正せずに特別損益により当年度で処理するのであるが、国や地方公共団体の会計では各年度の決算数値は確定してしまっており、遡及訂正という制度がないため前年度以前調定額で調整せざるを得ない場合がある。

この項では神戸市における前年度決算時の収入未済額と当年度決算時の前年度以前調定額との差異の妥当性について検討することとする。

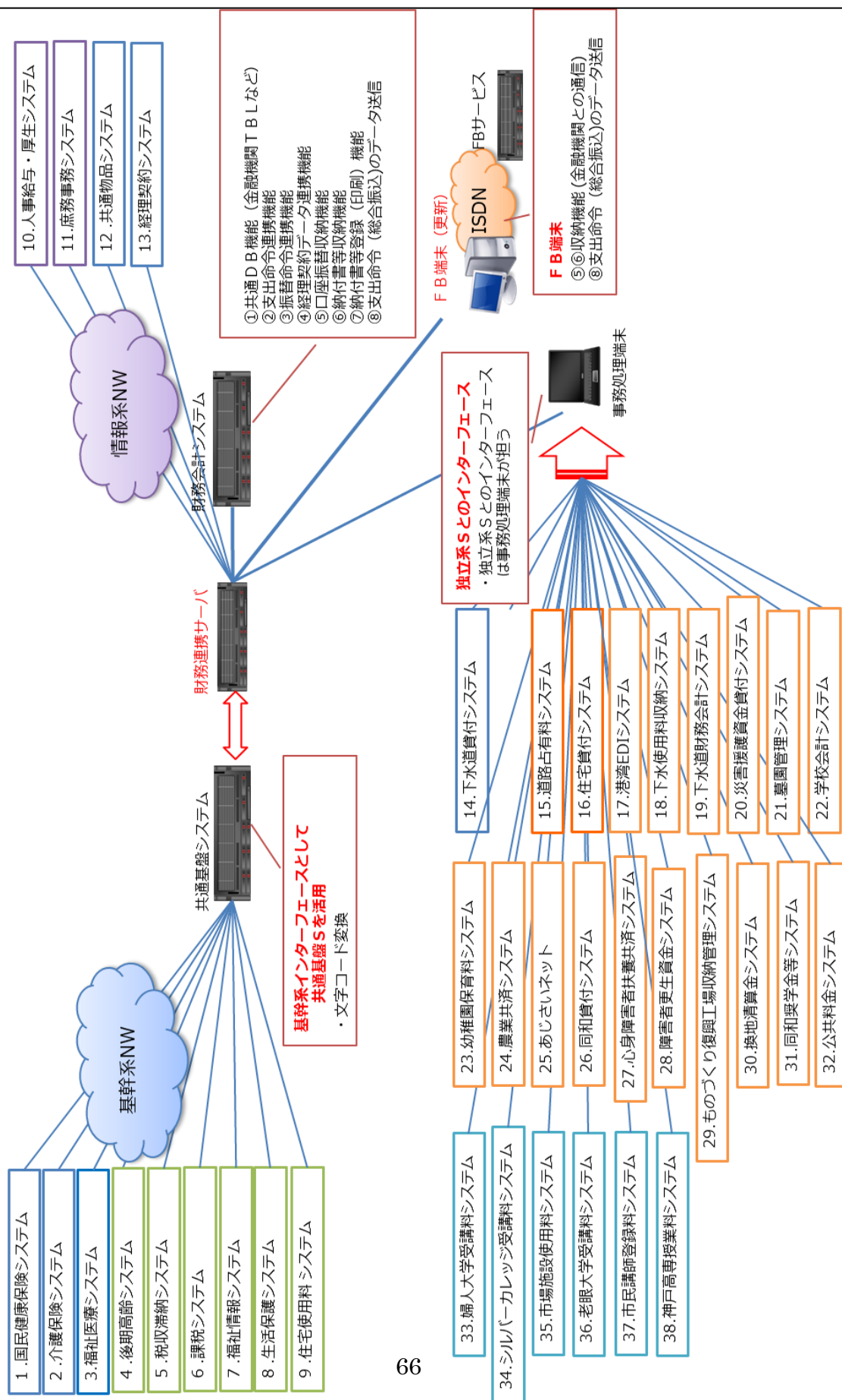
2. 市の歳入歳出決算書の調製プロセスについて

決算時の収入未済額と前年度以前調定額との差異の原因を検討するには、神戸市の歳入歳出決算書[一般会計・特別会計（公営企業会計を除く）]調製プロセスを理解しておくことが有用であると考えられるため、簡潔に記載しておくこ

ととする。

次の図は神戸市の財務会計システムと他システムとの連携を表したシステム概要図である。

財務会計システム（他システム連携）



国民健康保険、市税、市営住宅使用料等、大量かつ頻繁にシステム処理を行う業務は、財務会計システムとは別の専用システムで調定を行い、調定額、収入済額及び不納欠損額等を管理している。

財務会計システムは、金融機関とのデータ連携で収入額を取り込み、専用システムに転送しているが、調定額や不納欠損額データは保持していない。

専用システムを運用している各部局は、決算時に調定額及び不納欠損額を専用のエクセルフォームに入力して会計室に送付する。会計室では、専用システムで調定管理を行っていない、つまり財務会計システムが調定額及び不納欠損額データを保持している業務の財務会計システムデータと、専用システム運用部局から送付された調定額及び不納欠損額のデータ（エクセルフォーム）を合わせ、歳入歳出決算書[一般会計・特別会計（公営企業会計を除く）]を調製している。

3. 平成 28 年度の一般会計等決算審査について

平成 28 年度の一般会計等決算審査において、平成 27 年度収入未済額と平成 28 年度の前年度以前繰越調定額との金額の整合性について監査を実施した。その結果、16 項目に上る不適切な事例が多数の部局にわたって発見されたため、行財政局とも調整の上平成 30 年 1 月 15 日に監査事務局長、行財政局長の連名で一般会計・特別会計関係所属長宛に「収入・戻入調定の取扱いにかかる注意点について（通知）」（以下「通知」）を発出した。

この通知における骨子は以下のとおりである。

- ① 当年度の「前年度以前繰越調定額」は、前年度の収入未済額と同額となる。「前年度以前繰越調定額」は、通常修正しない。但し、「前年度以前繰越調定額」に「誤り」がある場合は修正せざるをえない。
- ② 前年度以前に原因がある収入であって、前年度以前に調定していない収入は、その収入科目の現年度分として調定し、収納する。また、支出科目の前年度以前の支出額のうち過払となった金額を収入する場合は、戻入ではなく収入科目「過年度収入」の現年度分として調定し、収納する。
- ③ 不納欠損は、収入すべきものについて、法令上徴収し得なくなり、あるいは徴収権を放棄することに伴う整理であるため、債権放棄に当たるものについては、調定額を減額修正するのではなく、不納欠損処分により処理する。なお、法令に基づかない債権放棄については、市会の議決が必要¹。

¹ 市会の決議に基づく債権放棄は、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づくものである。

4. 包括外部監査での調査方法について

3. で記載した通知はその通知対象部局にとり規範性があると考えられるため、今回の包括外部監査において前回の監査事務局の監査から1年後の平成28年度収入未済額と平成29年度の前年度以前繰越調定額との整合性につき調査を行った。

調査の方法は以下のとおりである。

(1) 差異の把握

平成28年度神戸市歳入歳出決算書と平成29年度神戸市歳入歳出決算書
の元データを入手し、データを加工して平成28年度収入未済額と平成29
年度の前年度以前繰越調定額とを比較し、差異のあるものを抜き出した。

結果は下記表のとおりであり、合計額では10億円以上の差異が発生して
いる。ただし、市税はこの報告書の対象外であるので、以下では検討の対象
から外している。

(単位：円)

科目名	掌理課	①合計 / 収入未 済額	②合計 / 前年度 以前調定額	①-②	現年-過年度
保育所使用料	こども家庭局	18,882,421	18,872,621	9,800	
児童福祉施設納付金	こども家庭局	294,911,214	295,264,094	△ 352,880	
こども家庭局雑入	こども家庭局	102,800,262	102,708,142	92,120	
環境局雑入	環境局	60,582,872	60,482,872	100,000	
其他過年度収入	企画調整局	185,262,254	191,017,510	△ 5,755,256	
高等学校使用料	教育委員会事務局	513,254	494,654	18,600	
幼稚園使用料	教育委員会事務局	3,535,920	3,419,800	116,120	
小学校償還金	教育委員会事務局	12,317,714	12,310,285	7,429	
老眼大学受講料	教育委員会事務局	22,000	0	22,000	
教育委員会雑入	教育委員会事務局	718,133	716,729	1,404	
商工施設納付金	経済観光局	4,742,025	0	4,742,025	
市場償還金	経済観光局	17,548,372	17,493,615	54,757	
農作物賦課金	経済観光局	9,845	7,230	2,615	
農業集落排水処理施設使用料	経済観光局	635,971	621,578	14,393	
道路使用料	建設局	3,452,950	3,394,140	58,810	
市民税（個人現年分）	行財政局	982,887,184	0	982,887,184	
市民税（個人滞納分）	行財政局	1,567,932,093	2,516,988,243	△ 949,056,150	33,831,034
市民税（法人現年分）	行財政局	32,850,551	0	32,850,551	
市民税（法人滞納分）	行財政局	62,802,743	80,016,494	△ 17,213,751	15,636,800
固定資産税（現年分）	行財政局	686,308,898	0	686,308,898	
固定資産税（滞納分）	行財政局	1,239,097,079	1,921,952,639	△ 682,855,560	3,453,338
軽自動車税（現年分）	行財政局	60,039,989	0	60,039,989	
軽自動車税（滞納分）	行財政局	83,833,002	146,708,491	△ 62,875,489	△ 2,835,500
都市計画税（現年分）	行財政局	162,920,370	0	162,920,370	
都市計画税（滞納分）	行財政局	291,084,570	453,038,540	△ 161,953,970	966,400
事業所税（現年分）	行財政局	542,600	0	542,600	
事業所税（滞納分）	行財政局	753,100	1,295,700	△ 542,600	0
特別土地保有税（現年分）	行財政局	13,918,477	0	13,918,477	
特別土地保有税（滞納分）	行財政局	5,276,501	19,194,978	△ 13,918,477	0
諸給与金戻入過年度収入	行財政局	38,899,387	37,678,153	1,221,234	
市税延滞金	行財政局	17,000	0	17,000	
勤労者福祉共済掛金収入	市民参画推進局	233,500	0	233,500	
勤労者福祉共済事業費其他雑入	市民参画推進局	86,300	0	86,300	
都市計画事業用建物敷金・保証金	住宅都市局	1,066,500	0	1,066,500	
市営住宅使用料	住宅都市局	241,097,727	278,248,463	△ 37,150,736	
延滞金加算金及び過料	住宅都市局	0	28,460	△ 28,460	
雑入	住宅都市局	7,568,602	7,714,766	△ 146,164	
障害福祉サービス事業所使用料	保健福祉局	148,849	59,244	89,605	
墓地年間使用料	保健福祉局	62,135,430	63,146,500	△ 1,011,070	
デイサービスセンター使用料	保健福祉局	1,800,000	0	1,800,000	
生活保護費等納付金	保健福祉局	1,407,663,923	1,407,703,019	△ 39,096	
障害者扶養共済納付金	保健福祉局	54,668,760	27,174,020	27,494,740	
老人福祉施設納付金	保健福祉局	14,936,012	14,863,912	72,100	
身体障害者施設措置	保健福祉局	786,000	781,000	5,000	
在宅老人福祉費納付金	保健福祉局	21,163,811	10,762,790	10,401,021	
障害福祉施設納付金	保健福祉局	23,770	999,100	△ 975,330	
身体障害者更生資金貸付返還金	保健福祉局	156,903,150	156,428,886	474,264	
障害福祉サービス事業所償還金	保健福祉局	131,560	109,940	21,620	
福祉電話償還金	保健福祉局	7,375,668	7,377,716	△ 2,048	
若松デイサービスセンター （目は償還金）	保健福祉局	1,387,315	0	1,387,315	
保健福祉局（民生費）雑入	保健福祉局	28,713,284	29,839,184	△ 1,125,900	
保健福祉局（復興基金収入）	保健福祉局	35,228,237	0	35,228,237	
国民健康保険料（現年分）	保健福祉局	2,149,493,794	0	2,149,493,794	
国民健康保険料（滞納分）	保健福祉局	3,883,851,539	5,095,124,882	△ 1,211,273,343	938,220,451
国民健康保険給付費返還金	保健福祉局	55,554,627	64,070,199	△ 8,515,572	
国民健康保険其他雑入	保健福祉局	1,031	0	1,031	
普通徴収（現年度分）	保健福祉局	133,308,239	0	133,308,239	
普通徴収（滞納繰越分）	保健福祉局	86,892,664	223,339,472	△ 136,446,808	△ 3,138,569
延滞金	保健福祉局	27,949,916	28,842,895	△ 892,979	
雑入	保健福祉局	28,692	20,992	7,700	
普通徴収保険料（現年度）	保健福祉局	356,571,580	0	356,571,580	
普通徴収保険料（滞納繰越）	保健福祉局	315,000,656	670,144,936	△ 355,144,280	1,427,300
延滞金	保健福祉局	8,018,070	8,023,050	△ 4,980	
年金保険者返納金	保健福祉局	55,046,881	55,605,414	△ 558,533	
合計		15,049,934,838	14,034,085,348	1,015,849,490	987,561,254

※ 翌年度への繰越の際に収入未済額の勘定科目と前年度以前繰越調定額の勘定科目とが異なるケースでは、表の右端の「現年度－過年度」欄でその場合の差引額を記載し、適切

な差異額を把握している。

(2) 差異要因について質問等の実施

上記表のうち、下記の差異をサンプルとして抜き出し、各部局に質問書を送付して回答を入手するとともに、必要に応じてヒアリングを実施した。

(単位：円)

科目名	掌理課	①合計 / 収入未済額	②合計 / 前年度以前調定額	①-②	現年-過年度
環境局雑入	環境局	60,582,872	60,482,872	100,000	
諸給与金戻入過年度収入	行財政局	38,899,387	37,678,153	1,221,234	
商工施設納付金	経済観光局	4,742,025	0	4,742,025	
在宅老人福祉費納付金	保健福祉局	21,163,811	10,762,790	10,401,021	
保健福祉局（復興基金収入）	保健福祉局	35,228,237	0	35,228,237	
障害者扶養共済納付金	保健福祉局	54,668,760	27,174,020	27,494,740	
国民健康保険給付費返還金	保健福祉局	55,554,627	64,070,199	△ 8,515,572	
国民健康保険料（現年分）	保健福祉局	2,149,493,794	0	2,149,493,794	
国民健康保険料（滞納分）	保健福祉局	3,883,851,539	5,095,124,882	△ 1,211,273,343	938,220,451
市営住宅使用料	住宅都市局	241,097,727	278,248,463	△ 37,150,736	

5. 調査の結果について

ア. 環境局－環境局雑入

(掌理課名)		環境局		
(科目名)		環境局雑入		
(差異金額)	①平成28年度 収入未済額		②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
	60,582,872		60,482,872	100,000
No.	(項目名)	(内容) ※1		(金額)
1	前年度数値誤り修正	平成28年度収入未済額が収入年度の錯誤のため誤っており、平成29年度前年度以前調定額を修正した分		100,000

当該差額は、出納整理期間中の収入であることから本来平成28年度分の収入として処理すべき平成29年4月4日納付分の100,000円を、誤っ

て平成 29 年度分の収入として処理していたため、29 年度決算時に「前年度以前調定額」を修正したものである。よって過年度の誤りの修正であり通知に従った処理と認められる。

イ．行財政局－諸給与戻入過年度収入

(掌理課名)		行財政局		
(科目名)		諸給与金戻入過年度収入		
(差異金額)		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
		38,899,387	37,678,153	1,221,234
No.	(項目名)	(内容) ※ 1		(金額)
1	二重調定分取消	誤って二重調定となっていた財務会計システム上の収入未済を取消したもの（平成29年度財務定期監査における指摘に基づき取消）		1,221,234

当該差額は誤って二重調定となっていた財務会計システム上の収入未済を平成 29 年度財務定期監査における指摘に基づき取消したものであり、過年度の誤りの修正であるから通知に従った処理と認められる。

ウ．経済観光局－商工施設納付金

(掌理課名)		経済観光局		
(科目名)		商工施設納付金		
(差異金額)		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
		4, 742, 025	-	4, 742, 025
No.	(項目名)	(内容)		(金額)
1	就労支援活動補助金	保健福祉局における本市債権		70, 000
2	配当金	破産事件における市債権にかかる配当金		1, 221, 994
3	市債権残額	納付金 (配当金差引残額)		3, 450, 031
合計 (上記③に一致)				4, 742, 025

当該差異は内訳が 3 項目に分かれているが、指定管理者の破産に伴う一連の処理に基づくものである。

平成 29 年 7 月の指定管理者の破産申立に伴い、当該事業者における調

定額 4,742,025 円を取消した上で、市側の債権（70,000 円）と配当金（1,221,994 円）を差引いた 3,450,031 円を現年度調定額に計上したものである。つまり平成 28 年度の収入未済額 4,742 千円に対する、保健福祉局の債権との相殺処理及び平成 29 年度に確定した破産配当金の受入処理にあたり、前年度調定を取り消したうえで相殺分と配当金の調定を新たに作成したことにより、結局は収入未済額 4,742 千円を 3 つの新たな調定に振り替えたものと考えられ、合計でみると平成 28 年度収入未済額と平成 29 年度の前年度以前繰越調定額とに差異は生じていないこととなる為、問題はないと考える。

エ. 保健福祉局－在宅老人福祉費納付金

(掌理課名)		保健福祉局		
(科目名)		在宅老人福祉費納付金		
(差異金額)		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
		21, 163, 811	10, 762, 790	10, 401, 021
No.	(項目名)	(内容) ※ 1		(金額)
1	不要調定データの削除 (1)	虚弱老人デイサービス利用料納付金 (平成8年度調定・1件)		105, 900
2	不要調定データの削除 (2)	痴呆性老人デイサービス利用料納付金 (平成8年度調定・1件)		103, 800
3	不要調定データの削除 (3)	高齢者介護支援センターショートステイ利用 料納付金 (平成10年度～11年度調定・4件)		4, 654, 370
4	不要調定データの削除 (4)	在宅福祉センター老人デイサービス利用料納 付金 (平成11年度調定・10件)		2, 740, 100
5	不要調定データの削除 (5)	公立デイサービスセンター老人デイサービス 利用料納付金 (平成11年度調定・25件)		2, 796, 851
合計 (上記③に一致)				10, 401, 021

保健福祉局の在宅老人福祉費納付金では 5 項目が記載されているが、内容は全て不要調定データの削除である。

当該債権は平成 8 年度から 11 年度にかけて調定した老人デイサービス、ショートステイにかかる利用料納付金であり、長年にわたり未収債権として残っていたが、組織改正による所管課の変更等により管理ができていなかったものである。平成 29 年度財務定期監査において指摘を受け、当時の担当者や債務者である社会福祉法人に問い合わせるなどの調

査の結果、未収金は存在しないとの結論に至った。

社会福祉法人からの納付が、出納閉鎖期間ギリギリのタイミングとなるなどにより公金化が翌年度となった（過年度収入）ことが原因と思われる、既に債権なしと判断し、平成 29 年度中にシステム上に残った不要な調定データを削除したものである。

当該修正も過年度の誤りを修正したものであり、通知の内容に沿った処理であると考えられる。

オ. 保健福祉局－復興基金収入

(掌理課名)		保健福祉局		
(科目名)		保健福祉局（復興基金収入）		
(差異金額)	①平成28年度 収入未済額		②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額（①-②）
	35, 228, 237		-	35, 228, 237
No.	(項目名)	(内容)		(金額)
1	重複調定の削除漏れ	平成28年度中に金額誤りで本来削除すべき調定の削除ができておらず収入未済となっていた（別調定にて正しい金額で収入済）ため、29年8月7日に削除した結果、差異が発生した。		35, 228, 237

当該差額は平成 28 年度中に金額誤りで本来削除すべき調定の削除ができておらず収入未済となっていた（別調定にて正しい金額で収入済）ため、29 年 8 月 7 日に削除した結果差異が発生したものであり、過年度の誤りを修正したものであるから通知に沿った処理であると考えられる。

カ. 保健福祉局－障害者扶養共済納付金

(掌理課名)		保健福祉局		
(科目名)		障害者扶養共済納付金		
(差異金額)	①平成28年度 収入未済額		②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額（①-②）
	54, 668, 760		27, 174, 020	27, 494, 740
No.	(項目名)	(内容)		(金額)
1	前年度以前調定額の修正	加入者の脱退に伴い、前年度以前調定額を修正したことによる。		27, 494, 740

当該差異は「第 3 外部監査の結果 VII. 一般会計に係る収入未済債権

の監査の結果について 【3】保健福祉局 9. 心身障害者扶養共済納付金」で記載しているとおおり、平成 28 年度末時点で実施した滞納掛金に対する整理業務により地位喪失額 27,494 千円が発生したため、前年度以前調定額を修正したものであり、通知に従った処理であると考えられる。

キ. 保健福祉局－国民健康保険給付費返還金

(掌理課名)		保健福祉局		
(科目名)		国民健康保険給付費返還金		
(差異金額)		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
		55, 554, 627	64, 070, 199	△ 8, 515, 572
No.	(項目名)	(内容)		(金額)
1	各区の調定分	下記a. のとおり		△ 10, 549, 159
2	本庁の調定分	下記b. のとおり		2, 033, 587
合計 (上記③に一致)				△ 8, 515, 572

当該差異は以下の 2 項目に分かれている。

- a. 各区の調定分について、平成 29 年 1 月に新システムへ移行した後は、調定・収入額を国保システムで管理することとなった。これが前年度以前調定額に記載の 64,070,199 円である。一方、旧システムの時は、区が管理している調定・収入・収入未済額の報告を取りまとめ決算を行っていた。これが収入未済額 55,554,627 円であり、差額 10,549,159 円は新システム移行時に生じた差異と考えられる。
- b. 滞納繰越分の納付書を作成するにあたり、機械操作を誤ったことで、当初調定のデータが使用できなくなり、平成 29 年度に現年分として新たに調定を立てて、同時に当初調定のデータを 0 円に更正したため、平成 29 年度前年度以前調定額が減額することになった。

平成 28 年度：1,417,604 円 平成 27 年度：615,983 円

b. の差異はシステムの操作誤りを原因とするものであり、前年度以前調定額が誤っていたものではない為通知に従った処理ではないが、誤りを

原因とするもので致し方ないものとする。

一方 a. の差異は新システムへ移行する際の入力ミス等が原因として考えられるとのことであるが、入力件数が数千件に上っていることもあり差異の原因が特定されていない。現在のシステム上の金額が正しいと限らない為、当該差異に関して原因を解明するか、現在の金額が正しいという論拠を検討する等、何らかの手立てを講じる必要があると思われる。

<指摘事項-8> 新システムへの移行時の差異について

新システムへの移行時に生じた国民健康保険給付費返還金の差異 10,549,159 円については差異原因の解明等の手立てを講じる必要があると考える。

ク. 保健福祉局－国民健康保険料（現年分）/国民健康保険料（滞納分）

(掌理課名)		保健福祉局		
(科目名)		国民健康保険料（現年分）/国民健康保険料（滞納分）		
		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額（①-②）
国民健康保険料（現年分） （差異金額）		2, 149, 493, 794	-	938, 220, 451
国民健康保険料（滞納分） （差異金額）		3, 883, 851, 539	5, 095, 124, 882	
No.	(項目名)	(内容)		(金額)
1	上記上段①（現年分収入未済額）	財務会計データ（誤）と決算書数値（修正後）の差		△ 18, 167, 472
2	上記下段①（滞繰分収入未済額）	財務会計データ（誤）と決算書数値（修正後）の差		559, 200, 435
3	調定額の遡及減額	遡及して資格喪失・減額減免・税額更正（減更正）		397, 187, 488
合計（上記③に一致）				938, 220, 451

上記表は差異金額欄が2段となっている。上段は国民健康保険料（現年分）であり、繰越時に下段の国民健康保険料（滞納分）で繰り越すため、平成28年度収入未済額と平成29年度前年度以前調定額の差異については両科目を合算した金額で検討することとした。

国民健康保険料（現年分）/国民健康保険料（滞納分）の差異は938百万円で、4. 包括外部監査での調査方法について（1）差異の把握で記載した神戸市全体の差異額1,015百万円の実に92%を占めている。

当該差異の原因は以下の 3 つである。

- a. 平成 29 年 1 月に国民健康保険料システムを新システムに更新した際、旧システム時代の年度途中までの決算額が財務会計システムに自動登録により連携していたことに気づかず、新システムでの最終決算値を市会計室に報告し財務会計システムに登録した結果、重複計上が発生した。その問題が判明したのは財務会計システムデータの修正可能期間（6 月 14 日まで）経過後であったため、市会計室に対して修正後の決算額を報告し修正を依頼した結果、決算原稿で修正し印刷上は正しい金額となったが、システム上の差異は修正できずに差異が残ったままとなった。
- b. 新システム稼動に合わせ、滞納分の国民健康保険料の決算年度を 6 月～5 月から 4 月～3 月に変更したが、平成 28 年 4 月～5 月分の決算額は 27 年度決算として計上済みであり本来は除外する必要があったのにもかかわらず、新システムでの集計決算額に同期間の決算額を含んだまま市会計室に報告してしまい、重複計上が発生した。この問題が判明したのは財務会計システムデータの修正可能期間経過後であったため、市会計室に対して修正後の決算額を報告し修正を依頼した結果、決算原稿で修正し印刷上は正しい金額となったが、システム上の差異は修正できずに差異が残ったままとなった。
- c. 年度当初の国民健康保険料（滞繰分）調定額から遡及して資格喪失・減額減免・税額更正（減更正）を行った結果、前年度以前調定額の調定減が発生する為差異が生じた。

上記表中の△18,167,472 円は a. を原因とし、559,200,435 円は a. 及び b. を原因とした差異、また No3 は c. を原因とした差異である。

c. の差異に関しては、平成 28 年度保険料金額の算定基礎たる所得が修正されたことによる調定減である場合には通知に従った処理であると認められる。

また a. 及び b. の差異も誤りの修正を原因としているため、通知に従った処理であると認められる。

但し、当該誤りは金額的に極めて多額であり、これほどの多額かつ複数の誤りをチェックできずに決算数値として会計室に提出していたことに関しては内部統制に不備があるものと言わざるを得ない。

当該重複計上は会計室が神戸市歳入歳出決算書の原稿の最終確認を

とった際、本来0であるべき個所に金額が入っていたことにより判明したものであるが、仮にその部分も0であった誤りなら見過ごされていた可能性もある。今回はシステムの入替えや決算年度の変更という臨時的な要因も誤りが生じた原因の一つと考えられるが、ただヒアリング時に確認した現在の繰越差異額の妥当性チェック方法は誤りを発見するには不十分なものであった。会計室に決算数値を提出する前に局内部で誤りが発見できるよう内部統制を構築することが望ましいと考えられる。

<指摘事項-9> 多額かつ複数の重複計上について

今回、多額かつ複数の重複計上が発生しており、内部統制に不備があるものと考えられる。再発防止の為繰越差異額の妥当性チェック方法を再検討されたい。

ケ. 住宅都市局－市営住宅使用料

(掌理課名)		住宅都市局		
(科目名)		市営住宅使用料		
(差異金額)		①平成28年度 収入未済額	②平成29年度 前年度以前調定額	③ 差異金額 (①-②)
		237, 556, 567	274, 707, 303	37, 150, 736
No.	(項目名)	(内容)		(金額) ※概算
1	欠損額修正	平成28年度決算時に損害金欠損調定分を住宅使用料調定から削除していたもの。年度繰越時に削除分を、住宅使用料の平成29年度の前年度以前調定額として復活している。		26, 000, 000
2	減免遡及見直し	事実と異なる申請を行った減免申請分について遡及的に見直しを行ったもの。		6, 500, 000
3	不納欠損調定復活	市営住宅への再入居希望者の内、過去に滞納があった者について、不納欠損調定分を復活したもの。		6, 500, 000
4	損害金調定修正①	損害金調定に対する収入があった場合に損害金調定を使用料調定に修正したもの。		1, 000, 000
5	損害金調定修正②	訴訟等により損害金としての徴収が確定した際に使用料調定から損害金調定に修正したもの。		△ 500, 000
6	過納額	過払収入分が別世帯の未納分を減らしていたもの。		3, 200, 000
		合計 (上記③に一致)		42, 700, 000

住宅都市局の市営住宅使用料では 37 百万円の差異が発生しており、

その原因として6項目に及ぶ原因が特定されたが、表に記載しているように各項目の差異金額は概算値であり、また合計金額も差異とは一致していない。これは最終的に差異の原因を特定しきれず、また各差異の金額も算定しきれなかった為である。金額は各項目のボリューム感を把握するために敢えて記載して頂いた。

＜指摘事項-10＞ 収入未済額と前年度以前調定額との差異原因の把握について

収入未済額と前年度以前調定額との差異の原因を把握できていない。誤りの発見や決算額の妥当性を検証するうえで有効であると考えられ、差異の原因を継続的に把握できるような仕組みを構築することが内部統制制度の整備義務でもあるため、仕組みを検討されたい。

各差異の内容は下記のとおりである。

a. 欠損額修正 26,000,000 円

財務会計システムへの報告において前年度決算時に損害金欠損調定を使用料調定の不納欠損額として記載し減額しており、繰越時に使用料調定について損害金欠損調定金額分を復活している。

損害金欠損調定を使用料調定から削除するのは不適切であると思われるが、局の担当者によると過去から当該処理をしていたとのことであり、このような処理をしていた理由の調査を含め今後の処理を検討中とのことである。

(注) 損害金とは、市営住宅の入居者に不正、滞納等の事実があった時に、当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について徴収する家賃相当額等のことをいう（市営住宅条例第50条）。

＜指摘事項-11＞ 損害金欠損調定の削除について

収入未済額の算定時に使用料調定から損害金欠損調定を削除しているのは適切ではない。次年度決算までに当該処理の妥当性を検討のうえ方針を決定されたい。

b. 減免遡及見直し 6,500,000 円

虚偽により減免していた利用者に対し減免処理を遡及的に見直した場合に前年度以前調整額を正しい額に修正するものであり、通知に従った処理であると考えられる。

c. 不納欠損調定復活 6,500,000 円

市営住宅への再入居希望者の内、過去に滞納があった者については、滞納分の納付を条件に再入居を認めており、その場合は新規に調定をたてるのではなく過去の不納欠損分を復活する処理をしている。実際の債権復活に伴い前年度以前繰越調定額を修正するのであるから、通知に従った処理であると考えられる。

d. 損害金調定修正①1,000,000 円

損害金調定に対する収入があった場合に損害金調定を使用料収入に修正した分である。

市営住宅使用料システムでは、住宅使用料調定と損害金調定は別管理をしている。しかし財務会計システムには損害金調定という勘定科目がないため、損害金調定の収入未済額は会計室への報告額には含まれておらず、神戸市の会計報告上簿外となってしまう。

よって、損害金調定に対する収入があった場合、前年度以前調定額がないので個別システム上の損害金調定を使用料調定に修正したうえで使用料収入として収入消込をする必要があり、使用料収入につき新たな前年度以前調定額がたてられる結果収入未済額と差異が生じることとなる。

ちなみに神戸市歳入歳出決算書上簿外となっている平成28年度の損害金調定にかかる収入未済額は81,566,052円である。

<指摘事項-12> 損害金収入未済額の簿外処理について

市営住宅にかかる損害金収入未済額が神戸市決算上簿外となっているが、使用料にかかる収入未済額と同じく債権であり、簿外処理は歳入歳出決算書の虚偽表示にあたるため、決算額に含めるべきである。

e. 損害金調定修正②△500,000 円

訴訟等により損害金としての徴収が確定した際に使用料調定から損害金調定に修正した分である。

損害金としての徴収が確定した場合、過去に遡って使用料調定から損害金調定へ修正するが、上記dのとおり損害金調定額は神戸市の会計報告上簿外となっており、過去の修正分は前年度

以前調定額から落とされ簿外となる（また当年度の修正分も当年度の調定分から落とされ簿外となる）ため、収入未済額との間に差異が生じることとなる。

f. 過納額 3,200,000 円

平成 28 年度以前調定に対する過払収入があった場合に、平成 28 年度中に返納処理しきれなかったものが残った場合、別世帯の未納分と相殺処理したうえで会計室に決算数値を報告している。未納額は減ったわけではないので、収入未済額は相殺せず新たに過誤納分の調定を立て（神戸市会計規則第 29 条 2）、過誤納に掛かる旨を附記欄に表示するのが本来の処理と考えられる。通知においても「調定額・収入額は、過誤納分を含む金額とし、還付額は新年度の支出としていく。」と記載されているところである。

<指摘事項-13> 過誤納に係る調定について

出納整理期間に還付完了できなかった過誤納金を別世帯の未納分と相殺処理したうえで会計室に決算数値を報告しているが、収入未済額は相殺せず新たに過誤納分の調定を立て、過誤納に係る旨を付記欄に表示すべきである。

VI. 他団体貸付金に対する監査の結果について

1. 地方独立行政法人神戸市民病院機構〔保健福祉局〕

(1) 機構の概要

ア. 現況

本部所在地	神戸市中央区港島南町2丁目1番地の11 市民病院前ビル3階 (～平成30年3月31日) 神戸市中央区港島南町2丁目2番地 (平成30年4月1日～)
設立年月日	平成21年4月1日
設立に係る根拠法	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)
資本金額	14,728,534千円(全額神戸市出資) (平成29年4月増資 増資前5,328,534千円)
法人設立の目的	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全に提供し、もって市民の信頼に応え、市民の生命と健康を守ることを目的とする。

イ.病院の概要

i.中央市民病院

(平成30年3月31日現在)

項目	中央市民病院
主な役割及び機能	救命救急センター指定病院、総合周産期母子医療センター、第1・2種感染症指定医療機関、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、臨床研修指定病院、病院機能評価認定施設、卒後臨床研修評価機構認定施設
所在地	神戸市中央区港島南町2丁目1番地の1
許可病床数	768床(うち感染症10床、精神科身体合併症病棟8床)
稼働病床数	768床(うち感染症10床、精神科身体合併症病棟8床)
診療科	総合内科、感染症科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神経内科、消化器内科、呼吸器内科、血液内科、腫瘍内科、緩和ケア内科、精神・神経科、小児科、新生児科、外科・移植外科、乳腺外科、心臓血管外科、呼吸器外科、脳神経外科、整形外科、皮膚科、形成外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉

	科、頭頸部外科、歯科・歯科口腔外科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、リハビリテーション科、救急部
--	--

ii.西市民病院

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

項目	西市民病院
主な役割及び機能	2 次救急対応、がん診療連携拠点病院に準じる病院、地域医療支援病院、高齢者医療の充実、在宅医療の支援、臨床研修指定病院、病院機能評価認定施設、神戸市災害対応病院、卒後臨床研修機構認定施設
所在地	神戸市長田区一番町 2 丁目 4 番地
許可病床数	358 床
稼働病床数	358 床
診療科	消化器内科、呼吸器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、神経内科、リウマチ・膠原病内科、総合内科、臨床腫瘍科、精神・神経科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、血管外科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、麻酔科、放射線科、病理診断科

iii.西神戸医療センター

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

項目	西神戸医療センター
主な役割及び機能	2 次救急対応、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、在宅医療の支援、臨床研修指定病院、病院機能評価認定施設、神戸市災害対応病院、結核指定医療機関
所在地	神戸市西区糺台 5 丁目 7 番地 1
許可病床数	475 床(うち結核病床 50 床)
稼働病床数	475 床(うち結核病床 50 床)
診療科	神経内科、腎臓内科、内分泌・糖尿内科、免疫血液内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腫瘍内科、緩和ケア 内科、精神・神経科、小児科、外科・消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、形成外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科

(注) 平成 29 年 4 月に神戸市民病院機構へ移管

iv.神戸アイセーター病院

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

項目	神戸アイセーター病院
主な役割及び機能	眼科領域における高水準の医療を行う基幹病院、国家戦略特区指定
所在地	神戸市中央区港島南町 2 丁目 1 番地の 8
許可病床数	30 床
稼働病床数	30 床
診療科	眼科

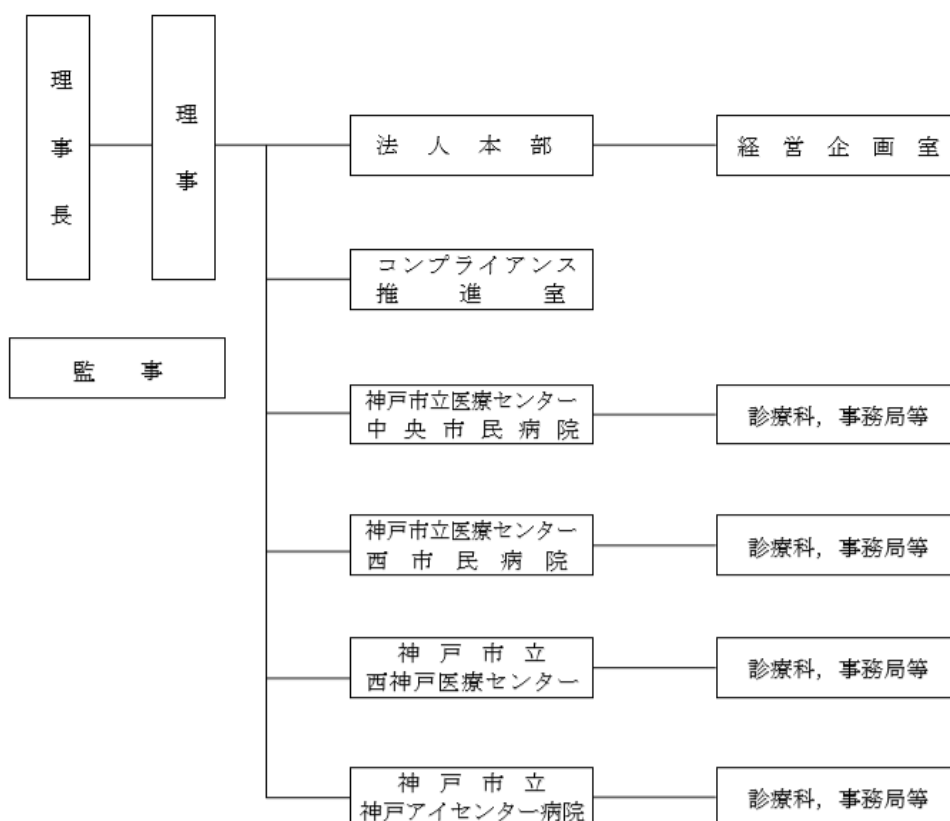
(注) 平成 29 年 12 月に開院

ウ.沿革

年月	出来事
平成 21 年 4 月	【中央/西】地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「機構」という）へ移行
平成 21 年 12 月	【中央】地域医療支援病院として承認
平成 23 年 2 月	【中央】新中央市民病院（中央区港島南町）建築工事竣工
平成 23 年 7 月	【中央】中央区港島南町に新築移転 （一般病床 690 床、感染症病床 10 床、計 700 床）
平成 23 年 10 月	【西】歯科臨床研修指定病院に指定
平成 24 年 4 月	【西】兵庫県がん診療連携拠点病院に準ずる病院に認定
平成 25 年 4 月	【中央】総合周産期母子医療センターに指定
平成 25 年 11 月	【西】地域医療支援病院として承認
平成 27 年 1 月	【西】神戸市災害対応病院に指定
平成 28 年 5 月	【中央】第 2 救急病棟運用開始
平成 28 年 8 月	【中央】北館・研修棟新築竣工、MPU（精神科身体合併症病棟）開設 （一般病棟 690 床、感染症病床 10 床、MPU 8 床、計 708 床）
平成 29 年 3 月	【西】東館増築工事竣工
平成 29 年 4 月	【西神戸】西神戸医療センターの神戸市民病院機構への移管
平成 29 年 7 月	【西】地域包括ケア病棟（37 床）運用開始
平成 29 年 11 月	【中央】先端医療センター病院を中央市民病院へ統合し、南館として併用開始 （一般病棟 750 床、感染症病床 10 床、MPU 8 床、計 768 床）
平成 29 年 12 月	【アイ】神戸アイセーター病院の開院

エ.組織図

(平成 30 年 3 月 31 日現在)



(2) 機構の財務数値

各年度における機構の財務数値は次のとおりである。

ア. 貸借対照表

(単位: 千円)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
固定資産	49,187,864	47,677,075	48,353,478
有形固定資産	45,234,576	44,329,402	45,103,016
土地	13,698,150	13,698,150	13,698,150
建物	26,800,712	25,503,951	28,067,330
構築物	79,859	94,980	87,929
車両	25,989	20,705	15,421
工具器具備品	4,506,871	3,715,613	3,227,416
建設仮勘定	122,992	1,296,000	6,768
無形固定資産	1,298,453	702,494	437,320
ソフトウェア	1,298,203	702,244	437,070
電話加入権	250	250	250

投資その他の資産	2,654,834	2,645,179	2,813,141
投資有価証券	497,649	497,911	498,172
長期貸付金	110,712	94,293	138,759
長期前払消費税	1,976,147	1,979,050	2,095,464
長期前払費用	1,293	905	2,491
その他の投資資産	69,030	73,018	78,252
流動資産	20,539,841	19,218,280	17,723,402
現金及び預金	12,539,785	10,642,500	9,213,723
医業未収金	7,353,811	7,929,865	7,847,842
未収金	155,286	159,019	153,761
医薬品	186,947	188,082	215,517
診療材料	276,781	262,492	251,553
貯蔵品	91	61	57
前払費用	26,958	34,645	40,546
未収収益	178	1,613	401
資産合計	69,727,705	66,895,356	66,076,881

(注) 有形固定資産及び医業未収金は直接法により表示している。

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
固定負債	49,079,619	47,482,804	47,617,854
資産見返負債	3,428,009	2,427,166	1,754,530
長期借入金	36,967,606	36,574,070	37,767,197
移行前地方償還債務	6,313,399	5,785,946	5,278,333
退職給付引当金	2,353,981	2,688,556	2,817,793
長期リース債務	16,621	7,064	—
流動負債	10,124,992	9,042,117	8,369,151
寄附金債務	200,720	203,243	209,055
一年以内返済予定移行前地方償還債務	763,859	527,452	507,612
一年以内返済予定長期借入金	3,703,574	2,311,536	1,760,872
医業未払金	2,888,938	2,977,997	3,134,410
未払金	1,448,714	1,854,634	1,436,493
短期リース債務	10,792	9,556	7,064
未払費用	170,004	161,110	180,438
未払消費税等	21,454	21,776	17,305

預り金	158,225	172,759	167,789
賞与引当金	758,707	802,049	948,107
負債合計	59,204,611	56,524,922	55,987,005
資本金	5,328,534	5,328,534	5,328,534
資本剰余金	805,772	921,474	1,102,447
利益剰余金	4,388,787	4,120,426	3,658,894
純資産合計	10,523,094	10,370,434	10,089,875
負債純資産合計	69,727,705	66,895,356	66,076,881

- ・現金及び預金の減少などにより資産総額は減少している。
- ・長期借入金及び移行前地方償還債務（ともに一年以内返済予定含む）の減少などにより負債総額も減少している。
- ・平成 27 年度及び平成 28 年度の当期純損失の発生により純資産も減少している。

イ. 損益計算書

(単位: 千円)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
営業収益	42,980,673	44,001,674	45,824,116
医業収益	38,953,387	40,000,093	42,173,149
運営費負担金収益	2,779,158	2,908,864	2,843,593
補助金等収益	85,527	81,804	85,922
寄附金収益	20,200	8,386	15,421
資産見返負債戻入	1,142,400	1,002,527	706,029
営業費用	41,422,508	42,796,357	44,827,167
医業費用	40,605,186	41,907,827	43,833,390
給与費	18,786,225	19,514,869	20,651,006
材料費	11,007,108	11,698,150	12,601,740
経費	7,055,955	6,951,269	7,295,006
減価償却費	3,523,683	3,484,346	2,998,655
研究研修費	232,212	259,190	286,981
一般管理費	817,322	888,529	993,776
給与費	340,930	354,041	397,663
経費	452,527	509,271	580,208
減価償却費	2,748	5,256	6,777
研究研修費	21,115	19,961	9,127
営業利益	1,558,165	1,205,317	996,948

営業外収益	965,026	1,022,017	1,041,600
運営費負担金収益	429,760	429,760	429,760
その他の営業外収益	535,266	592,257	611,840
営業外費用	2,472,430	2,512,982	2,547,637
財務費用	838,266	825,010	789,793
その他の営業外費用	1,634,164	1,687,971	1,757,844
経常利益（又は経常損失）	50,761	△ 285,647	△ 509,087
臨時利益	249,872	62,501	62,501
運営費負担金収益	249,872	62,501	62,501
臨時損失	25,054	45,215	14,944
固定資産除却損	12,524	35,215	14,944
その他の損失	12,529	9,999	—
当期純利益（又は当期純損失）	275,579	△ 268,361	△ 461,531
当期総利益（又は当期純損失）	275,579	△ 268,361	△ 461,531

・診療体制の充実、DPC¹を活用した効率的な病床運用や連携の推進等に取り組んだ結果、診療単価の増加等に表れ、医業収益は増加している。しかし、給与費の増加や高度医療の提供等に伴う費用の増加などにより医業費用も増加しており、結果として営業利益は減少している。

・平成 27 年度、平成 28 年度と 2 期連続で経常損失、当期純損失の計上となっている。

ウ. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,587,300	2,137,609	2,701,762
材料の購入による支出	△ 10,726,390	△ 11,521,451	△ 12,557,835
人件費支出	△ 18,912,675	△ 19,572,399	△ 20,558,741
その他の業務支出	△ 8,995,087	△ 9,442,858	△ 9,616,742
医業収入	38,872,570	39,407,878	42,218,959
運営費負担金収入	3,458,790	3,401,125	3,335,854
補助金等収入	81,236	81,447	82,536

¹ 包括医療費支払い制度方式 (Diagnosis Procedure Combination)。従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた 1 日当たりの定額の点数からなる包括評価部分 (入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断など) と、従来どおりの出来高評価部分 (手術、胃カメラ、リハビリなど) を組み合わせて計算する方式。

寄附金収入	16, 873	12, 506	20, 160
その他の収入	613, 945	583, 291	558, 004
小計	4, 409, 263	2, 949, 539	3, 482, 195
利息の受取額	15, 573	20, 795	14, 078
利息の支払額	△ 837, 536	△ 832, 726	△ 794, 510
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4, 675, 635	△ 1, 474, 667	△ 3, 235, 993
定期預金の戻入による収入	7, 500, 000	9, 000, 000	9, 000, 000
定期預金の預入による支出	△ 10, 000, 000	△ 9, 000, 000	△ 8, 000, 000
有形固定資産の取得による支出	△ 3, 208, 805	△ 1, 358, 764	△ 4, 361, 675
有形固定資産の売却による収入	84, 240	—	—
無形固定資産の取得による支出	△ 237, 424	△ 239, 323	△ 69, 942
投資有価証券の取得による支出	△ 497, 649	—	—
運営費負担金収入	58, 037	115, 802	180, 973
運営費交付金収入	1, 613, 078	—	—
補助金等収入	16, 905	21, 892	28, 404
その他の収入	1, 351	1, 461	689
その他の支出	△ 5, 368	△ 15, 635	△ 14, 442
財務活動によるキャッシュ・フロー	892, 353	△ 2, 560, 227	105, 454
長期借入金による収入	2, 020, 000	1, 918, 000	2, 954, 000
長期借入金の返済による支出	△ 345, 623	△ 3, 703, 574	△ 2, 311, 536
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 763, 854	△ 763, 859	△ 527, 452
リース債務の返済による支出	△ 18, 168	△ 10, 792	△ 9, 556
資金増減額	△ 195, 980	△ 1, 897, 285	△ 428, 776
資金期首残高	8, 735, 766	8, 539, 785	6, 642, 500
資金期末残高	8, 539, 785	6, 642, 500	6, 213, 723

(資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
現金及び預金勘定	12,539,785	10,642,500	9,213,723
現金及び預金勘定のうち定期預金	△ 4,000,000	△ 4,000,000	△ 3,000,000
資金期末残高	8,539,785	6,642,500	6,213,723

・過去 3 年間、業務活動によるキャッシュ・フローはプラスで推移している。しかし、設備投資や借入金の返済などの影響により資金増減額は 3 期連続マイナスとなっている。

エ. 行政サービス実施コスト計算書

(単位：千円)

科目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
業務費用	4,408,297	4,751,061	4,586,404
損益計算書上の費用	43,919,992	45,354,554	47,389,749
医業費用	40,605,186	41,907,827	43,833,390
一般管理費	817,322	888,529	993,776
営業外費用	2,472,430	2,512,982	2,547,637
臨時損失	25,054	45,215	14,944
(控除) 自己収入等	△39,511,695	△40,603,493	△42,803,345
医業収益	△38,953,387	△40,000,093	△42,173,149
寄附金収益	△20,200	△8,386	△15,421
資産見返寄附金戻入	△2,841,247	△2,756	△2,932
営業外収益	△535,266	△592,257	△611,840
損益外減損損失相当額	142,428	—	—
損益外除売却差額相当額	269,683	—	—
機会費用	24,290	—	4,177
地方公共団体出資の機会費用	24,290	—	4,177
行政サービス実施コスト	4,844,700	4,751,061	4,590,582

・行政サービス実施コスト計算書とは、法人が業務運営を行うにあたり、納税者である市民に対する説明責任を確保する観点から、損益計算書では反映されない市民の負担コストを明確にし、実質的な負担コストを開示するために作成される書類である。

行政サービス実施コストは、医業収益の増加などにより減少傾向にあるものの、平成 28 年度においても 45 億円発生している。

(3) 経営分析

ア. 各年度における経常収支比率及び安全性に関する指標は次のとおりである。

	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末
経常収支比率 (%)			
機構全体	100.1	99.4	98.9
中央市民病院	100.1	99.7	99.7
西市民病院	100.3	98.1	96.5
自己資本比率 (%)	15.1	15.5	15.3
借入金比率 (%)	104.4	97.2	93.7
償還期間 (年)	10.7	12.1	15.5

経常収支比率：経常的な収入と経常的な支出の割合（経常収入／経常支出）

自己資本比率：総資産に対する純資産（自己資本）の割合を表す指標（純資産／総資産）

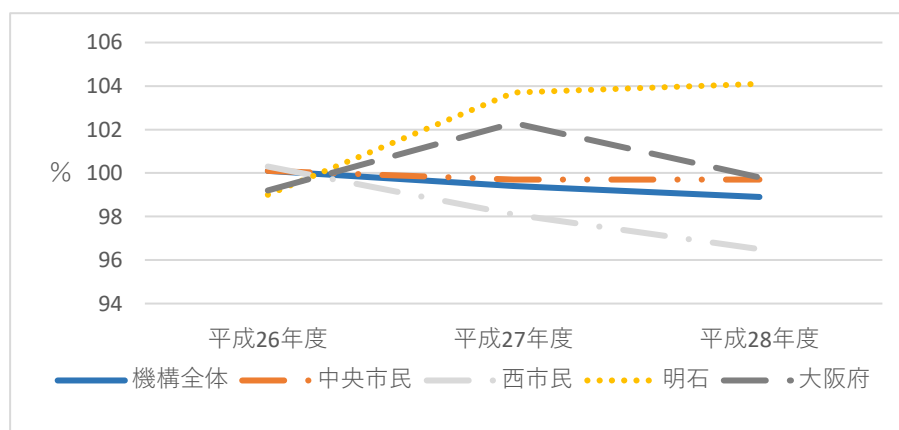
借入金比率：医業収益に対する長期借入金の割合で、収益規模に対する長期借入金のバランスを表す指標（長期借入金／医業収益）

償還期間：利益と減価償却費に対する長期借入金の割合で、収益規模に対する長期借入金のバランスを表す指標
（長期借入金／（当期総利益又は当期総損失＋減価償却費））

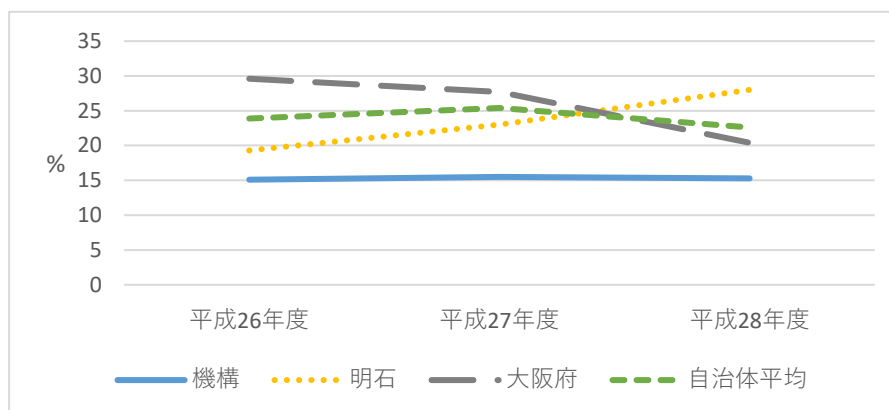
イ. 近隣団体との比較

各指標について近隣地方公共団体及び自治体平均で比較すると次のとおりである。

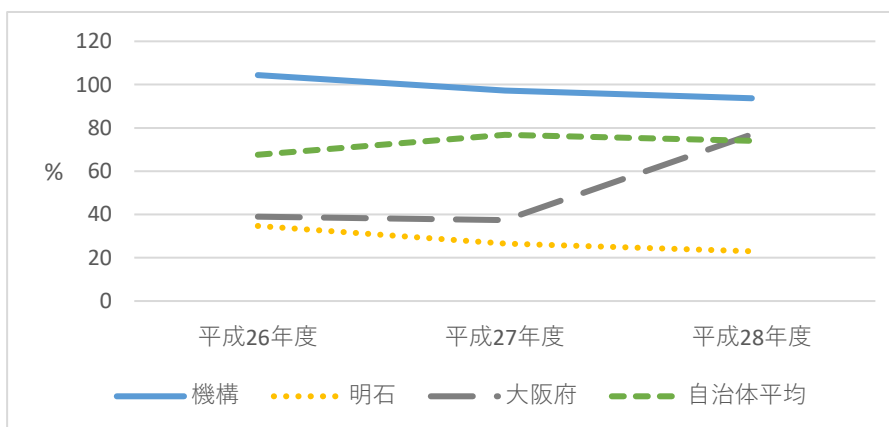
・経常収支比率



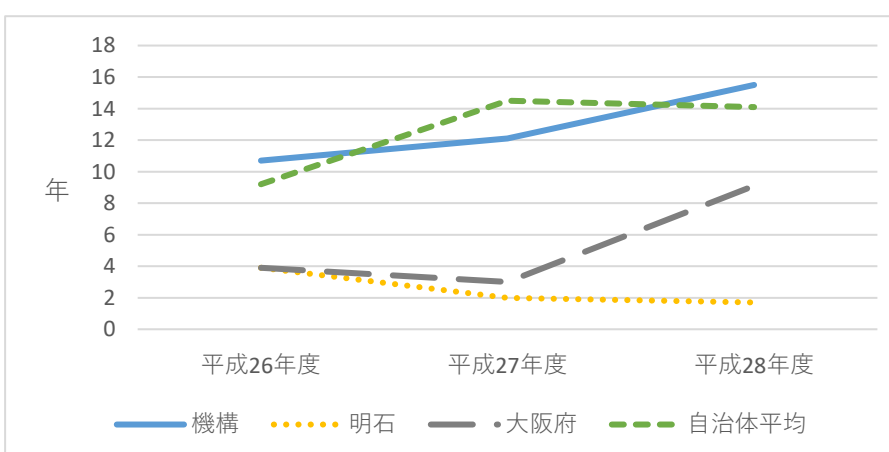
・自己資本比率



・借入金比率



・償還期間



(注) 明石：地方独立行政法人 明石市立市民病院（1病院 病床数 357 床）
 大阪府：地方独立行政法人 大阪府立病院機構（5病院 稼働病床数合計 2,470 床）

(いずれも平成 29 年 3 月 31 日現在の数値)

自治体平均：病院経営管理指標 開設者別 自治体（都道府県・市町村・独法）

（経常収支比率についてはデータがないため未記載）

（４）貸付金の概要

ア.平成 28 年度末における貸付の概要は次のとおりである。

所管課名	健康部地域医療課
掌理課名	保健福祉局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	地方独立行政法人法第 41 第 4 項
債権の目的	・ 中央市民病院用地所得にかかる資金貸付 ・ 中央市民病院施設整備にかかる資金貸付 ・ 中央市民病院増築工事にかかる資金貸付 ・ 西市民病院整備事業にかかる資金貸付 ・ 医療機器等整備にかかる資金貸付 ・ 法人本部整備事業にかかる資金貸付
連帯保証人	なし
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	する
管理するシステム名	—
貸付金等の財源	起債（銀行引受）

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「機構」という。）に対する貸付金は、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（以下「地独法」という。）」に基づく貸付である。この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とするものである（地独法第 1 条）。同法律では、「地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない（地独法第 41 条第 4 項）」とされている。このため、機構において設備資金が必要になった場合に

は、市が病院事業債を発行し、起債条件と同条件にて機構に貸し付けている。
 なお、病院事業債の発行条件としては、「病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするもの（平成 28 年度地方債同意等基準第二 二 1（二）（6））」とされている。

（単位：千円）

貸付種類	平成 28 年度末残高
中央市民病院 用地取得にかかる資金貸付	7,403,788
中央市民病院 施設整備にかかる資金貸付	25,064,063
中央市民病院 増築工事にかかる資金貸付	2,345,000
西市民病院 整備事業にかかる資金貸付	971,218
医療機器等整備にかかる資金貸付	3,725,000
法人本部 整備事業にかかる資金貸付	19,000
合計	39,528,070

過去 3 年間の期首残高、新規貸付額、回収額及び期末残高については次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸付金期首残高	38,996,805	40,671,181	38,885,606
新規貸付額	2,020,000	1,918,000	2,954,000
貸付金回収額	345,623	3,703,574	2,311,536
貸付金期末残高	40,671,181	38,885,606	39,528,070

なお、機構にとって借入金と同じく償還義務のある債務として移行前地方債償還債務がある。

過去 3 年間の期首残高、償還額及び期末残高については次のとおりである。

（単位：千円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
移行前地方債償還債務期首残高	7,841,113	7,077,259	6,313,399
移行前地方債償還債務償還額	763,854	763,859	527,452
移行前地方債償還債務期末残高	7,077,259	6,313,399	5,785,946

（注）移行前地方債償還債務とは、移行型地方独立行政法人（機構）の成立前に設立団体（神戸市）が当該業務（機構の行う業務）に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該公営企業型地方独立行政法人（機構）の成立の日ま

で償還されていないものに相当する額の債務である。

イ.貸付種類別の貸付目的、貸付年度、貸付条件等は次のとおりである。

i. 中央市民病院用地取得にかかる資金貸付

新築移転（平成 23 年 7 月、中央区港島南町）にともなう用地所得にかかる資金貸付。

貸付年度	起債発行日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年 数 (年)	備考
平成 21 年度	22. 3. 25	3, 446, 23	2. 1	30	
平成 22 年度	23. 3. 30	3, 276, 504	1. 9	27	
平成 24 年度	25. 3. 28	340, 000	1. 5	30	職員寮建設
平成 25 年度	26. 3. 27	341, 000	1. 4	30	職員寮建設
合計		7, 403, 788			

ii. 中央市民病院施設整備にかかる資金貸付

新築移転（平成 23 年 7 月、中央区港島南町）にともなう施設整備および移転後の当初施設改良にかかる資金貸付。

貸付年度	起債発行日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年数 (年)	備考
平成 21 年度	22. 3. 30	6, 518, 576	2. 1	30	
平成 22 年度	23. 3. 25	6, 255, 635	1. 9	27	
〃	23. 3. 30	97, 262	1. 9	27	
〃	23. 3. 30	10, 004, 587	1. 9	27	
平成 25 年度	26. 3. 27	743, 000	1. 4	30	職員寮建設
平成 26 年度	27. 3. 26	1, 036, 000	1. 2	30	職員寮建設
平成 27 年度	28. 3. 24	121, 000	0. 1	10	
平成 28 年度	29. 3. 23	288, 000	0. 01	10	
合計		25, 064, 063			

iii. 中央市民病院増築工事にかかる資金貸付

移転後の増築工事にかかる資金貸付。

貸付年度	起債発行日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年数 (年)	備考
------	-------	---------------------	-----------	-------------	----

平成 26 年度	27. 3. 26	59, 000	1. 2	30	
平成 27 年度	28. 3. 24	950, 000	0. 5	30	
平成 28 年度	29. 3. 23	1, 336, 000	0. 6	30	
合計		2, 345, 000			

iv. 西市民病院整備事業にかかる資金貸付

西市民病院における施設改良および増築工事にかかる資金貸付

貸付年度	起債発行日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年数 (年)	備考
平成 21 年度	22. 3. 30	4, 217	0. 9	10	
平成 22 年度	23. 3. 29	99, 680	0. 837	10	
〃	23. 3. 30	12, 011	0. 9	10	
平成 23 年度	24. 3. 29	7, 578	0. 7	10	
平成 24 年度	25. 3. 28	17, 318	0. 4	10	
平成 25 年度	26. 3. 27	18, 411	0. 4	10	
平成 26 年度	27. 3. 26	71, 000	0. 2	10	
〃	27. 3. 26	23, 000	1. 2	30	
平成 27 年度	28. 3. 24	13, 000	0. 5	30	
〃	28. 3. 24	35, 000	0. 1	10	
平成 28 年度	29. 3. 23	577, 000	0. 6	30	
〃	29. 3. 23	93, 000	0. 01	10	
合計		971, 218			

v. 医療機器等整備にかかる資金貸付

中央市民病院および西市民病院における医療機器等の整備にかかる資金貸付

貸付年度	起債発行 日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年数 (年)	備考
平成 24 年度	24. 12. 18	606, 000	0. 199	5	
平成 25 年度	25. 12. 25	848, 000	0. 229	5	
平成 26 年度	27. 2. 27	300, 000	0. 143	5	中央市民
〃	27. 2. 27	512, 000	0. 143	5	西市民
平成 27 年度	28. 2. 24	376, 000	0. 077	5	中央市民
〃	28. 2. 24	423, 000	0. 077	5	西市民
平成 28 年度	29. 3. 22	377, 000	0. 008	5	中央市民
〃	29. 3. 22	283, 000	0. 008	5	西市民

合計	3,725,000	
----	-----------	--

vi. 法人本部整備事業にかかる資金貸付

法人本部における財務会計システムの整備にかかる資金貸付

貸付年度	起債発行 日	平成 28 年度末残高 (千円)	利率 (%)	償還年数 (年)	備考
平成 22 年度	27. 2. 27	19,000	0.143	5	
合計		19,000			

(5) 貸付時における事務手続

貸付時の事務手続は次のとおりである。

ア. 平成 28 年度貸付実行額

(単位：千円)

事業名	機構			市	
	予算額	要求額	査定額	予算額	貸付額
中央市民病院					
医療機器等整備	377,293	377,000	377,000	377,000	377,000
北棟南棟増築	2,302,346	2,302,000	1,608,000	1,608,000	1,608,000
(内訳)					
増改築	1,938,257	—	—	1,336,000	1,336,000
増築医療機器	145,216	—	—	—	—
改修	218,873	—	—	272,000	272,000
施設整備(改修)	16,200	16,000	16,000	16,000	16,000
小計	2,695,839	2,695,000	2,001,000	2,001,000	2,001,000
西市民病院					
医療機器等整備	315,362	315,000	315,000	315,000	283,000
施設整備(改修)	119,153	119,000	119,000	119,000	93,000
東館増築	304,802	304,000	304,000	304,000	—
前年度繰越	—	—	—	600,000	577,000
小計	739,317	738,000	738,000	1,338,000	953,000
総合計	3,435,156	3,433,000	2,739,000	3,339,000	2,954,000

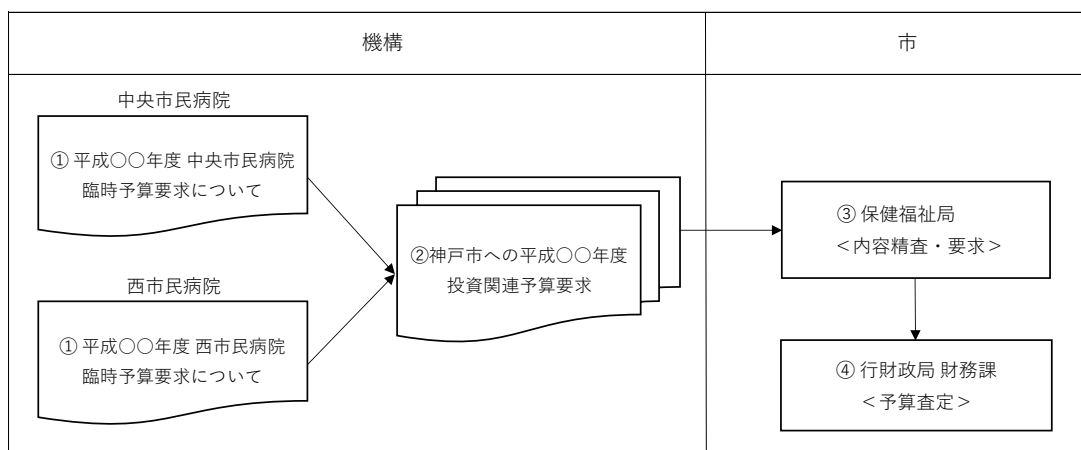
(出典：市より提供を受けた資料を元に監査人が作成)

注 1：査定額が要求額に満たなかった場合、差額について自己資金で対応している。

(参考) 中央市民病院 北棟南棟増築工事 自己資金対応額 593,120 千円

- 2：西市民病院東館増築工事は翌年度繰越。
- 3：南棟は、平成 29 年 11 月より「研修棟」に名称変更。

イ．予算作成時の事務手続

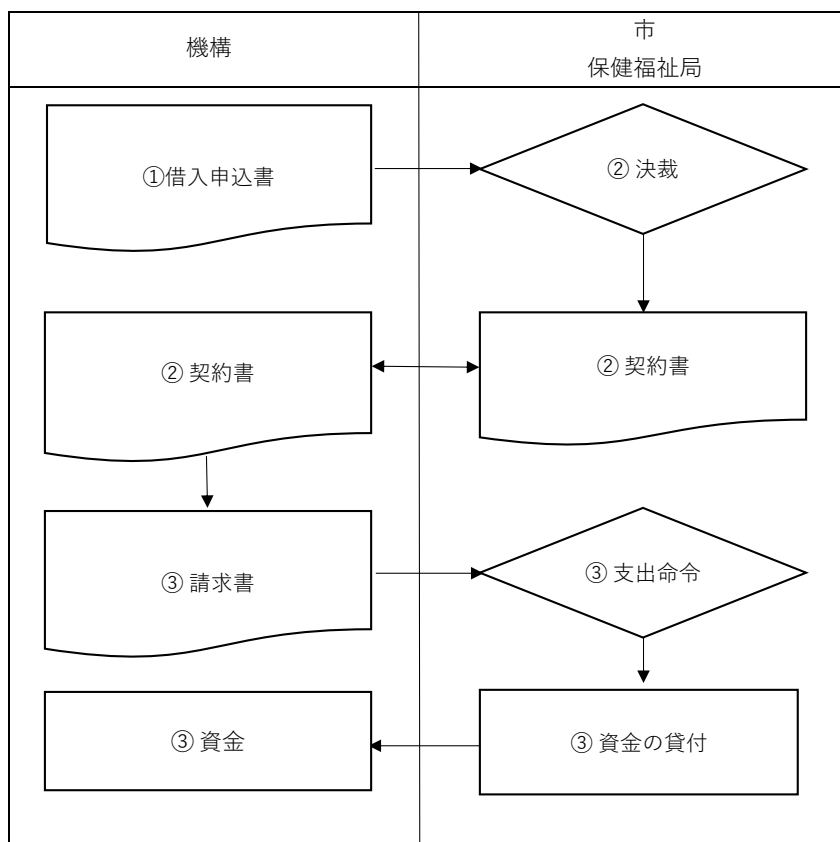


- ① 中央市民病院および西市民病院の各病院において、次年度の予算要求における方針、要求案および主な要求項目（※ 1）をまとめた「平成〇〇年度 中央／西市民 病院 臨時予算要求について」を作成。
- ② 各病院の予算要求を集約し、機構全体としての予算要求である「神戸市への平成〇〇年度投資関連予算要求」を作成し、前述の各病院における予算資料と合わせて市へ提出。
- ③ 市では、機構から提出された予算案について保健福祉局が内容の精査。
- ④ 保健福祉局から要求のあった予算案について行財政局財務課が予算査定（※ 2）を実施。

※ 1 要求項目については、「医療機器等予算要求一覧」「増築事業予算要求一覧」「建物改良費予算要求一覧」においてより詳細な内容を記載する。具体的には、「医療機器等予算要求一覧」では医療機器ごとにその用途、機器導入の目的およびその効果を記載し、また、「増築事業予算要求一覧」「建物改良費予算要求一覧」ではその内容ごとに必要理由およびその目的・効果を記載する。

※ 2 査定にあたっては、事業内容・趣旨等について重要性等を精査し総合的に判断して行う。また、機構の返済能力については、保健福祉局地域医療課において決算書や財務諸表により経営状況や財務状況を把握するとともに、中期計画や年度計画の達成状況等をみた上で、総合的に判断している。

ウ．貸付実行時の事務手続



- ① 予算の範囲内で機構から市へ借入申込書を提出
- ② 市では、保健福祉局にて貸付金の支出について決裁後、資金の貸借に関する契約書を締結。
- ③ 契約締結後、市は機構からの借入金請求に従い支出命令を行うことで資金の貸し付けを実行（※１）。

※１ 貸付にあたっては、市は機構の整備計画等を精査すること（契約書第２条）および事業内容の精査については、機構は貸付金を受けて施行する医療機器等整備などについてその一覧等を市へ提出することが明記されている（同第７条）。また、市が機構に調査を要求するときは、いつでもこれに応じなければならない旨も明記されている（同第７条）。

（中央市民病院）

貸付の目的は、建設、増改築及び医療機器購入等となるため、前述したように予算要求の際に機構から「医療機器等予算要求一覧」「増築事業予算要求一覧」「建物改良費予算要求一覧」を提出し、市においてはそこで記載された用途、目的、効果、必要性などをもとに、事業内容・趣旨等について重要性等を精査した上で予算額を決定し、実績等に基づき貸付金額を決定している。

ところが、機構（中央市民病院）において市への報告なく「医療機器等整備一覧」に記載された医療機器とは別の機器を購入している事例が次のように見受けられた。

・医療機器等整備一覧と実際購入機器との差異

	平成 28 年度購入機器名	医療機器等整備一覧 の記載	固定資産台帳の記載 (下段は財源名)
①	気腹装置	記載なし	2,777,700 円 (税抜) 長期借入金 (医療機器整備)
②	メイフィールド 頭部固定装置一式	2,700,000 円 (税込)	2,500,000 円 (税抜) 内部留保資金

<指摘事項-14> 購入機器変更に係る市への事前の報告について

機構において市への報告なく契約締結時に提出した医療機器等整備一覧に記載されている機器と別の機器を購入している事例が見受けられた。この点、市は、借入金の予算内での変更であり、借入金契約額に影響が出る変更ではないとのことである。しかし、市は機構の整備計画を精査して貸付けているにもかかわらず、貸付け後に機構が市への報告なく整備計画記載の機器を変更して購入すれば、貸付時の市の判断が変わる可能性も考えられる。

そもそも冒頭で記載したように、市は病院事業債を発行し機構へ貸し付けているが、病院事業債の発行条件は、「病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は介護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象とするもの」とされている。その対象要件に合致したものを購入しているかどうか、市は確認する必要がある。

機構が整備計画記載の機器を変更して購入する場合には市への事前の報告が求められる。また、市においても実際に整備計画記載の機器を購入しているかについて整備一覧と機構の固定資産台帳を突き合わせる等により確認すべきである。

(中央市民病院)

機構は市に対して予算作成時に中央市民病院の医療機器等整備事業として 9 機器合計 377,293 千円に対して 377,000 千円の借入れを要求している (293 千円は自己資金)。しかし、実際は予算作成時の 9 機器は 268,215 千円で調達しており、残り 109,078 千円は予算作成時の資料に記載のない機器を

調達している。

（西市民病院）

機構は市に対して予算作成時に西市民病院の建物改良費として 9 箇所合計 119,153 千円に対して 119,000 千円の借入れを要求している（153 千円は自己資金）。しかし、実際は予算作成時の 9 箇所は 68,561 千円で改修しており、それ以外に予算作成時の資料に記載のない箇所も改修している（24,658 千円）。

<指摘事項-15> 計画外の改修等に係る市への事前の報告について

市の考えとしては、実際の調達額や改修額が仕様変更や入札差額等により予算額を下回った場合には、予算の範囲内において機構および各病院の裁量により故障等に対応しているとのことである。しかし、市は機構の整備計画を精査して貸付けていることに鑑みれば、例え予算の範囲内であっても、機構は整備計画に記載のない機器の調達や改修などを行う場合には事前に市へ報告すべきである。

実際の調達額や改修額が予算より安価に抑えられたため、残りで別の医療機器の調達や別の箇所の改修を行いたいのであれば、そもそも予算要求時の医療機器等要求一覧や建物改良費予算要求一覧は借入予算と同額ではなく幅広に記載し、必要性の高いものから順位付けをする形にしておき、事前に市においてその必要性、購入の可否を精査し、その上で、予算内で上位より購入しておくといった形などを検討することが考えられる。

（中央市民病院）

機構は予算作成時に中央市民病院の改修工事として 235,073 千円（北棟南棟増築改修 218,873 千円と施設設備 16,200 千円の合計額）を見積もっており、これに基づき市に対して予算要求を行った。しかし、追加改修の必要が生じたこと等により当初予算額から執行額が 291,020 千円に増加したため、市は機構に対して予算要求額を上回る 288,000 千円を貸し付けている。

<意見-16> 予算要求額を上回る貸付けについて

市において機構からの予算要求額を上回る貸付けを行うことについて特段手続が行われていない。この点、査定額（北棟南棟増築 1,608,000 千円と施設設備 16,000 千円の合計 1,624,000 千円）の範囲内での貸付けであり、増改築工事と改修工事の内訳が変わっただけとも考えられる。しかし、増改築工事と改修工事は契約を別にしており、また、予算についてもそれぞれそ

の必要理由および目的・効果等について重要性等を精査して総合的に判断し決定している。このため、査定額の範囲内での変更であったとしても、改修工事の執行額が当初予算額を上回ったからといって特段の手続を行うことなく予算要求額を上回る貸付けを行うことは適切ではない。市においては、機構の裁量・機動性を尊重しつつも増改築工事と改修工事の内訳が変わる場合には改めて決裁を得るなどの対応が望まれる。

<意見-17> 貸付先の返済能力検討に関する書類の保管について

平成 28 年度に市は新たに機構に対して 29 億円の資金を貸し付けているが、貸付に際して機構の返済能力の十分性について判断した根拠およびその結論を記載した書面が残されていない。

この点、市の意見としては機構の返済能力については決算書や財務諸表により経営状況や財務状況を把握するとともに、中期計画や年度計画の達成状況等をみた上で総合的に判断しているとのことである。しかし、最長 30 年間もの長期にわたって回収が行われる巨額資金に対して、総合的に判断した根拠およびその結論を記載した書面が残されていないのは、市民に対する説明義務を十分に果たしたとは言えない。このため、回収可能性を確認した書面を保存しておくことが望まれる。

2. 神戸新交通株式会社〔住宅都市局〕

(1) 神戸新交通株式会社の概要

神戸市総合基本計画における総合交通体系の一端を担い、市民の交通の利便を確保し、当該事業の円滑な運営を図るため、下記の事業を営むことを目的として昭和 52 年 7 月 18 日に設立された株式会社である。主たる事業は鉄軌道事業であり、三宮―ポートアイランド間を結ぶポートライナーと住吉―六甲アイランド間を結ぶ六甲ライナーの 2 線の運行を行っており、その他関連事業として不動産賃貸業を行っている。

(2) 神戸新交通株式会社への平成 29 年 3 月末貸付金残高

(単位：千円)

貸付金名称	残高
神戸新交通株式会社貸付金	24,331,900

平成 29 年 3 月末時点の神戸新交通株式会社の長期借入金残高 25,085 百万

円に占める神戸市借入金の割合は 97% となっている。

(3) 神戸新交通株式会社貸付金

ア. 債権回収状況

(単位：千円、件)

年度	前期繰越額	新規貸付額	回収額 (未収金調定額)	債権 放棄額	貸付金残高	年度末 貸付件数
平成 26 年度	23, 215, 500	798, 000	718, 800	－	23, 294, 700	27
平成 27 年度	23, 294, 700	1, 519, 000	959, 800	－	23, 853, 900	28
平成 28 年度	23, 853, 900	1, 468, 000	990, 000	－	24, 331, 900	29

イ. 神戸新交通株式会社の貸付金の概要

(単位：千円)

路線	目的	平成 28 年度末 残高 (千円)	貸付条件	備考
ポートアイランド線	延伸線建設資金	9, 294, 100	有利子	
		2, 374, 000	無利子	契約に基づき無利子
	設備更新	9, 406, 705	有利子	
六甲アイランド線	建設資金	668, 000	無利子	契約に基づき無利子
	設備更新	2, 589, 095	有利子	
合計		24, 331, 900		

平成 29 年 3 月末における神戸新交通株式会社への貸付金残高は 24, 331 百万円であり、いずれも 1987 年 12 月以降に貸付を実行した 36 本の金銭消費貸借契約にかかる貸付金残高である。返済条件の多くは調達した起債の償還年数等により異なるものの概ね数年据置いたのち、毎年貸付金額の一定割合を元金返済し、償還最終年度に残金を返済する償還年度の返済割合が大きな契約となっている。ただし、延伸工事にかかる調達や耐用年数の長い設備投資にかかる調達も多く、起債の償還年数経過後に転貸債として償還最終年度の残額を新たに発行する市債等で調達し、あらためて契約上の返済スケジュールで返済していくことが一般化している。

例年 9 月頃に市に予算要求し、翌年 1 月頃に貸付が実行されている。主に設備更新にかかる総事業費予算のうち 70% を市に要求しており、平成 28 年度においては総事業費予算 2, 497 百万円に対し、1, 748 百万円を要求し、1, 468 百万円の貸付が実行されている。契約上の返済条件は 3 年間償還据置、4 年目から 10 年目までの各期は貸付額の 3 % の元金返済、11 年目以降は貸付額

の 1.5%の元金返済、30 年目の最終年度は残額である貸付額の 1 %を返済することとなっている。

(4) 神戸新交通株式会社の業績等

ア. 過去の経緯

設立以降、業績不振が続いていたが、平成 12 年に市が同社への貸付金 106 億円を資本金に振替える手法により増資し、民間銀行からの増資 2 億円などの支援を受け、さらに平成 28 年 3 月期には「神戸市外郭団体経営検討委員会提言（平成 23 年 1 月）」を受け、資本金を 242 億円から 1 億円に減資したことにより 201 億円あった累積損失を一掃している。この結果、平成 29 年 3 月末時点の貸借対照表要約は下記のとおりとなっている。

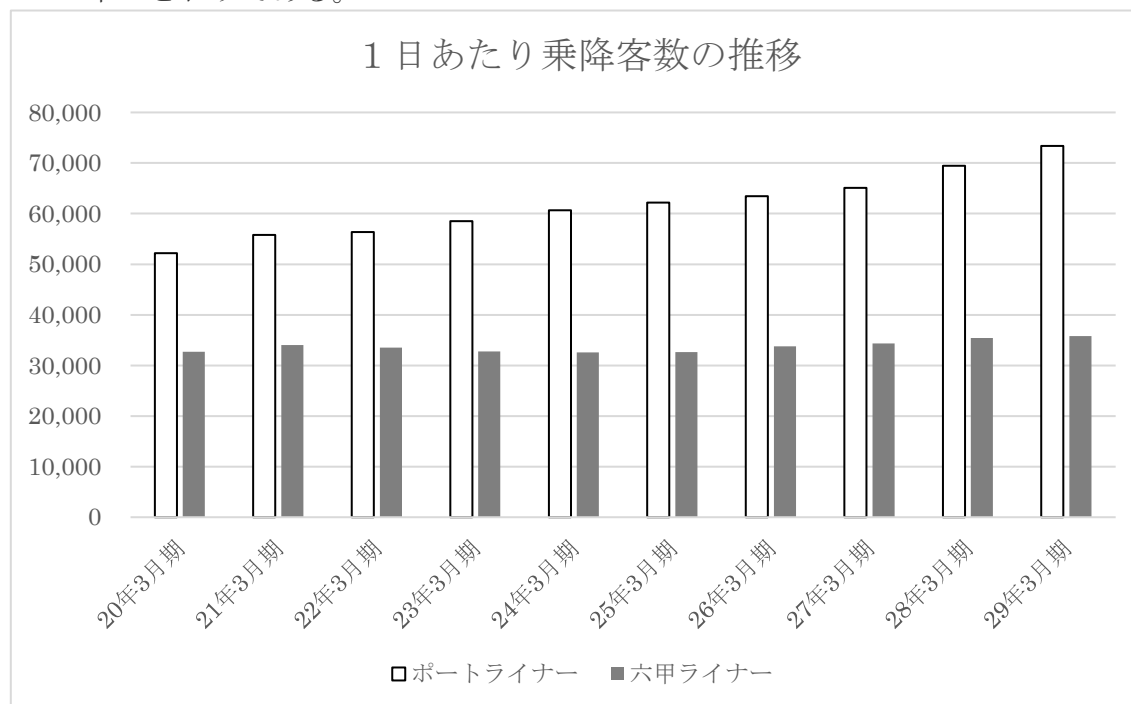
(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	5,754	流動負債	4,189
現金及び預金	3,758	1 年以内返済予定借入金	1,748
未収運賃	408	未払金	1,604
未収金	27	未払費用	53
有価証券	1,000	未払法人税等	170
貯蔵品	354	前受運賃	257
繰延税金資産	87	賞与引当金	103
その他	120	その他	254
固定資産	29,846	固定負債	25,576
鉄軌道事業固定資産	26,678	長期借入金	23,337
兼業固定資産	1,626	退職給付引当金	1,768
建設仮勘定	234	その他	471
投資有価証券	264	負債合計	29,766
繰延税金資産	624	純資産の部	5,835
その他	420	資本金	100
		資本剰余金	3,973
		利益剰余金	1,762
		評価換算差額	△0
資産合計	35,601	負債・純資産合計	35,601

イ. 神戸新交通株式会社の業績について

同社が運営する 2 線の平成 20 年 3 月期以降 10 年間の乗降客数の推移は以

下のとおりである。



(出典：神戸新交通株式会社資料をもとに監査人作成)

上記のとおり、この 10 年間、六甲ライナーはほぼ横ばいで推移しているものの、ポートライナーの乗降客は大学の開設やポートアイランド第 2 期への企業進出、商業施設の誘致および神戸空港開港などの影響により順調に増加しており、平成 20 年 3 月期に 52,165 人/日だった旅客人員が平成 29 年 3 月期には 73,408 人/日となり、この 10 年で 40.7%増加している。

また、直近 10 年間の売上高、経常利益、当期純利益、減価償却費、簡易営業キャッシュ・フローの推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	売上高	経常利益	当期純利益	減価償却費	簡易営業キャッシュ・フロー (※1)
平成 19 年度	6,401,651	238,499	96,184	1,842,119	1,938,303
平成 20 年度(※2)	6,606,488	418,125	△549,666	2,113,103	2,548,377
平成 21 年度(※3)	6,420,784	183,530	△223,742	1,997,966	2,178,788
平成 22 年度(※4)	6,496,190	177,951	181,792	2,004,283	2,213,907
平成 23 年度	6,940,247	601,198	383,001	2,008,739	2,391,740
平成 24 年度	6,981,897	523,103	400,973	1,915,989	2,316,962
平成 25 年度	7,064,912	556,479	334,813	1,926,730	2,261,543
平成 26 年度	6,807,255	409,917	261,079	1,910,896	2,171,975
平成 27 年度(※5)	7,156,429	714,436	1,174,398	1,851,983	2,339,860
平成 28 年度	7,350,103	920,902	587,888	1,860,835	2,448,723

※1 簡易営業キャッシュ・フローは当期純利益＋減価償却費に下記特別損益の調整を加えて算定している

※2 平成 20 年度は固定資産除却損 301,260 千円、投資有価証券評価損 683,680 千円の影響を除く

※3 平成 21 年度は固定資産除却損 404,564 千円の影響を除く

※4 平成 22 年度は固定資産除却損 27,832 千円の影響を除く

※5 平成 27 年度は固定資産除却損 25,890 千円、法人税等調整額 712,411 千円の影響を除く

(出典：神戸新交通株式会社資料をもとに監査人作成)

売上高は不動産事業の増減などがあるものの主にポートライナーの乗客数の増加などにより増加傾向にあり、経常利益も安定して黒字を計上している。当期利益に関して平成 20 年度は保有していた投資有価証券の評価損 6.8 億円を計上し、平成 20 年度および平成 21 年度には車両更新による除却損を 3.0 億円、4.0 億円計上したことなどにより赤字となっているが、これらの特別要因を除けば安定して黒字となっている。簡易営業キャッシュ・フローについても安定してプラスとなっており、直近 5 年間は平均で 23.0 億円となっている。

ウ．設備投資額および新規借入額、借入返済額の推移

直近 10 年間における設備投資額および新規借入額、借入返済額の推移は下表のとおりとなっている。

(単位：千円)

	設備投資額	新規借入額	借入返済額
平成 19 年度	1,409,186	665,000	1,938,046
平成 20 年度	6,114,422	5,744,000	1,857,000
平成 21 年度	2,683,147	7,922,000	6,670,500
平成 22 年度	713,553	98,000	1,274,800
平成 23 年度	1,357,145	224,000	1,642,200
平成 24 年度	746,588	436,000	1,996,320
平成 25 年度	1,162,837	565,000	2,089,520
平成 26 年度	1,332,410	798,000	3,911,120
平成 27 年度	2,163,396	1,519,000	1,624,120
平成 28 年度	1,656,145	1,468,000	1,356,820

(出典：神戸新交通株式会社より入手した資料にもとづき監査人作成)

設備投資は平成 20 年度、平成 21 年度および平成 27 年度に大規模な車両更新投資（52 億円、23 億円、12 億円）があり、その他安全性確保、利便性の向上などの目的で設備投資が実施されている。直近 5 年平均の設備投資額は 14.1 億円/年となっている。

平成 23 年 3 月期には金利負担軽減のための借り換えを行っている。借入返済は平成 27 年度の市中銀行への約定返済が集中し、約 32 億円を返済するなどしている。

エ．現金同等物残高の推移

直近 10 年間の現金同等物残高の推移は下表のとおりとなっている。

(単位：千円)

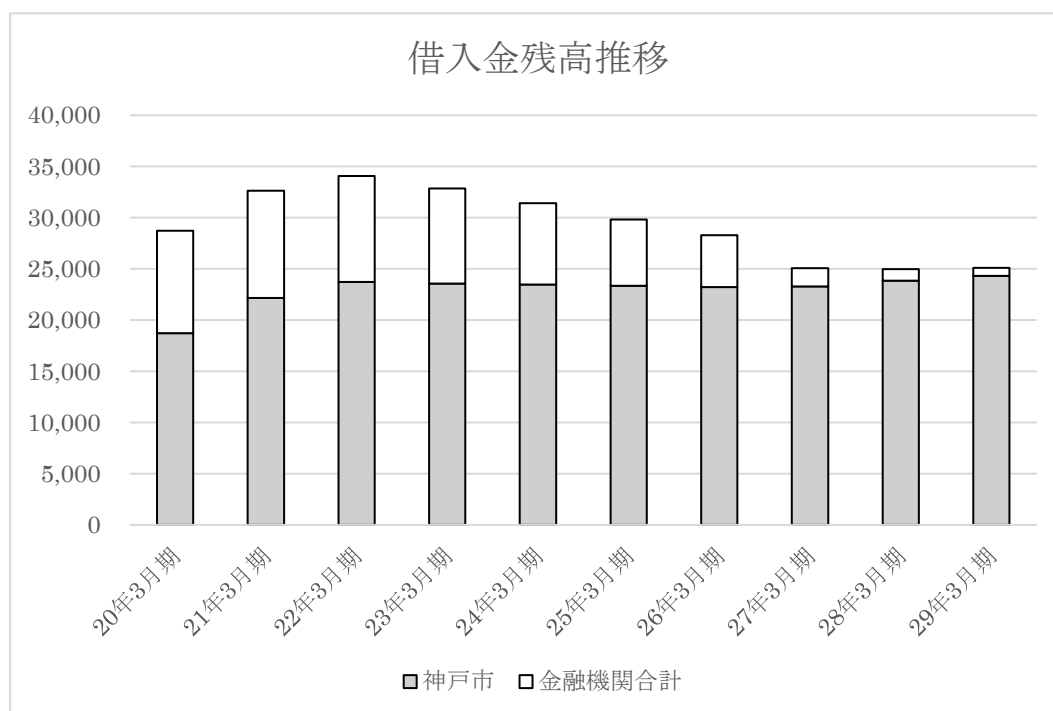
	現金預金残高	有価証券	現金同等物残高
平成 19 年度	1,368,796		1,368,796
平成 20 年度	2,715,535		2,715,535
平成 21 年度	2,064,431		2,064,431
平成 22 年度	2,442,059		2,442,059
平成 23 年度	4,617,436		4,617,436
平成 24 年度	2,846,781	2,000,000	4,846,781
平成 25 年度	2,909,638	2,000,000	4,909,638
平成 26 年度	2,870,943		2,870,943
平成 27 年度	4,763,728		4,763,728

平成 28 年度	3, 758, 022	1, 000, 000	4, 758, 022
----------	-------------	-------------	-------------

現金同等物の残高は本業の儲けである簡易営業キャッシュ・フローに加えて平成 20 年度に保有していた投資有価証券の売却収入、新規借入などの収入から設備投資にかかる支出および借入金の返済による支出などを差し引いた結果、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間で 33.9 億円増加している。平成 26 年度に金融機関からの借入金を返済したことにより大幅に現金同等物が減少しているが、平成 28 年度末時点では 47.5 億円を保有している。なお、会社は資金運用を目的とした有価証券（譲渡性預金）を保有している時期があるがこれらも現金預金と同等としてキャッシュの範囲に含めている。

オ. 借入金残高推移

直近 10 年間の長期借入金残高の推移は以下のとおりである。



平成 19 年度に 287 億円あった借入金は車両投資資金などの調達により平成 21 年度にかけて 338 億円まで増加している。主に平成 12 年度に金利負担減少を目的として日本開発銀行からの借入から市中銀行のシンジケートローンでの借換えを行った分の運営資金の返済（25 億円）を平成 26 年度に行うなど、その後は返済が進み平成 28 年度末時点では 250 億円まで減少している。平成 19 年度には市中銀行 8 行から 100 億円の借入があったが平成

28 年度には日本政策金融公庫 1 行 7 億円のみとなっている。一方で市からの借入金残高は平成 21 年度以降、ほぼ横ばいとなっている。

(5) 神戸市貸付金の返済可能性について

(4) イ. で示したとおり、簡易キャッシュ・フローは安定しており、直近 5 年平均では 23.0 億円/年となっている。また、(4) ウ. で示したとおり直近 5 年平均の設備投資額は 14.1 億円/年である。つまり借入金の返済原資となるフリーキャッシュ・フローは 8.9 億円/年と試算される。(4) ア. の平成 28 年度の貸借対照表では自己資本比率が 16.3%と高くはないものの財務状況は健全化されてきており、債務償還年数も先述のフリーキャッシュ・フローをもとに算出すると約 28 年となり過去 201 億の累積赤字を作り出した状況からすれば大幅に債務弁済能力が高まってきているものとみることができる。したがって会社の決算書にもとづき分析した結果、市の貸付金の返済可能性については現状特段の問題はないと考える。

<意見-18> 貸付金の回収に向けた取り組みの検討について

平成 26 年 3 月にポートアイランド線延伸事業資金にかかる 120.6 億円の借入金について返済についての条件変更がなされており、その際の返済を猶予する必要があると市が判断した理由として挙げたのは神戸新交通株式会社が安定的な企業経営を行うために必要な現金預金として年間の収益の 2 か月相当分が妥当な水準であるとしたからである。これを平成 29 年 3 月期に当てはめれば必要な現金預金は約 12 億円となり、平成 29 年 3 月末時点で保有する現金同等物 47.5 億円は過大であるといえる。

市は神戸新交通株式会社の議決権の 77%にあたる株式を保有する大株主であり、借入額の 97%を貸付ける債権者でもある。また市から毎年 5 名ほどが社外取締役就任しており、投資計画の合理性、適切性、資金調達の必要性について熟知しうる立場にあり、かつ指導的な役割を担うことが期待される。このため、会社からの要望に沿った貸付を毎年度所与のものと実行するのではなく、主導的に早期償還も含めた市の貸付金の回収に向けた取り組みを検討すべきことに留意されたい。

3. 神戸高速鉄道株式会社〔住宅都市局〕

(1) 神戸高速鉄道株式会社について

神戸高速鉄道株式会社は、4 つの民鉄（阪神・阪急・山陽・神鉄）を結び、相互直通運転をすることによって、市内の交通の不便を解消し高速化すると

ともに、京阪神の播州工業地帯及び西北神地区間の輸送力を増強することによって、各地域と産業の発展に寄与することを目的として、昭和 43 年 4 月に営業を開始した。

当初は、神戸市を中心とした運営を行っており、資本構成も神戸市が 40%、乗り入れ 4 社が 40%を出資する第三セクターの会社であったが、阪急・阪神の経営統合を契機として神戸市が阪急・阪神 HD に株式 15%を譲渡することとなり、阪急・阪神 HD の子会社となっている。

(2) 神戸高速鉄道株式会社への貸付金の概要

所管課名	公共交通課
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	私契約
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	する
債権の主旨	北神急行線の利用者利便の確保のため、北神急行電鉄株式会社が保有する鉄道施設の購入資金として貸付
貸付金等の財源	市債 3,500,000 千円 その他 1,500,000 千円

(3) 債権回収状況

(調定分)

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額
	過年度	現年度			
平成 26 年度	—	—	—	—	—
平成 27 年度	—	—	—	—	—
平成 28 年度	—	—	—	—	—

(未調定分、「貸付金」科目)

年度	年度中増減額	決算年度末
平成 26 年度	—	2,900,000
平成 27 年度	—	2,900,000
平成 28 年度	—	2,900,000

当該貸付金(当初 50 億円)は、平成 15 年 2 月 27 日に神戸市から貸付けられ、平成 25 年 2 月に 21 億円、残額の 29 億円は平成 35 年 2 月に一括返済される約定となっている。借入利率は市債の利率と同一である。

神戸高速鉄道株式会社からは、平成 25 年 2 月に 21 億円の返済が約定どおりに行われている。

(4) 貸付の経緯

神戸市から神戸高速鉄道(株)への貸付(50 億円)は、北神急行線の利用者利便の確保のため、北神急行電鉄(株)が保有する鉄道施設の購入資金として行われたものである。

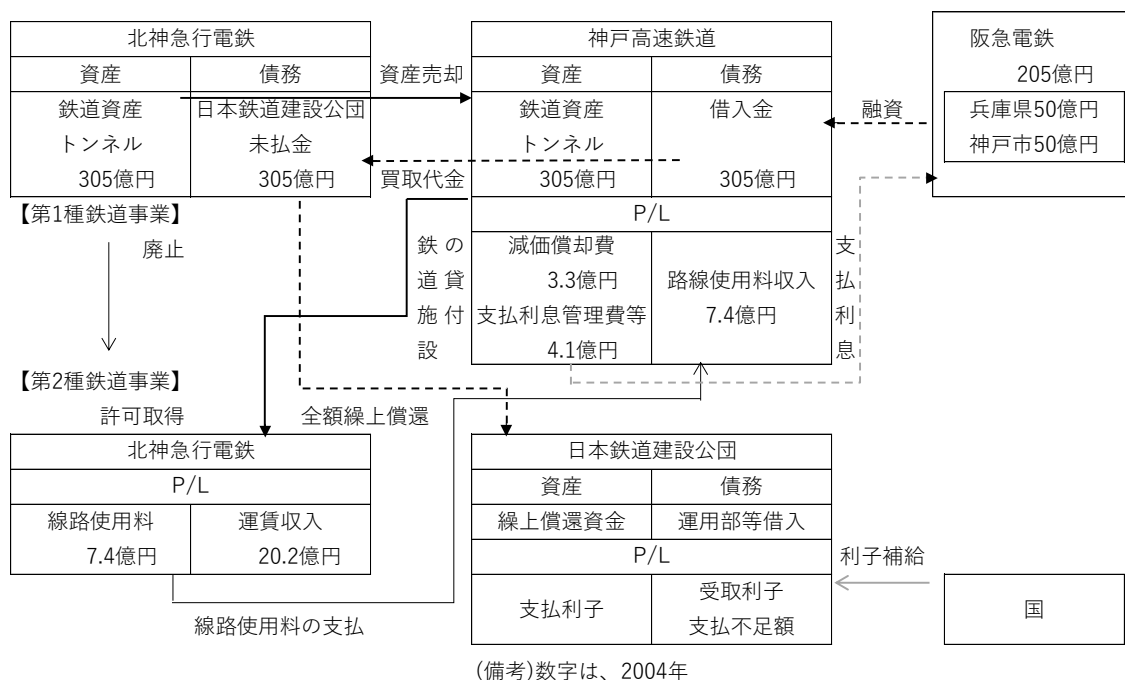
北神急行電鉄(株)は、阪急電鉄(株)、神戸電鉄(株)及び地元経済界の出資により設立された。北神急行線は、谷上から布引(新神戸)間を結ぶ路線として日本鉄道建設公団の民鉄線建設方式を活用し建設され、昭和 63 年 4 月に開業している。

この路線により、谷上から三宮間の所要時間は従前の神戸電鉄線経由に比べ大幅に短縮し、地域に大きな便益を提供することとなったが、一方で沿線の住宅開発の遅れやマイカー交通の増大による鉄道離れの進行等により、開業後の利用者数は当初の想定輸送需要を大幅に下回った。また、建設費にかかる借入金の利子負担が膨大であったため、北神急行電鉄(株)の経営は不安定な状況が続いていた。

平成 13 年度の金融情勢の悪化により、市中金融機関からの融資継続が困難となったことから、北神急行線への支援について協議を行うため、国土交通省、兵庫県、神戸市、阪急電鉄(株)、神戸電鉄(株)、神戸高速鉄道(株)及び北神急行電鉄(株)からなる「北神急行電鉄問題検討委員会」が開催された。協議の結果、北神急行電鉄(株)は、平成 14 年 4 月より民鉄業界初の上下分離方式を導入し経営の健全化を計るため主要な鉄道施設を神戸高速鉄道(株)に譲渡し、その路線を使用する第 2 種鉄道事業者として運行を継続していくこととなった。また、鉄道施設の譲渡資金により日本鉄道建設公団からの借入金を全額返済している。

一方、神戸高速電鉄(株)は、平成 14 年 4 月 1 日に北神急行電鉄(株)から主要な鉄道施設を譲り受け、北神急行線の第 3 種鉄道事業者となった。神戸市から神戸高速鉄道(株)への貸付金は、この鉄道施設の購入資金(305 億円)の一部として行われたものである。(鉄道施設の購入資金として、神戸市は 50 億円の貸付を実施した。)

【北神急行電鉄問題検討委員会による北神急行線の再構築スキーム】



(出典：山内義夫(北神急行電鉄)「北神急行電鉄株式会社の経営再構築策について-経営難による上下分離の採用事例とその後-」)

<用語説明>

- 第1種鉄道事業者… 自らが所有する線路を使用して、鉄道による旅客または貨物の運送を行う事業者
- 第2種鉄道事業者… 自らが所有する線路以外を使用し、鉄道による旅客または貨物の運送を行う事業者
- 第3種鉄道事業者… 自らが所有する線路を、第2種鉄道事業者に専ら使用させる事業者

(5) 貸付先の財務内容の検討

ア. 神戸高速鉄道株式会社の財務内容

【貸借対照表】

(単位:百万円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
(流動資産)	(1,735)	(1,417)	(1,392)	(463)
鉄道事業固定資産	39,752	38,902	38,016	37,233
その他	11,614	11,505	11,580	11,320
(固定資産)	(51,367)	(50,408)	(49,597)	(48,553)
(資産合計)	(53,102)	(51,825)	(50,989)	(49,016)
短期借入金	7,482	4,195	1,731	1,353
その他	2,342	1,727	1,615	901
(流動負債)	(9,825)	(5,923)	(3,346)	(2,255)
長期借入金	36,796	38,789	39,946	39,080
その他	6,953	7,501	7,915	7,628
(固定資産)	(43,749)	(46,290)	(47,862)	(46,708)
(負債合計)	(53,574)	(52,213)	(51,209)	(48,963)
資本金	2,000	2,000	100	100
利益剰余金	△ 2,475	△ 2,391	△ 319	△ 47
(株主資本)	(△475)	(△391)	(△219)	(52)
(評価・換算差額等)	2	3	-	-
(純資産合計)	(△472)	(△388)	(△219)	(52)

【損益計算書】

(単位:百万円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
営業収益	2,359	2,310	2,285	2,309
営業費用	1,946	1,776	1,708	1,724
営業利益	412	534	576	584
経常利益	△ 60	91	214	252
税引後	△ 61	83	171	272

昭和 62 年 4 月に鉄道事業法が施行され、自社で車両を保有せず列車の運転を行わない事業者は、第 3 種鉄道事業者と位置付けられたが、神戸高速鉄道(株)は、第 2 種鉄道事業者から施設の保守管理や運行管理、駅業務の委託を受けて、開業当時と実質的にはほぼ同じ運営体制を続けた。このため、輸送人員の減少や平成 7 年の阪神淡路大震災による長期の休業等で収入が減少する中、震災復旧や安全対策費用の増加により、神戸高速鉄道(株)の収支は悪化することとなった。

神戸高速鉄道(株)は、平成 22 年 10 月に事業形態を変更し、一般的な第 3 種鉄道事業者として鉄道施設(路線)の資産保有を目的とした会社となった。第 2 種鉄道事業者(阪神・阪急・神鉄)に自社が保有する施設を貸与して、定額の線路使用料を収受し、借入金の償還や利息、固定資産税等の鉄道施設保有に係る諸費用を自社で負担するという安定した収支構造により、平成 26 年度から年度損益が黒字化している。また平成 27 年度には減資(資本金 20 億円⇒1 億円)を行い、平成 28 年度には債務超過が解消されている。

神戸高速鉄道(株)の北神急行線運営収支については、借入金の支払利息や、

資産に係る減価償却費等の経費分を線路使用料として北神急行電鉄（株）から収受していることから、神戸高速鉄道（株）の損益に負担は生じていない状況である。

イ. 北神急行電鉄株式会社の財務内容

【貸借対照表】

(単位:百万円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
(流動資産)	(1,162)	(965)	(1,158)	(1,235)
鉄道事業固定資産	16,104	15,901	15,727	15,560
投資その他の資産	28	30	30	32
(固定資産)	(16,133)	(15,931)	(15,758)	(15,593)
(資産合計)	(17,296)	(16,896)	(16,916)	(16,828)
(流動負債)	(668)	(326)	(367)	(299)
退職給付引当金	250	224	276	278
定期修繕引当金	128	140	139	136
その他	41,387	41,179	40,975	40,775
(固定資産)	(41,767)	(41,544)	(41,390)	(41,191)
(負債合計)	(42,435)	(41,870)	(41,758)	(41,490)
資本金	3,200	3,200	3,200	3,200
利益剰余金	△ 28,509	△ 28,354	△ 28,226	△ 28,048
(株主資本)	(△25,309)	(△25,154)	(△25,026)	(△24,848)
(評価・換算差額等)	(170)	(180)	(185)	(186)
(純資産合計)	(△25,138)	(△24,974)	(△24,841)	(△24,661)

【損益計算書】

(単位:百万円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
営業収益	2,162	2,164	2,178	2,150
営業費用	1,812	1,865	1,863	1,820
営業利益	350	299	315	329
経常利益	508	193	216	248
税引後	289	154	128	178

会社は、鉄道資産の譲渡による資金により、日本鉄道建設公団への高利率の借入金を一括返済したことで、利息の負担も大幅に軽減している。平成 26 年度より神戸市から北神急行電鉄老朽化対策補助(約 1 億 3 千 5 百万円)を受けていることもあり、年度損益が黒字(平成 29 年 3 月期;経常利益 約 2 億円)となっているが、依然として大きな債務超過(平成 29 年 3 月末;約△ 246 億円)の状況にある。

(6) 神戸市貸付金の返済可能性について

(3) 債権回収状況にて記載のとおり、神戸市からの貸付金(当初 50 億円)は、平成 25 年 2 月に一部の 21 億円が返済されており、残額は平成 35 年 2 月に一括返済される予定である。

融資返済については、「北神急行電鉄問題検討委員会」での関係者の合意において、返済が滞る等の事態が生じた場合は、阪急電鉄(株)及び神戸電鉄(株)が必要な措置を講じることとし、神戸高速鉄道(株)には一切の負担は生じないものとされており、神戸高速鉄道(株)からの返済が滞ることは想定されないと考えられる。

また貸付期間の終了後の残資産及び残債務については、神戸高速鉄道(株)の保有する残資産及び残債務の阪急電鉄(株)への引き継ぎが行われる旨の合意内容に変更はなく、現時点では粛々と履行される予定であると考えられる。

以上より、神戸市からの貸付金の回収可能性について、問題はないと考えられる。

4. 一般社団法人神戸すまいまちづくり公社[住宅都市局]

(1) 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社について

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社（以下、すまいまちづくり公社）は昭和 38 年に神戸市の外郭団体である財団法人神戸市都市整備公社（以下、都市整備公社）として設立され、平成 24 年に一般財団法人化、そして平成 25 年 1 月 1 日に現在の名称に変更している。

すまいまちづくり公社は現在、下記のとおり極めて多岐に渡る事業を実施（または神戸市より受託）している。

- すまいまちづくり事業（2.0%）
団地再生、空き家活用、高経年マンション再生及び密集市街地再生やすまいまちづくりに関する相談、情報提供、耐震化支援等の事業 等
- 公益施設整備事業（29.5%）
神戸市や外郭団体等の施設（学校・公益施設等）の整備事業 等
- 公益施設管理運営事業（15.3%）
神戸市や外郭団体等の施設における設備管理・修繕や指定管理事業者、ゴルフ場運営（1施設）、市営住宅の入居者募集等の事業 等
- 賃貸住宅関連事業（24.2%）
公社所有、所有者からの一括借上げ方式・管理受託方式による賃貸住宅の管理や学生向け賃貸住宅等の運営事業 等
- 資産活用事業（20.7%）
ゴルフ場の運営（2施設）や路外駐車場管理運営、賃貸オフィス・賃貸

店舗の賃貸及び転貸 等

➤ その他施設運営事業 (8.2%)

ロープウェー・ケーブル運営事業、KIBC（国際神戸ビジネスセンター）・KIO（神戸インキュベーションオフィス）運営事業 等

➤ 海外インフラ整備支援事業 (0.1%)

※（ ）内の数字は平成 28 年度事業収入に占める割合を表す。

(2) すまいまちづくり公社への平成 28 年度末貸付金残高

すまいまちづくり公社に対しては「一般財団法人すまいまちづくり公社貸付金」及び「都市開発資金貸付金」が神戸市から貸し付けられている。

(単位：千円)

貸付金名称	残高
一般財団法人すまいまちづくり公社貸付金	4,446,000
都市開発資金貸付金	117,328
合計	4,563,328

平成 28 年度末の長期借入金残高 18,180 百万円に占める神戸市借入金の割合は 25%となっている。神戸市からは債務保証等は受けていない。

またこの他に神戸市からの短期借入金が過去は存在したが、年度末にオーバーナイト（一夜貸し）¹で返済されており、各年度の期末貸借対照表では民間からの借入金として計上されていた。

オーバーナイトで返済されていたのは下記のとおり期末貸借対照表に計上されている短期借入金全額であった。

(単位：百万円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
短期借入金	8,500	3,000	3,900	7,800	-

この短期借入金は学校建設業務（公益施設整備事業）に係るものであり、事業が完了すれば神戸市からの収入で返済できること、また平成 28 年度時点ではオーバーナイトは解消したことから、以下の神戸市貸付金の返済可能性に関する検討ではその対象から外している。

¹ オーバーナイト（一夜貸し）とは自治体の出資法人等が金融機関から年度末に資金を借り、全額を自治体に一旦返還。翌年度に自治体が再び法人に資金を貸し、それをもとに銀行に返済する手法をいう。

(3) すまいまちづくり公社貸付金

ア. 債権回収状況

(調定分)

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額
	過年度	現年度			
平成 26 年度	-	171,000	171,000	-	-
平成 27 年度	-	171,000	171,000	-	-
平成 28 年度	-	171,000	171,000	-	-

(未調定分、すなわち「貸付金」科目)

年度	年度中増減額	決算年度末
平成 26 年度	△171,000	4,788,000
平成 27 年度	△171,000	4,617,000
平成 28 年度	△171,000	4,446,000

イ. すまいまちづくり公社貸付金の概要

所管課名	総務課
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	再生計画案
担保／保証の有無	なし
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	する
管理するシステム名	なし(金銭消費貸借契約書の返済予定表で管理している)
貸付の主旨	神戸市住宅供給公社の事業継承のため
貸付金等の財源	貸付金債 3,847,000 千円 都市整備等基金取崩 1,283,000 千円

当該貸付金は平成 24 年 12 月 21 日に神戸市から貸し付けられ、平成 25 年

から 54 年まで毎年 6 月と 12 月に元金均等半年賦償還で償還、年間合計返済額は 171 百万円となっている。借入利率は市の貸付金債の利率と同一であり、担保は取っていない。

公社からは現在までのところ約定通り返済されている。

ウ．貸付の経緯

神戸市住宅供給公社（以下、住宅供給公社）は財務状況の悪化により平成 24 年 5 月 22 日に民事再生法に基づく手続開始の申立てを行い、同日開始決定を受けた後、裁判所及び監督委員の関与のもと民事再生手続を進め、9 月 18 日に民事再生計画案を提出した。

当該貸付金は、再生計画案における下記の方針の下、住宅供給公社の事業継承のため都市整備公社に貸し付けられたものである。

- 住宅供給公社の事業の中で「公共性、政策性の面からも今後も継続する必要性のある業務」を神戸市の外郭団体である都市整備公社が引き継ぐ。
- 住宅供給公社から都市整備公社に対して貸貸資産等の譲渡を行う。その譲渡対価として、都市整備公社は住宅供給公社に 37.5 億円を支払うとともに住宅金融支援機構等に対する借入金の債務を重畳的に引き受ける。当該引受債務は継承事業の運営により返済する。
- 神戸市は、住宅供給公社からの事業承継に係る資金として、整備公社に対して 51.3 億円（上記 37.5 億円に資産譲渡に係る消費税、資産移転に係る登記費用等を加えたもの）を貸し付ける。

平成 25 年 3 月 14 日に再生手続の終結が決定され、住宅供給公社は同 3 月 31 日に解散した。また都市整備公社は住宅供給公社の事業の一部や資産・負債の継承を受けたことを契機に翌平成 25 年 1 月に「一般財団法人神戸すまいまちづくり公社」とその名称を変更している。

（４）都市開発資金貸付

ア．債権回収状況

（調定分）

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額
	過年度	現年度			
26	-	14,666	14,666	-	-
27	-	14,666	14,666	-	-
28	-	14,666	14,666	-	-

(未調定分、すなわち「貸付金」科目)

年度	年度中増減額	決算年度末
26	△14,666	146,666
27	△14,666	131,994
28	△14,666	117,328

イ. 都市開発資金貸付の概要

所管課名	市街地整備課
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）
担保／保証の有無	なし
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	する
管理するシステム名	なし（借用証書の償還表で管理している）
貸付の主旨	垂水駅東西地区の再開発ビル保留床を取得するため
貸付金等の財源	国費

ウ. 貸付の経緯

i. 都市開発資金貸付制度の概要

都市開発資金貸付制度は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和 41 年法律第 20 号）に基づき、都市の計画的整備を推進するため、地方公共団体等に対して下記の目的の貸付を行うものである。

- 公共施設や都市開発のための用地の先行取得資金の貸付け
- 市街地再開発事業及び土地区画整理事業の推進のための必要な資金の貸付け
- 良好な都市機能や都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業や賑わい増進事業に必要な資金の貸付け

独立行政法人都市再生機構及び一般財団法人民間都市開発推進機構により事業に要する費用の貸付けを行い、都市整備の円滑化を図っている。

ii. 保留床取得資金貸付金の概要

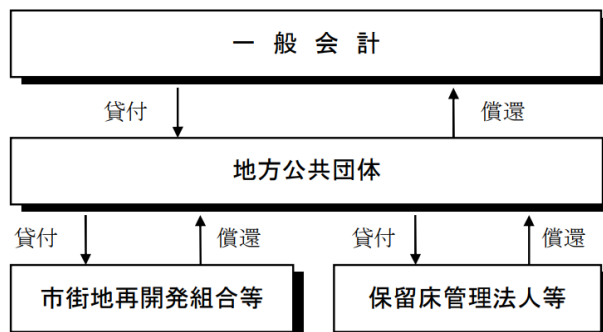
都市開発資金貸付制度には市街地再開発事業等資金など9種類の貸付制度が含まれており、保留床取得資金貸付金は市街地再開発事業等資金に含まれる制度である。

保留床取得資金貸付金は市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社、保留床管理法人に対し地方公共団体が無利子貸付けを行う場合に、その資金の一部について国が無利子資金を貸付けることにより、民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に市街地再開発事業を推進することを目的としている。

(保留床取得資金貸付金の概要)

- ① 貸付対象者 地方公共団体を通じて保留床管理法人又は再開発会社
＜保留床管理法人の要件＞ 次のいずれかに該当
 - a. 施行者、市街地再開発組合の組合員又は再開発会社の株主（地権者で権利変換を受ける者に限る）が資本金等の1／2超（公共団体施行の場合は1／4超）出資して設立された法人
 - b. 個人施行者、市街地再開発組合の組合員、再開発会社の株主（地権者で権利変換を受ける者に限るに限る）又は再開発会社と地方公共団体が合わせて1／2超出資して設立された法人
- ② 対象費用 保留床取得費
- ③ 条件
 - a. 貸付限度額 取得に要する額の1／2以内
 - b. 国の貸付率 地方公共団体の貸付額の1／2以内
 - c. 利 率 無利子
 - d. 償 還 期 間 25年以内（うち据置期間10年以内）
 - e. 償 還 方 法 均等半年賦償還

【市街地再開発事業等資金の貸付けスキーム】



(5) すまいまちづくり公社の財務内容の検討

神戸市貸付金の返済可能性を検討するため、以下ではすまいまちづくり公社の財政状態・経営成績の推移や資産の含み損の状況、他公社との財務分析比較、住宅供給公社から引き継いだ事業の損益状況等を検討する。

ア. 公社の正味財産増減計算書及び貸借対照表の推移

【正味財産増減計算書】

(単位: 百万円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
事業収益	11,758	17,528	13,915	14,208	13,438
受取補助金	1,566	1,315	834	705	615
その他	9	0	244	8	6
(経 常 収 益)	(13,333)	(18,843)	(14,993)	(14,921)	(14,059)
人件費	1,888	1,781	1,598	1,585	1,599
物件費	11,001	16,670	12,374	12,351	11,646
(経 常 費 用)	(12,889)	(18,451)	(13,972)	(13,936)	(13,245)
(経 常 増 減 額)	(444)	(392)	(1,021)	(985)	(814)
経常外収益	8,443	82	13	23	7
経常外費用	1,547	450	-	51	76
(経 常 外 増 減 額)	(6,896)	(△368)	(13)	(△28)	(△69)
(一般正味財産増減額) ①	(7,340)	(24)	(1,034)	(957)	(745)
(指定正味財産増減額) ②	(-)	(-)	(109)	(△17)	(26)
減価償却費③	591	811	792	774	752
①+②+③	1,035	835	1,935	1,714	1,523

(注1) 比較の為、一部表示を組み替えて作成している。

(注2) 平成24年度の経常外収益及び経常外費用は「会計基準適用に伴う過年度修正額」であり、一般正味財産増減額は非資金項目により膨らんでいるため、上記表最下段の「①+②+③」は経常増減額+減価償却費の額で計算している。

(注3) 指定正味財産増減額は平成26年度より区分記載されている。

企業の当期利益にあたる部分は一般正味財産増減額であるが、毎年黒字を計上している。

【貸借対照表】

(単位: 百万円)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
現金預金	3,955	5,592	4,200	1,765	2,557
未収金	13,334	4,983	4,151	3,806	3,352
未成工事支出金	2,492	3,753	5,739	6,193	14,351
その他流動資産	69	62	△48	3,351	△62
(流 動 資 産)	(19,850)	(14,390)	(14,042)	(15,115)	(20,198)
建物	15,027	14,816	14,349	14,532	13,832
土地	12,980	12,960	12,985	12,776	12,766
その他固定資産	2,184	2,165	2,413	5,640	5,649
(固 定 資 産)	30,191	29,941	29,747	32,948	32,247
(資 産 合 計)	(50,041)	(44,332)	(43,789)	(48,063)	(52,445)
短期借入金	8,500	3,000	3,900	7,800	11,600
1 年内返済予定長期借入金	941	915	923	895	838
未払金	3,179	5,632	3,514	4,004	3,366
前受金	1,391	376	1,105	347	1,959
その他流動負債	1,019	654	485	443	390
(流 動 負 債)	(15,030)	(10,577)	(9,927)	(13,489)	(18,153)
長期借入金	20,913	19,998	19,075	18,180	17,342
その他固定負債	3,880	3,515	3,402	4,069	3,854
(固 定 負 債)	(24,793)	(23,513)	(22,477)	(22,249)	(21,196)
(負 債 合 計)	(39,823)	(34,090)	(32,404)	(35,738)	(39,349)
指 定 正 味 財 産	-	-	109	91	118
一 般 正 味 財 産	10,218	10,242	11,276	12,233	12,979
(正 味 財 産 の 部 合 計)	(10,218)	(10,242)	(11,385)	(12,324)	(13,097)

公益施設整備事業（学校建設等）の状況等により現金預金、未成工事支出金、短期借入金、未払金、前受金等は大きく増減しているが、一般正味財産は増加傾向である。

イ．神戸市住宅供給公社からの継承資産・負債について

既述のようにすまいまちづくり公社の前身である都市整備公社は平成 24 年 9 月 7 日開催の理事会において、住宅供給公社より、再生計画の一環として金銭消費貸借抵当権決定契約証書に基づく債権者独立行政法人住宅金融支援機構および株式会社三井住友銀行に対して負担する債務の引受、及び不動産、債

権並びに施設の買受を決定し、平成 24 年 9 月 14 日付で売買契約書を締結した。

取得した資産及び承継した負債は下記のとおりである。

取得した資産		
固定資産	土地	9,242,482,420 円
	建物	9,650,182,493 円
	借地権	385,587,000 円
	長期事業未収金	211,128,406 円
流動資産	未収金	9,514,140 円
承継した負債		
固定負債	長期借入金	15,038,247,546 円

上記の固定資産は賃貸住宅、賃貸店舗、賃貸宅地、借上公営住宅等であり、住宅供給公社の破綻の一因となった分譲事業は引き継いでいない。

当該継承資産の含み損の状況、赤字事業に関連する資産の有無を検討するため、以下では継承事業の損益状況及び公社の減損の計上状況を検討する。

ウ．神戸市住宅供給公社からの継承事業について

住宅供給公社の再生計画案に従い、都市整備公社は平成 24 年度に公社賃貸等住宅管理事業、賃貸店舗事業、賃貸宅地管理事業、住宅附帯駐車場管理事業、長期割賦事業などを継承した。

住宅供給公社から引き継いだ事業のその後の損益状況は下記のとおりである。

(税抜、単位：百万円)

事業名	平成 2 5 年度決算			平成 2 6 年度決算			平成 2 7 年度決算			平成 2 8 年度決算		
	収益	費用	損益	収益	費用	損益	収益	費用	損益	収益	費用	損益
長 期 割 賦 事 業	5	11	△ 6	3	4	—	4	11	△ 7	13	4	9
賃 貸 宅 地 管 理	52	16	36	57	12	45	44	10	34	51	11	40
公 社 賃 貸 等 住 宅 管 理 事 業	1,952	2,041	△ 89	2,026	1,798	228	1,967	1,392	575	1,985	1,656	329
管 理 受 託 住 宅 管 理 事 業	21	17	4	18	18	—	13	13	1	13	9	3
狩 口 (地 域 セ ン タ ー ・ 店 舗)	11	13	△ 3	11	10	1	13	11	2	11	11	—
賃 貸 店 舗 (入 江 、 新 多 聞 、 神 戸 ア ス タ)	24	45	△ 21	24	19	6	25	17	8	25	17	8
賃 貸 店 舗 (キ ャ ナ ル 、 メ ソ ン ビ ュ ー 、 フ ォ ン テ)	27	13	14	38	12	26	28	13	15	28	13	14
住 宅 附 帯 駐 車 場 管 理 事 業	146	62	84	145	54	91	138	49	90	144	65	79
そ の 他 住 公 継 承 事 業	3	—	2	2	—	2	2	3	△ 1	2	7	△ 5
セ ン タ ー プ ラ ザ 11 ・ 12 階	70	8	62	71	10	61	71	12	59	70	13	57
王 居 殿 自 主 経 営 P	2	1	1	2	—	1	2	1	1	2	1	1
合 計	2,312	2,229	83	2,398	1,938	460	2,307	1,530	776	2,343	1,807	536

引き継いだ事業の損益はほぼ全てプラスとなっていることから、再生計画において住宅供給公社からは赤字事業は引き継がなかったことが分かる。平成 24 年 2 月に出された「神戸市都市計画総局 外郭団体のあり方に関する最終まとめ」でも、「住宅供給公社の資産と負債をあわせて都市整備公社が引き継ぐことで、その継承事業を運営していく中で債務の返済を行うことが可能となる。」と、引継事業により引継債務を返済してゆくことが期待されていた。

エ. 借上特優賃事業について

分譲事業と共に住宅供給公社の破綻の一因となった借上特優賃事業については、再生計画案の実施に先立って平成 24 年度当初から、借上特優賃オーナーとの契約を住宅供給公社から都市整備公社に変更している。変更する契約は、住宅供給公社が借上特優賃オーナーと締結したものの残期間とし、その間は一括借上げ・満室保障といった条件についても継承するが、住宅供給公社がそうであったようにこれらの条件下では赤字が避けられない見込みであることから、都市整備公社の経営に負担をかけないよう、神戸市が都市整備公社に対して必要な財政支援（補助金等）を持続的に行うこととされた。住宅供給公社の民事再生案提出時では都市整備公社に対し、借上特優賃事業への支援と

して平成 30 年度までに累計 44 億円の補助が予定されている。
すまいまちづくり公社が引き継いだ後の借上特優賃事業では

(税抜、単位:百万円)

事業名	平成 2 5 年度決算			平成 2 6 年度決算			平成 2 7 年度決算			平成 2 8 年度決算		
	収益	費用	損益	収益	費用	損益	収益	費用	損益	収益	費用	損益
借上特優賃	1,229	2,001	△772	1,123	1,698	△575	988	1,398	△410	763	1,113	△350
神戸市補助金	789	-	789	581	-	581	417	-	417	353	-	353
合 計	2,017	2,001	17	1,704	1,698	6	1,405	1,398	7	1,116	1,113	3

となっており、従前どおり神戸市からの補助金がなければ大幅な赤字の状態である。

借上特優賃制度は原則 20 年間の契約期間となっており、上記表のように個々の契約の終了により収益・費用共に減少傾向にある。当該制度は平成 30 年度をもって全ての管理が終了するため、以降は神戸市の補助金もなくなる予定である。

オ. 継承事業以外の事業の状況

住宅供給公社からの継承事業以外の事業では摩耶ビューライン事業及び六甲有馬ロープウェー事業で継続的に赤字が発生している。但し、摩耶ビューライン事業に対しては神戸市から損失補填の補助金を受けており、また他の資産活用事業（ゴルフ場運営事業・賃貸オフィス・店舗活用）等により安定的に黒字を確保できていることもあり、六甲有馬ロープウェー事業の赤字が財務状況に与える影響は限定的と思われる。

(税抜、単位:百万円)

事業名	平成25年度決算			平成26年度決算			平成27年度決算			平成28年度決算		
	収益	費用	利益	収益	費用	利益	収益	費用	利益	収益	費用	利益
六甲有馬ロープウェー事業	151	311	△ 160	129	258	△ 129	139	236	△ 97	146	255	△ 109
まやビューライン事業 (補助金除き)	78	431	△ 353	175	322	△ 147	106	264	△ 158	103	269	△ 166
補助金	351	-	351	121	-	121	158	-	158	165	-	165

カ. 減損の状況について

住宅供給公社は分譲不動産等、保有固定資産の評価損処理等で数百億円の損失を計上し、債務超過に陥る主因となった。固定資産の評価損等は直ちには資金繰りに影響するものではないが、住宅供給公社のように財政状態に多大

な影響を与える可能性があり、また処分額の減少により長期的には債務の返済可能性にも絡んでくるため、その発生状況を検討しておく必要がある。

ちなみにすまいまちづくり公社が準拠している公益法人会計では、固定資産の減損会計は企業会計と同一ではなく、「資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」とする強制評価減である。よって、減損の兆候の有無に関係なく時価と帳簿価額との比較が行われるが、「有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。」とされており、例外として、帳簿価額（取得価額から減価償却累計額を控除した価額）を超えない限り、使用価値で評価することもできるとされている。（使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られる。）

すまいまちづくり公社へ名称変更後、平成 24 年度において六甲有馬ロープウェー等の保有資産に対し 1,457 百万円の過年度減損損失を計上しているが、その後減損は計上されていない。また継承資産からは当該過年度減損損失は発生しなかった。

平成 28 年度末においては、貸借対照表に計上されている土地簿価 12,765 百万円に対し時価（固定資産税評価額）合計は 13,961 百万円となっており、時価が簿価の 50%を下回っている土地、使用価値で評価されている土地はない。また建物に関しても全体で時価が簿価を 3 割程度上回っており、時価が簿価の 50%を下回っているもの、使用価値で評価されているものはなかった。

キ．他都市公社との比較

①で記載したとおり、すまいまちづくり公社は極めて多岐に渡る事業を実施（または神戸市より受託）しており、公社自体の規模も大きく、類似公社は他都道府県にも存在しないようである。但し安全性分析などの財務分析では規模にかかわらずその財務状況を比較できるため、規模が比較的大きく、事業内容もすまいまちづくり公社と比較的似通っていると思われる名古屋市都市整備公社を比較対象として選定し、平成 28 年度末での財務状況を比較検討した。

但し、すまいまちづくり公社は学校・公益施設等の整備事業に係る資産・負債の増減が財政状況に与える影響が大きいため、下記の分析結果は他の年度では変わる可能性があることにご留意頂きたい。

(単位：百万円)

	神戸市	名古屋市	比率・判断基準
経 常 収 益 ①	14,059	23,985	59%
経 常 費 用	13,245	23,205	57%
(うち減価償却費) ②	752	745	101%
経 常 増 減 額	814	768	106%
経 常 外 増 減 額	△69	174	(-)
正 味 財 産 増 減 額 ③	772	904	85%
流 動 資 産 ④	20,198	3,492	578%
固 定 資 産 ⑤	32,247	13,406	241%
資 産 合 計 ⑥	52,445	16,899	310%
流 動 負 債 ⑦	18,152	1,476	1,230%
固 定 負 債	21,196	5,636	376%
(うち長期借入金) ⑧	(18,180)	(3,691)	493%
負 債 合 計	39,349	7,113	553%
正 味 財 産 合 計 ⑨	13,097	9,785	134%
【 安 全 性 分 析 】			
流 動 比 率 (④ / ⑦)	111%	237%	高いほど良好
固 定 比 率 (⑤ / ⑨)	246%	137%	低いほど良好
自 己 資 本 比 率 (⑨ / ⑥)	25%	58%	高いほど良好
長 期 借 入 金 ⑧ / 経 常 収 益 ①	129%	15%	低いほど良好
長期借入金⑧ / (正味財産増減額② + 減価償却費③)	12 年	2 年	短いほど良好

上記からわかるとおり、両公社は利益面（経常増減額、正味財産増減額）ではほぼ似通っているが、総資産等でみるとすまいまちづくり公社が3倍以上の規模となっており、かつ安全性分析では全ての項目ですまいまちづくり公社の方が比率が悪くなっている。特に長期借入金（短期借入金は学校建設業務に係るものであるのでここでは検討から除外する）は総収益（企業の売上高に相当）の額を超えているが、これは住宅供給公社から150億を超える巨額の債務を引き継いだ影響が大きいと考えられる。

このように、財務分析ではまちづくり公社は必ずしも良好な状態であるとは言えないが、長期借入金に関する債務償還年数（長期借入金⑧ / (正味財産増減額② + 減価償却費③)）は12年とそれほど長期間にはなっていない。

ク．公社の資金繰りの状況

すまいまちづくり公社は神戸市から学校・公益施設等の整備を請け負っている関係上、工事に伴う未収金、未成工事支出金、短期借入金、未払金等の増減が大きく、それに伴い現預金残高も増減しており資金繰りの状況が把握しにくくなっているが、流動資産－流動負債を運転資本ととらえた場合、平成 25 年度以降では毎年運転資本は実質的に増加している。

また、上記 1．推移表の【正味財産増減計算書】において正味財産増減額＋減価償却費で簡便的に資金の増減を算出したところ、ここ数年においては毎年 15 億円以上の資金増が発生していることがわかる。

長期借入金は平成 28 年度では 894 百万円の返済額となっている。貸借対照表の推移でみたとおり長期借入金残高は毎年減少傾向にあり、平成 24 年度末からの 4 年間では長期借入金は 36 億円減少し、逆に正味財産は 28 億円増加しており、公社の財務状態は改善傾向にあるといえる。

(6) 神戸市貸付金の返済可能性について

ア．返済可能性に関する神戸市の見解

神戸市住宅都市局へのアンケートではすまいまちづくり公社への貸付金の返済可能性に関して「公社はここ数年黒字であるので、返済可能性はあると考えている」との回答であった。

<意見-19> 回収可能性の定期的な確認について

住宅供給公社の破綻に関連して最終的に 257 億円もの市民負担が発生した経験を踏まえると、神戸市としては公金を貸し付けていることもあり、本来的には財務諸表の分析や公社へのヒアリング・調査等で回収可能性を定期的に確認し、その確認資料も保存しておくことが望まれる。

イ．返済可能性について

住宅供給公社から巨額の債務を引き継いだこともあり、財政状態は健全とまではいえず楽観視はできないものの、現状の損益状況及び資金繰りの状況からすると、(将来に環境や事業内容の大幅な変化がないという前提ではあるが) 神戸市の貸付金に関しての返済可能性はあるものとする。

Ⅶ. 一般会計に係る収入未済債権の監査の結果について

【１】行財政局

１. 諸給与金戻入過年度収入

(１) 概要

所管課名	行財政局職員部
科目名	諸給与金戻入過年度収入
掌理課名	行財政局給与課
債権の分類	返還金
根拠法令等	地方自治法施行令第 159 条、第 160 条
債権の概要	職員の給与等の支給に際し、状況変更の申告漏れ等により、遡って手当額等が変更になり返金が発生する。当該、歳出の過払い金を当該支出した経費に戻入する。
債務者	該当職員
債権の類型	非強制公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

(２) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額 ※	年度末件数
	過年度	現年度				
26	2,541	18,552	18,068	—	3,025	13
27	3,025	14,522	14,187	—	3,359	16
28	3,359	13,632	12,206	—	4,785	19

※実質的な債権額が表示されるように監査人で編纂している。会計システム上は出納整理期間中に調定を取り消すため 0 円となっている。

(３) 債権の概要

市の職員に対し支給した給与や通勤手当等について、支給後に過払であつ

た事が発覚した場合に、当該過払分を戻入する必要がある。在職中の職員に対するものについては給与天引きでの対応が原則となるため、通常は収入未済とはならないが、職員が退職もしくは懲戒免職等となった場合、納付書での請求となるが、請求後何らかの理由で入金がなされない場合に収入未済となり債権となる。

しかし、当該債権は出納整理期間中に過年度及び当年度の調定を全額取り消している。そのため毎期、諸給与金戻入過年度収入に係る収入未済額の金額は0円となる。そのため、財務会計システムの「収入未済額」や神戸市が外部へ公表している「債権総額」の金額には含まれていない。

(4) 債権管理の概要

現在、諸給与金戻入過年度収入については明文化された債権回収に関するルールが存在せず、督促の頻度も2年に1度となっているケースも見受けられた。(内部監査の指導で現在は1年に1度行っているとの事。) また、督促は基本的に納付書を送付しているのみであり、電話等での催告は行っていない。さらに、滞留当初の督促が納付期限後1年以上たってから行われているケースや、宛先不明で督促状等が返送されているにもかかわらず住所の確認等を行っていないケースも見受けられた。

<指摘事項-16> 収入未済額の適切な計上について

出納整理期間中に調定を取り消す処理は誤りである。未回収の債権として市民に公表すべきものであり、過大支給給与に関する債権を隠匿している状況といえる。

年度末には収入未済額として適切に計上すべきである。

<意見-20> 給与戻入債権に対する適時適切な対応について

現状では、市民に過大に支給された給与の戻入に関する債権について、他の債権と比して回収努力が不足しているとの誤解を受けかねない。他の債権と同等以上の債権回収手続を行うべきである。

債権管理上、督促は速やかに行われることが効果的であると言われている。今後、債権管理に関するマニュアルを整備し、納付期限後速やかに督促を行い、定期的な催告や住所不明時の公用照会等の手続を行うなど債権回収に努められたい。

２．ふるさと納税寄附金

（１）概要

所管課名	行財政局税制課
科目名	行財政局寄附金（ふるさと納税寄附金）
掌理課名	行財政局税制課
債権の分類	その他（実際は債権ではないもの）
根拠法令等	—
債権の概要	郵便局・銀行払を希望するふるさと納税寄附金の申込みがあれば納付書を作成し送付しているが、その後入金がなかったものであり、実際は市の債権ではない。
債務者	—
債権の類型	—
時効の根拠	—

（２）債権回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	80	203,848	200,063	—	3,865	不明
27	3,865	171,171	168,891	—	6,145	不明
28	6,145	107,507	105,540	—	8,112	不明

（３）制度の概要

ふるさと納税について、寄附申込者が郵便局・銀行払を希望する場合、市は納付書を発行することになる。その際、システム上、一度調定を立てる必要がある。しかし、その後寄附申込者からの入金がない場合、現状では調定はそのままとなっており、入金がなかった金額については収入未済額のまま、過年度より放置された状態となっている。実際は債権でないため、徴収事務になじまないものである。

<指摘事項-17> 未納付の寄付申込に関する調定の取り消しについて

ふるさと納税については、寄附申込者には納付義務はない。そのため、通常は入金と同時に、調定（いわゆる事後調定）を起こすべきであると考えられる。神戸市においてはシステム上、納付書を発行するためには一度調定を立てる必要があるとの事であるが、出納整理期間において、当該年度で入金

がなかったものについては調定を取り消し、翌年度に入金のあったものについては、翌年度に改めて調定を起し、その期の入金とすべきである。

したがって平成 28 年度の収入未済額 8,112 千円は計上する必要のないものであり、今後は上記の対応によるべきである。

3. 一般土地貸地料

(1) 概要

所管課名	行財政局資産活用部
科目名	一般土地貸地料
掌理課名	資産活用課
債権の分類	貸地料
根拠法令等	地方自治法第 238 条の 5 第 1 項
債権の概要	普通財産である土地の賃貸借契約に基づく債権
債務者	賃借人
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	財務会計システム

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	4,515	272,587	272,273	136	4,693	64
27	4,693	266,844	266,507	2,716	2,313	37
28	2,313	266,905	266,754	—	2,464	40

(3) 滞留債権について

行財政局の管理している普通財産の土地貸付について、貸地料の支払いが長期間滞っているものが存在する。市は適宜、催告及び交渉等を行っているとの事であるが、平成 22 年から支払が滞っているものなど、長期間滞留している債権が見受けられる。

滞納債権については、以下のとおりである。

(単位：円)

氏名	金額	期間
A	13,260	平成27年度前期(6・7月分)
B	818,400	平成18年度前期分から平成19年度後期分まで
C	7,480	平成26年度3月分と平成27年度4月分
D	804,600	平成23年度後期分から平成25年度前期分まで 平成26年度前期分から平成28年度後期分まで
E	210,540	平成22年度前期分から平成23年度後期分まで 平成24年度後期分から平成26年度後期分まで 平成27年度後期分から平成28年度前期分まで
F	609,840	平成22年度後期分から平成28年度後期分まで
合計	2,464,120	

※なお、A及びCに対する貸地料についてはそれぞれ平成29年度及び平成30年度に完納されている。

市は立ち退きのための裁判などは起こしていない。また契約書上は貸地料を6か月滞留した場合契約解除することができる旨が定められている。

<指摘事項-18> 法的措置の厳格な適用について

速やかに契約解除とし、法的措置を執る必要がある。

滞納により契約解除とし、それ以降の使用については土地賃借料相当の利得・損失が発生するという理解から、不当利得返還請求権が成立すると考えられる。

純然たる私法上の契約であり、民法及び借地法（又は借地借家法）の適用を受ける契約である。貸地料（賃料）の滞納があるので、契約の解除をすることが可能である。これまで応分の督促や交渉をしており、相当の滞納があるため、法的措置を執りつつ、対応する必要がある。

【2】市民参画推進局

1. 勤労者福祉融資貸付返還金

(1) 概要

所管課名	男女活躍勤労課
科目名	勤労者福祉融資貸付返還金
事業名称	持家資金貸付金
掌理課名	男女活躍勤労課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市勤労者持家促進資金貸付金貸付要綱
債権の目的	兵庫福祉生活協同組合が行う厚生年金保険及び船員保険の被保険者住宅転貸融資事業の円滑な運営を図るため
債務者	兵庫福祉生活協同組合
連帯保証人	個人1名
事業開始年度	昭和62年度
事業終了予定	平成9年度
督促の根拠	地方自治法施行令第171条
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	神戸市財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位:千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	147,769	—	—	—	147,769	1
27	147,769	—	—	—	147,769	1
28	147,769	—	—	—	147,769	1

(3) 貸付の経緯

兵庫福祉生活協同組合（以下「福祉生協」という）は、勤労者の生活改善等を実践する福祉団体として労働団体の提唱により、昭和 29 年 12 月、消費生活協同組合法に基づく生活協同組合として設立。昭和 50 年から取扱いを始めた年金住宅資金の転貸融資事業が中心であった。

神戸市は、昭和 62 年から勤労者持家促進強化資金として単年度貸付を実施（当初 5 千万円、平成 4 年度から 1 億 5 千万円）した（兵庫県も 4 億 5 千万円を貸付）。連帯保証人は、福祉生協専務理事 M 氏であった。

平成 9 年 10 月 1 日に福祉生協の返済金が滞納し、年金福祉事業団の新規融資資金の停止が新聞報道され、神戸市は福祉生協側の期日（平成 10 年 3 月 31 日）に全額返済の回答を確認したが、返済されなかった。

事件捜査で M 氏の横領が判明し、平成 13 年 7 月 11 日に破産宣告、平成 14 年 12 月 13 日に破産終結決定を経たが保証人 M 氏は免責を受けられず、未配当の債権について個人に請求可能である状態である。

(4) 神戸市の対応

神戸市は法務課を通じて弁護士と相談し、時効中断のため債務者（福祉生協）及び連帯債務者（M 氏）の差押申立を神戸地裁に行い、連帯債務者に対し平成 27 年 4 月 21 日付で債権差押命令の決定がされた。その際、債権表の特別送達を実施し、時効中断が完成している（時効完成日は平成 37 年 4 月）。

主債務者である福祉生協の破産手続が終結しても連帯保証債務には影響を与えない。そして、M 氏が個人破産手続において免責を受けなかった。神戸市は、M 氏に対して連帯保証債務の履行を請求できる立場にある。

地方公共団体による債務の免除については、地方自治法施行令 171 条の 7 に規定があるが、同条 1 項は、「普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。」と規定されており、その要件が大変狭い。免除はなかなかできないことになっている。本件はその典型例であろう。

もちろん、回収困難債権については、回収に要する経費と回収効果とのバランスを考慮すべきであるが、回収効果に比して回収に要する経費が上回る

場合には、「徴収停止」（地方自治法施行令 171 条の 5）の措置によって対応するのが原則であるが、本件はこれにも該当しない。

<意見-21> 債務者の動向の把握について

平成 27 年 4 月の時効中断から 10 年間の契約有効期間での債務者動向の再調査などにより、今後の取るべき回収手段を法律の専門家の援助も受けながら再検討する必要があることに留意すべきである。

【3】保健福祉局

1. 災害援護資金貸付金

(1) 概要

所管課名	総務部総務課（生活再建）
科目名	災害援護資金貸付金
掌理課名	保健福祉局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	災害弔慰金の支給に関する法律 神戸市災害弔慰金の支給に関する条例
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
督促の根拠及び債権の種類	地方自治法施行令第 171 条
貸付金等の財源	国費 2/3、市費 1/3

阪神・淡路大震災	
債権の目的	阪神・淡路大震災で被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しのため、災害援護資金の貸付けを行う。
債権の概要	当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、150 万円から 350 万円を貸付ける。
未収発生要因	償還の長期化、債務者の高齢化による資力低下
連帯保証人	あり
事業開始年度	平成 7 年
管理するシステム名	災害援護資金貸付金償還システム

新湊川水害	
債権の目的	平成 10 年台風 7 号により被害を受けた兵庫区の世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しのため、災害援護資金の貸付けを行う。
債権の概要	当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、50 万円から 150 万円を貸付ける。
連帯保証人	あり

事業開始年度	平成 10 年
管理するシステム名	なし

災害援護資金貸付金は「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「災害法」という。）」に基づく貸付である。

この法律は、災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について規定するものである（災害法第 1 条）。災害とは暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいうと定義され（災害法第 2 条）、同法に基づく貸付実績は平成 29 年度末現在、阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）と新湊川水害（平成 10 年 9 月 22 日）の 2 件である。

（２）貸付制度の概要

ア．阪神・淡路大震災

貸付件数 31,672 人、同金額 776 億円

I. 対象災害	阪神・淡路大震災
II. 貸付対象	I. により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
III. 貸付限度額	150 万円～350 万円
IV. 貸付期間	[1次] 平成7.3.24～4.30 受付 5.31～10.27貸付 [2次] 平成7.10.1～10.31 受付 11.30～平成8.4.30貸付
V. 償還条件	償還期間 10 年（据置期間 5 年）、年利 3 %（据置期間無利子）
VI 貸付原資負担	国（2/3）、神戸市（1/3）
VII. 償還方法	①原則半年賦・元利均等 ②平成11年 月割償還（半年賦を6分割）を追加 ③平成12年 少額償還（所得・経費要審査）を追加。 平成17年以降、償還期限10年到来。 期限後は①. ②の償還方法はなくなり、③と滞納分割償還（1年程度で完済又は月割額以上償還）によって償還する。

イ. 新湊川水害

貸付件数 7人、 同金額 810万円

I. 対象災害	新湊川水害
II. 貸付対象	I. により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
III. 貸付限度額	～150万円
IV. 貸付期間	平成10.10.1～12.31 受付 平成10.12.22、平成11.3.31貸付
V. 償還条件	償還期間10年（据置期間3年）、年利3%（据置期間無利子）
VI 貸付原資負担	国（2/3）、神戸市（1/3）
VII. 償還方法	①原則半年賦・元金均等 ②償還開始時に分納、少額償還を追加。

少額償還に移行した場合は年利3%の利子は課されない（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）（以下、「災害令」という。）第11条第2項）。

（3）災害援護資金貸付・償還業務の神戸市の人員体制

年度	正規職員数	非正規職員数	合計	阪神・淡路大震災の対応
7	2		2	
8	2		2	
9	3		3	
10	3		3	
11	5		5	
12	14	30	44	償還開始
13	13	13	26	
14	12	13	25	
15	13	13	26	
16	13	18	31	訴訟手続開始
17	16	31	47	償還期限延長
18	9	19	28	
19	9	18	27	
20	9	20	29	
21	9	20	29	
22	9	20	29	
23	9	20	29	
24	9	22	31	
25	9	19	28	
26	9	21	30	
27	9	21	30	新免除制度
28	4	5	9	
29	3	5	8	

償還を開始した平成12年度から増員体制を組み、平成27年度新免除（後述）

適用後の平成 28 年度から少人数体制に転換している。

(4) 阪神・淡路大震災について

阪神・淡路大震災による災害援護貸付金の現在までの経緯

●H7 140

●H12

●H17 返済期限

●H27 返済期限から10年
貸付実施から20年

償還期間10年
回収実績に応じて半年毎に返済し
11年目に借受人からの未償還分も
市が立替えて全額返済する条件だったが
11年目以降も回収実績に応じて
返済している

年利3%徴収

支払猶予の規定（少額償還制度の運用）により無利子

3年
再延長

5年
延長

3年
再延長

3年
再々延長

平成26年3月
国無利子返済は「東日本大震災と同様の扱いに」という国会確認を受け
政府は「無資力状態であれば返済を免除する」という方針を打ち出し

平成27年3月
・神戸市（内閣府に要望）
・市会（国に意見書提出）

平成27年4月
国から「取扱い」通知
＊償還免除に関する取扱＊

平成27年10月
「取扱い」通知の「留意事項」発出

平成29年8月
元金及び利息に係る保証債務の
議会議決による債権放棄
（自治法96、I、㊟）

現在まで違約金の運用

償還状況の累計をまとめると次のとおりとなる。

償還状況とりまとめ (元利合計ベース)

平成29年度末現在

単位：千円

区分	件数	貸付金額			調定金額		
		元金	利息	計	元金	利息	計
完済	23,633	58,141,000	1,932,089	60,073,089	58,141,000	1,932,089	60,073,089
免除	6,084	14,830,800	1,243,246	16,074,046	14,830,800	1,243,246	16,074,046
滞納分割中等	24	60,700	5,119	65,819	60,700	5,119	65,819
徴収困難	1,761	4,280,100	358,697	4,638,797	4,276,166	358,543	4,634,709
徴収不可能	170	379,600	31,989	411,589	379,600	31,989	411,589
合計	31,672	77,692,200	3,571,143	81,263,343	77,688,266	3,570,988	81,259,255

区分	入金額			免除額		
	元金	利息	計	元金	利息	計
完済	58,141,000	1,932,089	60,073,089			
免除	4,148,826	454,316	4,603,142	10,681,973	788,930	11,470,903
滞納分割中等	8,996	1,197	10,194	0	0	0
徴収困難	1,577,841	172,796	1,750,637	0	0	0
徴収不可能	45,715	5,342	51,058	0	0	0
合計	63,922,380	2,565,742	66,488,123	10,681,973	788,930	11,470,903

区分	残債務額		
	元金	利息	計
完済			
免除			
滞納分割中等	51,703	3,922	55,625
徴収困難	2,702,258	185,901	2,888,159
徴収不可能	333,884	26,646	360,530
合計	3,087,845	216,470	3,304,316
うち、未調定	3,933	154	4,087
調定分	3,083,912	216,315	3,300,228

※滞納分割中等：借受人（相続人）、保証人が滞納分割償還中

徴収困難：相続人、保証人に償還契約がないもの等

徴収不可能：保証人が死亡、破産・民事再生、行方不明等

また、免除額の新・旧別実績は次のとおりとなる（内容は後述）。

新旧別免除額の実績

平成29年度末現在

単位：千円

年度	旧免除額			新免除額			合計
	元金	利息	計	元金	利息	計	
26以前	4,123,671	321,236	4,444,908				4,444,908
27	188,611	14,126	202,737	4,807,925	343,409	5,151,334	5,354,072
28	17,600	1,311	18,911	1,411,975	99,379	1,511,355	1,530,266
29	20,754	1,439	22,194	111,435	8,026	119,462	141,656
合計	4,350,637	338,114	4,688,751	6,331,336	450,816	6,782,152	11,470,903

(5) 国の貸付金

災害援護資金貸付金の原資は、国が2／3貸し付けることになっており（災害法第12条）、その貸付金の状況は次のとおりである。

平成29年度末 単位：千円

	元金	国の神戸市への 貸付金 2/3
残債務	3,087,845	2,058,563
新免除	6,331,336	4,220,890
合計	9,419,181	6,279,454

新免除（平成27年4月通知）による免除額の国の貸付金相当42億円は未だ免除されていない（平成29年度末現在）。それは新免除の要件の解釈上、国と神戸市で調整の余地があるからである（後述）。今後の国の対応を注視すべきであろう。

国の貸付金に市債の状況を合わせると災害援護資金貸付金の総原資は次のようになる。

災害援護資金の国からの神戸市への貸付金
及び神戸市債の状況平成29年度末
単位：千円

	総貸付額	貸付金返済に伴う返還	旧免除	市債返還分	借入及び市債残高
国からの貸付(2/3)	51,794,800	42,614,920	2,900,424		6,279,454
市債 (1/3) H28年度 H29年度	25,897,400	21,307,460	1,450,212	320,000 320,000	2,499,727
合計	77,692,200	63,922,380	4,350,637	640,000	8,779,181

既市税投入は旧免除と市債返還分 2,090,212 千円である。
市債残額は将来市税投入が必要になるものである。
その結果、市税投入予定総額は 4,589,939 千円になる。

(6) 近隣団体間の比較

償還の状況を近隣地方公共団体で比較すると次のとおりとなる。

災害援護資金貸付金 各自治体別の償還状況 (元金ベース) 平成29年度末現在 単位：千円

市町名	貸付件数	貸付金額	全額償還 件数	償還元金（一部償 還も含む総額）	償還率 (金額)	順位	償還免 除件数	償還免除金額	免除率 A(金額)	免除率 B(金額)	残件数	残金額
神戸市	31,672	77,692,200	23,633	63,922,380	85.7%	8	6,084	10,681,973	14.3%	17.7%	1,955	3,087,845
尼崎市	4,002	6,822,873	3,026	5,655,110	87.3%	6	637	819,367	12.7%	17.1%	339	348,396
明石市	1,524	3,384,000	1,379	3,194,913	99.2%	1	18	27,205	0.8%	5.6%	127	161,880
西宮市	8,934	20,355,060	6,712	16,915,317	86.6%	7	1,651	2,621,719	13.4%	16.9%	571	818,023
芦屋市	2,797	6,694,100	2,547	6,323,809	98.0%	2	72	131,977	2.0%	5.5%	178	238,312
伊丹市	1,917	3,583,600	1,657	3,280,995	95.9%	4	98	139,935	4.1%	8.4%	162	162,668
宝塚市	2,775	5,780,500	2,408	5,339,951	95.6%	5	191	245,375	4.4%	7.6%	176	195,172
川西市	810	1,573,300	663	1,381,303	97.7%	3	23	32,609	2.3%	12.2%	124	159,387
計	54,431	125,885,633	42,025	106,013,782	87.8%		8,774	14,700,164	12.2%	15.8%	3,632	5,171,686

神戸市提供資料に監査人加筆

償還率：償還元金÷（貸付金額－残金額）

免除率A：償還免除金額÷（貸付金額－残金額）

免除率B：（償還免除金額＋残金額）÷貸付金額。残金額を全て免除したと仮定した免除率

災害援護資金貸付の実績がある近隣地方公共団体のなかで、神戸市は償還率が最下位である。また、免除率（A）の実績は 14.3%になり、前述の貸付・償還業務の人員体制削減の状況から、最終的には残金額の多くは免除され、免除率（B）17.7%に収斂するものと考えられる（平成 28 年度の阪神・淡路大震災の収入未済額を統一的な基準による財務書類で作成された貸借対照表では、徴収不能引当金を 100%計上している）。

（７）償還免除について

災害法によれば、借受人及び保証人が死亡又は重度障害の場合に償還を免除するものとされている。前述の償還状況とりまとめの「旧免除」に当たる。

災害法（償還免除）

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、（以下省略）

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

災害令（法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合）

第十二条 法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合とする。

平成 27 年 4 月 22 日付けで内閣府政策統括官（防災担当）から「阪神・淡路大震災の際に貸付けが行われた災害援護資金に係る国庫負担金の取扱いについて」（以下、「取扱い」という。）が発出され、災害法の償還免除に加え、免除対象が拡大された。本件を「新免除」と称している。

以下は新免除「取扱い」の要旨である。

ア．法令上の規定について

① 支払猶予について

借受人が災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、

償還金の支払いを猶予することができる。(災害令第 11 条第 1 項)

国の貸付金については履行期限の延長を行うことができる(国の債権の管理等に関する法律 第 24 条第 1 項第 6 号)。

② 償還免除について

- 借受人が無資力又はこれに近い状態にあるとき、10 年経過後の免除が可能であり、市の免除に伴い国の貸付金の償還免除が可能である(国の債権の管理等に関する法律 第 32 条第 2 項)。

地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第一百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合

は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

（下線は監査人記載）

➤ 借受人が死亡又は重度障害の場合の免除

災害法第 13 条第 1 項で免除可能であり、国の貸付金は償還免除とする（災法第 13 条第 3 項）。

③ 保証人について

災令第 8 条により連帯保証人が必要である。

イ. 法令上の規定の現行の取扱いについて

① 借受人が無資力又はこれに近い状態にある場合における償還期限の延長
債務者¹が無資力又はこれに近い状態にあるとは次のような場合として取り扱ってきたところである。

- 破産・民事再生者
- 生活保護受給者
- 少額償還者

② 借受人が死亡又は重度障害の場合の償還免除で保証人が償還できない場合の保証人の状況の取扱い。

- 死亡又は重度障害
- 破産・民事再生者
- 行方不明

ウ. 償還免除の取扱いについて

① 償還期限から 10 年を経過した債権の免除で、借受人が無資力又はこれに近い状態にある場合の取扱い。

弁済することができる見込みがないと認められる債権は以下の①と②である。

- 破産・民事再生者
- 生活保護受給者
- 少額償還者は債務者が現に償還できていない状態となった場合に、債務者の収入の状況や年齢、家族の状況等にかんがみ当該債務者が将来にわたっても債権を弁済することができることとなる見込みがないと客観的

¹ 債務者とは借受人又はその保証人のことである

に判断できる場合に限り、弁済することができる見込みがないと認められる債権とする

保証人の状況もアからウ、又は保証人が死亡又は重度障害の場合に限る。

② 借受人が死亡又は重度障害の場合の免除

保証人が次のような場合についても災害令第 12 条における「当該未償還額を償還することができる」と認められない場合」として取り扱う。

債務者の収入の状況や年齢、家族の状況等に鑑み当該債務者が将来にわたっても債権を弁済することができることとなる見込みがないと客観的に判断できる場合。

「取扱い」の要旨は以上のとおりであり、この「取扱い」による新免除を平成 27 年度から実施した結果が前述の新旧別免除額の実績である。新免除は国庫貸付金受入日ごとに 9 回に分けて決裁されており、そのうち最高額の平成 28 年 3 月 14 日（第 2 回目）を例にとり内容を分析すると次のとおりとなる。

単位：千円

借受人の状況	死亡	破産・民事再生	生活保護	所得300万円未満	合計
保証人の状況 死亡	1 1,449	2 84,457	3 49,849	4 88,902	224,658
破産・民事再生	5 7,640	6 337,514	7 119,188	8 192,184	656,527
生活保護	9 8,137	10 58,864	11 48,793	12 38,804	154,599
所得300万円未満	13 44,382	14 332,871	15 312,019	16 969,369	1,658,643
合計	61,609	813,706	529,851	1,289,261	2,694,429

神戸市の扱いで免除額が多額になっているところは、ボックス番号 16、すなわち借受人・保証人の所得 300 万円未満（給与収入に換算すれば年収 442 万 8 千円未満）で所得より公租公課・健康保険料負担額等を差引いた額がゼロ円以下の者である。

阪神・淡路大震災発生から 20 年を経過して、また償還期限（平成 17 年度）から 10 年を経過し、償還の努力が尽くされたとも考えられるなかで、東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）の災害法の特例の扱いとの権衡上の論点がある。

東日本大震災の災害援護資金貸付の概要

連帯保証人	任意
貸付利率	保証人あり : 無利子 保証人なし : 年1.5%
償還免除	・借受人の死亡又は重度障害 ・返済期限10年経過後において無資力又はこれに近い状態、かつ、支払うことができる見込みがない
国へ貸付返済	本人からの回収実績に応じて返済

連帯保証人が任意であれば、償還の扱いも借受人本人の事情のみ考慮すればよく、簡潔なものになると思われる。

東日本大震災の災害援護資金貸付の償還免除要件の具体的内容については今後の課題であるが、阪神・淡路大震災の償還免除のあり方が先例となることは確かである。

この状況下で、平成27年10月23日付けで内閣府防災担当（被災者行政）から「平成27年4月22日付け府政防第338号「阪神・淡路大震災の際に貸付けが行われた災害援護資金に係る国庫補助金の取扱いについて」に係る留意事項」が発出されている（以下、「留意事項」という。）。

以下は「留意事項」の要旨である。

① 償還免除の取扱いについて

少額償還者は、直ちに免除することはできない。

それは生活保護受給者で現に少額償還をしている者、及び生活保護受給者以外で現に少額償還をしている者であり、引き続き少額償還が可能である者については免除できない。

② 資力調査等について

行方不明者、徴収困難者（徴収員等との接触を拒んでいる者）は府政防第338号（以下「通知」という。）の免除対象にならない。また、免除にあたっては債務者から申し出がない場合に、職権で資力調査を行い免除することはできない。

（別紙補足）県下統一の判定式について

判定式による一律の判断ではなく、個別具体的な状況を考慮したうえで判断を行う必要がある。

月額償還相当額の算出にあたっては、借受人の残債務や現在支払っている償還額等をもとに算出する必要がある。（下線は監査人記載）

県下統一の判定式

災害援護資金貸付の償還免除に係る審査基準の運用について

(別紙 2) 災害援護資金貸付の償還免除に係る審査基準の運用案

2、免除の承認、不承認の判定基準

①収入：総所得（月額）－住民税（月額）

②資産：充当可能な預貯金額÷12

③負債：住宅ローン等返済額（月額）

④生活費：生活保護基準による最低生活費（月額）

①＋②－③－④≥月割償還相当額 ⇒ 免除不承認

①＋②－③－④<月割償還相当額 ⇒ 免除承認

(破産者、生活保護受給者については、その事実をもって償還困難と判定し、免除を承認する場合もある。)

③ 事業報告について

省略

④ 国の債権免除に対する考え方

無資力（債権管理法第 32 条、地方自治法施行令第 171 条の 7）による債権の免除については、法令規定はあるものの、その運用をしている前例が見あたらない。無資力の判断を行うにあたっては、厳格な対応を求める¹。(下線は監査人記載)

なお、「留意事項」の別紙補足で連帯保証人の取扱いについて、連帯保証人に償還を求めている場合は、償還を求め、連帯保証人から償還困難な申し出を受け、資力調査を行ったうえで判断することとなっている。

(8) 神戸市の保証債権の対応

神戸市はすべての保証人の事前求償権が時効消滅（返済期限から 10 年）しており、保証契約が破綻的状况にあり保証人への償還請求は困難と判断し、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき保証債権の免除について、議案を上程・可決している（平成 29 年 8 月 30 日提出、第 52 議案「権利の放棄の件」）。

平成 29 年 6 月以降に国との新免除に対する協議が再開したことにより、それ以降の新たな免除は中止している。

¹ この取扱いに関連して、国は平成 30 年 11 月 26 日付けで、借り主と連帯保証人がともに生活保護受給者の場合に返済の免除を認める通知を発出した。免除申請額 39 件、53,478 千円（事業費ベース 80,217 千円）。

(9) 違約金について

償還が滞る場合の違約金については災害令に次の規定がある。

(違約金)

第十条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき、年十・七五パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

また、神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例に次の規定がある。

(連帯保証人)

第 13 条

2 前項の連帯保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その連帯保証債務は令第 10 条の規定による違約金を包含する。

(償還等)

第 16 条

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 9 条から第 12 条までの規定によるものとする。

神戸市の違約金の運用は次のとおりである。

- 民事訴訟手続による強制徴収で回収する場合は違約金を免除せず、徴収金は費用・違約金・元利金の順に充当する。
- 元利金の完済者については違約金免除申請書の提出を不要とし、違約金支払免除承認書を交付せず、借用書返却時の送付文への付記により免除する。

この場合には違約金が担当課の判断で免除されており、完納者の違約金免除額は一部しか計算されておらず、違約金全体額は不明である。

違約金の考え方とシステム管理についての解説図

(履行期限経過)			(弁済 (完納))		
1	2	3	4	5	6
①	少額償還 (支払猶予)				償還→少額償還の認定で支払猶予となるため、違約金は発生しない
②	少額償還 (支払猶予)			←少額償還しない→ B	
③	(少額) 償還なし A				法的措置により弁済→違約金発生 (取立金は違約金から充当する)

A + B = 違約金として調定計算すべき金額

システム上は、③ 1 - 6 の期間は計算しているが、② 5 - 6 の期間は計算されていない

<指摘事項-19> 違約金の徴収について

災害援護資金貸付金の違約金については、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 10 条により徴収すべきである。免除する場合にはしかるべき調定を行い、不納欠損処理の根拠資料を整備し運用すべきである。

(10) 新湊川水害 (平成 10 年 9 月 22 日) について

償還状況の累計をまとめると次のとおりとなる。

(元利合計ベース)		平成29年度末現在		単位：千円	
現年度調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額		
8,877	4,721	－	2,596	2人	

表の数値の横計が一致せず、内容を精査すると次のようになった。

(元利合計ベース)					単位：千円
	現年度調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	計算不一致
個別データ集計	8,877	4,721	—	2,596	1,559
あるべき数値	8,986	4,721	1,660	2,596	8 (注)
差額	109	0	1,660	0	

(注)あるべき数値に調定差額及び計算不一致があるのは不納欠損処理すべき金額のうち、利息部分の計算誤差と思われる。なお、不納欠損額は決裁の数値による。

不納欠損額 1,660 千円は収入未済額を翌期に繰越す場合に前年度以前調定額を減額して不納欠損額 (平成 20 年 9 月 9 日決裁) が表に出ないように調整されていたものである。

免除理由は借受人：重度障害者、連帯保証人：収入が少ない為、となっている。連帯保証人の償還能力判定表では償還可能額<月割償還額¥19,850 とある。連帯保証人の代理弁護士から新たな返済条件として月額¥10,000 なら償還可能である旨の申請書が提出されているが、担当課は少額償還の方針を

却下し、免除申請のための資料提出を要請し決裁している。月額 1 万円の償還の場合、13 年以上かかることになるということが行政の効率性から許容できないという判断が働いたものと推定される。しかし、災害援護資金貸付金について（平成 22 年 5 月）という内規によれば少額償還金額の例として最低額の 1 千円が 1,157 人存在している。償還能力判定表でマイナスになれば積極的に少額償還を指導するべきではなかったかという疑問が残る。

<意見-22> 免除申請の承認に係る書面の保存について

免除申請の承認決裁を行う場合に、資力が乏しいなどを理由に少額償還も選択しなかった場合はその理由を具体的に記載し記録として残しておくべきであったことに留意されたい。

<指摘事項-20> 不納欠損額の処理について

不納欠損額を前年度以前調定額のマイナスで相殺消去するべきではない。不納欠損額は決算書にて適正に表示し、議会の判断を仰ぐべきものである。

2. 住宅移転資金貸付金

(1) 概要

所管課名	総務課
科目名	住宅移転資金貸付
事業名称	災害対策
掌理課名	保健福祉局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	応急住宅移転費貸付要綱（昭和 36 年、42 年） 神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例
債権の目的	自然災害や火災等の災害が発生した場合において、災害更生資金や応急住宅移転費、災害援護資金として貸し付けたもの
債権の概要	貸付金の未返済
未収発生要因	借受人本人及び保証人の死亡または所在不明による
債務者	災害で被災した市民
連帯保証人	あり
事業開始年度	昭和 36 年
債権の類型	私債権

時効の根拠	民法
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム	なし
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	19,300	—	—	—	19,300	30
27	19,300	—	—	—	19,300	30
28	19,300	—	—	—	19,300	30

同じ根拠法令等による「世帯更生資金」

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	714	—	—	—	714	1
27	714	—	—	—	714	1
28	714	—	—	—	714	1

(3) 未収の経緯

応急住宅移転費貸付要綱（昭和 36 年、42 年）及び神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例により貸し付けられたものであるが事業開始年度が昭和 36 年と古く、当時は区役所に対応していたものを所管換えにより本庁に集約したものである。もともとの管理台帳は紙ベースで古いものであり、現在は「収入未済兼過誤納一覧表」に掲載されているが債務者名が判明していないものや、財務会計システムへの切り替え時に一括記載されて内容が分析できないものなどがあり、納入通知書の送付が困難な状況であるため、平成 26 年から 3 年間の収入実績はない。

<意見-23> 債権放棄手続の実施について

区役所に対応していた貸付金が所管換えにより当課の管理するところとなったものである。今となっては納入通知書も送付しておらず、回収の可能

性は極めて低いため、時効の起算日を確定し時効の完成を確認することにより神戸市債権の管理に関する条例第 16 条第 1 号による債権放棄の処理が望まれる。

3. 災害公営住宅補助的支援

(1) 概要

所管課名	高齢福祉課
科目名	復興基金収入
事業名称	災害公営住宅補助的支援
掌理課名	保健福祉局総務課
債権の分類	納付金
根拠法令等	高齢者自立支援ひろば設置事業実施要領（県要領）
債権の目的	事業にかかる委託費の請求
債権の概要	事業にかかる委託費を神戸市に納付させるもの
未収発生要因	重複調定の削除洩れ（別調定にて入金済）
債務者	県・市町生活支援協議会会長

(2) 債権回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	—	—	—	—	—	—
27	—	—	—	—	—	—
28	—	35,228	—	—	35,228	1

(3) 未収の経緯

平成 29 年 5 月 20 日付けで県・市町生活支援協議会に委託料の支払いを求めるため調定を行ったが、その際に調定決議書の金額が誤った。同日付で新たな調定決議書を作成したが旧調定の取消決議書作成を失念したため、二重調定の状態になったものである。

(4) 神戸市の対応

調定を取り消す際の手順が決められておらず、旧調定決議書起案者が取消

決議書を作成しているであろうという漠然とした期待のままで新調定決議書が起案されたものである。

<指摘事項-21> 内部統制体制の確立について

旧調定を取消し、新たな新調定を決議した際に旧調定の取消を失念したという単純な事例であるが、関係者としては新調定起案者、新調定決裁者など複数に及ぶ。それにも拘わらず、誰もが旧調定の取消決裁がなされていないことに気づかないという事は、新調定を決議する際の従前の調定の取り消しルール、すなわち内部統制制度が確立されていないという事に他ならない。早急にその制度を確立するべきである。

4. 生活保護費等納付金

(1) 概要

ア. 返還金、徴収金

所管課名	保護課
科目名	生活保護費等納付金
事業名称	法律扶助
掌理課名	各区保健福祉部生活支援課・北須磨支所保健福祉課・保健福祉局総務課
債権の分類	返還金
根拠法令等	生活保護法
債権の目的	生活保護費の返還金及び徴収金
債権の概要	・法 63 条返還金…保険や資産処分、遡及年金等の受給、遺産相続等による収入や、その他不正に保護を受給する意図がないことが立証される場合で、保護費の返還の必要が生じた場合の返還金。 ・法 78 条徴収金…収入の無申告や過少申告（いわゆる不正受給）による徴収金。
未収発生要因	保護受給者は元々資力がないものが大半であり、債権額に比して資力がないケースが多いため、未納が発生しがちである。
債務者	保護受給者（保護廃止となった者も含む）
連帯保証人	なし
督促の根拠	地方自治法 231 条の 3①

債権の種類	法 63 条返還金は非強制徴収公債権 法 78 条徴収金は強制徴収公債権（生活保護法改正（平成 26 年 7 月 1 日施行）後に支給した扶助費に係る徴収金から）
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	生活保護システム
貸付金等の財源	国庫負担金 3/4、市費 1/4

イ. 戻入金

所管課名	保護課
科目名	生活保護費等戻入過年度収入
事業名称	法律扶助
掌理課名	各区保健福祉部生活支援課・北須磨支所保健福祉課
債権の分類	返還金
根拠法令等	生活保護法、民法 703 条
債権の目的	生活保護費の戻入金
債権の概要	保護費は 1 月分を前渡すると定められている（生活保護法 31 条）が 3 か月 ¹ を限度として遡及変更が可能なため収入の変動により支給済の保護費が過払いとなり生じた戻入が生じる。そのうち過年度に発生したもの。（誤払金等の戻入で出納閉鎖後に係るもの（地方自治法施行令 160 条））
未収発生要因	保護受給者は元々資力がないものが大半であり、債権額に比して資力がないケースが多いため、未納が発生しがちである。
債務者	保護受給者（保護廃止となった者も含む）
連帯保証人	なし
督促の根拠	地方自治法 231 条の 3①
債権の種類	非強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①

¹ 行政処分について不服申立期間が一般に 3 か月とされているところである。（行政不服審査法第 18 条（審査請求期間））

消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	生活保護システム
貸付金等の財源	国庫負担金 3/4、市費 1/4

(2) 債権回収状況

ア. 返還金、徴収金

(単位：千円、件)

		調定額		収入額				不納欠損額		収入未済額		年度末件数	
		過年度	現年度	過年度		現年度		過年度		過年度	現年度	過年度	現年度
平成26年度	63条	221,595	497,017	9,693	4.4%	445,681	89.7%	14,677	6.6%	197,224	51,335	24,715	4,733
	78条	691,225	424,703	16,650	2.4%	245,126	57.7%	64,757	9.4%	609,817	179,577	64,180	11,506
	合計	912,820	921,721	26,344	2.9%	690,808	74.9%	79,435	8.7%	807,041	230,912	88,895	16,239
平成27年度	63条	248,166	537,581	10,709	4.3%	457,473	85.1%	24,592	9.9%	212,864	80,107	26,663	4,557
	78条	789,394	532,478	15,962	2.0%	256,206	48.1%	70,408	8.9%	703,023	276,271	68,194	11,101
	合計	1,037,560	1,070,059	26,672	2.6%	713,680	66.7%	95,001	9.2%	915,887	356,379	94,857	15,658
平成28年度	63条	292,971	624,161	15,036	5.1%	562,136	90.1%	21,993	7.5%	255,941	62,024	29,033	4,406
	78条	979,691	457,915	16,673	1.7%	248,509	54.3%	82,726	8.4%	880,291	209,405	71,769	10,356
	合計	1,272,662	1,082,076	31,709	2.5%	810,646	74.9%	104,720	8.2%	1,136,233	271,430	100,802	14,762

現年度調定額からの不納欠損額はない

イ. 戻入金

(単位：千円、件)

	調定額		収入額				不納欠損額		収入未済額		年度末件数	
	過年度	現年度	過年度		現年度		過年度		過年度	現年度	過年度	現年度
平成26年度	155,172	78,359	17,102	11.0%	25,792	32.9%	5,172	3.3%	132,897	52,567	23,487	8,663
平成27年度	185,464	98,150	18,704	10.1%	45,262	46.1%	15,697	8.5%	151,062	52,887	29,117	8,907
平成28年度	204,009	77,467	21,159	10.4%	20,563	26.5%	16,626	8.2%	166,223	56,903	33,910	11,775

現年度調定額からの不納欠損額はない

(3) 生活保護制度について

生活保護制度はわが国の公的扶助（生活に困窮する者に対し、その者の資力と需要を調査した上でその必要性に応じて、公的な一般財源から支出される経済給付（現金または現物給付））の中核をなすものである。これは国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第 25 条（生存権）による国の義務である。

憲法の生存権を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護法だが、国民の側において保護を受けるために守るべき最小限の要件がある。すなわち、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要

件とし、また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律（老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法など）に定める扶助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われなければならない（保護の補足性の原理）ということである。

生活保護の実施については、要保護者の申請保護を原則とし、また保護の要否や程度は世帯単位で判定することになっている。生活保護制度はわが国での最後のセーフティーネットという位置づけになっている。

（４）神戸市の対応

生活保護に関する債権は、公法上の債権である。債権の内容としては生活保護法の条文別に①63条返還金、②77条徴収金、③78条徴収金に分けられ、また、最低生活費の遡及変更に伴う戻入を含めると４類型になる。②の徴収金については近年発生していないという回答を得ており、上記（２）の回収状況では３類型のみの表示になっている。

ア．実施体制

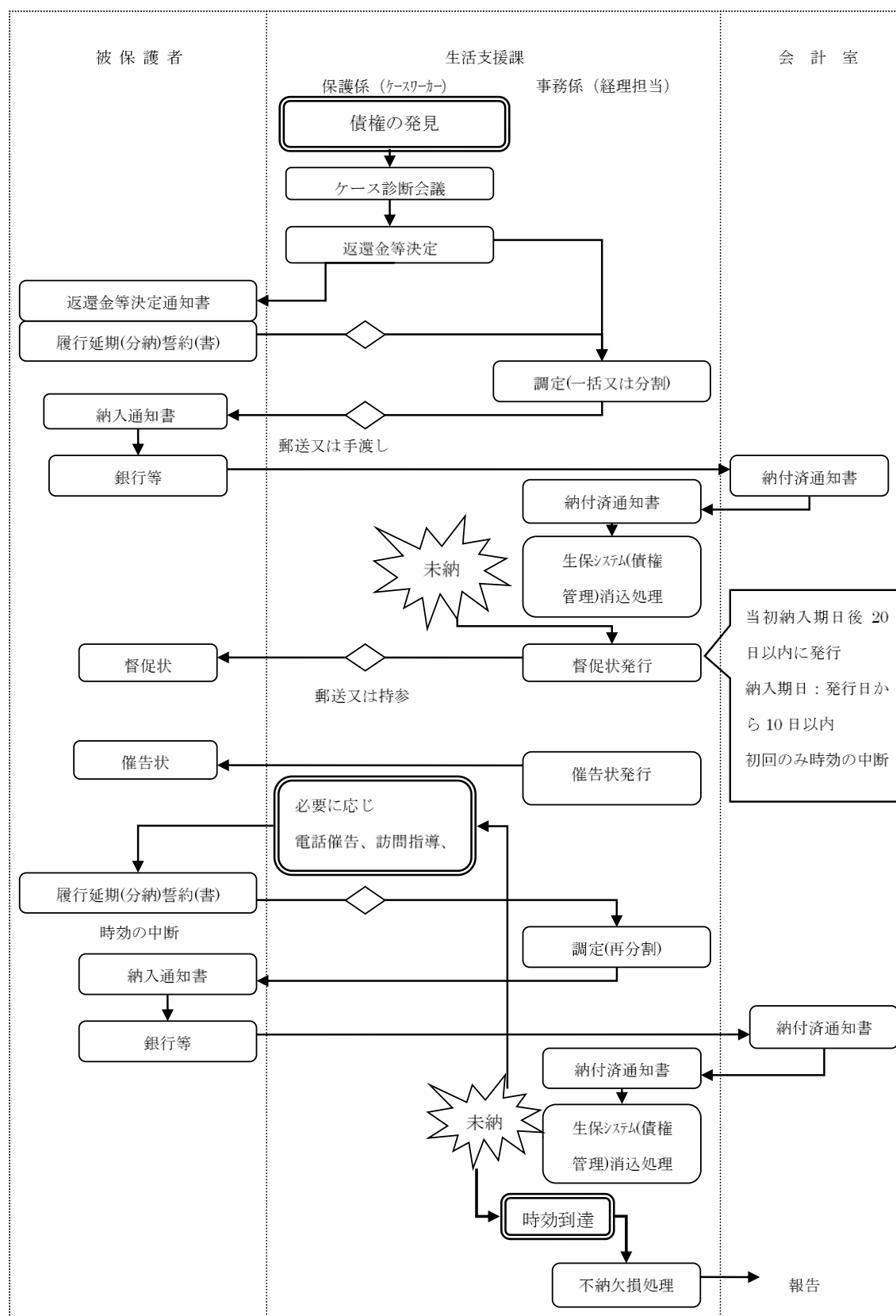
平成 30 年度の区生活支援課の実施体制（実員）は次のとおりである。

正規職員			(職員数)				
課長級	係長級	担当者	任期付職員	嘱託職員	派遣職員	アルバイト・パート	計
15	68	387	11	120	10	29	640

総勢 640 名体制であり、相当の手数を要する行政の執行であることがわかる。

イ．債権管理

債権管理の流れは所管課より提出された資料から次のとおりになっている。



ウ. 不納欠損額

上記の債権管理の流れの図で「時効到達」とあるが、地方自治法第 236 条で 5 年が満了期間であり、援用を要しないものである。

不納欠損額については平成 26 年度から平成 28 年度では平成 28 年度が最も多額であり、その拠点別内訳は不納欠損調書で確認できる。

平成28年度 不納欠損調書

	区	債権元本 計	不納欠損額										うち負担金 対象外計	負担金 対象計
			計	63	うち負担金対象外	78	うち負担金対象外	地令160	うち負担金対象外					
1	東灘	102,603	7,228	1,241	455	36.7%	4,455	1,069	24.0%	1,531	664	43.4%	2,189	5,039
2	灘	78,818	7,610	2,266	272	12.0%	4,892	1,861	38.0%	451	183	40.6%	2,316	5,294
3	中央	292,242	17,220	2,394	1,553	64.9%	13,158	7,942	60.4%	1,667	1,072	64.3%	10,568	6,651
4	兵庫	161,705	22,563	3,176	1,627	51.2%	14,778	2,879	19.5%	4,608	745	16.2%	5,252	17,311
5	北	143,985	11,032	1,783	710	39.8%	8,145	2,695	33.1%	1,103	354	32.1%	3,761	7,271
6	長田	112,419	10,717	3,321	1,847	55.6%	4,137	2,201	53.2%	3,258	2,612	80.2%	6,661	4,056
7	須磨	59,856	5,254	1,351	657	48.6%	3,411	701	20.6%	491	232	47.3%	1,590	3,664
8	北須磨	53,187	7,037	864	0	0.0%	5,377	0	0.0%	795	0	0.0%	0	7,037
9	垂水	84,346	24,918	3,594	1,035	28.8%	20,036	773	3.9%	1,287	260	20.2%	2,069	22,849
10	西	85,187	7,744	2,001	733	36.6%	4,333	886	20.4%	1,410	413	29.3%	2,033	5,710
11	本庁	18	18	0	0	0.0%	0	0	0.0%	18	0	0.0%	0	18
	合計	1,174,371	121,346	21,993	8,891	40.4%	82,726	21,011	25.4%	16,626	6,539	39.3%	36,443	84,903

「北須磨」は支所であり、「本庁」扱い分は更生センター等である

平成 28 年度の不納欠損調書にある負担金対象外とは資料整備要件などが未充足であるため、国庫負担金の返還対象となったもの、換言すれば神戸市の負担になったものである（27,332 千円=36,443×3/4）。平成 28 年度の不納欠損額の全体では約 30%（36,443 千円÷121,346 千円）が国庫負担金返還対象であった。

平成 28 年度の負担金対象外比率（負担対象外額÷不納欠損額）を拠点別に比較して当該比率の高い所に債権回収リスクがあると考え、「中央区役所」を往査対象に選定している。

9 例を抽出し、回収管理を調査した結果は次のとおりである。

抽出番号	国庫負担の有無	徴収・返還の根拠	債権元本(決定額)(円)	うち平成28年度不納欠損額(円)	原債権発生日	平成30年10月現在 監査結果		時効の起算日
						時効完成額(円)	未償還額(円)	
1	無	63条	5,421,455	48,000	6年2月3日	5,421,455	0	H16.1.1～ H20.12.1
2	無	63条	4,054,343	120,000	19年1月23日	4,054,343	0	H19.6.1～ H24.6.1

63条小計 168,000 9,475,798

3	有	78条	5,450,665	120,000	9年4月8日	5,450,665	0	H13.3.1～ H18.2.18
4	無	78条	5,568,927	120,000	17年1月12日	5,568,927	0	H19.3.1～ H24.2.1
5	有	78条	5,263,512	156,000	19年9月7日	5,263,512	0	H19.11.1 ～ H24.10.19
6	有	78条	7,073,200	60,000	20年1月15日	7,073,200	0	H20.2.19 ～ H25.1.18
7	有	78条	7,097,650	36,000	21年4月30日	156,000	6,941,650	H21.7.1～ H26.6.17

78条小計 492,000 23,512,304

8	有	地自法 令160	432,270	24,000	20年7月1日	108,270	324,000	H21.6.1～ H26.5.1
9	有	地自法 令160	442,429	40,000	22年8月9日	172,429	270,000	H23.1.1～ H27.12.1

令160小計 64,000 280,699

サンプル合計	724,000	33,268,801
--------	---------	------------

廃止後債権発生ケースでは保護費からの引き去りができないことから収納率が低くなる傾向にある。

廃止世帯債権管理台帳の整備が全市的にルール化されたのは平成28年度であり、それ以前の廃止ケースについては、台帳の整備が不十分である。また、平成44年までかかる長期の分割があったが、なぜその分割額としたのか全く記録が残っていない。台帳の記載が不十分な点が多々みられた。

現在はケースワーカーが生活状況を見て分納額を決めているという回答を得ているが、今後、十分な根拠と証跡を残していくことが望まれる。

＜指摘事項-22＞ 相続人に対する適切な催告手続等の実施について

廃止後死亡したケースについて、死亡の事実を把握後、相続人調査をしていない。あるいは相続人が相続放棄していないにもかかわらず放置され、督促状・催告状の発行を停止していた。改善が必要である。

＜指摘事項-23＞ 居所調査の実施について

郵便物返戻等により居所不明となったケースについて、定期的な居所調査を行わないまま督促状・催告状の発行を停止していた。改善が必要である。

＜指摘事項-24＞ 適切な不納欠損処理の実施について

履行延期後 5 年経過し、残債権が残るケースについて、履行延期納付誓約書の再徴収の提案等、適切な納付指導ができていない。時効中断措置がなされていないことになり、中央区役所では既に消滅時効が完成し債権が消滅しているものが多額に存在していた。全拠点を精査し、消滅している債権について直ちに不納欠損処理を行うべきである。

5. 療養資金貸付金

(1) 概要

所管課名	保護課
科目名	療養資金貸付返還金
事業名称	療養資金貸付
掌理課名	保健福祉局総務課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市療養資金貸付要綱
債権の概要	貸付金の未償還
未収発生要因	年間所得合算額が生活保護法にいう最低生活費の 1.5 倍以下の世帯を対象にしており、資力がない者が大半のため、滞納が発生している。
債務者	借受人
連帯保証人	1 名必要
事業開始年度	昭和 49 年度
事業終了予定	平成 8 年度
督促の根拠	地方自治法施行令第 171 条
債権の類型	私債権

時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	なし
貸付金等の財源	全額市費

（２）債権回収状況

（単位：千円）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数 （人）
	過年度	現年度				
26	18,082	—	12	—	18,070	141
27	18,070	—	74	—	17,995	140
28	17,995	—	32	—	17,963	140

（３）貸付の経緯

付添看護料の負担が大きかった時代に、付添看護料等療養費の負担に困窮している世帯に対し、療養費の貸付を行った。平成６年度の健康保険法改正により、平成７年度末までに付添看護料が廃止されたため、平成８年度末で本貸付金も廃止。

（４）神戸市の対応

平成８年度に事業終了してから、現在約 140 人の借受人のなかで、返済に応じている者は数名である。記録が手計算であり、本人所在の調査、連帯保証人の調査などは行われておらず、10 年の消滅時効が完成している契約が相当部分を占めると推測される。

<意見-24> 債権放棄手続の適切な実施について

数名の返済継続者が存在することをもって、消滅時効が成立した滞納者の不納欠損処理が進んでいない。行政効率から考えても、神戸市債権の管理に関する条例、第 16 条第 1 号を活用するなど、時効完成を慎重に調査しつつも速やかに不納欠損処理を行うことが望まれる

6. 在宅老人福祉費納付金

(1) 概要

所管課名	介護保険課
科目名	在宅老人福祉費納付金
事業名称	有償ホームヘルプサービス
掌理課名	保健福祉局
債権の分類	納付金
根拠法令等	老人ホームヘルプサービス事業運営要綱
債権の目的	ホームヘルプサービスの派遣に要した費用負担として
債権の概要	日常生活を営むのに支障のある概ね 65 歳以上の高齢者または障害者等のいる世帯であって、家族による介護が困難な場合に提供する家事援助サービス及び介護サービスについて、利用料徴収基準に基づいて定められた利用者負担額。
未収発生要因	平成 7～11 年度に旧在宅福祉課で調定を立てている公債権の収入未済分について、平成 12 年度以降に財務会計データを引き継いだ介護保険課では、当該債権の存在自体を把握しておらず、H29 年度まで収入未済として残っていた。
債務者	平成 7～11 年度に調定を立て、未済のままとなっている 98 名（個人）
督促の根拠及び債権の種類	地方自治法 231 条の 3①
債権の種類	非強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末 件数
	過年度	現年度				
26	5,863	—	—	—	5,863	433

27	5,863	—	—	—	5,863	433
28	5,863	—	—	—	5,863	433

(3) 制度の概要

当制度は老人ホームヘルプサービス事業運営要領にもとづき実施されていたが、平成 12 年度の介護保険制度の開始に伴い廃止されている。当該事業の実施担当課は介護保険制度開始に伴い在宅福祉課から高齢福祉課に移管されたため、債権管理も同課に移管すべきところ財務会計上の所管課コードの移管がなされなかったため、当該業務は引き継がれることなく平成 29 年度の内部監査まで放置されていた。債権はすべて平成 17 年度に時効を迎えており、平成 29 年度に不納欠損処理がなされている。

<指摘事項-25> 債権管理の責任の所在の明確化

事業移管による債権管理を行う原課の変更に伴う財務会計上の所管コードの移管を失念していたことが原因で債権管理業務自体も引継ぎがなされていなかったと考えられる。ただ、業務自体が属人化していることから当該事業の事務担当をしていた高齢福祉課に移管した担当者は債権管理業務の引継ぎがなされていないことを知り得たはずであり、放置され債権回収が全く不納になってしまう結果は避けられたであろう。もっとも、当該エラーを未然に防止あるいは適時に発見できなかったのは内部統制の仕組みが未整備であったためであり、事業移管といった局全体にかかわる業務に関しては事業移管がもれなく引き継がれていることを原課のみに任せるのではなく、局全体の横断的なチェック体制の整備運用が不可欠である。

7. 身体障害者更生資金貸付金

(1) 身体障害者更生資金貸付制度について

身体障害者更生資金貸付制度は、昭和 34 年に創設されたもので、身体障害者の更生に必要な資金を貸付け、以って身体障害者の福祉の増進を図るため実施された制度である。新規の貸付は平成 11 年度末で終了しており、以降は償還事務のみが行われている。これは、平成 7 年以降は貸付実績が減少してきたこと、また社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度という代替制度があることから、事業の見直しが行われ廃止となったものである。

(2) 概要

所管課名	保健福祉局 障害福祉部
------	-------------

科目名	障害者支援課
掌理課名	身体障害者更生資金貸付返還金
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市身体障害者更生資金貸付条例
債権の概要	身体障害者への生業、就職、奨学、技能習得、住宅改修のための貸付
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	アクセスにより個別管理

制度終了時の貸付状況（累計）は、以下のとおりである。

貸付総件数	1,646 件
貸付総額	1,185,263 千円

（３）債権の回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	158,703	-	1,193	-	157,509	237
27	157,509	-	606	-	156,903	237
28	156,903	-	474	-	156,428	237

現年度調定額はゼロであり、貸付金はすべて納期限に達している状況にある。

債権の回収状況（累計）については、記録がかなり古いもの（昭和３４年以降）であることや、途中で継続した債権管理や記帳事務が行われていなかった時期があったことから、過去のデータが残されておらず集計することができない状況である。

<意見-25> 適切なデータの保存について

制度として実施された実績に対してその後の回収状況及び不納欠損の状況等を把握するためにも、どのようなデータを保存しておくか明確にしてお

き、適切にデータを保存しておくことが望まれる。

(4) 債権の管理状況について

元々は身体障害者更生資金貸付については、区の福祉事務所が担当しており、窓口での受付や納付書の送付、償還事務が行われていた。貸付制度の終了に伴い、平成15年に償還事務を局（当時育成課）に統合することとなった。

平成19年度までは、オフィスコンピュータで処理されており、画面上では台帳を見ることができず、また紙台帳が失われていたため債権の状況が把握できず、定期償還分について毎月納付書を送付していたのみで、滞納債権の管理は行われていないという状況であった。

平成20年に債権管理の適正化を図るため、下記の取組みを実施している。

- 新たな債権管理システムを構築（債権管理台帳）
- 新システムで個別の収納結果の積算と合計額が一致しないもの、償還開始時期、償還回数が貸付証書と一致しないもの、利息が正しく計算されていないもの等を残存資料と突合
- 督促及び催告のため、住民票の公用請求を実施し、約1/3を取得（全滞納者は318名で、約2/3は不明）
- 債務者を10年ごとに分類し、回収計画を確定

平成21年度以降は、滞納者への督促や、居住不明者や転出者の追跡調査等を行っているが、その後、新規貸付事業を廃止したことで事業と認識されず、予算・人員ともに減らされ常に人員不足の状況が続いており、平成26年以降は定期償還分の納付書を送付するにとどまっている状況にあった。

現在は、他の業務と兼務している担当者1名が、業務の合間に、定時の納付書の発行や回収のチェック等を中心に行っており、滞納者の状況も十分に把握できていない状況にある。また台帳については、平成26年以降は債務者についての情報の更新が網羅的に行われているわけではなく、債務者の現況が正確に記載されているわけではない。不納欠損処理についても時効の援用や債務者の状況確認ができておらず、平成25年度以降行われていない状況である。

現在残っている収入未済額は、滞納期間も長期化しており、債務者や保証人が死亡しているケースや、住所不明や連絡の取れないケースなど回収の難しいものが多くを占めている。一方で事業自体は終了しているため、人員の十分な配置は行われておらず、担当者が他の業務の合間に行っている程度であり、滞納債権の管理や回収が適切に行える状況にはない。

<指摘事項-26> 債権管理体制について

現在残っている収入未済額は、滞納期間も長期化しており、また債務者や保証人が死亡しているケースや連絡先も不明なケースなど回収の難しいものが多いと見込まれ、既に不納欠損処理すべきであったものも含まれていると考えられる。また台帳の記載も平成26年以降更新されていない情報もあると見込まれ、再度確認作業を行う必要もあり、作業は時間を要するものと見込まれる。現在の人員配置ではこれらの作業は到底実施できない状況にあり、時間の経過とともにますます債権回収が困難になっていくと考えられることから、債権回収の知識のある専任の担当者を配置するか、または外部の専門業者に委託し、滞納債権の管理及び回収を早急に進めていくことが必要である。

上記のように一度は債権管理業務の見直しに取り組んでいるものの十分ではなく、その後、適切な人員配置の見直しも行われないうまま、滞納債権の管理が十分に行われていない状況が続いており、市としては、人員配置の見直しや滞納債権の管理方法の見直しを行う等の対応が不十分であったと言わざるを得ない。

<指摘事項-27> 滞納債権の管理に係る内部統制の仕組みについて

滞納債権の管理が十分に行われていない状況が続いているが、市としては適時に現場の状況を把握し、適切な業務の見直しを行う内部統制の仕組みを見直すことが必要である。

(5) 不納欠損処理基準について

「神戸市身体障害者更生資金貸付金の不納欠損処分基準」¹では、「貸付金の不納欠損処分は、最終期支払期限から10年を経過した債権、かつ、下記表の基準に該当するとき」とあり、債務者の現況及び保証人の現況により処分を行うケースが定められている。

私法上の債権については、地方自治法第240条第3項に基づく地方自治法施行令第171条の7において免除規程が設けられており、神戸市債権の管理に関する条例においても、下記のとおり第15条に免除規程が設けられているが、神戸市身体障害者更生資金貸付金の不納欠損処分基準では、免除規程は設けられていない。

○神戸市債権の管理に関する条例

¹ 身体障害者更生資金貸付金の制度は廃止条例とともに終了しているが、神戸市身体障害者更生資金貸付金の不納欠損処理基準は現在でも運用されている。

(履行延期の特約等)

第 14 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係るその他の債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 省略

2 市長等は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係るその他の債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第 15 条 市長等は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をしたその他の債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 省略

<指摘事項-28> 不納欠損処理基準の改定について

身体障害者更生資金貸付金についても、「神戸市身体障害者更生資金貸付金の不納欠損処理基準」を改定し、地方自治法施行令第 171 条の 7 及び神戸市債権の管理に関する条例第 15 条に定める免除規定を設け、処理を進めていく必要がある。

8. 介護給付費返還金

(1) 介護給付費の返還金について

障害福祉サービスを提供した事業者への報酬は、国民健康保険団体連合会を通じて、代理受領払いにより市から事業者に支払いを行っている。この費用を不正・不適切に受領した事業者に対して、障害者総合支援法第8条の規定により返還を求めるものである。

【返還までの流れ】は、下記のとおりである。

- ①市への情報提供（市長への手紙・局への通報等）
- ②介護指導課または障害者支援課指定指導係による事業所への監査
- ③関係書類の精査、正しいサービス内容・金額の確定
- ④不正・不適切受給の際、場合によっては指定取消の処分
- ⑤正しい額と誤った額との差額を返還（原則一括納付）
- ⑥事業者との話し合いにより、状況によっては分割納付とする

(2) 債権の概要

所管課名	保健福祉局 障害福祉部
科目名	其他過年度収入
掌理課名	障害者支援課
債権の分類	返還金
根拠法令等	障害者総合支援法第28条
債権の概要	事業所が不正・不適切に受給していた介護給付費の返還
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法236条①
消滅時効の年数	5年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	エクセルにより個別管理

(3) 債権の回収状況

ア. 現年度分

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	22,219	1,360	1,540	-	22,039	11

27	22,039	3,254	516	-	24,776	13
28	24,776	1,325	698	-	25,403	14

不正請求等が発覚した際に、現年度分の不正等を調定したもの

イ. 過年度分

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	72,667	6,371	6,771	-	72,267	4
27	72,267	9,877	2,889	-	79,255	6
28	79,255	104,604	7,005	-	176,854	10

不正請求等が発覚した際に、過年度分の不正等を調定したもの

(4) 債権の管理状況について

不正の発覚等による介護給付費の返還については、一括納付が原則であるが、一括納付が困難な場合には事業者と返還交渉を行い、納付計画を作成し、計画に基づいた納付が行われるよう管理を行っている。

収入未済額の回収及び不納欠損処理について、独自のマニュアルは作成されておらず、必要に応じて他都市の事例や他課の研修資料を参照しているのみである。一部の滞納債権（障害者施設一カ所 561 千円）については、調定後全く納付がなく、時効となっている可能性もあるが、引継ぎが十分に行われなかったためか資料が残されておらず、事業所の状況及びこれまでの市の対応状況が判然とせず、不納欠損処理すべきか判断できない状況となっている。

<指摘事項-29> 時効の管理について

一部の滞納債権（障害者施設一カ所 561 千円）について、時効の管理ができていないことから、早急に起算日を判定し消滅時効の完成を確認するとともに、不納欠損処理を検討すべきある。

収入未済額の管理については、回収や不納欠損処理についての独自のマニュアルを作成し、それに沿った運用を行い、処理漏れ等のないようにする必要がある。また内部統制の仕組みを導入しチェック体制を整えておく必要がある。

(5) 事業者に対する指導及び監査について

現在、指定対象となる事業者は、指定障害福祉サービス事業所が1,856事業所(平成30年4月1日現在)、指定障害児入所・通所及び相談支援事業所が350事業所(平成30年4月1日現在)となっており、様々な規模やサービスの質、管理状況の事業所が含まれている。これら事業者による不正・不適切な報酬の受領が行われないように、神戸市による事業者の指導及び監査が行われており、訪問系サービス事業所は介護指導課が担当し、施設系サービス事業所は障害者支援課指定指導係が担当している。

介護指導課の実地指導については、障害者総合支援法に基づいて、運営基準、人員基準及び加算の算定要件を満たしているか、また利用者処遇が適切であるかについて確認が行われている。指定期間(6年)中に指導を行うよう努めており、また毎年全事業所を対象に行う集団指導の場で事業運営の留意事項の周知を図っている。

指定指導係の実地指導については、指定基準省令及び報酬告示に則った運営ができているかを厚生労働省が公表している「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」に定める主眼事項及び着眼点に基づき確認が行われている。順次人員の拡充を行い網羅的に実地指導が行われるように進めているところである。

<意見-26> 実地指導のルールについて

介護指導課及び指定指導係による実地指導については、指定事業者を全て網羅的に行われるように進めているところであるが、明確なルールが設けられていない状況である。今後は、明確な実地指導のルールを設け、指定事業者が一定の期間で網羅的に指導が行われるようにすることが望まれる。

9. 心身障害者扶養共済納付金

(1) 心身障害者扶養共済制度について

当制度は、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡、または重度障害状態に該当したと認められたとき、障害のある方に終身にわたり一定額の年金が支払われる任意加入の制度で、全国の都道府県、指定都市が実施している。

(2) 債権の概要

所管課名	保健福祉局障害福祉部
科目名	障害者扶養共済納付金
掌理課名	障害福祉課
債権の分類	任意加入に基づく共済制度の掛金
根拠法令等	神戸市心身障害者扶養共済制度条例
債権の概要	加入者の各月の掛金
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（平成 22 年 3 月 31 日以前の加入者に適用） 保険法（平成 22 年 4 月 1 日以降の加入者に適用）
消滅時効の年数	10 年（平成 22 年 3 月 31 日以前の加入者） 1 年（平成 22 年 4 月 1 日以降の加入者） ¹
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	心身障害者扶養共済システム

神戸市は、独立行政法人福祉医療機構（以下、福祉医療機構）と扶養保険契約を締結し、福祉医療機構はさらに生命保険会社と生命保険契約、信託銀行と金銭信託契約を締結している。神戸市は、福祉医療機構に対して毎月末までに月初日の加入者数分の掛金を、加入者からの掛金の入金の有無に関わらず払い込む必要がある。

(3) 債権の回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	49,499	30,866	28,575	-	51,790	109
27	51,790	28,936	26,638	-	54,087	122
28	54,087	26,685	26,061	43	54,668	104

(4) 債権の管理状況について

従来の加入者の現況把握は、年に一度、福祉医療機構から神戸市に対して、

¹ 「心身障害者扶養共済制度の掛金未納分に係る時効に関しては、保険法第 95 条第 2 項の規定により、保険料を請求する権利を 1 年間行使しないときは、時効によって消滅すること」との、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知が、平成 24 年 12 月 25 日に出されている。

受給者のみならず、加入者及び保険対象障害者の現況確認が行われる。受給者については本人等から住民票の提出を求めているが、神戸市内の加入者及び保険対象障害者について、神戸市の担当者が福祉情報端末を利用し、生存確認をしていた。また、市外転出者など福祉情報端末に情報のない者については、市外転出等として福祉医療機構に報告するのみで、その所在や生存確認を行っていなかった。

そのため、加入者情報や納付状況等を管理しているシステムに滞納記録が残っていたとしても、従来の加入者現況把握方法では加入者の所在や生存等が把握できず、督促を行うことができない事案が発生していた。条例においては6月滞納による当然地位喪失がうたわれているものの、納付書を毎年送付し続け、結果として過去に調定すべきでなかったものが調定されていた。

これに対して、平成28年度末より掛金滞納整理業務について事業者に業務委託を行っている。平成28年度末時点の過年度掛金滞納者全107件に関する個別方針を策定し、これに基づいて掛金滞納分の納付督促等を行っており、その後加入者への支払意思の確認を経て、53件の債権について、納付指導の結果、納付のほか、援用による消滅時効成立となり、督促業務を終了している。これにより、平成28年度末の収入未済額54,668千円に対して、平成29年度には7,937千円の滞納分の収入、1,274千円の援用による不納欠損を行い、地位喪失による処理額（本来調定すべきでなかった額）27,494千円の修正を行っている。

平成29年度からは、加入者及び保険対象障害者に対して、所在、生存を確認する現況報告を実施しており、それにより、滞納を督促する際の所在を把握するほか、加入者等死亡の場合には保険対象障害者等に年金請求を促している。また滞納債権の事務処理手続についてマニュアル化に取り組み、平成30年4月より、新たに作成された事務マニュアルに沿った運用が行われている。

<意見-27> 滞納整理業務について

平成28年度末より滞納整理業務について外部事業者に業務委託し、滞納債権の整理を実施しているところであり、また平成30年4月より新たに作成した事務処理マニュアルの運用も始まっているところである。今後も引き続き外部事業者を活用しながら、新たなマニュアルに沿った運用を行い、加入者への支払意思の確認を経て、滞納分の収入、援用・不納欠損の処理、地位喪失による調定額の修正を行い、滞納債権の整理について早期に済ませることが望まれる。

10. 同和更生資金貸付基金収入

(1) 概要

所管課名	人権推進課
科目名	同和更生資金貸付基金収入
掌理課名	保健福祉局総務課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市同和更生資金貸付基金条例 神戸市同和更生資金貸付基金条例施行規則 神戸市同和更生資金貸付基金条例を廃止する条例 神戸市同和更生資金貸付基金施行規則を廃止する規則
債権の概要	生活改善資金貸付制度として昭和 43 年度～昭和 61 年度まで実施された、同和更生資金貸付金のうち未償還のもの。
債務者	借入者
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	同和更生資金貸付システム
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	191, 082	－	773	4, 874	185, 435	1, 531
27	185, 435	－	543	－	184, 891	1, 526
28	184, 891	－	387	－	184, 504	1, 523

※ 上記の収入未済額は貸付金の滞納額であり基金として運用されているが、実質的な債権額が表示されるように監査人で編纂している。

収入済額は基金からの貸付であったため、基金廃止後も一旦基金残高とされ、その後一般会計に繰り入れている。但し、基金には出納整理期間がないため 4 月に行う振替処理は翌年度の基金の支出として計上され、翌年度扱い

となる「期ずれ」が生じている¹。いずれにしても、神戸市の一般会計の滞納債権（収入未済額）の残高に含まれていない。

当該元本以外に、利息部分 6,552 千円の収入未済額があり、こちらは会計上、収入未済額として計上されているとしている²。平成 27 年度末の元本と利息の未収入金の合計額 191,443 千円が、平成 28 年度当初における実質的な貸付金制度としての収入未済額であるはずのものである。

（３）債権の概要

同和更生資金貸付制度は、地区住民に対する生活改善資金貸付制度として、昭和 43 年度～昭和 61 年度まで実施してきたが、昭和 62 年 4 月 1 日付けで制度（神戸市同和更生資金貸付基金を廃止する条例、以下「廃止条例」という。）を廃止し、現在は回収事務のみを行っている。

平成 29 年度末の状況は以下のとおりである。

昭和 43 年～平成 29 年度末 累計

貸付総額	1,748,200 千円	延べ人数	11,281 名
償還額	1,431,492 千円	償還率	81.88%
不納欠損額	132,438 千円		
滞納繰越額	184,268 千円		

（４）債権管理の概要

専任の債権管理担当者はおらず、職員が兼務で年に 1 度、催告状を債務者へ発送している。電話での催告等も行っていない。債権を管理しているシステムは、当期の納付金の情報と個人ごとの残高の情報は入手可能であるが、過年度の納入情報等は次年度繰越の際に削除されてしまうため、時効の管理や過去の状況の照会ができない仕様となっている。

平成 26 年度に包括外部監査「基金の管理と運用について」の結果を受け、「同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針」に基づき、不納欠損処理を行った。

同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針

（前略）制度終了後 20 年以上が経過しており、制度の役割は果たしたと考えられるため、債権回収の見込がないと思われる者について、私法上の債権のみなし消滅（「国の債権取扱規則第 30 条」）の考え方により、不納欠損処分を行い、債権回収及び管理に必要な事務・経費の効率化を図る。（中

¹ 〆日の違いで「期ずれ」が生じており、この点で「基金」で管理運用するには限界がある。

² 平成 29 年度の調定に誤りが発見されており、過年度はすべて正しい調定であったという確証がなく平成 28 年度当初の利息相当の収入未済額 6,552 千円は適正な数値ではないかもしれない。

略)

3、対象者

(1)破産者 (2)死亡後 10 年以上 (3)時効の援用をした者

(以降省略)

・大蔵省令第 86 条「債権管理事務取扱規則」(昭和 31 年 12 月 29 日)

(債権を消滅したものとみなして整理する場合)

第 30 条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

1 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。(以下、省略)

ここで原課が言う「不納欠損処理を行った」とは、債権自体は消滅していないものが含まれるが、債権回収の見込みがないと思われる者について債権が消滅したとみなして不納欠損処理を行うものである。すなわち不納欠損対象者のうち(1)破産者(2)死亡後 10 年以上の者については、民法上の債権消滅事由ではなく、決算書上の同和更生資金貸付基金の債権残高から不納欠損相当額を減額していても簿外で管理するとしている。なお(3)時効を援用した不納欠損処理対象者は民法で認められた正式な債権消滅と認められ簿外処理ではない。

不納欠損処理後は簿外で処理された債権について催告を行わなくて済むという運用になるとする。

また原課は廃止条例の経過措置として「償還については、(中略)神戸市同和更生資金貸付基金条例の規定は、この条例の施行以後も、なおその効力を有する」とあることを根拠に、基金として継続してきた従来の処理で管理を行うという解釈をしている。

<指摘事項-30> 過年度の包括外部監査の結果に対する措置状況について

平成 25 年度の包括外部監査「基金の管理と運用について」の「神戸市同和更生資金貸付基金」の項目において、以下の通り、結果及び意見が記載されている。

① 内規に基づいた会計処理を適時に行うべき【結果】

当該基金においては、国の規則に基づいて策定した「同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針」(注 5)にもとづき、債権を消滅させずに、貸付金か

ら除外する会計処理を行っている。当該貸付金を除外する会計処理を、【13】神戸市同和更生資金貸付基金の項においてのみ、「不納欠損処理」という。当該基金については、上記のとおり、「不納欠損処理」の方針として、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針を作成しており、年 1 回の「不納欠損処理」を行うこととしているが、平成 22 年度以降、「不納欠損処理」を実施していない。市によると、平成 24 年度末現在において、貸付金の回収が困難と考えられる死亡者、居所不明者、生活困窮者等への貸付金は 56,851 千円となっており、この中には、下記方針の対象者に合致し、「不納欠損処理」すべき金額も含まれているものもあるとのことである。下記、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針の要件を満たしているものについては、その金額を確定した上で、直ちに「不納欠損処理」を行うべきである。

② 未償還の貸付金については、通常の債権と同様に管理することを検討すべき【意見】

神戸市同和更生資金貸付基金において、現在、市は新たな貸付を行っておらず、未償還の貸付金の回収業務のみ行っている。貸付制度が終了した現在、地方自治法 241 条の定額運用基金の目的は存在しておらず、当該未償還の貸付金を基金と認識して管理、回収していく必要性は希薄である。今後は基金としてではなく、通常の債権と同様に管理、回収していくことを検討すべきである。

①と②についての解説図

平成29年度末		(単位：千円)	(処理状況)
貸付総額	償還額		
	1,431,492		
	不納欠損処理方針に基づく不納欠損額	時効援用者	
		破産者、死亡後10年以上	簿外管理 ①
	132,438		
貸付金債権			基金 ②
184,268			
1,748,200			

不納欠損額 132,438 千円のうち時効援用者と破産者等の区分は不明。

①について、同和更生資金貸付基金の不納欠損処理方針の要件を満たしているものについては、その金額を確定したうえで、直ちに不納欠損処理を行うべき、との【結果】が記載されている。その結果を受けて原課が行った平成 26 年度の不納欠損処理は、不納欠損処理方針に基づく債権のみなし消滅を認定したものである。

簿外で管理されている(1)破産者(2)死亡後 10 年以上の者に対して新たに平成 28 年度に制定された神戸市債権の管理に関する条例に則った債権放棄を行う必要がある(すでに不納欠損処理は行われており基金残高に含まれておらず、簿外で管理されているものについて不納欠損処理額として再度決算書に計上されるものではないと解せられる)。

②について、今後は基金としてではなく、一般会計で引き継いで、通常の債権と同様に管理、回収すべきとの意見が記載されている。

貸付制度はすでに終了しており、廃止条例により基金としての制度がなくなっている現在、当該未償還の貸付金は他の通常の制度貸付金と何ら変わりがない。「神戸市同和更生資金貸付基金への償還については、(中略)神戸市同和更生資金貸付基金条例の規定は、この条例の施行以後も、なおその効力を有する」と廃止条例の「経過措置」は規定しているが、「条例の規定は、この条例の施行以後も、なおその効力を有する」のは「償還について」という限定的な範囲の取扱いになっており、すべての処理が従来どおりであると解釈することは文理上無理がある。(神戸市同和更生資金貸付基金条例施行規則も廃止条例と同趣旨の経過措置付きで廃止されている。)

その結果、184 百万円もの貸付金(滞納債権)が神戸市の一般会計の収入未済額として計上されていないことになる。

直ちに基金の取扱いを廃止し、貸付金の未償還額を調定のうへ収入未済額として計上し、貸付金を回収した際には収入未済額の減少として記録すべきである。

<意見-28> 効率的な債権管理

適切な消滅時効の管理により不納欠損処理を行い、効率的な債権管理を行うべきである。

平成 29 年度からの過去 5 年の償還額の推移は以下のとおりである。

年度	償還額	未償還額	償還率
平成 25 年	389 千円	191,082 千円	0.20%

年度	償還額	未償還額	償還率
平成 26 年	773 千円	185,435 千円	0.42%
平成 27 年	543 千円	184,891 千円	0.29%
平成 28 年	387 千円	184,504 千円	0.21%
平成 29 年	235 千円	184,268 千円	0.13%

これに対して、平成 29 年度の債権管理及び回収に係るコストは以下のとおりである。

項目	金額	説明
印刷費	1,040 千円	納付書・等を印刷会社へ発注する費用
郵送費	180 千円	納付書等の郵送費用
システム管理運用委託費	350 千円	同和更生資金貸付システムに関するもの
人件費	18 千円	担当 1 名が年間 10 時間程度従事したものとして算定（※1）
合計	1,588 千円	

※ 1. 神戸市の平成 29 年 4 月 1 日の平均給料 324 千円、月の平均労働時間を 173 時間として算定。

※ 2. 上記の他に平成 18 年にシステムを新しく導入しているが、資料保管期間の 5 年が経過しているため資料が残存していないという担当課の回答であったため、当該システムに係る導入費用及び減価償却等については考慮していない。

平成 29 年度に関しては償還額 235 千円に対して管理・回収に係るコストが 1,588 千円となり、償還額を大きく上回っていることがわかる。市はこの状況等を踏まえ、債権の整理について検討していくとのことである。

最終の貸付が終了して約 32 年、最後の償還期限月から 25 年以上が経過している。債務者も高齢化してきており、平成 29 年度の債権回収率は 0.13% に過ぎない（原課によれば、約 1500 人に対して督促を行い、そのうち納付したのは数名とのことである）。このまま同様の債権回収手続を行っていても償還額が増加する見込みはなく、債権を整理し、不納欠損とすべきものは不納欠損として処理し、債権管理コストを見直す必要がある。

平成 28 年度より債権の管理に関する条例が制定され、債務者の時効援用の意思表示がなくとも市長等の判断で消滅時効に係る時効期間が満了した

債権を放棄できるようになった。しかし、現在のシステムでは、その仕様上、現在の債務者の最終の納付日が出力できるようにはなっていない（時効起算日が明確でなく、時効の管理ができないシステム）とのことであった。原課はこの状況を鑑み、当年度より手作業で時効の管理を行っているとの事である。

今後は上記②の指摘により一般会計で引き継いだ収入未済額について適切に時効の管理を行い、神戸市債権の管理に関する条例第 16 条に基づいて債権放棄を行い、一般会計の不納欠損とすべきものは処理すべきである。またみなし消滅債権は催告していないとするが、催告している貸付金についてはただ漫然と機械的に催告状を送り続けるのではなく、回収計画を策定するなど、今一度、債権の管理体制を見直すことに留意されたい。

【４】こども家庭局

１．保育所利用者負担金

（１）概要

所管課名	各区こども家庭支援課、支所保健福祉課
科目名	保育所使用料
掌理課名	各区健康福祉課・支所保健福祉課
債権の分類	使用料
根拠法令等	児童福祉法第 56 条第 2 項
債権の概要	市町村民税額により階層に区分されており、子どもと同一世帯に属する父母及び父母以外の家計の主宰者の市町村民税額の合算で決定される保育所利用者負担金
債務者	児童の父母等
連帯保証人	なし
事業開始年度	—
事業終了予定	未定
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法第 236 条①
消滅時効の年数	原則 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

（２）債権回収状況

平成 26 年度～28 年度の債権の回収状況は次のとおりである。

平成 26 年度

(単位：千円)

	調 定 額			収 入 済 額						不納欠損額 ③	滞納額 ①－②－③
	現年度	過年度	計①	現年度	%	過年度	%	計②	%		
東灘	1,171,789	64,847	1,236,637	1,164,453	99.4	17,725	27.3	1,182,179	95.6	1,104	53,353
灘	640,287	20,815	661,102	633,720	99.0	4,891	23.5	638,611	96.6	0	22,491
中央	532,099	61,063	593,162	526,699	99.0	12,482	20.4	539,182	90.9	549	53,431
兵庫	356,645	58,829	415,475	350,204	98.2	10,688	18.2	360,892	86.9	1,349	53,233
北	739,321	72,472	811,794	730,314	98.8	12,747	17.6	743,061	91.5	259	68,473
長田	361,661	91,027	452,688	348,853	96.5	17,441	19.2	366,295	80.9	1,405	84,987
須磨	253,685	5,499	259,184	252,852	99.7	1,274	23.2	254,127	98.1	0	5,056
北須磨	323,050	15,352	338,403	319,161	98.8	4,154	27.1	323,316	95.5	260	14,826
垂水	752,992	58,973	811,966	742,638	98.6	11,841	20.1	754,480	92.9	1,318	56,167
西	1,092,578	94,757	1,187,335	1,074,877	98.4	22,628	23.9	1,097,505	92.4	2,184	87,645
計	6,224,110	543,640	6,767,750	6,143,776	98.7	115,876	21.3	6,259,653	92.5	8,432	499,665

平成 27 年度

(単位：千円)

	調 定 額			収 入 済 額						不納欠損額	滞納額
	現年度	過年度	計①	現年度	%	過年度	%	計②	%	③	①－②－③
東灘	889,256	53,242	942,499	885,192	99.5	17,981	33.8	903,173	95.8	358	38,966
灘	509,271	22,489	531,761	505,822	99.3	7,184	31.9	513,007	96.5	0	18,753
中央	470,469	53,229	523,698	467,070	99.3	14,758	27.7	481,828	92.0	86	41,783
兵庫	312,632	53,233	365,865	308,113	98.6	13,386	25.2	321,500	87.9	65	44,299
北	631,842	68,429	700,272	623,837	98.7	16,049	23.5	639,886	91.4	55	60,330
長田	342,100	84,838	426,939	332,737	97.3	20,132	23.7	352,869	82.7	5,470	68,598
須磨	246,098	5,056	251,155	245,045	99.6	1,901	37.6	246,946	98.3	0	4,209
北須磨	228,958	14,722	243,680	227,339	99.3	5,554	37.7	232,894	95.6	38	10,748
垂水	681,010	56,033	737,043	673,386	98.9	19,553	34.9	692,939	94.0	777	43,326
西	835,297	87,637	922,934	825,375	98.8	26,375	30.1	851,750	92.3	1,438	69,745
計	5,146,938	498,913	5,645,851	5,093,919	99.0	142,878	28.6	5,236,798	92.8	8,289	400,763

平成 28 年度

(単位：千円)

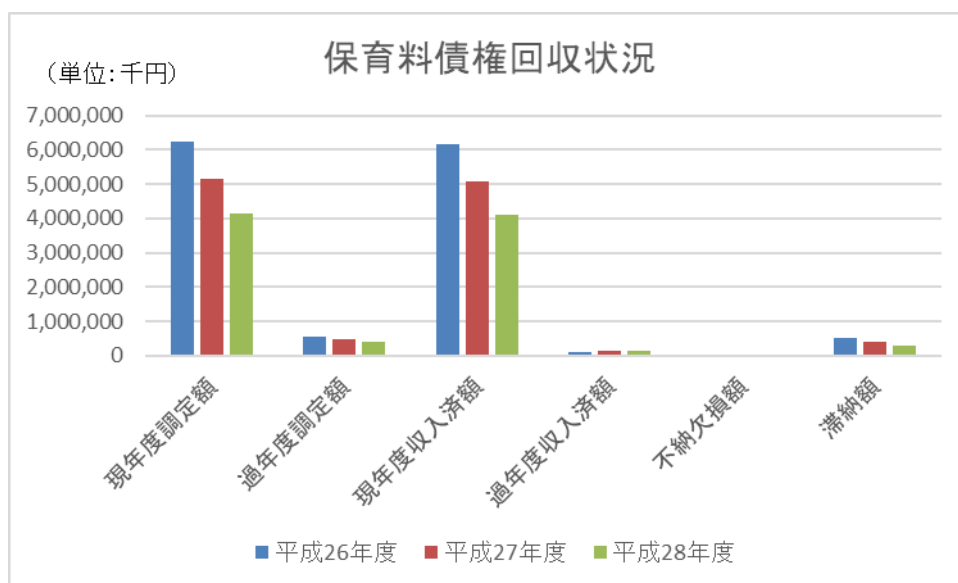
	調 定 額			収 入 済 額						不納欠損額	滞納額
	現年度	過年度	計①	現年度	%	過年度	%	計②	%	③	①－②－③
東灘	765,161	38,683	803,844	762,093	99.6	15,778	40.8	777,871	96.8	104	25,868
灘	335,098	18,515	353,614	333,890	99.6	8,064	43.6	341,955	96.7	0	11,659
中央	435,034	41,783	476,817	433,690	99.7	15,592	37.3	449,283	94.2	0	27,534
兵庫	231,340	44,299	275,640	227,616	98.4	14,160	32.0	241,776	87.7	350	33,512
北	436,827	60,418	497,246	433,737	99.3	17,287	28.6	451,024	90.7	48	46,173
長田	242,452	68,470	310,923	237,438	97.9	18,103	26.4	255,542	82.2	576	54,805
須磨	259,004	4,209	263,214	258,541	99.8	1,474	35.0	260,016	98.8	0	3,197
北須磨	217,021	10,751	227,772	216,523	99.8	5,283	49.1	221,806	97.4	44	5,921
垂水	584,171	43,146	627,318	576,710	98.7	18,441	42.7	595,152	94.9	303	31,862
西	619,243	69,745	688,988	612,549	98.9	26,368	37.8	638,917	92.7	177	49,894
計	4,125,356	400,024	4,525,381	4,092,792	99.2	140,555	35.1	4,233,347	93.6	1,603	290,430

前年度の収入未済額と当年度の過年度調定額の額が異なることがあるが、これは主に、保育料の負担額算定基礎となる市民税所得割課税額が年度を遡って減額となると保育料も変更されることとなり、過年度の調定も併せて減額変更することになるためである。

各年度の合計額を集計すると次のとおりとなり、調定額、収入済額、不納欠損額、滞納額共に、減少傾向にあることがわかる。これは利用者負担金を施設で徴収する認定こども園の増加が影響しているとみられる。一方、収納率は年々向上している。結果、平成 26 年度の初めには 543 百万円あった収入未済額は平成 28 年度末には 290 百万円となっている。

(単位：千円)

	調 定 額			収 入 済 額						不納欠損額	滞納額
	現年度	過年度	計①	現年度	%	過年度	%	計②	%	③	①－②－③
平成26年度	6,224,110	543,640	6,767,750	6,143,776	98.7	115,876	21.3	6,259,653	92.5	8,432	499,665
平成27年度	5,146,938	498,913	5,645,851	5,093,919	99.0	142,878	28.6	5,236,798	92.8	8,289	400,763
平成28年度	4,125,356	400,024	4,525,381	4,092,792	99.2	140,555	35.1	4,233,347	93.6	1,603	290,430



図：債権回収状況の推移

また各掌理課の収納率を比較すると、現年度の収納率は須磨区、北須磨支所、中央区の順に高く、長田区、兵庫区、垂水区の順に低くなっている。また過年度収納率は北須磨支所、灘区、垂水区の順に高く、長田区、北区、兵庫区の順に低くなっている。結果、全調定額に対する収納率は、長田区、兵庫区で低くなっている。

(3) 保育所保育料（利用者負担額）の設定

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があり、支給認定は市が実施する。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があり、次の分類になっている。

- 1号認定（教育標準時間認定）
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども
- 2号認定（保育認定）
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども
- 3号認定（保育認定）
満3歳未満の保育を必要とする子ども

この章で対象としている保育所使用料は、2号認定もしくは3号認定の保

育認定を受け公立・私立保育所で保育を受ける児童の保護者が負担するものである。

保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額は保護者の市民税所得割課税額に応じて神戸市が決定する。参考に平成 30 年度の利用者負担額表は次のとおりとなる。

平成30年度 保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) ()内は保育短時間認定における額									
		3歳未満児					3歳以上児				
		第1子		第2子		第3子以降		第1子		第2子	
階層区分	定 義	第1子		第2子		第3子以降		第1子		第2子	
	①扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか ②同時在園(園)で 年長者から何番目の子どもか										
A	生活保護法による被保護世帯(単独世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			0		0		0		0	
B	市町村民税非課税世帯	5,600		0		0		3,700		0	
C	所得割課税額 48,600円未満である世帯	12,300 (12,100)		6,200 (6,100)		0		10,400 (10,200)		5,200 (5,100)	
D1	所得割課税額 48,600円以上86,600円未満である世帯	20,300 (20,000)		10,200 (10,000)		0		18,200 (17,900)		9,100 (9,000)	
D2 #	A階層を除き、当 都年度市町村民 税(特別区民税 を含む。)額の区 分が次の区分に 該当する世帯	24,000 (23,600)		12,000 (11,800)		0		21,600 (21,200)		10,800 (10,600)	
D2	所得割課税額 77,101円以上97,000円未満である世帯										
D3 #	所得割課税額 97,000円以上119,000円以下である世帯	35,600 (35,000)		17,800 (17,500)		0		29,800 (29,300)		14,900 (14,700)	
D3	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯	29,600 (29,000)		17,800 (17,500)		17,800 (17,500)		25,300 (24,800)		14,900 (14,700)	
D4	所得割課税額 169,000円以上301,000円未満である世帯	49,700 (48,900)		24,900 (24,500)		24,900 (24,500)		31,600 (30,300)		15,800 (15,200)	
D5	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満である世帯	66,000 (64,900)		33,000 (32,500)		33,000 (32,500)		32,800 (30,300)		16,400 (15,200)	
D6	所得割課税額 397,000円以上である世帯					0				0	

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。
(注1)「同時在園」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定子ども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、特別支援学校幼稚園、児童心理治療施設に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。
(注2) B、C、D1又はD2(所得割課税額77,100円以下の世帯に限る)階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。(この場合、支給額を通知書の階層区分に「*」と表記されます。)

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか		3歳未満児					3歳以上児				
		第1子	第2子以降	第2子以降	第2子以降	第2子以降	第1子	第2子以降	第2子以降	第2子以降	第2子以降
B階層		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C階層		6,100	0	0	0	0	5,100	0	0	0	0
D1階層		9,000	0	0	0	0	6,000	0	0	0	0
D2階層のうち所得割課税額77,100円以下の世帯		9,000	0	0	0	0	6,000	0	0	0	0

(注3) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割戻金等諸所得割戻金の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。
(注4)「3歳未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とみなします。
(注5) 保育認定を受けた子どもが幼稚園を利用するときは、「教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表」を適用します。ただし、多子世帯に対する利用者負担額の軽減については「同時在園及び小1～小3子ども」とあるのは、「同時在園」と読み替えます。

(出典：神戸市HP)

上記表によると、神戸市の2号認定及び3号認定の所得階層は8階層に分けられているが、他の政令指定都市では平均17階層に分けられており、多い所で30階層に細分化している。神戸市は政令指定都市の中で最も階層区分数が少ないが、これは所得が多少変わっても階層及び保育料が変わらないというメリットもあるが、階層区分がボーダーライン辺りの所得の世帯にとっては所得が少しでも上がると保育料が大きく上がる場合もありデメリットともいえる。

階層別の保育料を見ていくと、3歳未満児の第1子の保育料は月額0円から66,000円となっている。

(4) 保育料の徴収方法

保育所保育料の納付方法は口座振替が奨励されており、約95%は口座振替を利用し、残り約5%が納付書払いとなっている。

未納の場合、納期限後30日以内に督促を行い、その後催告や納付指導が行われ、場合によっては差押予告も行われる。催告や差押予告などの指導方法は区によって異なる。文書指導か電話指導かなどはケースにあわせて有効なアプローチを検討しながら行っているため、その判断も含め様々である。

保育料の徴収業務は各福祉事務所に委任されており、一部の専門性が必要な業務や集中して行うことが効率的である業務については、福祉事務所長の権限のもとに局において兼務職員が行っている。局で行っている業務は、初期滞納者への電話催告、高額悪質滞納者対応、差押等になる。

(5) 実際の債権回収の状況について

保育料債権を管理している福祉情報システムにおいては、実際の納付指導状況などを記載する欄がなく、各区での紙台帳保管となっているため、今回、1区役所において保育所毎のファイルに綴じられている管理台帳を閲覧した。

閲覧対象としたのは主に5年以上前に発生している児童毎の債権合計200千円以上の債権である。

その中でも債権額が1,000千円以上の債務者への督促状況等は下記のとおりであった。

(単位：円)

【対象年度】 A氏	12年度 278,000	13年度 585,600	14年度 88,700	15年度 140,000			【合計】 1,092,300	【督促納付状況】 26年に分納誓約、以降少額の納付しか確認できない
【対象年度】 B氏（兄弟）	17年度 129,600	18年度 357,600	19年度 327,800				【合計】 1,723,880	【督促納付状況】 兄弟で170万円未納で月1万円引き去り中
	18年度 71,600	19年度 89,000	20年度 379,200	21年度 369,080				
【対象年度】 C氏	20年度 298,800	21年度 770,880	22年度 596,400	23年度 400,800	24年度 373,560	25年度 51,200	【合計】 2,491,640	【督促納付状況】 児童手当から引き去り。月1万円引き去り中

＜意見-29＞ 債権の回収方法について

債務者からの回収方法として児童手当からの引き去りなどを積極的に行っている状況が見て取れた。これは債権回収に有効な手段であると思われる。しかし、月1万円の引き去りでは完納までには程遠い残高の債権もある。児童手当の給付が終了した後の回収方法について、早目に債務者と相談等を行い、収入状況を把握した上で納付方法を検討しておくことが望ましい。

＜指摘事項-31＞ 債権の管理方法について

債権の管理簿がシステム化されておらず、紙台帳で管理されている。そして実際の業務にあたる担当者によっても管理方法は異なっている。今回一つの区役所で台帳の閲覧を行った際にも、すぐには発見できないものもあった。

多額滞納者から回収を行うには、債務者と信頼関係を結び、回収機会を逃さないことが大切だと考えられるが、現在の管理状況では仮に事前予約なく債務者が来庁した場合や債務者から電話があった場合などに、適時に対応することができるのか疑問を覚えた。また消滅時効の到達日の管理などについても、平成26年度以前に発生した債権については、紙台帳を通覧しないと確認できない状況であり、時効到達前に必要なアクションを行う機会を逸することもあるのではないかと思われた。第一に必要な情報を即座に確認できないような状況は非常に非効率である。

これまでの督促や交渉の状況などを統一のフォームで記録し情報の共有化を図るとともに、時効の到達日など必要な情報を数値化しておくことが内部統制組織の整備上からも必要である。

＜指摘事項-32＞ 延滞金の徴収について

現在、保育所利用料の滞納については、延滞料を徴収していない。その理由としては延滞金の徴収に関する規定がないためとのことである。

そもそも延滞金は早期の納付を促すため、期限までに納付している者との公平性を保つため、また滞納者への懲罰的意義もある。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

<意見-30> 滞納者に対する厳格な対応について

児童福祉法第24条の規定により、市町村は、保護者の労働、疾病等の事由により、その監護すべき児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないとされており、保育料の滞納を理由として、その児童を強制的に退所させたり、当該児童の弟妹の入所を拒否したりすることは、児童福祉法の解釈上できないとされている。

一方で、保育所への入所を希望しているが入ることができない児童が平成30年4月1日現在、300人以上もいる。

待機児童数の内訳について

		平成30年4月1日	平成29年4月1日	H30-H29
4月1日の入所希望で、入所できていない児童数(A)		1,275	952	323
	他に利用可能な施設等があるにもかかわらず、特定の施設等を希望される方(B)	753	621	132
	4月1日に育休を取得されている方(C)	94	97	▲ 3
	求職活動を休止されている方(D)	96	141	▲ 45
待機児童数 (A)-(B)-(C)-(D)		332	93	239

(出典：神戸市HP)

また、保育事業には保護者の保育料以外にも多額の税金が投入されており、正当な事由なく保育料を納めない保護者に対して厳格な対応を行わないことは、待機児童の保護者、当然に保育料を納めている保護者、また広く税金を負担している市民にとって、甚だ不公平であるといえる。実際に債権に関する資料を見ていると5年、6年とほとんど保育料を納めないまま、保育所に預け続けている保護者も見受けられた。

保育料の滞納を退所等の理由に出来ないものであるならば、徴収にはなおさら厳格な対応が求められる。滞納したら厳しい対応が待っている、安易には逃れられないという意識を植え付けることが必要である。そもそも保育料は市民税所得割課税額の階層区分に応じた負担額となっており、本来適時に支払うのであれば支払不可能ではない金額設定になっているはずである。適切な対応策を講じられたい。

さらに徴収業務の効果を高め効率化するために、保育料の滞納者は神戸市に対し税などの滞納債務を有している可能性が高いため、神戸市全体での債権管理の一元化を検討されたい。たとえば、差押、執行停止処分などについては、債権をまとめた上で実施することで、より多くの情報が共有され効果を高める上に、業務が効率化されると考える。

2. 公立保育所延長保育納付金

(1) 概要

所管課名	各保育所
科目名	児童福祉施設納付金
掌理課名	こども家庭局総務課
債権の分類	納付金
根拠法令等	神戸市延長保育事業実施要綱
債権の概要	神戸市立保育所において延長保育を利用する場合、対象児童の保護者からその階層区分に応じて徴収する利用料金
債務者	神戸市立保育所にて延長保育利用児童の保護者
連帯保証人	なし
債権の類型	非強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法第 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する

延長保育料については私債権という解釈もあるが、神戸市へのアンケート結果では非強制徴収公債権とされており、以下では本稿でも非強制徴収公債権として扱う。

(2) 債権回収状況

延長保育は各保育所で実施し、その費用を各保育所で徴収する。

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	2,547	31,551	32,686	-	1,412	273
27	1,617	14,034	14,122	-	1,529	325
28	1,608	14,922	15,058	-	1,472	338

また過去に不納欠損処理を行ったことはないとのことであり、債権一覧を見ると、一番古い債権で平成 11 年度発生分が残っていた。

(3) 延長保育の概要

延長保育は、入所児童のうち保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情のため、延長保育が必要な場合に行われる。あらかじめ申込を受け、審査承認された上で実施されている。延長保育料は保護者世帯の階層区分及び延長時間によって異なってくる。

また日割の延長保育料も保育所の自主事業として導入可能とされているが、これは私立保育所、私立認定こども園に関してであり、神戸市立保育所では未実施である。

(月割延長保育料)

神戸市保育標準時間外延長保育の利用料

階層区分	言 明	30分延長	1時間延長	1時間30分延長	2時間延長
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B階層	A階層を除き、当該年度市民税額の区分が次の区分に該当する世帯	0	0	0	0
C階層	所得割額税額48,600円未満である世帯	2,500	4,500	6,000	7,500
D階層	所得割額税額48,600円以上である世帯				

注1 この所得税の額を計算する場合には、税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅取得控除・特別減税）は適用しない。

注2 利用料については、月額であり上記金額を上限として実施保育所等で定めることができる。

注3 利用料の徴収にあたっては、園が定める保育標準時間の前後において、利用した延長保育時間を合わせた時間を算定するものとする。

日割利用料標準額

種類	日割利用料
30分延長	200 円
1時間延長	300 円
1時間30分延長	400 円
2時間延長	500 円

（出典：神戸市HP）

延長保育料は、原則として利用前月に徴収することとなっているが、未納の状態を利用し、そのまま退所することもある。徴収方法は保護者に納付書を交付し、保護者本人に金融機関等で支払ってもらうことが原則であるが、保護者より要望があった場合、出納員納付という形で保護者より現金を徴収袋で徴収し、保育所において納付している。それぞれの割合は約7割と約3割となっている。

<指摘事項-33> 不納欠損処理の実施

現在、当該債権については不納欠損処理を行っていない。決められた督促ルールもなく、各保育所任せとなっている現状で、特に退所後の少額の滞納者が今後支払に応じる機会は少ないと思われ、また有効な催促行為が行えているとは考えられない。そもそも非強制徴収債権であり、時効は 5 年となっているため、5 年経過している債権については消滅しており、その後納付を受けても受け取ることができない。

実質的に回収不能な部分については神戸市債権管理条例に基づき、適時に不納欠損処理を進められたい。

今後は滞納整理に係るルールを定め、また一定額以上の債権については本庁の管理に移すなど、各保育所任せにしない債権管理体制について検討すべきである。

また廃止された保育所で発生した当該債権については、こども家庭局振興課において引き継がれる。その額は平成 29 年度末現在 248,340 円となっており、調定日は平成 22～23 年度となっている。振興課に移ってきた債権については催告なども行われていない。古い債権は早期に処理するべきである。

<意見-31> 口座振替の導入について

市立保育所においては月割の延長保育しか導入されていないため、事前に利用者は把握している。現在、納付書払いもしくは出納員納付（徴収袋による現金払い）となっているが、納付書払いには未納リスク、出納員納付には未納のリスクの他、着服等の不正リスクや紛失等の現金事故のリスクも伴う。それらのリスクを減らすためにも口座振替の制度の導入を検討されたい。保育料の引き落とし口座と同じ口座から引き落とす、今後給食費が別徴収になった場合、給食費と共に引き落とすなど、方策を考えられたい。

<意見-32> 日割の延長保育料の導入について

現在、市立保育所においては日割の保育料については徴収していない。しかし、事前に申し込んでいなくとも、お迎えの時間に間に合わない保護者は居られると思われる。また同じ保護者によるお迎えの遅延が頻発していないとも限らず、当然に延長保育を申込み保育料を支払っている保護者に対し不公平である。決められた時間までのお迎えに間に合わなかった場合、日割で延長保育料を後日請求する仕組みを検討されたい。

<指摘事項-34> 延滞金の徴収について

延滞金は早期の納付を促すため、期限までに納付している者との公平性を

保つため、また滞納者への懲罰的意義もある。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

３．幼児主食提供

（１）概要

所管課名	各保育所
科目名	児童福祉施設納付金
掌理課名	こども家庭局総務課
債権の分類	保育所償還金
根拠法令等	神戸市立保育所幼児主食提供実施要綱
債権の概要	神戸市立保育所に入所する３歳以上児に対する主食提供に必要な経費を徴収するもの。
債務者	神戸市立保育所にて主食提供を受ける幼児の保護者
連帯保証人	なし
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	２年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する

（２）債権回収状況

幼児主食提供は各保育所で実施され、費用の徴収も各保育所で行われる。

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	3, 227	45, 890	47, 295	－	1, 822	1, 791
27	2, 989	47, 566	47, 285	－	3, 271	2, 180
28	3, 125	46, 187	47, 228	－	2, 084	2, 027

また過去に不納欠損処理を行ったことはないとのことであり、債権一覧を見ると、一番古い債権で平成３年度の発生分が残っていた。

(3) 幼児主食提供の概要

国で定められている保育所利用料には3歳児以上の主食代は含まれておらず、主食提供にあたっては費用が徴収されることになる。幼児主食提供は当月の提供に応じて翌月10日支払となっている。一月の提供食数が半分以上の場合1,100円、半分未満の場合550円となっている。徴収は実体に応じて各保育所で集計し、徴収袋にて保護者から徴収される。階層区分や減免措置などはない。

<指摘事項-35> 不納欠損処理の実施について

現在、当該債権については不納欠損処理を行っていない。しかし決められた督促ルールもなく、各保育所任せとなっている現状で、特に退所後の少額の滞納者が今後支払に応じる機会は少ないと思われ、また有効な催促行為が行えているとは考えられない。もちろん回収に努めるべきであるが、回収コストも勘案していく必要がある。実質的に回収不能な部分については神戸市債権管理条例に基づき、適時に不納欠損処理を進められたい。

今後は滞納整理に係るルールを定め、また一定額以上の債権については本庁の管理に移すなど、各保育所任せにしない債権管理体制について検討すべきである。

また廃止された保育所で発生した当該債権については、こども家庭局振興課において引き継がれる。その額は平成29年度末現在604,690円となっており、調定日は平成14年度とかなり古いものも見受けられ、新しいものでもすべて5年以上前の債権である。振興課に移ってきた債権については催促なども行われていない。古い債権は早期に処理するべきである。

<意見-33> 口座振替の導入について

現在幼児主食提供にかかる納付金は徴収袋での徴収となっているが、現金収納には未納のリスクの他、着服等の不正リスクや紛失等の現金事故のリスクも伴う。それらのリスクを減らすためにも口座振替の制度の導入を検討されたい。保育料の引き落とし口座と同じ口座から引き落とす、今後給食費が別徴収になった場合、給食費と共に引き落とすなど、方策を考えられたい。

<指摘事項-36> 遅延利息の徴収について

これまで当該債権について遅延利息を計上していないが、遅延利息は早期の納付を促す等の目的のため徴収するものである。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

4. 学童保育料

(1) 概要

所管課名	こども青少年課
科目名	児童福祉施設納付金
掌理課名	こども家庭局総務課
債権の分類	納付金
根拠法令等	神戸市放課後児童クラブ実施要綱
債権の概要	学童保育利用料
債務者	学童保育利用者
連帯保証人	なし
事業開始年度	平成 20 年度（利用料発生年度）
事業終了予定	未定
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	2 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する

(2) 債権回収状況

学童保育料の平成 26～28 年度の推移は次のとおりである。

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	8,697	380,184	378,741	—	10,139	381
27	9,746	439,937	437,602	—	12,081	501
28	11,939	497,938	496,596	—	13,281	676

収入未済額を年度末件数で除すると、1 件当たり平均 19 千円の滞納となっている。滞納者に対しては翌年度の利用を受け付けないという処置がとられているため、最大 14 カ月分¹の滞納に抑えられている。

¹ 翌年度の継続入所が 1 月末の未納状況を見て決めるため、2 月、3 月のみの未納者については翌年度の継続入所が認められることがあるため最大 14 カ月の滞納となる。

但し、毎年収入未済額、年度末件数は増えてきている。

(3) 学童保育料の概要

神戸市立放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」という。）は、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するために、保護者が労働等のため昼間家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、もってその健全な育成を図ることを目的としている。

児童クラブの実施は指定管理者に委託されており、その実施時間は下記のとおりである。

実施日	開設時間
平日（長期休業日以外）	放課後～17時（19時まで延長実施）
土曜日	9時～17時（同上）
長期休業日（夏休み等）	8時30分～17時（同上）

また平成30年度当初の実施施設数、登録児童数等は下記のとおりである。

【実施施設数】

（単位：箇所）

	公設	民設	合計
児童館	108	6	114
学童保育コーナー	71	33	104
合計	179	39	218

【登録児童数】（5月1日時点）

（単位：人）

	公設	民設	合計
低学年	10,633	1,243	11,876
高学年	1,967	445	2,412
合計	12,600	1,688	14,288

児童クラブ入会にあたっては、保護者の申込により審査が行われ入会受入許可となる。入会許可期間は4月1日（途中入会は随時）から翌年3月31日までとなっており、継続入会に際しても毎年申込及び審査が行われる。

保護者から徴収する利用料については以前は無償であったが、平成20年7月度より利用者負担が導入された。受益者負担の適正化及び事業の充実を目的としたものである。

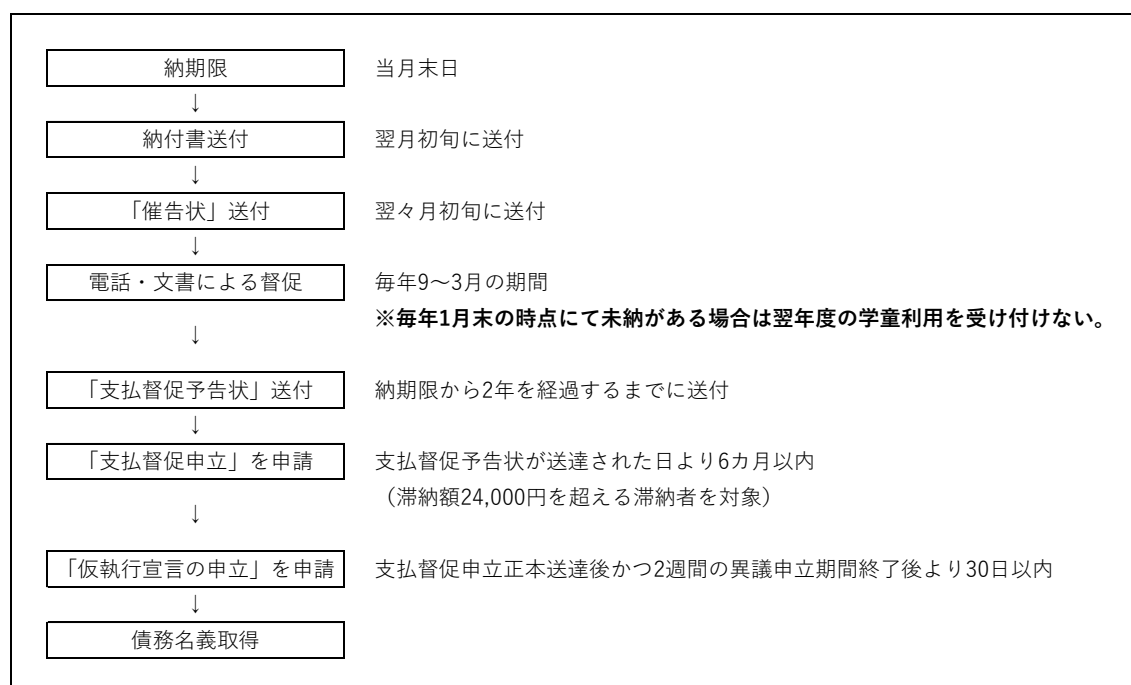
平成28年度の利用料は児童1人あたり月額4,500円、延長料は1時間あた

り月額 1,500 円であり、減免制度も導入されている。おやつ代、イベント代等に関しては、各児童クラブの指定管理者と保護者の間で取り決められ徴収が行われている。

(4) 学童保育料の徴収手順

利用料については基本的には口座振替を行っており、指定管理者を通らず神戸市の金融機関に入金される。納付書払いの人は 100 件程度とのことである。

利用料が滞納となった場合は下記の流れで徴収の取り組みが行われる。



(出典：こども青少年課提供資料より監査人作成)

学童保育料の滞納者に対しては、主に文書等で督促を行うと共に、2年の時効が到達する前に、一定以上の滞納者に対しては支払督促申立を行い、異議申立がなければ仮執行宣言申立を行い、債務名義を取得している。債務名義とは、強制執行によって実現されることが予定される請求権の存在、範囲、債権者、債務者を表示した公の文書であり、強制執行を行う際に必要となる。債務名義を取得すると時効は債務名義を取得してから 10 年となる。平成 29 年 12 月現在 101 件の債務名義を取得している。

高額滞納者に対しては債務名義を取得し時効の延長を行っていることもあ

り、これまで不納欠損処理は行われていない。

<意見-34> 指定管理者との協力体制の整備について

滞納者への督促については、基本的にはこども青少年課が直接行い、日々、保護者と接している指定管理者に滞納状況を示すのは、翌年度の入会申込の受付時となる。滞納者リストを渡し、納付を促すよう依頼し、継続入会するためには納付が必要となることを伝えてもらう。

指定管理者は日常的に保護者と接触し、またおやつ代の徴収なども定期的に行っている。指定管理者から促されることで納付も進むと考えられる。支払督促業務の指定管理者への委託についても考えられたい。

<意見-35> 不納欠損処理の適用検討について

前述したように、24,000円以上の債権については債務名義を取得することで時効を伸ばしているが、少額の債権については2年で消滅時効に到達してしまう。但し私債権であるため、基本的には時効の援用がなければ時効が成立することはないが、平成28年度に神戸市債権管理条例が制定され、議会への報告をもって債権放棄を行うことができることになった。もちろん回収に努めるべきであるが、居所不明者に対する債権など、実質的に回収不能な部分については消滅時効の完成を確認し不納欠損処理を進めることによって管理コストの低減に努められたい。

<意見-36> 管理方法の改善について

当該債権は福祉情報システムで管理しているが、専用端末から出力できる個人ごとの滞納状況は現年度含む3年分のみとなっている。しかもデータ形式では情報を出力できずハードコピーしかできない状況である。そのため債権管理担当者は別途エクセル表（「未収納者に対する催促状況一覧」）に滞納状況を転記した上で催告状況などを記録し管理している。個人情報保護の観点から厳格な運用を求められているのかもしれないが、結局二度手間になっており無駄である。セキュリティ面での防止策を講じる必要はあるが、効率的な管理が行える環境を整えられたい。

また、福祉情報システム上、年度ごとの滞納合計額は把握できず、総合計のみ把握できる形になっている。一方未収納者に対する催促状況一覧には個々の催促状況は記載されているが、集計機能は持たせておらず、合計額の照合が行えない状況である。債権の年齢調べができるように、また管理台帳の網羅性を検証できるように、これらの点も改善されたい。

5. 児童扶養手当

(1) 概要

所管課名	こども家庭支援課
科目名	こども家庭局雑入
掌理課名	こども家庭局こども家庭支援課
債権の分類	児童扶養手当過払金の返納金
根拠法令等	地方自治法第 240 条②
債権の概要	児童扶養手当過払金の徴収
債務者	児童扶養手当受給者
債権の類型	非強制徴収公債権 ※
時効の根拠	地方自治法第 236 条①
消滅時効の年数	原則 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	福祉情報システム
貸付金等の財源	国費 1/3、市費 2/3

※児童扶養手当法第 23 条第 1 項(不正利得)では、「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とされていることから、不正利得による児童扶養手当返還金は強制徴収公債権とし、それ以外を非強制徴収公債権としている。

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	97,308	8,983	11,945	1,533	92,812	240
27	94,962	7,108	13,035	2,707	86,327	154
28	86,740	13,511	11,508	2,945	85,797	209

※収入未済額と翌年度の調定額の過年度との金額は、出納整理期間後に繰越額を調整するため、整合しない。

(3) 児童扶養手当の概要

児童扶養手当は、父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当をいう。

ア. 対象となる児童及び申請者

次のいずれかにあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで（政令で定める中度以上の障害の状態にある場合は 20 歳未満）の児童（以下「児童」という）について、その児童を監護している母、その児童を監護し生計を同じくする父、父母にかわって児童を養育している養育者に支給する。

- 父母が婚姻（内縁関係を含む）を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める重度障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からの DV（配偶者からの暴力）保護命令を受けた児童
- 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童
- 棄児など父母が明らかでない児童

イ. 対象外事由

ただし、次のいずれかにあてはまるときは手当を支給しない。

- 手当を受けようとする者（母、父または養育者。以下「申請者」という）もしくは児童が、日本国内に住所がない場合。
- 児童が里親に委託されている場合。
- 児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）等に入所している場合。
- 児童が父または母の配偶者（戸籍上婚姻関係になくても、事実上婚姻関係と同様の状態にある者を含む）に養育されている場合。ただし、配偶者が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- 申請者が母または養育者のときは、児童が父と生計を同じくしている場合。ただし、父が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。
- 申請者が父のときは、児童が母と生計を同じくしている場合。ただし、母が政令で定める重度障害の状態にあるときを除く。

ウ. 手当額

当該手当は、申請者及び生計を共にする扶養義務者等（申請者の配偶者、生計同一の直系血族及び兄弟姉妹）の前年の所得と養育費の8割相当額の合計により支給額が決まる。

手当額（月額）平成30年4月～

対象児童	全部支給	一部支給
1人目	42,500円	42,490円～10,030円
2人目加算額	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降加算額（1人につき）	6,020円	6,010円～3,010円

エ. 所得制限

申請者の所得が一部支給の制限額以上の場合、また扶養義務者等の所得が制限額以上の場合は全部支給停止となる。

所得制限（平成30年8月）

扶養親族等数	申請者		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円

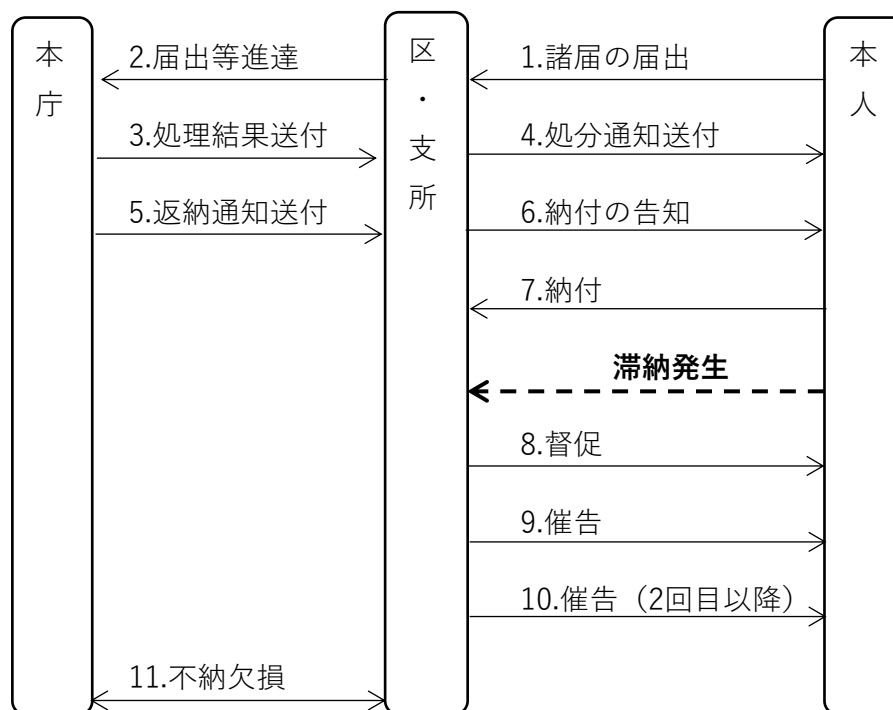
（4）債権の発生事由

婚姻等で受給資格がなくなる場合（婚姻には「戸籍上の婚姻関係」だけでなく「事実上婚姻関係と同様の状態にある場合（事実婚）」も含む）や、養育している児童数の変更等により手当額が変わる場合は、直ちに届出をする必要があるが、届出をしないまま受給していた場合、受給資格のない期間に受け取った手当額が返還金となる。その他、併給が制限されている公的年金の受給や児童の出国等により返還金が発生する。

これらの返還金が児童扶養手当の過誤払等にかかる返納金債権（以下、児童扶養手当返還金）である。

（５）債権管理の流れ

児童扶養手当返還金に関する事務は、福祉事務所長委任規則等により区・支所に委任されている。



①諸届の届出・債権の把握

資格喪失等があった場合、諸届から発生事由等を確認し、債権の把握を行う。債権が発生する場合には「返納額確認書及び納入誓約書」を受理する。分割納付の希望があった場合、生活困窮状況や就労予定等を確認し、「履行延期申請書」（区で決裁）、「生活状況調書」を受理する。原則、分割回数は現年度中（多額の場合は５年以内）に収納できる回数とし、最低５千円から可能とする。

②届出等進達

受理した届出等を本庁に進達する。

③処理結果送付

本庁から諸届の審査結果を確認・決裁のうえ、区へ送付する。

④処分通知送付

区にて諸届の審査結果を確認・決裁のうえ、本人へ通知書・証書等を送付する。

⑤返納通知送付

本庁から返納通知等の書類を区へ送付する。

⑥納付の告知

区にて決裁を行い、返納通知、納付書、(分割納付の場合) 履行延期承認通知を本人へ送付する。債権管理台帳・債権管理簿を作成する。

⑦納付・収納状況の把握

収納状況を確認し、債権管理台帳へ記載する。

⑧督促

返納期限から 10 日過ぎても入金を確認できない場合、返納期限から 20 日以内に督促状を送付する。債権管理簿へ記録し、決裁を行う。

⑨催告

督促状の送付後、納付がない場合催告を行う。

⑩催告 (2 回目以降)

電話、文書や訪問等による返納依頼を行う。返納の見込みのない受給者については徴収嘱託員による訪問徴収を行う。納付指導を行った場合は、日時、相手方 (本人か家族か)、指導内容及び相手方の反応など、納付指導の概要を債権管理簿に記録し、決裁を行うこと。

催告状は最低でも年に 1 度は送付し、債権管理簿に記録し、決裁を行うこと。

⑪不納欠損

督促後 5 年間納付されなかった債権は時効により強制的に消滅する。(時効の中断措置が生じた場合は、中断事由が生じた翌日から新たに時効が進行する) 時効の完成した債権について不納欠損処理を行う。

<意見-37> 債権管理簿の記載について

長田区役所へ往査し、個人別の債権管理簿及び債権管理台帳を確認した。

「児童扶養手当債権管理マニュアル」によると、「納付指導を行った場合は、日時、相手方 (本人か家族か)、指導内容及び相手方の反応など、納付指導の概要を債権管理簿に記録し、決裁を行うこと。」とされているが、債権管理簿には基本的に督促状及び催告状の発送についての記載のみである。これ以外の納付指導が行われていないのであれば、指導不十分である。もしくはそのほかの電話指導等を実施しているが、記載していないのであれば記載漏れである。

市 (区) の担当者も定期的に変更する。今回の往査時でも過去の納付指導がどのように行われていたのか、前任の担当者の指導については、不明であることもあった。

今後の債権管理を実効性のあるものとするためにも、記載事項について区・支所の担当者の判断に任せるのではなく、必ず記載すべき内容 (日時、相

手方、電話・文書・訪問といった接触手段、書類の有無、交渉内容、今後の方針）を定め、担当者の引継ぎ、また第三者の確認が出来るようにすべきである。

<意見-38> 管理システムの改善について

児童扶養手当の支給については福祉情報システムを使用しているが、児童扶養手当返還金といった債権管理には当該システムでは入金情報は入手できるが、債権管理に使用するには以下の要因のため、不十分なシステムといえる。したがって、各区では基本的に紙の債権管理簿と債権管理台帳で、納付状況、残高、時効、納付指導、各種情報の変更記録を管理している。

① 住所・電話番号等の変更が入力できない

住所については「支給情報」の住所を変更することで納付書の送付先を変更できるとの事であるが、支給時の情報を現住所（例えば他府県に転居している）に書き換えてしまうことは望ましくない。電話番号に至っては、入力できないため、手書きで債権管理台帳を修正、もしくは当該電話番号は使われていない旨が記載されているのみである。

② 一時点の債権残高が確認できない

例えば平成 30 年 10 月時点において平成 29 年度の残高は確認できない。システム上、適時に入金消込がされるためである。したがって、市の定期監査や担当者の確認には使用できない作りといえる。

③ 時効の管理ができない

福祉情報システムでは、督促状発送日¹や、履行延期申請日、過年度の最終入金日²等の情報が持てないため、時効の管理ができない。現在各区の担当者が、紙の債権管理簿、債権管理台帳、各種添付書類等から時効となるものをピックアップし、不納欠損処理を行っている。当期に時効となる債権が直ちに判明せず、時効中断等のアクションが遅れる可能性もある。

地方公共団体においても I T（情報技術）の活用による業務の効率化が求められる時代に、管理している各区や支所では、未だ昔ながらの旧態とした紙台帳で個人を管理し、手書きで消込を行っている。

¹ 督促状出力日はシステム上確認可能であるが、時効の起算日は発送日の翌日であるため督促状の発送日を管理する必要がある。

² 当年度の最終入金日は確認可能である。

上記の不合理的に対処するためにもシステムの改善が望まれる。

＜意見-39＞ 不正利得者に対する強制徴収公債権としての取り扱いについて
児童扶養手当の類型について、児童扶養法第 23 条第 1 項(不正利得)では、
「偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府
県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部を
その者から徴収することができる。」とされていることから、不正利得による
児童扶養手当返還金は強制徴収公債権とし、それ以外を非強制徴収公債権と
している。

しかし、届出遅れや受給者の認識不足等による債権については、虚偽の申
告により不正に手当を受給したと判断することが難しく、過去に強制徴収公
債権として扱った例はないとの事であった。

「児童扶養手当法第二三条に規定する不正受給の具体例について」（昭和
37 年）では以下の具体例が挙げられている。

- | | |
|---|--|
| 1 | 受給資格を偽って認定を受けた場合 |
| 2 | 他人の名義を盗用して認定請求を行ったことにより手当の支給を受けた場合 |
| 3 | 認定請求書に添附すべき戸籍抄本、住民票等を偽造し、又は記載事項を改変した場合 |
| 4 | 医師に不実の申立てをして、障害認定診断書に不実の記載をなさしめた場合 |
| 5 | 所得、身分関係及び生計維持関係等の事実に関する市町村長等の証明書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は市町村長等の印鑑を偽造し、若しくは不正に使用した場合 |
| 6 | 児童扶養手当証書を偽造し、若しくはその内容を改変し、又は拾得・窃盗・横領等の証書によって手当の支払を受けた場合 |
| 7 | 受給資格の喪失又は手当額改定の事由に該当することを知っているにもかかわらず届出をしないで手当の支給を受けた場合 |

具体例 7 では受給資格の喪失事由に該当することを知っているにも関わらず届出をしない場合が挙げられている。市では手当の申請時において、発生事由として多い、事実婚（異性が同一の住所となることを含む）等の受給資格の喪失や年金受給時の手当の減額について説明しており、申請者からは説明を受けた旨の署名を入手している。また認定後は必要な届出の案内を送付しているとのことである。

上述に加え、資格喪失や減額の事由に該当するにも関わらず届出を怠った

場合は、不正受給となり、強制徴収公債権として差押等の対象となる事を説明する事が必要である。その上で、当該事案が発生した場合には、速やかに強制徴収公債権として対処できるように制度を改善すべきである。

【５】環境局

１．産業廃棄物処理費弁償金

（１）産業廃棄物処理費弁償金について

S(株)は、その管理する産業廃棄物管理型最終処分場から浸出液の処理施設の維持管理を怠ったため、平成 22 年 5 月 18 日付けで廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項に基づき、同社に対して措置命令を行ったが、措置を講ずる見込みがないため、生活環境保全上の支障の除去等を行うため、神戸市は同法第 19 条の 8 第 1 項に基づき翌日 5 月 19 日から施設の維持管理業務の代執行を行った。

市は当該維持管理業務（排水処理の維持管理業務）を別の株式会社に委託し、支出した委託費用を廃棄物処理法第 19 条の 8 第 2 項に基づき、S(株)に求償している。

（２）概要

所管課名	事業系廃棄物対策部
科目名	環境局弁償金
掌理課名	総務課
債権の分類	代執行費用
根拠法令等	地方自治法
債権の概要	S(株)は産業廃棄物最終処分場を運営していたが、経営破綻に陥ったことより平成 21 年度頃から適切な排出処理が行えなくなった。周囲の環境保全のため、平成 22 年から環境局が排水処理の代執行を実施しており、その費用について原因者に求償しているもの。
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法第 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	財務会計システム（債権の詳細は所属で管理）

（３）債権の回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末 件数
	過年度	現年度				

26	-	3,784	-	3,784	-	-
27	-	6,627	-	-	6,627	2
28	6,627	5,838	-	-	12,465	4

過去の債権の発生及び回収状況（累計）は下記のとおりであり、平成 22 年度から平成 26 年度前期までに発生した排水処理の維持管理費用 17,578 千円については、全く回収されず既に不納欠損処理が行われている。また平成 26 年度後期から平成 28 年度上期までの発生した 12,465 千円及びこれ以降に発生すると見込まれる排水処理の維持管理費用についても、不納欠損処理が行われることが見込まれる状況である。

（単位：円）

	求償債権	不納欠損処理	収入未済額
平成 22 年前期	2,370,100	-	-
平成 22 年後期	2,023,044	-	-
平成 23 年前期	1,175,507	-	-
平成 23 年後期	3,314,478	-	-
平成 24 年前期	925,039	-	-
平成 24 年後期	2,949,442	-	-
平成 25 年前期	1,036,555	13,794,165	-
平成 25 年後期	2,703,363	-	-
平成 26 年前期	1,081,362	3,784,725	-
平成 26 年後期	3,171,176	-	-
平成 27 年前期	3,455,892	-	-
平成 27 年後期	4,155,648	-	-
平成 28 年前期	1,682,638	-	12,465,354
平成 28 年後期	3,658,133	-	*

*平成 28 年度後期分は、平成 29 年度に求償している

（４）債務者の状況について

S(株)と代表者が同じである法人が産廃収運取り消し処分を受けたことが欠格事由となり、S(株)の施設設置許可取消し処分が平成 20 年 2 月に行われており、その後代表者が死去している。不動産の差押え等が行われたが、換価価値がなく売却の見込みがつかない状況であり、またその他の財産調査によっても価値のあるものは不存在であった。

このように S(株)は財産もなく、法人登記上の代表取締役は死亡しており、

その他役員も法人の業務を放棄して離散、法人としての実態は消滅しており、将来的に徴収の可能性がないと見込まれ、排水処理の維持管理費用の不納欠損処理を行っている。

このような状況であるため、今後も発生する排水処理の維持管理費用についても、不納欠損処理を行わざるを得ない状況にある。

(5) 対応策の運用

このような状況に対応するために、再発防止策として同法第 15 条の 2 の 4 に基づく維持管理積立金制度が運用されており、最終処分場各施設の設置事業者は、施設の規模や廃棄物の量に応じて、廃棄物の受入終了から廃止処分までにかかる維持管理費用を積み立てることが義務付けられており、毎年市の担当者により積み立て状況のチェックが行われている。また年 6 回、立入調査を行っており、5 年ごとの処分業許可更新の際には、直近 3 年分の決算書を徴求しチェックを行っており、一定の対応策がとられている。

<意見-40> 貸付先の経営状況の適切な把握について

現在は維持管理積立金制度が運用されており、市の担当者により毎年、積み立て状況のチェックが行われており、また年 6 回の立入調査や 5 年ごとの許可更新の際の 3 年分の決算書のチェックにより一定の対応策がとられているといえる。ただ決算書のチェックは 5 年ごとの許可更新時にのみ行われていることから、立入調査の際に行う等により、より短い周期で最新の決算書のチェックを行い、会社の経営状況等をタイムリーに把握していくことが望まれる。

2. 指定袋売却代

(1) 廃棄物処理手数料について

事業系ごみ指定袋の販売店であった(株) M が、資金繰りの悪化により破産したため、指定袋売却による販売代金 3,467 千円が未収となったものである。平成 28 年度に神戸市債権の管理に関する条例第 16 条(債務者が破産した場合は債権放棄できる旨の規定)に基づき、債権を放棄し、不納欠損処理を行っている。

(2) 概要

所管課名	事業系廃棄物対策部
科目名	環境局雑入

掌理課名	総務課
債権の分類	事業系ごみ指定袋の販売代金
根拠法令等	神戸市事業系ごみ指定袋の販売及び一般廃棄物処分手数料等の収納に係る委託契約書
債権の概要	事業系ごみ指定袋の販売店であった(株)Mが、資金繰りの悪化により、本市へ未払いであった事業系ごみ指定袋の販売料金が滞納されたもの。平成26年に破産法による免責許可の決定が確定したため、平成28年に神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権を放棄した。
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法第167条（一般法）
消滅時効の年数	原則10年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	財務会計システム

（３）債権の回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	3,467	-	-	-	3,467	1
27	3,467	-	-	-	3,467	1
28	-	-	-	3,467	-	-

債権額の内訳は下記のとおりである。

（単位：円）

販売月	元金	納期限	延滞金	合計
平成25年5月	296,706	平成25年7月10日	1,065	297,771
平成25年6月	3,169,940	平成25年8月12日	0	3,169,640
合計	3,466,346		1,065	3,467,411

（４）指定業者の管理状況のチェック

従来は、販売店の財務内容等のチェックが行われていなかったため、資金繰りの悪化等の状況の発見が遅れたため、再発防止策として下記のとおり定められた。

➤販売委託契約更新時、預け金を保管する決済用預金口座の確認を実施

- 専用口座を有していない取扱店については、口座の開設を指導
- 販売店の在庫調査を最低2年に1回実施
- 契約更新の際に、直近の財務諸表の提出を求め、分析しチェックを行う

再発防止策として、契約更新の時期に財務諸表の提出を求め、分析しチェックを行うこととしているが、財務諸表が綴じられてあるのみであり、どの項目をチェックしたか、また分析結果はどうかについて文書化されていない状況にある。

<指摘事項-37> 指定業者の定期的な財務内容の確認について

従来は販売店の財務内容のチェックが行われていなかったため、資金繰り悪化等の状況の発見が遅れたことから、再発防止策の一つとして契約更新の際に、直近の財務諸表の提出を求め、分析しチェックを行うこととしている。財務諸表の分析及びチェックについては、分析項目及びチェック項目を明確し、その結果を文書化していくこと、また上長により適時に承認が行われる等の内部統制の仕組みを整える必要がある。

【6】建設局

1. 湊川公園ビル土地賃地料

(1) 概要

所管課名	建設局公園部管理課
科目名	一般土地賃地料
掌理課名	建設局公園部管理課
債権の分類	使用料
根拠法令等	神戸市公有財産規則第 34 条
債権の概要	湊川公園の土地貸出に対する賃地料のうち、入金のないもの。
債務者	湊川公園ビル所有者
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法第 167 条（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	23,481	16,872	15,904	—	24,449	1,652
27	24,449	16,646	13,944	—	27,151	1,819
28	27,151	16,646	13,625	—	30,175	2,017

(3) 債権の概要

湊川公園ビルの土地賃地料に対する滞納額である。

湊川公園ビル建設等の経緯は以下のとおりである。

- ① 戦後引揚者等へ与えていた湊川公園の使用許可期限が満了。しかし、立ち退きが進捗せず結果的に無許可で占拠された状態となった。
- ② 昭和 41 年 8 月、神戸市が「湊川公園環境整備審議会」設置。
- ③ 昭和 42 年 6 月、建物所有者及び住居者等に対し建物除去及び立退命令書を

発送。

- ④ 昭和 42 年 9 月、居住者等が行政処分取り消し訴訟を提起。
- ⑤ 裁判所の調停により、和解成立。公園の一部を普通財産とし、立退者等でビルを建設、区分所有することで解決を図ることとなった。
- ⑥ 昭和 44 年、神戸市土木局が都市整備公社、住宅供給公社へ建設を依頼。
- ⑦ 昭和 44 年 8 月建設着工、翌 45 年 8 月竣工。
- ⑧ 神戸市都市整備公社からの直接分譲部分を除き、「西ビル協同組合」へ一括譲渡。譲渡部分を組合が組合員へ賃貸し、その賃料により借入金及び土地使用料を捻出。
- ⑨ 昭和 46 年、当初の借地契約を締結。(直接分譲者のみ)
- ⑩ 昭和 52 年、「西ビル協同組合」から組合員へ分譲し、各区分所有者の所有となる。
- ⑪ ほとんどのビル所有者と土地賃貸借契約が未締結だったため、平成 12 年に大多数の所有者と契約を締結。

現在の滞納状況は以下のとおりである。

湊川公園ビル借地料滞納者（過年度滞納繰越分）

平成 28 年度末現在（単位：千円）

No	契約者	毎月地代	H28年度末現在 滞納額合計	滞納月数
1	A	10,982	1,503	137
2	B	6,101	31	5
3	C	7,038	7	1
4	D	4,729	19	4
5	E※1	21,948	505	23
6	E※1	14,488	333	23
7	E※1	25,738	3,320	129
8	F	3,779	0	0
9	G	7,549	1,359	180
10	H	11,734	305	26
11	I	17,938	2,583	144
12	E※1	19,208	499	26
13	J	27,275	4,228	155
14	K	8,753	0	0
15	E※1	15,668	360	23
16	L	38,127	5,109	134
17	M	8,478	848	100
18	E※1	20,754	1,058	51
店舗計			22,068	
1	N	5,620	135	24
2	O	5,620	881	157
3	P	5,620	703	125
4	Q	5,620	809	144
5	R	5,620	0	0
6	S	5,620	169	30
7	T	5,620	573	102
8	U	5,620	1,166	207
住宅計			4,436	
1	V※2		3,671	
旧所有者計			3,671	67
合計			30,175	2,017

※1 E氏は同一人物である。（滞納額合計 6,076 千円）

※2 旧所有者 10 名が滞納している土地賃借料。

契約書上は貸地料を 6 か月滞留した場合、契約を解除できる旨が定められているにも関わらず、概に第三者へ物件を売却している。上記の表から、滞納月数が相当長期にわたっていることが確認できる。

<指摘事項-38> 契約解除について

速やかに契約解除とし、法的措置を採る必要がある。

滞納により契約解除とし、それ以降の使用については土地賃借料相当の利得・損失が発生するという理解から、不当利得返還請求権が成立すると考えられる。

純然たる私法上の契約であり、民法及び借地法（又は借地借家法）の適用を受ける契約である。貸地料（賃料）の滞納があるので、契約の解除をすることが可能である。これまで応分の督促や交渉をしており、相当の滞納があるため、法的措置を採りつつ、対応する必要がある。

２．公園占用料

（１）概要

所管課名	公園部管理課
科目名	公園使用料
掌理課名	公園部管理課
債権の分類	占有料
根拠法令等	神戸市都市公園条例第 14 条
債権の概要	神戸市都市公園条例第 14 条に定められた公園占用にかかる占用料
債務者	占有者
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	原則 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム

（２）債権回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	45	237, 157	237, 155	—	47	9
27	47	236, 058	232, 632	—	3, 473	12
28	3, 473	227, 053	227, 053	38	3, 435	7

(3) 制度の概要

都市公園法に基づく、都市公園内での行為、設置、占有を行うものに対する公園占有許可に伴う占有使用料のうち滞納しているものが収入未済となる。

上記、3,435千円のうち、3,420千円はS旅館に対する公園占有使用料である。(3,420千円は平成29年4月28日付で納付済み。)

残りの金額は同一者による水道管の占有使用料である。平成21年度に許可を更新すべきであったが、長期滞留に加えて本人の所在がつかめないため、現在に至るまで許可の更新はできていない。

当該案件に対し、公園部管理課は平成21年度以降も許可未更新のまま、機械的にその平成21年度以降の占有使用料についても調定をあげ、納付書を送り続けている。また過年度の占有使用料について5年の時効が成立すれば不納欠損として処理している。

<指摘事項-39> 不法占拠時の請求について

占有許可の更新ができていない場合、占有許可を得ないで占有することは占有使用料相当の利得・損失が発生するという理解から、不当利得返還請求権が成立する点に留意されたい。

従って、未許可期間の占有に対して、占有許可の更新がなされたものとして、納付書を送付することも適切ではないと考えられる。不法占拠として、不当利得返還請求又は損害賠償請求をすべきである。

<意見-41> 不法占拠時の対応方針の策定について

神戸市は市として、占有許可が更新できず不法占拠となった場合の対応方針を策定し、運用されたい。

現在、神戸市として方針等がない。そのため各局・各課での対応は様々であると考えられる。神戸市として画一的な対応ができるように、対応方針を定められたい。

3. 道路占用料

(1) 概要

所管課名	道路部管理課
科目名	道路使用料
掌理課名	道路部管理課
債権の分類	占用料

根拠法令等	道路法第 39 条、神戸市道路占用料条例、神戸市道路占用料条例施行規則
債権の概要	道路法第 39 条に定められた道路占用にかかる占用料
債務者	占用者
債権の種類	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	原則 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	道路管理システム、道路占使用システム

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数 (件)
	過年度	現年度				
26	5,965	3,154,322	3,154,056	843	5,379	269
27	4,765	3,168,542	3,168,453	1,123	3,731	214
28	5,086	3,209,149	3,210,091	679	3,466	223

(3) 制度の概要

道路法に基づく道路占用許可に伴う占用料のうち滞納しているものが収入未済となる。占用許可しているものの約 86%が大手のインフラに対するものであり、現在滞留しているものは概ね個人事業主等の倒産、廃業等により転居した者の未払い、納入遅延等による。

神戸市は、5 年が経過した債権については時効のため不納欠損処理を行っている。

<意見-42> 占用許可の適時の更新について

占用許可の更新ができていない場合、占用許可を得ないで占用することは占用料相当の利得・損失が発生するという理解から、不当利得返還請求権が成立する点に留意されたい。

また、神戸市は市として、占用許可が更新できず、不法占用となった場合の対応方針を策定し、運用されたい。

現在、神戸市として方針等がない。そのため各局・各課での対応は様々であると考えられる。神戸市として画一的な対応ができるように、対応方針を定められたい。

【7】住宅都市局

1. 神戸市住宅新築資金等貸付金

(1) 神戸市住宅新築資金等貸付金制度について

厚生省所管の世帯厚生資金によって行われていた同和地区における住宅改修事業を前身とし、昭和 41 年度に建設省住宅局に移管して発足した住宅改修資金貸付事業にその端を発する国の補助事業である。その後、昭和 44 年の同和对策事業特別措置法の制定、同和对策長期計画の策定などを契機として、住宅地区改良事業等の面的整備事業の円滑な実施を図るため、事業により宅地の取得や住宅の新築が必要となる者を対象として、昭和 48 年度に宅地取得資金貸付事業が、昭和 49 年度には住宅新築資金貸付事業が発足している。

神戸市では、国の補助事業として昭和 42 年度より神戸市住宅改修資金貸付条例を制定し、昭和 50 年度には神戸市住宅新築資金等貸付条例を制定して事業を推進してきている。また在日外国人が多いことから市単独事業として日本国籍以外の場合も対象としている。

阪神・淡路大震災後には国の要領の変更を受けて神戸市住宅新築資金等貸付特例要綱を制定して、罹災者に対する貸付の優遇措置や既貸付者に対する償還の猶予を行っている。

平成 9 年度以降の貸付の申込みはなく、改良事業においても貸付の対象者がいない状況であったため、平成 11 年度で条例を廃止しており、現在は償還事務のみを行っている。

(2) 概要

所管課名	住宅政策課
科目名	住宅新築資金等貸付金返還金
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市住宅新築資金等貸付条例、神戸市住宅改修資金貸付条例
債権の目的	住宅地区改良事業等の面的整備事業の円滑な実施を図るため
債権の概要	昭和 42 年度より開始された住宅新築資金等貸付金制度では、住宅地区改良事業等の面的整備事業の円滑な実施を図るため、事業により宅地の取得や住宅の新築・改修が必

	要となる者を対象として、宅地資金、新築・改修資金等の貸付を行った。平成 11 年度末を以て貸付は終了し、現在は償還事務のみを行っている。
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法第 167 条（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	住宅貸付システム
貸付金等の財源	国費 1/4（一部県費として処理）、市費 3/4[国の補助対象外の貸付（対外国籍対象者等）は市単費]

各制度の貸付状況（累計）は、下記のとおりである。

（単位：千円）

	件数	金額
住宅改修資金貸付金	2,282	3,429,900
住宅新築資金貸付金	905	4,967,200
宅地取得資金貸付金	296	1,155,400

特例要綱による貸付状況（累計）は、下記のとおりであり、上記の各制度の貸付状況（累計）に含まれている。

（単位：千円）

	件数	金額
災害改修資金	80	255,600
災害新築資金	45	418,000
災害宅地取得資金	3	21,900

（３）債権回収状況

ア．住宅改修資金貸付金

（単位：千円） （単位：件）

住宅改修資金貸付金	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	212,798	248	6,467	8,350	198,228	159
平成27年度	198,228	-	5,935	2,669	189,623	150
平成28年度	189,623	-	7,744	12,592	169,286	132

(未調定分、「貸付金」)

	前年度繰越額	増減額	貸付金残高
平成26年度	246	△ 246	-
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-

イ. 住宅新築資金貸付金

(単位：千円) (単位：件)

住宅新築資金等貸付金	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	134,781	32,103	33,290	1,530	132,063	83
平成27年度	132,063	18,388	18,130	2,922	129,398	78
平成28年度	129,398	18,876	21,755	-	126,519	68

(未調定分、「貸付金」)

	前年度繰越額	増減額	貸付金残高
平成26年度	111,824	△ 28,905	82,919
平成27年度	82,919	△ 15,883	67,036
平成28年度	67,036	△ 16,876	50,160

ウ. 宅地取得資金貸付金

(単位：千円) (単位：件)

宅地取得資金貸付金	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	29,035	2,127	1,987	-	29,176	16
平成27年度	29,176	1,802	1,635	-	29,342	15
平成28年度	29,342	3,275	3,768	-	28,849	12

(未調定分、「貸付金」)

	前年度繰越額	増減額	貸付金残高
平成26年度	10,292	△ 1,810	8,482
平成27年度	8,482	△ 1,539	6,943
平成28年度	6,943	△ 3,063	3,880

ア～イの数値には、特例要綱の優遇措置による貸付金が含まれている。

債権の回収状況（累計）については、記録がかなり古いもの（昭和 42 年以降）であることやシステムの入替等が途中で行われたことにより、過去の正確なデータが残されておらず集計することができない状況である。

<意見-43> データの適切な保存について

制度として実施された実績に対するその後の回収状況や不納欠損処理の状況等を把握するためにも、どのようなデータを保存しておくか明確にしておき、適切にデータを保存しておくことが望まれる。

(4) 償還事務について

当該貸付制度は、平成 11 年度で条例を廃止しており、現在は償還事務のみを行っている。

償還事務については、「住宅新築資金等貸付償還事務マニュアル」に沿った管理が行われている。

償還事務の組織体制については、職員 2 名と嘱託職員 1 名で行われている。嘱託職員は、滞納者の訪問・徴収を専門に行っている者である。

【通常の償還事務の流れ】

- ①4 月当初に当該年度の調定内容を未償還期限のある債務者に送付
- ②(納付書制)毎月 13 日頃 納付書を発送 → 毎月納期 → 未納の場合、翌々月 17 日頃督促状送付
- ③(口座制)毎月月末に口座振替 → 未納の場合、翌月 13 日頃 納付書送付 → 当月末日納期 → 未納の場合、その翌月 17 日頃 督促状送付
- ④毎年度 11 月 15 日頃に滞納のある債務者ごとに全滞納額を記した催告書を出し、嘱託職員等の訪問の際に直接手渡しで行うか郵送して注意喚起を図る

貸付金の償還については、償還時期の到来により未収入金として調定され、債務者に納付書が送付され、納付期限までに債務者が銀行振込み及び口座振替により行うこととされているが、滞納期間が長く続き、納付書を送付しても支払いに応じない滞納者については、嘱託職員が滞納者と直接接触し交渉を行い、現金で徴収を行っている。

現金での徴収手順については、嘱託職員が滞納者を訪問し、現金を回収し、その場で領収証書（原符と 2 連の複写）を渡している。嘱託職員は市庁舎に戻り、納入通知書兼領収書を作成し、庁舎内の銀行にて収納し、この納付書控えと原符を訪問状況や徴収状況を記載した報告書である臨戸徴収及び訪問報告書兼徴収金明細書に添えて、市の担当者に提出。市の担当者は内容を確認し、承認している。その後、交渉記録及び入金記録は台帳に転記されている。

本来、現金で直接徴収することは管理上望ましいことではないが、回収の難しくなっている滞納者からの徴収を促すためには止むを得ないものと考えられる。

<指摘事項-40> 償還事務について

納付者からの現金による徴収業務については、リスクの高い業務といえ、

リスクに応じた統制の仕組みを構築しておく必要がある。納付者から直接現金で徴収している場合には、受領額及び残高の通知を納付者宛に送付する等、納付者に対し直接通知を行うことが必要である。これは市の嘱託職員が確かに銀行に収納したことを証明するとともに、滞納者に償還額及び残高を知らせ、確認を行うためにも必要と考えられる。

(5) 滞納債権の回収について

平成 28 年度末の債権残高の内容は以下のとおりである。

(単位：千円)

初期滞納 (2～3 か月の滞納)	件数	金額
	2	116
滞納債権 (6 か月以内の滞納)	件数	金額
	38	22, 565
回収困難債権	件数	金額
	155	301, 975
内訳		
死亡	64	102, 615
行方不明	9	26, 280
破産、免責	6	16, 166
生活保護	18	32, 210
その他生活困窮	30	66, 297
返済意思欠如	28	58, 408
合計	195	324, 656

滞納のない通常債権の償還完了予定は平成 34 年度（特例要綱による猶予債権を考慮しても、最長で平成 34 年度）である。しかし、滞納債権の状況は上記のとおりであり、平成 28 年度末の収入未済額 324,656 千円のうち、301,975 千円が回収困難債権と区分されている。これらは債務者の死亡や行方不明、破産・免責、生活保護、その他生活困窮等要因は様々であるが、滞納期間も長期間にわたり、実質的には回収不能と判断されている債権も含まれている状況にある。市の担当者は、債務者の状況に応じて様々な方法で回収の努力を続けているが、滞納債権の管理は今後さらに厳しくなることが想定される。

<意見-44> 専門業者への外部委託の検討について

滞納債権については、滞納期間の長いものが多く、今後は一層回収が困難

になっていく状況が見込まれることや、場合によっては資産調査等のより専門的なスキルを必要とする場合が想定されることから、専門業者に委託することも費用対効果を考慮して検討していくことが望まれる。

(6) 法的手続の実施

滞納債権について、法的な手続を行った直近の実績は下記のとおりである。

	法的措置	金額(千円)
平成 25 年度	強制競売 1 件	745
平成 26 年度	なし	-
平成 27 年度	担保権の実行 1 件	1, 570
平成 28 年度	なし	-

(5) の債権残高に記載のとおり、平成 28 年度末時点で、回収困難債権は 155 件、301,975 千円にのぼる。これには生活困窮者等資力のないものも多く含まれているが、なかには資力があるにもかかわらず返済をしない者も含まれている。これらについてはより積極的に法的な手続行うことにより、回収を進めていくことが必要と考えられるが、実際に法的な措置を実施しているケースは数少ない状況である。

<指摘事項-41> 法的手続の推進について

滞納債権の回収困難債権には、返済能力があるにもかかわらず、返済をしない者も含まれていると考えられ、これらの者については、より積極的に法的な手続を行うことにより、回収を進めていくことが必要である。

2. 区画整理事業清算徴収金

(1) 土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業である。地権者から少しずつ土地を提供してもらい(減歩¹)、この土地を道路などの公共用地に充てるものであり、事業後の宅地(換地²)の面積は事業前に比べ小さくなるが、公共施設が整備され、土地の区画が整うことにより、宅地の利用増進が図られる。

この事業において生じる土地の相互間の不均衡を金銭で是正するものが、

¹ 換地に伴い土地の一部を出し合うことを「減歩」という

² 再配置された土地を「換地」という

清算金である。これは個々の土地について、事業前の土地（従前地）の評価額と、事業後の土地（換地）の評価額をもとに算定される。

「換地」・・・再配置された土地を「換地」という

「減歩」・・・換地に伴い土地の一部を出し合うことを「減歩」という

（２）概要

所管課名	業務課 清算係
科目名	区画整理事業清算徴収金
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	区画整理事業清算徴収金
根拠法令等	土地区画整理法
債権の概要	区画整理事業清算
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	土地区画整理法第 110 条第 8 項で準用する、同法第 42 条
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	清算金徴収システム

（３）債権回収状況

ア．区画整理事業清算徴収金_東灘山手地区

区画整理事業清算徴収金 _東灘山手	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	17,736	37,346	38,994	0	16,088	12
平成27年度	16,088	25,708	27,472	0	14,324	12
平成28年度	14,324	13,680	15,100	0	12,903	11

東灘山手地区の清算金の収入未済額のあるべき残高は、下記のとおりである。

区画整理事業清算徴収金 _東灘山手	収入未済額	年度末件数
平成26年度	1,129	8
平成27年度	695	8
平成28年度	451	5

東灘山手地区の清算金の収入未済額のあるべき残高は、平成 26 年度末；

1,129 千円、平成 27 年度末 ; 695 千円、平成 28 年度末 ; 451 千円であるが、決算上は平成 26 年度末 ; 16,088 千円、平成 27 年度末 ; 14,324 千円、平成 28 年度末 ; 12,903 千円となっており差額が発生している。この差額は、一部の債務者について、当初一括納付として調定されたものの未収となり、翌年度に滞納繰越となった。その後分割納付に変更したことで、決算上は初年度で調定されたまま訂正が行われず、収入未済額として計上され続けていたためであり、結果として差額分だけ収入未済額が過大に計上されていることになっている。

<指摘事項-42> 収入未済額の過大計上について

過大となっている収入未済額については、決算時に修正処理を行う必要がある。

(未調定分)		(単位：千円)		(単位：件)	
	期首 未調定額	回収額(未 収金調定 額)	債権放棄額	未調定残高	年度末 未調定件数
平成26年度	146,328	38,673	0	107,654	170
平成27年度	107,654	27,039	0	80,615	86
平成28年度	80,615	14,856	0	65,759	75

上記の収入未済額の差額分だけ、未調定残高(納期限が未到来で、未だ調定されていないものの残高)は少なくなっている。

イ. 区画整理事業清算徴収金_兵庫山手以外

区画整理事業清算徴収金 _兵庫山手以外	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	10,251	0	0	5,830	4,421	8
平成27年度	4,421	0	288	436	3,696	5
平成28年度	3,696	0	60	0	3,636	5

ウ. 区画整理事業清算徴収金_兵庫山手

区画整理事業清算徴収金 _兵庫山手	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成26年度	6,972	0	973	2,122	3,875	6
平成27年度	3,875	0	15	276	3,584	5
平成28年度	3,584	0	50	169	3,365	4

エ. 償還状況の累計

償還状況の累計をまとめると、次のとおりである。

区画整理事業清算徴収金	清算金総額	㊦	㊧	(単位：千円)		㊧/㊦
		調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	回収率
東灘山手	2,059,139	2,006,353	1,993,259	190	12,903	99.3%
兵庫山手以外	6,690,776	6,690,776	6,659,186	27,952	3,636	99.5%
兵庫山手	3,318,049	3,318,049	3,279,251	35,433	3,365	98.8%

区画整理事業に伴う清算徴収金の回収状況は概ね良好であり、それぞれ高い回収率（東灘 99.3%、兵庫山手以外 99.5%、兵庫山手 98.8%）となっている。個別の管理についてはエクセルシートにより管理されている。

（４）清算金の徴収方法

清算金の納付は、原則として納付期限に一括納付することとされている。清算金が１万円以上で一度に納付することができない場合は、分割納付（利子は年 0.5%）することができるとなっている。

分割納付の回数は、６か月ごとの年 2 回（９月、３月）で、清算金額により分納回数は下記のとおり定められている。（期間は原則として最長 5 年）

分納回数						
清算金額	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 12万円未満	12万円以上 18万円未満	18万円以上 25万円未満	25万円以上
分納回数	2 回	3 回	5 回	7 回	9 回	11回

また 5 年以内に納付することが困難と認められる場合は、次により延納することができる。（ただし、5 年目以降は利子の補給制度はない。）

分納回数(分納期限の延長)						
清算金額	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 12万円未満	12万円以上 18万円未満	18万円以上 25万円未満	25万円以上
分納回数	3 回以内	5 回以内	9 回以内	13回以内	17回以内	21回以内

土地区画整理法施行令においては、

「清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金の徴収又は交付を完了すべき期限は、第一回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算して、五年以内とする。ただし、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を五年以内に納付することが困難であるときは、当該清算金の徴収を完了すべき期限は、十年以内とする」

と定められており、上記の分納期限（分納回数）については、この施行令に基づいて規定されている。

市では清算金が高額である等の理由により、法定の分納期限（10 年）を超えて分納徴収をしている事案がある。これらは、金額的に多額になることから、徴収者の経済的状況を勘案し例外的に内部決裁で認めたものである。

<意見-45> 納付猶予時の規程の整備について

分割納付について、法定の年数を超えた納付を内部決裁で認めているが、

分納による納期の猶予については、他の徴収者との公平性を勘案して規定等により明記しておくことが望まれる。

また清算金を期限までに納付されない場合には、年 10.75%の延滞金を徴収することとなっており、原則的に徴収されているが、分割納付を行っている債務者について、分納の際に遅延が発生した場合には、延滞金の徴収はなされていない。

<指摘事項-43> 延滞金の徴収について

分納により徴収を行っている債務者について、分納の際に遅延が発生した場合にも、他の債務者との公平性の観点から、金額的には僅少と言えども徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

3. 都市計画事業用建物敷金・保証金

(1) 概要

所管課名	市街地整備課
科目名	都市計画事業用建物敷金・保証金
掌理課名	住宅都市局
債権の分類	敷金債権
根拠法令等	賃貸借契約書
債権の概要	ティオ舞子 205 区画 敷金
債務者	個人
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法第 167 条（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

債権は、市が所有する再開発ビル（ティオ舞子）入居時の賃貸借契約にお

いて、敷金 4,095 千円のうち 1,066 千円が未収となったものである。

債務者（個人）は、市が所有する再開発ビルの店舗床の入居テナントで、入居時の敷金の一部及び平成 14 年頃より賃料の不払が発生していた。その後平成 15 年 4 月より市床の管理を神戸新交通による転貸方式に切り替え、分納による回収を行っていたが、不払いが継続したため、平成 20 年に賃料約 3,100 千円及び遅延損害金請求訴訟を提起し、平成 20 年 7 月に勝訴している。勝訴後は不動産強制競売の手続を経て、平成 25 年 11 月に元本を一括回収している。これにより確定した遅延損害金 4,070 千円について毎月 80 千円の分納で合意したが、3 回分の支払後納入が滞った。

その後、平成 26 年 6 月に弁護士より債務者の破産開始手続受任通知を受けたため、債権を平成 26 年 7 月に申し出ている。破産の手続は、債務者所有住居の任意売却（抵当権が第 4 位までについており、担当課への配当無し）等があったため、破産開始時期が遅れ、平成 28 年 9 月に免責許可決定がなされたため、敷金未納額 1,066 千円及び遅延損害金未納額 3,830 千円について債権放棄を行っている。

（２）債権回収状況

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数 (件)
	過年度	現年度				
26	1,066	-	-	-	1,066	1
27	1,066	-	-	-	1,066	1
28	1,066	-	-	-	1,066	1

（３）入居の際の判断基準について

そもそも当該債務者は、平成 13 年 2 月の入居の際に敷金を全額入金していない。4,095 千円の内 1,228 千円しか納めていないにもかかわらず、入居が認められている。残された資料からはなぜ入居が認められたか判然とせず、入居の際の判断基準が明確でない。仮に敷金の一部入金での入居を認めるとするなら、要件を規定に明記されているべきである。また返済計画を作成し、その計画に沿って一定期間内に入金される見込みがあつて然るべきであるが、返済計画もなく敷金も納められていない。平成 14 年頃からは、既に賃料の支払も滞納しており、入居の際の判断基準やその後の管理状況について見直す必要がある。

<指摘事項-44> 入居判断にあたっての敷金の取扱い基準について

入居判断にあたっての敷金の取扱い基準は明確にしておく必要がある。
特別な事情で契約条件を緩和する場合には、どのような場合に認めるのか
要件を規定に明記しておくべきで、その後の返済計画を作成し、履行状況
をモニタリングしていく必要がある。

【8】みなと総局

1. 工事負担金

(1) 概要

所管課名	海岸防災部
科目名	みなと総局雑入
掌理課名	経営企画部総務課
債権の分類	工事負担金
根拠法令等	特になし
債権の概要	市が公共工事と一体で行った民有護岸補修工事に関する負担金の未収額
債務者	法人1社（O社）
連帯保証人	なし
事業開始年度	平成17年度
事業終了予定	平成18年度
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する

(2) 債権回収状況

（単位：千円）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数 (件)
	過年度	現年度				
26	9,324	-	-	-	9,324	1
27	9,324	-	-	-	9,324	1
28	9,324	-	-	-	9,324	1

(3) 貸付の経緯

O社が土地を取得し建設会社（H社）に譲渡した後、H社がケア付老人マンションを建設し販売する計画であった。建設にあたって護岸沿いのため防潮胸壁工事が必要になるがそのうち護岸修理代はO社が負担する協定を締結し（平成17年11月1日）、神戸市が防潮胸壁工事を行った。

なお、当該協定は直接の当事者間である神戸市と O 社間で締結されている。O 社が典型的な同族会社であったことから代表取締役個人の連帯保証を付与し信用力を補完させることが通常であると考えられるが、連帯保証人はない。

ア. O 社の現状

O 社は神戸市への債務不履行のまま休眠状態の会社になっている。現状は登記が最後にあった日（平成 17 年 6 月 22 日）から 12 年経過した平成 29 年 12 月に会社法第 472 条第 1 項の規定により解散会社とみなされている¹。

イ. 神戸市の対応

督促状の発送（平成 19 年 1 月）、催促状の発送（平成 20 年 1 月）を行い、元本の請求に加え、遅延利息も督促している。しかし、催促状発送以降は工事代金支払いの保証人がなく打つ手が乏しく、O 社の状況を静観せざるを得ない状況である。

<意見-46> 連帯保証の請求について

神戸市が非上場会社である会社と協定・契約等を締結するときは、信用の補完措置として代表者等との連帯保証契約を締結することに留意すること。

¹ 解散会社とみなされた後 3 年以内に限り、会社継続が認められるが（会社法第 473 条）、会社が解散とみなされた後 10 年を経過すれば職権で登記記録を閉鎖することができる。いわゆる職権による消滅となる（商業登記規則第 81 条第 1 項）。

【9】教育委員会事務局

1. 高等学校入学貸付金返還金

(1) 概要

所管課名	学校教育部学校教育課
科目名	入学貸付返還金
事業名称	高等学校（個人）
掌理課名	教育委員会事務局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市地域改善対策奨学金貸与条例
債権の目的	経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者に対して奨学金を貸与し、もって教育の機会均等に資する。
債権の概要	在学中に貸与した奨学金について、以後 20 年以内に、年賦又は半年賦により返還する。（無利子）
未収発生要因	経済的理由等
債務者	経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者
連帯保証人	(第一保証人)原則、保護者（第二保証人）その他親族等
事業開始年度	昭和 62 年度（給付制度としては昭和 41 年度）
事業終了予定	平成 13 年度の条例廃止により、平成 16 年度で新規貸付は廃止
督促の根拠及び債権の種類	地方自治法施行令第 171 条
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	地域改善対策奨学金システム
貸付金等の財源	(国補分)国費 2/3、市費 1/3 (市単分)全額市費

(2) 債権回収状況

(単位：千円)

年度	調定額		収入額	不納 欠損額	収入未済額	年度末 件数
	過年度	現年度				

26	355,645	27,988	14,441	-	366,064	931
27	341,959	23,032	12,784	880	351,311	886
28	299,744	16,917	11,546	-	305,114	806

(未調定分、すなわち「貸付金」科目)

年度	前期 繰越額	新規 貸付額	回収額 (未収金調定額)	債権 放棄額	貸付金 残高	年度末 貸付件数
26	346,529 ¹	-	72,200 ²	-	156,444	644
27	156,444	-	32,674	-	123,770	554
28	123,770	-	29,907	-	93,862	442

(3) 制度の概要

当制度は経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者に対して奨学金を貸与し、もって教育の機会均等に資する目的で昭和 41 年に給付制度として始まったが昭和 62 年に貸与事業に変更された。以後、平成 16 年まで新規貸付事業を継続したのち、現在は奨学金の返還金の徴収および国庫への返還事務のみを行っている。

<指摘事項-45> 遅延利息の裁量について

市は遅延行為について遅延利息を課していない。この点、市の説明では所得の少ない債務者が多く、遅延利息を課しても返還促進の効果が期待できないため遅延利息を課さないとしている。他方、神戸市地域改善対策奨学金貸与条例第 11 条によれば「正当な理由がなく、奨学金の返還を 6 月以上延滞した時は」延滞利息³を支払わなければならないとされている。ここで言う正当な理由が自治法施行令第 171 条の 5 で規定されている「履行させることが著しく困難又は不適當」という徴収停止事由に準じる明確な理由であれば一定の合理性があるといえる。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、負担の公平性の観点を踏まえ、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

<指摘事項-46> 財務会計上の収入未済額と前期繰越額の相違

当該債権は地域改善対策奨学金システムで管理されているが、本来調定す

¹ 高校・大学の合計額

² 高校・大学の合計額

³ 神戸市債権管理条例による私債権の延滞利息は「遅延利息」と呼称するが、神戸市地域改善対策奨学金貸与条例では「延滞利息」と言う。両者は同義である。

べき額から免除申請があった額を減額したデータが財務会計システム上の調定額となるため財務会計上の収入未済額と翌年度の前期繰越額が相違する原因となっている。調定せずに免除した額については不納欠損処理額として財務会計上は表示されるべきであり、財務数値の各年度を通じた一貫性が保持できるものとなる。したがって、免除額については財務会計上、返還免除額を不納欠損処理額に適切に反映されるようにすべきである。

2. 大学入学貸付金返還金

(1) 概要

部局	教育委員会事務局
所管課名	学校教育部学校教育課
科目名	入学貸付返還金
事業名称	大学（個人）
掌理課名	教育委員会事務局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市地域改善対策奨学金貸与条例
債権の目的	経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者に対して奨学金を貸与し、もって教育の機会均等に資する。
債権の概要	在学中に貸与した奨学金について、以後 20 年以内に、年賦又は半年賦により返還する。（無利子）
未収発生要因	経済的理由等
債務者	経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者
連帯保証人	(第一保証人)原則、保護者（第二保証人)その他親族等
事業開始年度	昭和 57 年度（給付制度としては昭和 44 年度）
事業終了予定	平成 13 年度の条例廃止により、平成 16 年度で新規貸付は廃止
督促の根拠及び債権の種類	地方自治法施行令第 171 条
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

管理するシステム名	地域改善対策奨学金システム
貸付金等の財源	(国補分)国費 2/3、市費 1/3 (市単分)全額市費

(2) 債権回収状況

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	151,167	26,215	28,966	—	150,465	154
27	137,910	17,749	16,543	—	139,117	146
28	122,553	13,117	10,531	—	125,140	131

(未調定分、すなわち「貸付金」科目)

(単位: 千円、件)

年度	前期繰越額	新規貸付額	回収額 (未収金調定額)	債権放棄額	貸付金残高	年度末貸付件数
26	(※)346,529	—	(※)72,200	—	117,886	158
27	117,886	—	23,383	—	94,503	130
28	94,503	—	20,973	—	73,531	113

(※) 高校・大学の合計額

(3) 制度の概要

当制度は経済的理由により高校・大学等での修学が困難な一定の者に対して奨学金を貸与し、もって教育の機会均等に資する目的で昭和 44 年に給付制度として始まったが昭和 57 年に貸与事業に変更された。以後、平成 16 年まで新規貸付事業を継続したのち、現在は奨学金の返還金の徴収および国庫への返還事務のみを行っている。

<指摘事項-47> 遅延利息の裁量について

市は遅延行為について遅延利息を課していない。この点、市の説明では所得の少ない債務者が多く、遅延利息を課しても返還促進の効果が期待できないため遅延利息を課さないとしている。他方、神戸市地域改善対策奨学金貸与条例第 11 条によれば「正当な理由がなく、奨学金の返還を 6 月以上延滞した時は」延滞利息¹を支払わなければならないとされている。ここで言う正当な理由が自治法施行令第 171 条の 5 で規定されている「履行させることが著しく困難又は不適当」という徴収停止事由に準じる明確な理由であれば一定の合理性があるといえる。徴

¹ 神戸市債権管理条例による私債権の延滞利息は「遅延利息」と呼称するが、神戸市地域改善対策奨学金貸与条例では「延滞利息」と言う。両者は同義である。

収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、負担の公平性の観点を踏まえ、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

＜指摘事項-48＞ 財務会計上の収入未済額と前期繰越額の相違

当該債権は地域改善対策奨学金システムで管理されているが、本来調定すべき額から免除申請があった額を減額したデータが財務会計システム上の調定額となるため財務会計上の収入未済額と翌年度の前期繰越額が相違する原因となっている。調定せずに免除した額については不納欠損処理額として財務会計上は表示されるべきであり、財務数値の各年度を通じた一貫性が保持できるものとなる。したがって、免除額については財務会計上、返還免除額を不納欠損処理額に適切に反映されるようにすべきである。

3. 小学校償還金

(1) 概要

所管課名	学校経営支援課
科目名	小学校償還金
事業名称	光熱水費償還金
掌理課名	教育委員会事務局
債権の分類	償還金
債権の目的	実費の返還
債権の概要	学校園設備工事等で業者が使用した光熱水費の返還を求めるもの
未収発生要因	1 件は事務誤りにより収入調定が二重になっていたもの。1 件は事業者の倒産により回収不能となったもの。
債務者	2 社
連帯保証人	なし
事業開始年度	平成 22 年度
督促の根拠及び債権の類型	地方自治法施行令第 171 条
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	5 年（商事消滅時効）
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
貸付金等の財源	全額市費

(2) 債権回収状況

(単位：千円)

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	79	5,515	5,515	-	79	1
27	79	16,216	4,015	-	12,280	2
28	12,280	4,351	4,351	-	12,310	3

(3) 概要

市が所管する小学校の学校園設備工事等で業者が使用した光熱水費の返還を求めるもの。

<指摘事項-49> 二重調定について

平成 28 年度調定額に含まれる 30 千円について二重に調定されていたことが判明している。この点、市は当該光熱水費償還金については運営係事務担当者が個別に管理している公園設備等使用承認申請一覧にもとづき納付書を発行しているが、担当者の誤りにより処理時点では気づかず、財務会計システムで出力する収入未済兼過誤納一覧表にて発見され、修正したとの説明があった。

今後、収入計上に関して事後的な発見統制に加えて事務処理時点で二重計上を未然に防止する対策が必要である。

4. 奨学貸付金返還金

(1) 概要

部局	教育委員会事務局
所管課名	学校経営支援課
科目名	奨学貸付返還金
事業名称	高等学校
掌理課名	教育委員会事務局
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市奨学金条例、同施行規則
債権の目的	高等学校奨学資金
債権の概要	貸付金返還未納

未収発生要因	卒業後、督促は行っているが、相当の期間が過ぎており、返還しない。住民票所在地に居住していないため、納付書が未着のため。
債務者	54 名
連帯保証人	親族などの独立生計者
事業開始年度	昭和 39 年度
事業終了予定	昭和 59 年度
督促の根拠及び債権の種類	地方自治法施行令第 171 条
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 10 年（時効の援用が必要）
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	財務会計システム
貸付金等の財源	全額市費

（２）債権回収状況

（単位：千円）

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末 件数
	過年度	現年度				
26	5,857	-	188	-	5,669	55
27	5,669	-	32	45	5,592	54
28	5,592	-	102	-	5,490	51

（３）制度概要

奨学貸付返還金は昭和 39 年度に開始された制度で神戸市奨学金条例にもとづき支給されてきたが昭和 59 年度に制度が終了し、現在は返還業務のみを行っている。

＜指摘事項-50＞ 回収可能性の低い少額債権の不納欠損処理について

市は卒業後、督促は行っているが相当の期間を徒過している回収が困難であるとしており、平成 26 年度から収入額は上記のとおりである。市の事務事業全体の効率化の見地から、すでに時効を迎えた少額債権については債権放棄手続を踏まえて不納欠損処理を行うべきである。

Ⅷ. 特別会計に係る収入未済債権の監査の結果について

1. 国民健康保険事業〔保健福祉局〕

(1) 国民健康保険料

ア. 概要

所管課名	高齢福祉部国保年金医療課
科目名	国民健康保険料
掌理課名	国保年金医療課
債権の分類	保険料
根拠法令等	国民健康保険法、同施行令 神戸市国民健康保険条例、同施行規則
債権の概要	国民健康保険の運用のため、算定徴収される保険料
債務者	被保険者
連帯保証人	なし
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	国民健康保険法
消滅時効の年数	2 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する

イ. 債権の回収状況

平成 26 年度～28 年度の債権の回収状況、及び現年度と滞納繰越分の収納率はそれぞれ次のとおりである。

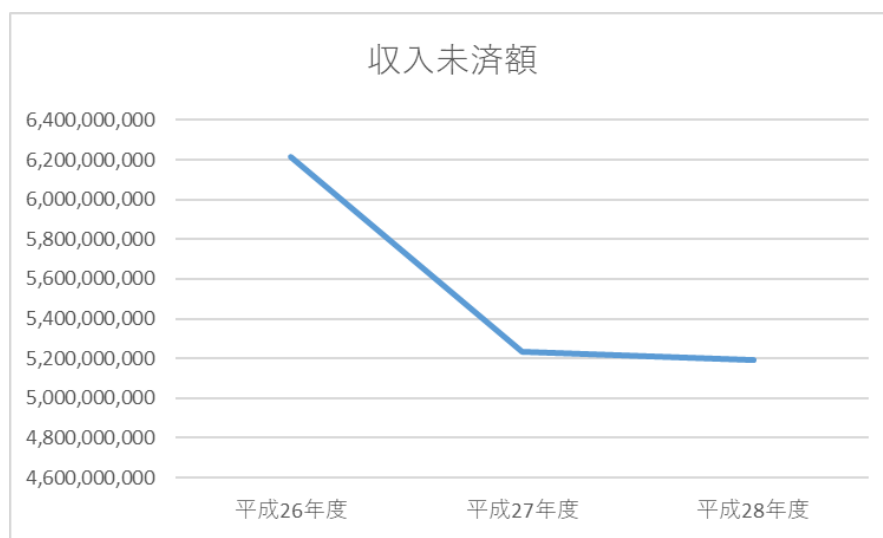
(単位：千円、件)

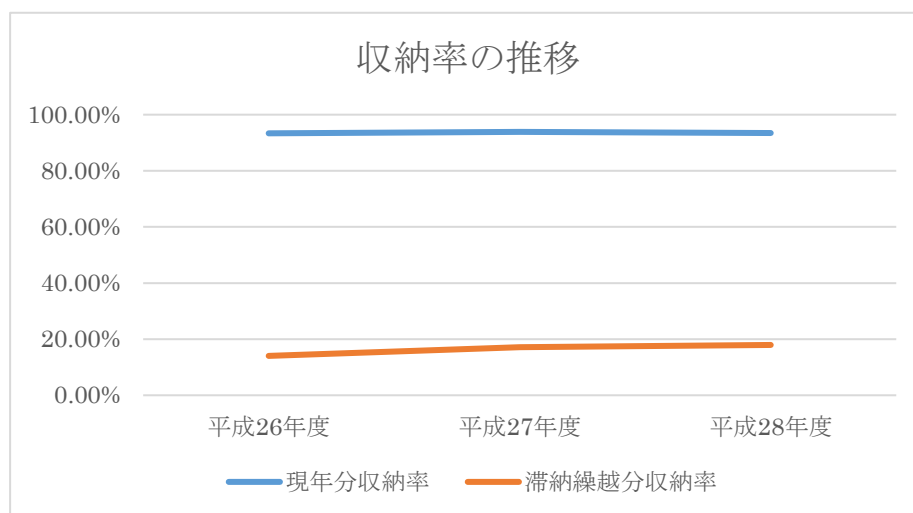
年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	6,756,601	34,297,312	32,967,495	1,870,482	6,215,935	397,390
27	5,946,566	32,792,734	31,804,645	1,698,598	5,236,057	357,499
28	5,219,062	33,091,379	31,711,039	650,798	5,948,604	385,407

年度	現年分収納率	滞納繰越分収納率
26	93.35%	14.03%
27	93.87%	17.11%
28	93.44%	15.08%

調定額、収入済額は年々減少してきているが、平成 28 年度は不納欠損額が少なく前年度と比べ収入未済額が増加している。また収納率は平成 27 年度は改善しているが、平成 28 年度は悪化している。これは平成 29 年 1 月に行われた国保システムの入替えに伴ったものとすることである。現年度分については、システムの初期の不具合対応により債権回収対応が例年並みには行えなかったため、滞納繰越分については、決算時期を 5 月末から 3 月末に変更したため、どちらも収納率が落ち込んでいるとのことである。さらに時効完成の年数を 2 年から 2 年 6 カ月と設定しなおしたことにより、それまでと比べ不納欠損額が少なくなっている。それらの影響を除くと、平成 28 年度の滞納繰越分にかかる収入額は 935,801 千円、不納欠損額は 1,257,504 千円、収入未済額は 3,025,758 千円、収納率は 17.93%になるとのことである。現年度分と合わせた収入未済額も 5,193,419 千円となる。

上記の影響を加味した 3 年間の収入未済額及び収納率の推移は次のようになり、年々滞納繰越分の収納率は向上し、収入未済額は減少している様子がわかる（現年分収納率については影響額を算出できないため、次のグラフには加味していない）。





不納欠損処理の現年度分、過年度分の発生は次のとおりである（上記影響加味したもの）。

（単位：千円）

平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
現年度分	過年度分	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分
971	1, 869, 511	1, 775	1, 696, 823	445	1, 257, 504

不納欠損処理の事由のほとんどが消滅時効到達によるものであるが、現年度分については、滞納者が国外へ転出し再入国の見込みがない場合などの執行停止処分、即時消滅処理要件に該当するものであるとのことである。国民健康保険料の滞納処分執行停止に関しては平成 26 年に事務処理要領が制定されており、執行停止処分の実施も毎年の重点実施事項として施行されている。

また、これまで神戸市国保では延滞金は徴収してこなかったが、国民健康保険制度の都道府県化に伴い、兵庫県下の他市と足並みをそろえるため、平成 30 年 6 月度以降の滞納分については延滞金を計算、徴収することになった。

<指摘事項-51> 不納欠損処理のタイミングについて

現在、不納欠損処理は時効の起算日から 2 年 6 月後に行われている。これは、催告を行った後、6 カ月間差押えが有効となるため、システム上債権情報を残すための便宜的なものとのことである。

しかし実際の時効は 2 年経過時点で到達しており、それ以降に滞納金の納付があったとしても受け入れることはできない状況である。

また、翌月不納欠損処理予定の債権リストとともに徴収権消滅予定書が出力され区役所・支所に回付されているが、上記の運用のため、時効の起算日

より2年5カ月後にリストが回付されることになる。このタイミングで滞納債権リストが回付されたところで、既に2年の時効を迎えているため債権回収に向けて新たに打つ手立てはない状況である。

さらに本来の2年の時効到達時点で不納欠損処理が行われていないということは、3月の年度末時点で収納未済額（債権額）が過大計上されていることにもなる。

具体的な日付を当てはめると次のようになる。

(例)

時効起算日：	○1年2月1日	
消滅時効の期間満了日：	○3年1月31日	【問題点①】この日以降、収納処理は行えない。
年度末：	○3年3月31日	【問題点②】本来は債権消滅しているが収入未済額として残っている。
徴収権消滅予定書出力日：	○3年6月30日	【問題点③】この時点では新たな回収対策はできない
不納欠損処理日：	○3年7月31日	→システム上、財務会計上債権消滅

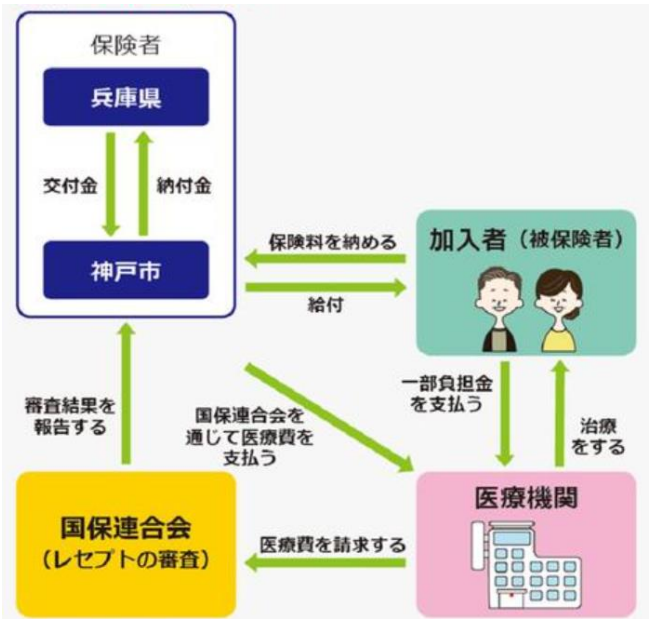
2年の時効を迎える前に滞納債権リストを関係各所に回付し、債権回収に努めないと意味がない。また、法的に時効を迎えたタイミングで不納欠損処理を行い、システム上も債権から外すべきである。催告などは2年の時効を迎える前に適時適切に行い、その結果債権回収の有効期間が伸びた場合は、その旨をシステム上反映させればよい。

ウ．国民健康保険制度の概要

日本の医療保険制度は、日本国内に住所を有する人が全員加入し、加入者が保険料を出し合って運営している助け合いの仕組みである。勤務先で加入する「被用者保険（職域保険）」と、勤務先の健康保険等に加入していない人が加入する「国民健康保険（地域保健）」、75歳以上の人が加入する「後期高齢者医療制度」に大別され、生活保護受給者を除くすべての人が必ずいずれかの医療保険に加入している（国民皆保険）。国民健康保険は、市町村により運営される公的医療保険である。

なお平成30年度より、財政基盤を強化し安定した制度とするため、都道府県と都道府県下の市町村が共同保険者となって制度運営されることになった。

国民健康保険の仕組み（平成 30 年度）



（出典：神戸市 HP）

保険料は「医療分」＋「後期高齢者支援金分」＋「介護納付金分」の合計となり、それぞれの内容及び平成 28 年度現在の保険料の算出基準は次のとおりである。

	医療分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
内容	被保険者の年齢および資格区分によって決められる。主に、被保険者の医療の給付や保健事業などに使われるもの。	75 歳未満の全員で、後期高齢者医療制度を支えるために納めるもの。	介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 64 歳以下）が納める介護保険料。
所得割額	（加入者全員の所得に応じて） 平成 28 年度算定用所得額×11.55%	（加入者全員の所得に応じて） 平成 28 年度算定用所得額×3.23%	（40 歳以上 64 歳以下の加入者の所得に応じて） 平成 28 年度算定用所得額×3.22%
均等割額	（加入者の人数に応じて） 24,990 円×加入人数	（加入者の人数に応じて） 7,080 円×加入人数	7,560 円×40 歳以上 64 歳以下の加入人数

	数		
平等割額	(1 世帯あたり) 26,990 円	(1 世帯あたり) 7,740 円	(1 世帯あたり) 6,030 円
上 限 額 (年 間)	540,000 円	190,000 円	160,000 円

所得の多い世帯では年間 890 千円の保険料を負担することになる。なお、平成 30 年度に、所得割額の料率を下げ、均等割額等を増加させる保険料改定が行われており、上限額は年間 940 千円となった。別途、特定世帯に対する所得額の控除、非自発的失業者に対する軽減措置、災害離職等による保険料の減免なども設けられている。

また、神戸市独自の軽減制度として、配偶者及び被扶養者（平成 30 年度からは 18 歳以下の加入者に限定）、障害者、寡婦（夫）がいる世帯に、賦課基準額から一定金額を控除して所得割額の保険料を算定している。

（神戸市独自控除）

独自控除	控除額
① 扶養親族	33 万円×人数
② 障害者・寡婦（夫）	26 万円×人数
③ 障害者・寡婦（夫）で住民税非課税措置が適用されている方	92 万円
④ 同居特別障害者	53 万円×人数

関西 2 府 4 県に存在する政令指定都市の保険料を比較すると次のようになる。

医療分

（単位：円）

	所得割額	均等割額	平等割額	上限額
神戸市	11.55%	24,690	26,990	540,000
大阪市	8.00%	20,118	32,850	540,000
堺市	8.10%	21,960	26,880	520,000
京都市	8.67%	25,810	18,120	540,000

後期高齢者支援分

(単位：円)

	所得割額	均等割額	平等割額	上限額
神戸市	3.23%	7,080	7,740	190,000
大阪市	2.82%	7,068	11,541	190,000
堺市	2.99%	7,800	9,600	170,000
京都市	2.71%	8,160	5,730	190,000

介護納付金分

(単位：円)

	所得割額	均等割額	平等割額	上限額
神戸市	3.22%	7,560	6,030	160,000
大阪市	2.50%	8,020	9,551	160,000
堺市	2.87%	15,360	－	160,000
京都市	2.53%	9,120	4,810	160,000

仮に、次の前提を置いてそれぞれの世帯の国民健康保険料を比較してみる。

- ① 夫（40～64 歳・所得 4 百万円）、妻（39 歳以下、所得 0 円）、子ども 1 人（18 歳未満・所得 0 円）
- ② 夫（40～64 歳・所得 4 百万円）、妻（39 歳以下、所得 0 円）、子ども 2 人（18 歳未満・所得 0 円）
- ③ 単身（40～64 歳・所得 4 百万円）
- ④ 単身（39 歳以下・所得 4 百万円）

その結果は次のとおりとなった（各前提における最高額は太字）。

(単位：円)

ケース	神戸市	大阪市	堺市	京都市
①	685,430	632,364	653,452	650,187
②	657,800	659,550	683,212	684,157
③	740,690	577,992	593,932	582,247
④	608,926	468,671	473,243	475,466

単身世帯や子どもの人数が少ない世帯の場合、神戸市の保険料は高くなるが（ケース①や③や④）、逆に子供の人数が増えると神戸市の保険料は最も低くなる（ケース②）。これは先にあげた神戸市独自の控除制度が他の 3 市にはないためである。

多人数世帯の保険料が低くなる反面、控除した分の保険料は所得割の料率を引き上げているため、所得割を負担する世帯全体に上乗せされ、中間所得層の単身世帯等の保険料は高くなっている。また、世帯人数が増えると保険料が低くなるケースもあった（ケース①と②の比較）。

なお、この独自控除制度は、国民健康保険制度の都道府県化に合わせて一部見直され、平成 30 年度より配偶者と被扶養者に係る所得控除を廃止し、当分の間、18 歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）に係る所得控除のみを継続することとしている。

エ. 保険料の徴収方法

国民健康保険料の徴収方法には普通徴収（口座振替、納付書）と年金からの特別徴収があり、原則とされている口座振替利用者は約 54%である。特別徴収に関しては、平成 20 年度より他市では順次導入されているが、神戸市ではシステム改修の関係もあり、平成 30 年 10 月からの導入となっている。また口座振替利用者はそのまま口座振替が適用されるため、特別徴収対象者は 1 万 5 千人程度になるとのことである。

神戸市国保の加入者の多くが低所得者層であることもあり収納環境は悪く、国民健康保険事業費特別会計の運営にあたっては一般会計からの多額の繰入に依存している（平成 28 年度当初予算額 163 億円）。また決して低いとは言えない保険料を負担している被保険者との負担の公平性の観点からも、滞納保険料の解消は重要な課題である。神戸市ではその認識をもって毎年重点実施事項を設定した上で、収納事務にあたっている。

平成 28 年度は現年一般分の収納率を 94.36%以上と目標設定し、口座振替の促進、効果的な文書催告の実施、非常勤嘱託職員の活用、財産調査及び滞納処分（差押）の実施、執行停止処分の適正実施などを重点実施事項としていた。

また、神戸市で行われている滞納保険料対策に短期証の交付がある。保険証の期限は神戸市では本来 1 年であるが、未納者には 1 カ月から 6 カ月と有効期間を短く設定した短期証を窓口交付することで、来庁する回数を増やし、納付を促している。神戸市の短期証の期間は他市と比べて短く接触回数を増やすようにしているとのことである。

<意見-47> 債権管理の一元化について

先に述べたように、収納率を上げるために、重点実施事項を設け対応している。しかし、収納率は目標を達成できず、平成 29 年度の現年収納率も 93.02%と低下している。短期証の交付などは滞納者との接触回数を増やす効果的な方法だとは思いますが、対応にも時間がかかり、効率的な方法だとは一

概には言えない。

国保保険料を滞納する人は、神戸市に対し税などの滞納債権を有している可能性が高いため、神戸市全体での債権管理の一元化を検討されたい。たとえば、非常勤嘱託員を活用しての差押、執行停止処分などについては、債権をまとめた上で実施することで、より多くの情報が共有されるうえに、業務が効率化されると考える。

(2) 国民健康保険給付費返還金（対元神戸市被保険者等）

ア．概要

所管課名	高齢福祉部国保年金医療課
科目名	国民健康保険給付費返還金
掌理課名	各区保険年金医療課及び北須磨支所市民課
債権の分類	返還金
根拠法令等	国民健康保険法第 65 条、民法第 703 条
債権の概要	神戸市国保の被保険者が資格喪失後に神戸市国保の被保険者証を使用して保険診療を受け、神戸市国保が 7 割等の割合の保険給付を負担した際等に、当該元神戸市被保険者等に請求する返還金債権
債務者	元神戸市被保険者等
連帯保証人	なし
事業開始年度	昭和 36 年 1 月
事業終了予定	未定
債権の類型	非強制徴収公債権
時効の根拠	国民健康保険法、地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	2 年及び 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

国民健康保険給付費返還金には元神戸市被保険者等に対するものと、医療機関に対するものがある。ここでは元神戸市被保険者等に対するものを見ていく。

イ．債権の回収状況

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				

26	23,791	46,816	31,650	5,509	33,448	1,084
27	34,893	44,143	31,459	6,349	41,228	1,129
28	40,534	57,451	43,771	15,028	39,186	1,112

平成 28 年度の現年度調定額、不納欠損額が多くなっている理由はエ. で記述する。

ウ. 債権の概要

当該債権は、レセプトによる請求が本市に届いた段階で、医療機関の同意が得られれば任意で過誤返戻の依頼を行うが、医療機関が返戻を受けてくれない場合、第二段階として被保険者に不正利得又は不当利得として返還請求の調定を立てることによって発生する。

ここでいう不正利得と不当利得の現在の区別は次のとおりである。

	不正利得	不当利得
発生事由	無資格受診であるということ を意識して受診した場合 例)・他人の保険証による受診 による給付 ・給付制限事由該当を知り ながらの受診による給 付 ・不実の資格取得届による 給付	不正以外のもの 例)・市外転出・国保脱等による 保険証返納前の資格喪失 後受診 ・高齢者の給付割合相違 ・労災
根拠	国民健康保険法第 65 条第 1 項	民法第 703 条
時効	2 年 (同法第 110 条第 1 項)	5 年 (地方自治法第 236 条 1 項)
債権の種類	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権

上表で不当利得として扱っている「市外転出・国保脱等による保険証返納前の資格喪失後受診」については、平成 29 年度までは神戸市では「不正利得」として扱っていた。従来神戸市では「不正利得」とは、客観的に悪意が認められればよいというスタンスであったが、厚生労働省の考え方と齟齬があるとの兵庫県からの指摘により、平成 30 年度からは「不当利得」としての取り扱いに変更した。そのため、これまで時効年限を 2 年としていたが、5 年になった事由もある。なお、同じ事由により発生した債権でも平成 29 年度以前調定分についての修正はしないとしている。

平成 28 年当時における不正不当の別の債権の回収状況は次のとおりである。

(単位：件、千円、%)

		調定額		収入額		不納欠損額		収入未済額		収納率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不正	現年	2,915	51,024	2,270	35,307	—	—	366	15,716	77.9	69.2
	滞繰	921	31,716	106	3812	490	14,378	621	13,525	11.5	12.0
不当	現年	242	6,427	193	3,509	—	—	49	2,917	79.8	54.6
	滞繰	144	8,817	14	1,141	37	649	93	7,025	9.7	13.0
合計	現年	3,157	57,451	2,463	38,816	—	—	694	18,634	78.0	67.6
	滞繰	1,065	40,534	120	4,954	527	15,028	418	20,551	11.3	12.2

平成 28 年度当時は「市外転出・国保脱等による保険証返納前の資格喪失後受診」を不正として扱っていたこともあり、調定額は不正の方が多くなっている。また、時効の年限が短いため、滞納繰越調定額に対する不納欠損額の割合は不正が 45.3%、不当が 7.4%と、不正の方が高くなっている。収納率は現年度分についても不正、不当共に低く、回収が難しいことがわかる。

エ．債権の把握、徴収の流れ

現在の国保システムは平成 29 年 1 月に新システムに改修されたが、改修後の債権の調定までの流れは次のようになる。

元被保険者の医療機関での受診後、医療機関からのレセプトを国保連合会で審査し、その審査結果を受けて神戸市本庁で点検員が資格の点検を行う。その結果、不正・不当の候補として挙げたものについて「対象者抽出リスト」を出力し、区役所・支所における確認を受ける。区役所・支所において「不正・不当には該当しない」とされたものだけリストから除き、それ以外は返還請求の対象として本決定となる。本決定の時点で「調定決議書」「通知書」「納付書」が出力され、レセプト到着の翌々月の 10 日頃に、元被保険者宛に納付書が送付されることになる。

一方、改修前は資格点検後、区で「不正・不当に該当する」として確認されたものに対してのみ調定が行われていた。

まとめると、国保システム改修以前は、資格点検で一旦不正・不当の候補にあがっても、「不正・不当に該当する」と判断されないと調定がなされなかったが、システム改修後は、「不正・不当には該当しない」と判断されない限り自動的に調定されることになった。

ここで、各区の平成 27、28、29 年度の現年度調定額は次のようになる。

(単位：千円)

	東灘	灘	中央	兵庫	長田	須磨	垂水	北	西	北須磨	合計
平成27年度	6,235	198	4,955	5,363	3,389	2,311	5,655	10,096	4,525	1,412	44,143
平成28年度	6,590	7,773	7,314	4,418	3,943	2,095	7,648	9,919	5,277	2,470	57,451
平成29年度	6,468	4,771	9,763	6,411	9,651	1,582	11,785	4,496	4,884	3,948	63,763

このうち、灘区の平成28年度の調定額の増加要因について尋ねた所、平成27年度に調定漏れがあった分が平成28年度に調定されていたとのことであった。なお、他区で同様の調定漏れがないか確認したところないとのことである。

同じく不納欠損処理額も平成27年度に比べ平成28年度が全市で8,679千円増加しているが((1)参照)、時効成立していたが不納欠損処理がなされていなかったものを新システム導入により抽出された結果、平成28年度に処理したためである。

<意見-48> 収納強化の促進について

平成28年度末現在、39百万円の収入未済額があるが、収納率は現年度分でも67.6%と低くなっている。国保年金医療課としては国民健康保険料の徴収に重点が置かれ、給付費返還金の回収については収納率の目標値なども特に設けられておらず区役所、支所任せになっている。

当該債権の発生理由には、転居後にうっかり以前の保険証を使ってしまったというケースが多いとは思いますが、他人の保険証を利用するなど悪質なものもあると考えられるため、残高が少ないからといって放置しておくのは問題がある。確実に取っていく姿勢を見せることは不正利用防止にも繋がると考えられる。区役所、支所に任せきりにせず、本庁において回収に関する指針を定め、高額滞納者や悪質な滞納者への対応状況のヒアリングを実施するなど、収納強化を促進する手立てを考えられたい。

<指摘事項-52> 延滞金の徴収について

元神戸市被保険者に対する給付費返還金については、延滞金を徴収していない。その理由を聞いたところ、国保システムの旧システム、新システム共に、延滞金徴収額を計算する機能がないため、延滞金を徴収していない、またそもそも収納率が低いため、収納強化が先で延滞金対応まではまだ検討されていない、とのことである。

しかしそもそも延滞金は早期の納付を促す等の目的のため徴収するものである。また、延滞金の徴収姿勢を見せることは不正利用防止にも繋がると考えられる。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

(3) 国民健康保険給付費返還金（対医療機関）

ア. 概要

所管課名	高齢福祉部国保年金医療課
科目名	国民健康保険給付費返還金
掌理課名	国保年金医療課
債権の分類	返還金
根拠法令等	国民健康保険法第 65 条、民法第 703 条
債権の概要	医療機関が診療報酬請求に当たり、厚生労働省が定めた基準から逸脱した請求が近畿厚生局等の監査で判明したため発生する債権
債務者	医療機関
連帯保証人	なし
事業開始年度	昭和 36 年 1 月
事業終了予定	未定
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	3 年及び 10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

国民健康保険給付費返還金には元神戸市被保険者に対するものと、医療機関に対するものがある。ここでは医療機関に対するものを見ていく。

イ. 債権回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	766	3, 235	829	－	3, 172	15
27	3, 179	27, 008	15, 481	326	14, 380	16
28	14, 335	61, 513	59, 480	－	16, 368	19

ウ. 債権の概要

当該債権は、医療機関の診療報酬請求に当たり、厚生労働省が定めた基準から逸脱した請求が、近畿厚生局や県の指導・監査で判明したため発生した返還請求

債権である。

先の元神戸市被保険者に対するものとは異なり、厚生局の監査等で不正利得か不当利得かの判断は終わっており、神戸市ではその通知を受けて、返還請求を行うことになる。

	不正利得	不当利得
根拠	国民健康保険法第 65 条第 1 項	民法第 703 条
時効	3 年（民法第 724 条）	10 年（民法第 167 条第 1 項）
債権の種類	私債権	私債権

元神戸市被保険者に対する返還金とは異なり、私債権となる。これについては平成 29 年度までは元神戸市被保険者に対する返還金と同じく公債権（時効は 2 年又は 5 年）としていたが、平成 30 年に厚生労働省からの統一見解が出されたことにより、変更となった。

平成 28 年度末における不正不当の別の債権の回収状況は次のとおりである。

（単位：件、千円、％）

		調定額		収入額		不納欠損額		収入未済額		収納率	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不正	現年	13	7,202	11	5,620	—	—	2	1,581	84.6	78.0
	滞繰	3	1,291	—	—	—	—	3	1,291	—	—
不当	現年	31	54,311	28	52,881	—	—	3	1,429	90.3	97.4
	滞繰	13	13,043	2	978	—	—	11	12,065	15.4	7.5
合計	現年	44	61,513	39	58,501	—	—	5	3,011	88.6	95.1
	滞繰	16	14,335	2	978	—	—	14	13,356	12.5	6.8

基本的には請求後すぐ払ってもらえるため、現年度分の収納率は高めである。逆に滞納繰越が発生するのは、医療機関の収益の都合により分割納付している場合、医療機関が廃業している場合、開業医本人が死亡している場合等になり、結果、収納率はかなり低くなっている。

なお、平成 28 年度末の滞納者リストを見ると、最も高額な滞納債権は 9,848 千円であり、1 件の滞納債権でも高額になる可能性があることがわかる。

<指摘事項-53> 遅延利息の計上について

これまで当該債権に遅延利息を計上していない。その理由について尋ねたところ、医療機関の返還金は滞納となることが少なく、滞納となった場合には

返還金本体も納付困難なことが多く、まずは本体への対応に注力していたため、これまで遅延利息の検討にまで及んでいなかったとのことであった。

しかしそもそも遅延利息は早期の納付を促す等の目的のため徴収するものである。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

<意見-49> より早い収納推進について

債権の種類を非強制徴収公債権から私債権へと変更したことによって、これまでは2年又は5年で時効による不納欠損処理を行っていたが、時効も3年又は10年となり、早期には不納欠損処理を行えないようになった。医療機関に対する返還金請求は通常はすぐに支払ってくれるものであることから、滞納期間が長期に渡らないよう、より一層早目のアクションが求められる。

2. 後期高齢者医療事業【保健福祉局】

後期高齢者医療保険料

所管課名	高齢福祉部国保年金医療課
科目名	普通徴収（現年度分）、同（滞納繰越分）、特別徴収
掌理課名	各区、支所
債権の分類	保険料
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 神戸市後期高齢者医療に関する条例
債権の概要	後期高齢者医療に要する費用に充てるため、被保険者に後期高齢者医療保険料を賦課し、徴収している。
債務者	被保険者
連帯保証人	なし
事業開始年度	平成20年度
事業終了予定	未定
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律第160条
消滅時効の年数	2年

延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
-------------	------

同、延滞金

所管課名	高齢福祉部国保年金医療課
科目名	延滞金
掌理課名	各区、支所
債権の分類	延滞金
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 神戸市後期高齢者医療に関する条例
債権の概要	納期限を越えて保険料を納付した場合に発生する。
債務者	被保険者
連帯保証人	なし
事業開始年度	平成 20 年度
事業終了予定	未定
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年

(1) 債権回収状況

平成 26 年度～28 年度の債権の回収状況は次のとおりである。

後期高齢者医療保険料

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	滞納繰越分	現年分				
26	225,916	14,961,828	14,909,413	57,981	220,351	不明
27	219,375	14,969,231	14,915,548	52,977	220,081	不明
28	220,047	16,047,555	15,991,937	51,588	224,077	不明

同、延滞金

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	滞納繰越分	現年分				
26	18,824	7,394	3,182	—	23,036	10,034

27	23,042	6,121	3,049	—	26,114	10,838
28	26,105	6,434	3,702	887	27,949	11,295

納期を過ぎて保険料の納付があった場合、公金化後、システムにて延滞金の計算を行い（期ごと）、本人宛に納付書を送付している。

平成 24 年 1 月 1 日以降の延滞金から、法解釈を見直した結果、時効を 5 年とした（それまでは 2 年）ため、平成 26、27 年度の不納欠損額は 0 円となっている。平成 28 年度の不納欠損額も平成 29 年 1 月 1 日以降到達分からのものとなっている。

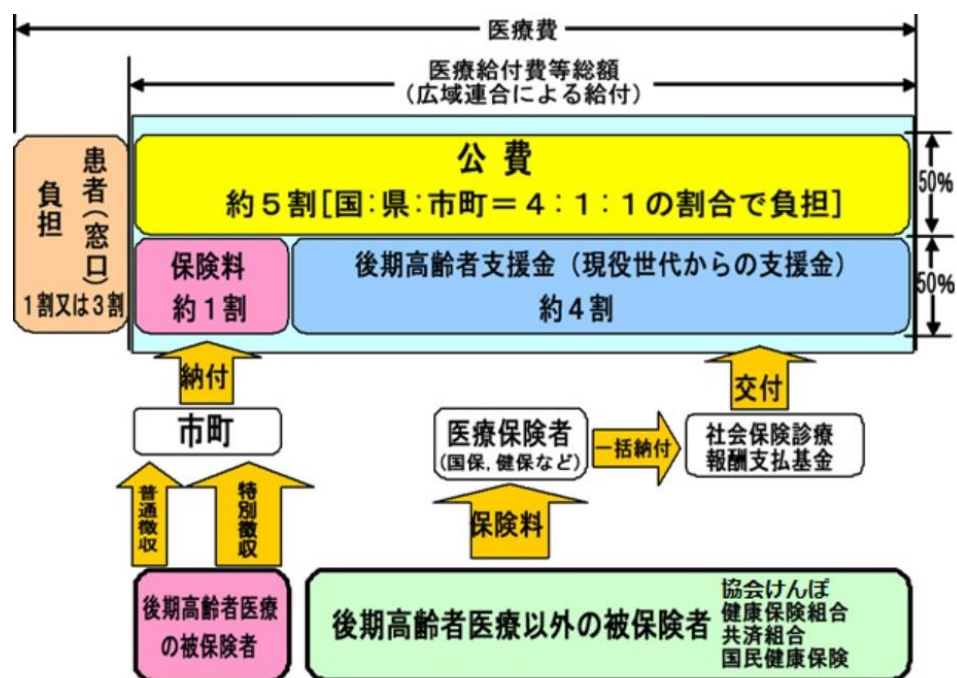
（２）後期高齢者医療制度の概要

日本の医療保険制度は、日本国内に住所を有する人が全員加入し、加入者が保険料を出し合って運営している助け合いの仕組みである。勤務先で加入する「被用者保険（職域保険）」と、勤務先の健康保険等に加入していない人が加入する「国民健康保険（地域保健）」、75 歳以上の人が加入する「後期高齢者医療制度」に大別され、生活保護受給者を除くすべての人が必ずいずれかの医療保険に加入している（国民皆保険）。

後期高齢者医療制度は「75 歳以上の方と一定の障害があると認定された 65 歳以上の方」を対象とする医療保険制度であり、現役世代と高齢者の負担を明確にして、公平でわかりやすい制度とするために平成 20 年 4 月から始まった。

制度の財源構成及び運営の仕組みは次の図のとおりとなり、後期高齢者にかかる医療給付費のうち約 1 割を後期高齢者自身から徴収する保険料で負担する仕組みとなっている。

制度の財源構成及び運営の仕組み



(出典：兵庫県後期高齢者医療広域連合 HP)

保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は 2 年ごとに見直されており、兵庫県内では均一となっている。

平成 28 年度当時及び現在の保険料は次の算式により算出される。

	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	増減額
均等割額	48,297 円	48,855 円	+558 円
所得割率	10.17%	10.17%	—
賦課限度額	57 万円	62 万円	+5 万円

保険料の徴収という観点からみて、国民健康保険制度と比較して大きく下記の点で相違がみられる。

	国保	後期高齢
対象者	75 歳未満の他の医療保険に加入していない人	75 歳以上の人 65 歳以上 75 歳未満の一定の障害がある人
加入単位	世帯単位	個人単位
保険者	神戸市（※ 1）	兵庫県後期高齢者医療広

		域連合
未収保険料の債権者	神戸市（※１）	各区長 ただし、徴収分しか広域 連合に納付しない
資格証の交付	あり	あり（※２）
短期証の交付方法	窓口	窓口（※２）

（※１）平成 30 年 4 月からは、兵庫県が財政運営の責任を担い、神戸市と共に国保の運営主体（保険者）となった。

（※２）上表で後期高齢は、資格証の交付「あり」、短期証の交付方法「窓口」としているが、実際には資格証は交付しておらず、短期証の交付も郵送対応している。

後期高齢者医療保険は、対象が 75 歳以上の高齢者又は 65 歳以上の障害者であるため、必要な医療を受ける機会が損なわれることがないように、保険証を交付せず被保険者資格証明書は原則として交付しないことを基本的な方針としている。また、滞納者に交付する短期証は、原則は窓口交付としているが、本人が来庁できない場合は郵送している。

（３）保険料の徴収方法

通常の収納事務は各区・支所で行われ、課長 1 名、係長 1 名、担当 2～8 名の体制で行われている。滞納整理事務については、本庁で行われ、課長 1 名、係長 1 名、担当 5 名の体制で行われている。

ア．収納事務

保険料の納付方法には普通徴収（口座振替、納付書）、年金からの特別徴収があるが、平成 28 年度の納付方法の人数割合はそれぞれ、12.27%、12.96%、74.77%となっている。しかし金額割合でみると特別徴収は 58.6%に留まっている。

年金からの特別徴収が原則である（要件を満たせば被保険者からの申請を伴わず切り替わることになる）が、日本年金機構からは優先順位が最も高い年金情報しか提供されないため、その年金が以下の要件を満たさない場合は、他の年金がある場合でも普通徴収となっている。

特別徴収となる条件

以下の全てに該当する方が対象

条件	根拠
年額 18 万円以上の年金を受給している	令第 22 条
介護保険料 4 期（10 月）が特別徴収となっている	令第 23 条 2
年金受給権を担保に供していない	令第 23 条 1（介護保険法を準用） 介護保険法第 134 条 2
後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が特別徴収の対象となる年金額の 2 分の 1 以下 【特徴限度額の計算方法】 (年金額×1/6×1/2)－介護保険料	令第 23 条 1

（出典：高齢者の医療の確保に関する法律施行令）

特別徴収対象年金（優先順位が高い順）

1 国民年金法による老齢基礎年金
2 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
3 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
4 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
5 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
6 国民年金法による障害基礎年金
7 厚生年金保険法による障害厚生年金
8 旧国民年金法による障害年金
9 旧厚生年金保険法による障害年金
10 旧船員保険法による障害年金
11 国家公務員共済組合法による障害共済年金

（出典：神戸市高齢福祉部国保年金医療課提供資料）

例えば、国民年金と厚生年金の両方を受給している被保険者であっても、日本年金機構からは国民年金の情報しか提供されず、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が国民年金額の 2 分の 1 を上回った場合は、介護保険が優先され、後期高齢者医療保険料は特別徴収にすることができない。

イ．滞納整理

未納が発生した場合、納期限の翌月中旬に督促状を送付し、それでも未納付の状態が続く場合は、年 4 回（8、11、2、5 月）のタイミングで催告書を送付する。さらに、5 月催告時点で滞納繰越分が一定額以上の滞納者については財産調査を行う。調査の結果、財産を発見し、納付資力があると判断される場合は、差押予

告を送付する。それでも納付されない場合は、差押えを行うこととなる。また 11 月催告時点で未納がある滞納者（差押対象者を除く）には、12 月から 2 月に電話催告を行っている。

また、毎年 7 月の保険証更新時には当年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの保険証を交付するが、前年度賦課保険料のうち、納期到来分が 3 期以上の滞納がある場合は、短期証を交付している。保険料の納期については、特別徴収は年 6 期、普通徴収は年 9 期となっている。年金から天引きする特別徴収は、保険料を確実に徴収することができる仕組みであるため、滞納が発生するのは普通徴収からである。

平成 28 年度の神戸市における収納対策の主なものの実施件数は次のとおりである。

電話催告	短期証の交付	差押予告送付	差押件数	差押金額
510 人	669 件	57 件	11 件	3,297 千円

このうち、11 月催告時点の未納者は 3,931 人（このうち、電話番号不明者と差押対象者を除いた電話催告の対象者数は 1,464 人）であったが、電話催告で実際に話ができたのは 510 人であり、割合にして約 13%に留まっている。

（４）保険料の収納率等（他市比較）

平成 28 年度の収納率を政令指定都市 20 市で比較したところ、神戸市の現年度分は 99.15%で 14 位、滞納繰越分は 36.99%で 8 位、合計は 98.31%で 12 位であった。

また兵庫県下 41 市町で比較したところ、神戸市の現年分は 40 位、滞納繰越分は 26 位であった。現年の広域連合全体の調定額に対する神戸市の収入未済額は 0.2%程度ではあるが、収入未済額の残高としては最も多く、現年分と滞納繰越分を合計した収入未済額は広域連合全体の 39.9%を占めている。

<意見-50> 現年分収納率のさらなる向上にむけて

現年分収納率は政令指定都市 20 市のうち 14 位と低く、兵庫県下 41 市町でも 40 位とかなり下位に位置している。一方で、政令指定都市のうち滞納繰越分の収納率で 50%超えてる所はなく、どこの市も低くなっている。また、時効が 2 年と短いため、現年分の収納対策が重要といえる。

2 年に一度の保険料率の算定時には、必要保険料額を収納額で割り戻し算定することから、収納率が低下した場合、保険料の増加につながる。そのため、市単位で行える現年分収納率向上対策は確実にやっていくことが必要で

ある。

後期高齢者医療保険料を滞納している者は、神戸市に対し税などの他の滞納債務を有している可能性が高いため、市全体での債権管理の一元化を検討されたい。たとえば、差押、執行停止処分などについては、債権をまとめた上で実施することで、より多くの情報が共有されるうえに、業務が効率化され则认为る。

また、特別徴収を原則とするとともに、特別徴収の対象となる年金の選択制を導入するなど、特別徴収の対象となる年金を見直すよう国に継続して要望していくことも必要である。

3. 介護保険事業〔保健福祉局〕

(1) 制度の概要

介護保険制度とは介護を必要とする高齢者や家族の負担を社会全体で支え、介護が必要になっても、住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を送るための制度である。

介護保険への加入は法令により義務付けられているため、40歳となると自動的に加入することとなる。

介護保険の被保険者は、以下のとおりである。

	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳で医療保険 に加入しているもの)
介護保険のサービスを利用できる対象者	介護が必要であると認定された者または、要支援になるおそれのある者	老化に伴う病気により、介護が必要であると認定された者
保険料の算定方法	本人の所得や課税状況等に応じて市が決定する。	加入している医療保険の算定方法により医療保険者が決定する。
保険料の納付方法	老齢・退職・障害・遺族年金の金額が年額18万円以上：特別徴収※ 老齢・退職・障害・遺族年金の金額が年額18万円以下：普通徴収※	医療保険の保険料に含まれる

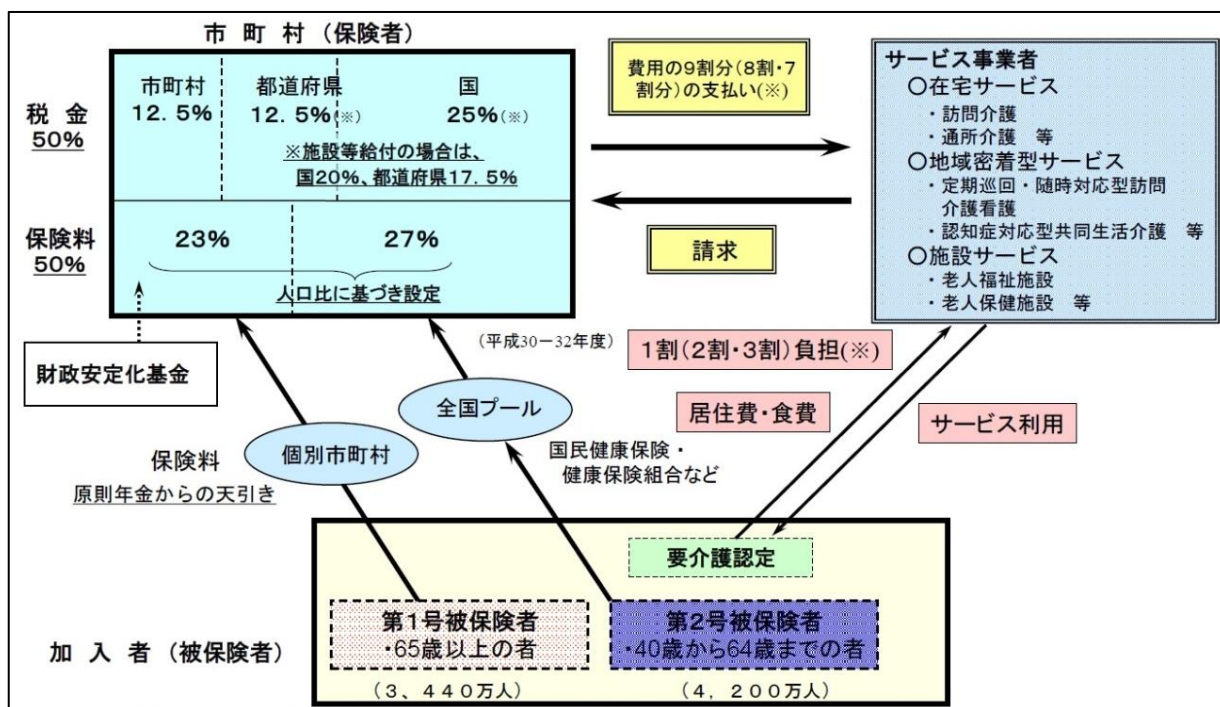
※特別徴収とは、年金より天引きする方法を言う

※普通徴収とは、口座振替や納付書で納める方法（年度途中で市外から転入した場合、もしくは65歳になられた方は、一定期間普通徴収で納めた後、特別徴収となる）を言う

通常は特別徴収によって保険料は徴収されるため、滞納債権は発生しない。普通徴収として徴収しているもののうち、未納となっているものが滞納債権となる。

（２）介護保険制度の仕組み

介護保険制度の仕組みは以下の図のとおりである。



厚生労働省 ホームページ「介護保険制度の仕組み」（被保険者数は平成28年度のもの）より

介護保険制度は、サービスを利用する要介護者が、料金の1割（一定以上所得者は2割または3割）を負担し、残りは税金と40歳以上の人が支払う介護保険料で半分ずつ賄われている。また、介護保険料は、介護保険の運営を行う「保険者」である市区町村によって、独自に定められる。

（３）介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、3年毎に策定される介護保険料事業計画

によって、基準額が決定される。この基準額を基に被保険者本人や世帯の収入、合計所得などによっていくつかの所得段階を設定し、介護保険料が定められる。

神戸市における、第1号保険者の平成30～32年度の保険料は以下のとおりである。

(注) 実際に納める年間保険料は、10 円単位になる。(10 円未満は切り捨て)

保険料段階	対 象 者		保険料率	1人あたりの 年間保険料
第 1 段階	本人が市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者(世帯全員が市民税非課税)	基準額×0.4	30,048 円
第 2 段階		本人の公的年金等の収入金額※1と合計所得金額※2 の合計が80万円以下		
第 3 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.7	52,584 円
第 4 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が120万円超	基準額×0.75	56,340 円
第 5 段階		本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が80万円以下	基準額×0.9	67,608 円
第 6 段階	本人が市民税課税	本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額 の合計が80万円超	基準額×1	75,120 円
第 7 段階		合計所得金額が120万円未満	基準額×1.1	82,632 円
第 8 段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満	基準額×1.15	86,388 円
第 9 段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満	基準額×1.45	108,924 円
第 10 段階		合計所得金額が290万円以上400万円未満	基準額×1.65	123,948 円
第 11 段階		合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額×1.7	127,704 円
第 12 段階		合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額×1.75	131,460 円
第 13 段階		合計所得金額が600万円以上700万円未満	基準額×2	150,240 円
第 14 段階		合計所得金額が700万円以上800万円未満	基準額×2.1	157,752 円
第 15 段階		合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	基準額×2.3	172,776 円
		合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.5	187,800 円

神戸市「介護保険のあらまし」パンフレットより

- ※1 公的年金等の収入金額とは、老齢年金などの課税対象となる年金収入をいい、障害・遺族年金などの非課税となる年金収入は含まない。
- ※2 合計所得金額とは、収入金額から必要経費等を控除した所得金額の合計額で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額である。株式譲渡所得など申告分離課税の所得金額を含み、雑損失、繰越損失は含まない。なお、介護保険ではここから土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定する。
- ※3 第1～5段階については、※2から、さらに公的年金等に係る雑所得金額を差し引いて算定する。

※4 実際に納める年間保険料は、10 円単位になる。(10 円未満は切り捨て)

(4) 滞納債権の発生

神戸市では以下の 3 つ場合に滞納債権が発生する。

ア. 介護保険料

第 1 号被保険者で年金からの天引きができない普通徴収となっている対象者のうち、保険料が未納となっているもの。

所管課名	介護保険課
科目名	普通徴収保険料（現年度）
掌理課名	各区
債権の分類	保険料
根拠法令等	神戸市介護保険条例
債権の概要	第 1 号被保険者（65 歳以上）から徴収する保険料
債務者	保険料滞納者
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	介護保険法第 200 条
消滅時効の年数	2 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	介護保険システム

債権回収状況

【介護保険料】

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	現年度分	21,716,679	22,601,205	23,480,651	25,844,120	26,462,945
	滞納繰越分	601,791	632,957	666,379	663,105	675,794
	合計	22,318,470	23,234,163	24,147,030	26,507,225	27,138,739
収入済額	現年度分	21,354,845	22,240,262	23,120,058	25,470,217	26,106,374
	滞納繰越分	67,462	78,725	84,110	84,575	87,145
	合計	21,422,308	22,318,988	23,204,169	25,554,792	26,193,519
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	262,059	247,837	278,589	275,504	273,648
	合計	262,059	247,837	278,589	275,504	273,648
未収金額	現年度分	361,833	360,942	360,592	373,902	356,571
	滞納繰越分	272,269	306,394	303,679	303,025	315,000
	合計	634,103	667,337	664,271	676,927	671,572
収納率	現年度分	98.33%	98.40%	98.46%	98.55%	98.65%
	滞納繰越分	11.21%	12.44%	12.62%	12.75%	12.90%
	合計	95.98%	96.06%	96.10%	96.41%	96.52%

イ．介護保険料延滞金

ア．の介護保険料の滞納から発生する延滞金のうち未納のもの。

所管課名	介護保険課
科目名	延滞金
掌理課名	各区
債権の分類	延滞金
根拠法令等	神戸市債権の管理に関する条例
債権の概要	督促に係る納付金の額につき、特例基準割合で、納付期日の翌日から完納または財産差押えの日の前日までの日数により計算した金額を徴収する
債務者	滞納債権を支払った被保険者
債権の類型	強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない
管理するシステム名	介護保険システム

債権回収状況

【介護保険料延滞金】

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	現年度分	5,502	4,855	2,812	2,027	2,387
	滞納繰越分	6,443	6,087	6,243	7,206	7,888
	合計	11,945	10,943	9,056	9,233	10,275
収入済額	現年度分	2,350	2,225	1,231	835	938
	滞納繰越分	579	637	620	515	483
	合計	2,929	2,862	1,852	1,350	1,422
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	2,915	1,835	0	0	835
	合計	2,915	1,835	0	0	835
未収金額	現年度分	3,151	2,630	1,580	1,192	1,448
	滞納繰越分	2,948	3,614	5,623	6,690	6,569
	合計	6,100	6,244	7,204	7,882	8,018
収納率	現年度分	42.71%	45.83%	43.78%	41.19%	39.30%
	滞納繰越分	8.99%	10.46%	9.93%	7.15%	6.12%
	合計	24.52%	26.15%	20.45%	14.62%	13.84%

ウ．介護保険給付費返納金

神戸市からサービス提供事業者へ支払われた給付費のうち、不正受給等、何らかの理由で過大支払となったもののうち、いまだ返納されていないもの。

被保険者が負担する利用者負担金について、所得更正等の理由により、遡って負担割合や負担限度額が上がったり、食費・居住費の軽減が取り消されたりしたことにより差額が発生した場合で、いまだ返納されていないもの。

所管課名	介護保険課
科目名	年金保険者返納金
掌理課名	保健福祉局
債権の分類	返還金
根拠法令等	介護保険法第 22 条
債権の概要	本来神戸市が負担すべき金額以上の給付が行われている場合のその差額
債務者	給付費が過払いとなっている事業者または被保険者
債権の種類	強制徴収公債権
時効の根拠	不正は介護保険法 200 条、不適切は地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	不正は 2 年、不適切は 5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	新介護保険システム

債権回収状況

【介護保険給付費返納金】

(単位：千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
調定額	現年度分	4,822	74,746	38,545	14,208	27,601
	滞納繰越分	91,809	91,666	133,508	139,237	143,837
	合計	96,632	166,413	172,053	153,446	171,439
収入済額	現年度分	4,648	32,592	32,350	3,577	25,996
	滞納繰越分	159	215	455	5,470	185
	合計	4,808	32,807	32,805	9,047	26,182
不納欠損額	現年度分	0	0	0	0	0
	滞納繰越分	3,203	144	47	707	90,210
	合計	3,203	144	47	707	90,210
未収金額	現年度分	173	42,154	6,195	10,631	1,604
	滞納繰越分	88,446	91,306	133,005	133,060	53,442
	合計	88,619	133,461	139,201	143,691	55,046
収納率	現年度分	96.39%	43.60%	83.93%	25.18%	94.18%
	滞納繰越分	0.17%	0.23%	0.34%	3.93%	0.13%
	合計	4.98%	19.71%	19.07%	5.90%	15.27%

(5) 滞納債権管理方法

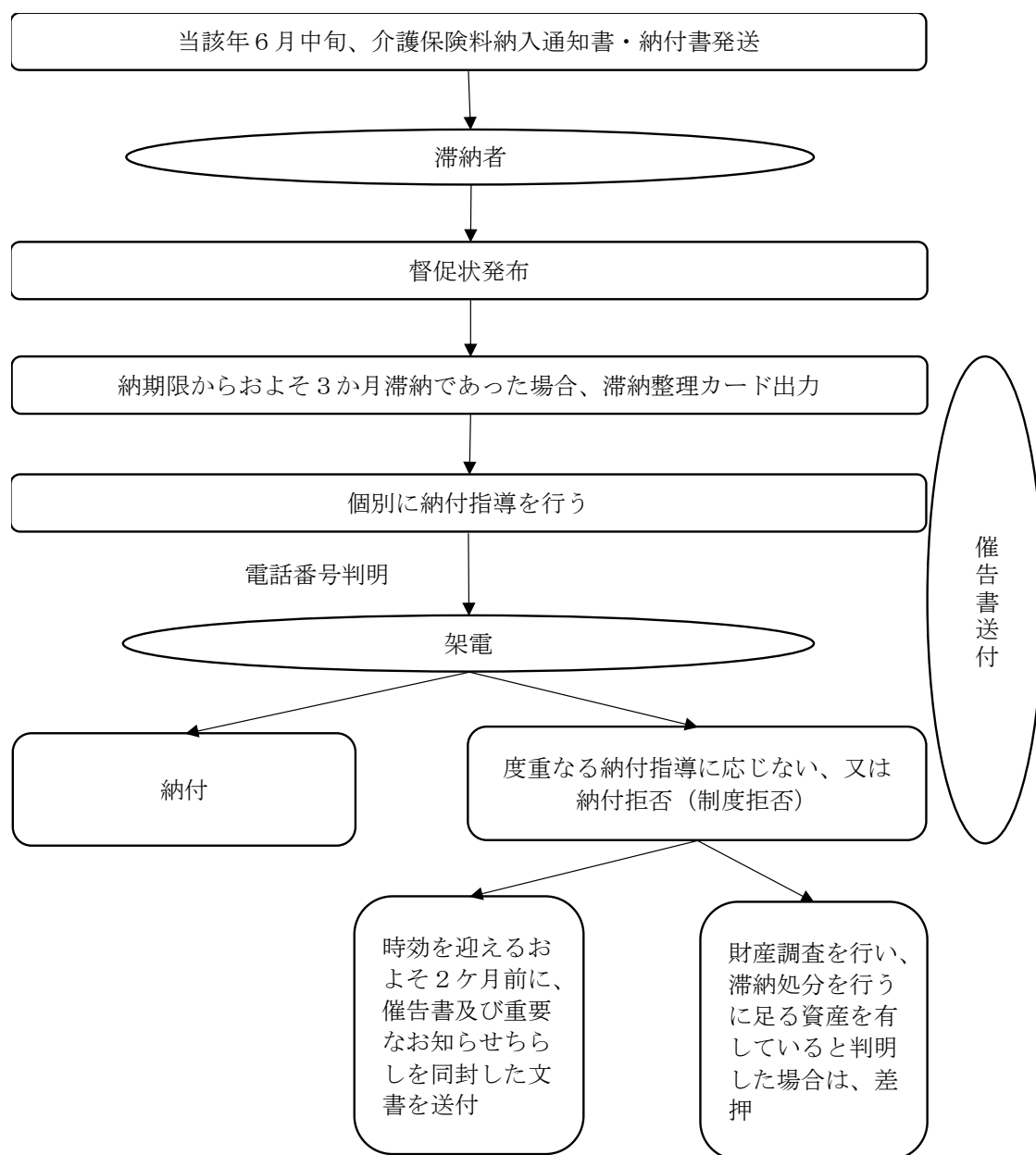
介護保険料の債権管理については各区・支所ではなく、基本的に本庁が行う。

納期限を 20 日間経過しているにもかかわらず未納となっているものに対して、督促状を発布する。督促状を発送してもなお未納となっているものに対しては、年に 4 度、催告書を送付している。

強制徴収公債権であるため、督促状の発布後 10 日間を経過した債権について、財産調査及び差押等の滞納処分を行う。

以下は滞納整理手順の概要図である。

【滞納整理の概要図】



＜意見-51＞ 保険料未納者に対する給付制限の周知徹底について
 介護保険では保険料を長期間滞納した場合、以下のような給付制限措置が取られる。（介護保険法第 66 条、67 条、68 条）

【保険料の滞納が続いた場合の給付制限】

- ① 保険料を1年以上滞納すると「**支払方法の変更**」が行われる。
支払方法の変更とは、納期限から1年以上保険料を納付されないときには、介護サービスの費用をいったん全額自己負担（10割）していただき、後ほど申請して9割分の払い戻しを受ける。

通常の
支払方法

1割 負担	保険給付9割
----------	--------

支払方法
の変更

全額負担10割（いったん、全額支払）	
--------------------	--

1割 負担	申請により保険給付9割が支給
----------	----------------

- ② 保険料を1年6ヶ月以上滞納すると払い戻しされる9割分の支払が「一時差し止め」られ、**滞納保険料に充当**される場合がある。

※滞納保険料に充当後、保険給付に残額があれば、残額分が支給。

滞納保険料 に充当	全額負担10割（いったん、全額支払）	
	1割 負担	滞納保険料に充当 滞納保険料充当後の残高支給

- ③ サービスを利用の際に時効（2年）になった保険料がある場合は、未納期間に応じて自己負担が3割（「**給付額減 額**」）になる。

高額介護サービス費の支給ならびに食費・居住費（滞在費）の負担軽減を受けることができない。

給付減額後 の負担割合	3割負担	保険給付7割
----------------	------	--------

①の処分が進むと②の処分になる。

ただし、滞納が続いている人の場合には、介護認定を受けてすぐに①と③もしくは②と③が同時に処分されることもある。

つまり、「10割を支払って、7割分しか本人へ償還されない（そのうち、保険料滞納が依然として続いていると7割部分から保険料滞納分を引き去りされる。）」場合がある。

また、滞納が続きすでに欠損になっている人は、要介護認定を受けるために現在滞納になっているものをすべて完納したとしても、③の不納欠損期間に応じて給付額減額（3割程度）となる。（ただし、完納することで給付減額期間が短縮される場合がある。）

したがって、国民健康保険等と比しても、介護保険では保険料を徴収しやすい制度設計となっている。一方、2年の時効を迎えてしまうと、たとえ被保険者がさかのぼって支払いを望んでも、納付することはできない。

給付制限の措置がなされてしまうと、その負担は大変重いものとなる。保険料の滞納の原因には生活困窮の他に納付意識の欠如や制度そのものへの不満、無理解もあると考えられる。介護保険制度は支え合い、助け合いの制度であり、保険料は重要な介護保険の財源である。パンフレットやホームページ、また滞納者への督促や電話催告の際に、当該給付制限について適切に周知徹底、説明すべきものと考えられる。

<意見-52> 電話催告、財産調査の徹底

現在、神戸市では電話催告・財産調査（差押）について、一定の基準を設けて実施しており、すべての滞納者を対象としていない。

平成26年から平成28年度の電話催告及び滞納処分の状況は、以下のとおりである。

（ア）電話催告

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数	303名	269名	261名
実施時期	平成26年9月～12月	平成27年10月～12月	平成28年10月～12月
結果	調定額7,730千円 30.3%徴収	調定額7,161千円 25.2%徴収	調定額7,250千円 20.9%徴収

(イ) 滞納処分

	対象	結果	年度累計	
平成26年度	145名 (H24年度市民税課税者かつH25年合計所得3百万円以上滞納額50千円以上とその配偶者)	65名完納 35名一部納付 (平成27年3月31日現在)	差押16件	2,495,622
			取立13件	1,719,012
平成27年度	85名 (H26年合計所得3百万円以上滞納額50千円以上とその配偶者)	40名完納 15名一部納付 (平成28年5月末現在)	差押4件	815,240
	84名 (H26年度賦課段階6以上かつH27年度合計所得290万円以上滞納額50千円以上とその配偶者)	29名完納 ¥2,785,690 9名一部納付 (平成28年5月末現在)	取立3件	593,570
平成28年度	153名 (H27年度賦課段階6以上かつH28年度合計所得190万円以上滞納額150千円以上)	22名完納 ¥4,257,300 46名一部納付 (平成29年7月末現在)	差押14件	1,070,322
			取立13件	903,582

先述したとおり、神戸市ではこの給付制限が存在するために分納や債務承認といった処置を行っていない。現在、一定の基準以上の債務者に電話催告を行っているが、滞納額の僅少である被保険者であっても、所得が低いため保険料そのものが低くだけであり、給付制限がかかるとその他の負担が過大となる可能性もある。①で記載したように、神戸市では給付制限を厳格に適用している。当該給付制限の周知徹底は必須であり、少なくとも被保険者には滞納金額の過多ではなく、平等に電話催告時に給付制限というペナルティについて説明すべきであると考えられる。

また、財産調査についても現在、一定の金額基準等に基づいて行っているが、財産調査によって、資力の有無が確認できる。可能な限り積極的に行うことが求められる。

＜意見-53＞ 連帯納付義務者及び相続人に対する賦課・徴収について

介護保険法第 132 条では

1. 第一号被保険者は、市町村がその者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合においては、当該保険料を納付しなければならない。
2. 世帯主は、市町村が当該世帯に属する第一号被保険者の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。
3. 配偶者の一方は、市町村が第一号被保険者たる他方の保険料を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において、当該保険料を連帯して納付する義務を負う。

とあり、世帯主及び配偶者は連帯納付義務者が定められている。

また、被保険者が保険料を滞納したまま死亡した場合、当該債務は相続人へ請求することとなる。

現在、市では世帯主である連帯納付義務者及び相続人への積極的な賦課・徴収は行っていない。連帯納付義務者の特定、また相続人の追跡調査に相当の労力がかかるため、との事であるが、このことを持って、請求しない理由とはならない。

連帯納付義務者及び相続人への賦課・徴収を強化するよう要望する。

4. 母子父子寡婦福祉資金貸付〔こども家庭局〕

(1) 収入未済額

神戸市のひとり親家庭関係の貸付金制度は、過去には父子家庭児童福祉資金及び母子家庭小口援護資金があったが、現在は母子父子寡婦福祉資金に統合されている。

	母子父子寡婦福祉資金	父子家庭児童福祉資金 ※H3~H26.9（新規貸付終了）	母子家庭小口援護資金 ※H16.3 廃止
根拠法令	母子及び父子並びに寡婦福祉法・同法施行令	神戸市父子家庭児童福祉資金貸付要綱	神戸市母子家庭小口援護資金貸付要綱

	神戸市同法施行細則		
財源	特別会計（国 2/3）	一般会計	一般会計
資金の種類	12 資金	4 資金（修学・修業・就職支度・就学支度）	1 資金、5 万円以内（原則 3 万円以内）
関係者の区分	児童、子＝連帯借受人 母、父＝借受人	児童＝借受人 父＝法定代理人兼連帯借受人	母のみに対する貸付

以下、母子父子寡婦福祉資金を中心に見ていく。

母子父子寡婦福祉資金貸付

所管課名	こども家庭支援課
科目名	母子父子寡婦福祉資金貸付
掌理課名	こども家庭支援課、各区こども家庭支援課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法施行令
債権の概要	対象家庭に修学、就学支援、転宅等 12 種類の貸付を行う。
債務者	借受人、連帯借受人、連帯保証人
連帯保証人	あり
事業開始年度	母子（昭和 29 年）、寡婦（昭和 43 年）、父子（平成 26 年）
債権の類型	私債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

父子家庭児童福祉資金貸付返還金

所管課名	こども家庭支援課
科目名	父子家庭児童福祉資金貸付返還金
掌理課名	こども家庭支援課、各区こども家庭支援課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市父子家庭児童福祉資金貸付要綱
債権の概要	父子家庭の児童に対し、修学、技能習得及び就職に必要な資金を貸し付ける。

債務者	借受人：児童、連帯借受人：父
連帯保証人	あり
事業開始年度	平成 3 年
事業終了予定	平成 26 年
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

母子家庭小口援護資金

所管課名	こども家庭支援課
科目名	父子家庭児童福祉資金貸付返還金
掌理課名	こども家庭支援課、各区こども家庭支援課
債権の分類	貸付金
根拠法令等	神戸市母子家庭小口援護資金貸付要綱
債権の概要	母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金を貸し付ける
債務者	借受人
連帯保証人	あり
事業開始年度	昭和 53 年
事業終了予定	平成 14 年廃止
債権の種類	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	10 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収しない

（２）債権の状況

母子父子寡婦福祉資金貸付の平成 26～28 年度の未収金推移及び貸付金の推移の状況は下記のようになっている。ここで未収金とは、貸付金が償還期間に入ったものである。

【未収金の推移】

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	320,322	133,651	137,915	-	316,058	1,301
27	316,058	135,291	147,665	-	303,684	1,227
28	303,684	129,460	145,100	6,875	281,169	1,156

【貸付金の推移】

(単位：千円、件)

年度	前期繰越額	増減額	貸付金残高	年度末件数
26	1,097,589	△27,131	1,070,457	2,682
27	1,070,457	△45,400	1,025,057	2,537
28	1,025,057	△23,731	1,001,326	2,410

貸付金と収入未済額を合わせた債権残高は 1,282 百万円にものぼる。1 件当たりの未収金残高は 243 千円となっている。

父子家庭児童福祉資金貸付の平成 26～28 年度の未収金推移及び貸付金の推移の状況は下記のようになっている。

【未収金の推移】

(単位：千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	26,622	4,647	4,693	-	26,576	90
27	26,576	4,288	5,105	-	25,759	83
28	25,759	4,581	4,965	-	25,375	80

【貸付金の推移】

(単位：千円、件)

年度	前期繰越額	増減額	貸付金残高	年度末件数
26	38,379	△507	37,872	137
27	37,872	△1,654	36,217	128
28	36,217	△2,973	33,244	116

新規貸付受付は平成 26 年度で終了しているが、貸付期間が未経過のものもまだ残っている。貸付金と収入未済額を合わせた債権残高は 58 百万円である。1 件当たりの未収金残高は 317 千円となっている。

母子家庭小口援護資金の平成 26～28 年度の未収金推移及び貸付金の推移の状況は下記のようになっている。

【未収金の推移】

(単位: 千円、件)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	3,216	-	112	-	3,104	135
27	3,104	-	182	-	2,922	123
28	2,922	-	61	1,082	1,779	78

平成 14 年に廃止されているため、貸付金残高はなく、債権残高も 1,779 千円と少額になっている。

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度の概要

母子父子寡婦福祉資金とは、ひとり親家庭の父母等の生活の安定と向上、子どものすこやかな成長のために利用できる貸付制度とされている。申込の際には次の条件を全て満たすことが必要とされ、審査が行われる。福祉の増進を目的とした貸付金であるが給付金ではないため、確実に償還される見込みが要件となっている。

- ・子どもの福祉や世帯の自立につながること
- ・他の方法で資金を得られないこと
- ・確実に償還される見込みがあること

現行の貸付種別と目的、限度額、返済期間等の一覧は次のとおりとなる。

【母子父子寡婦福祉資金貸付一覧表】

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

資金の種類	貸付対象等	内容
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金

資金の種類	貸付対象等	内容
	母子・父子福祉団体 寡婦	限度額：2,850,000 円、団体 4,290,000 円 据置期間：1 年 償還期間：7 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金
		限度額：1,430,000 円、団体 1,430,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：7 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
		限度額： ※私立の自宅外通学の場合の限度額を例示 高校、専修学校（高等課程）月額 52,500 円 高等専門学校 月額 [1～3 年] 52,500 円 [4～5 年] 90,000 円 短期大学、専修学校（専門課程）月額 90,000 円 大学 月額 96,000 円 専修学校（一般課程） 月額 48,000 円 （注）高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額。 貸付期間：就学期間中 据置期間：当該学校卒業後 6 ヶ月 償還期間：20 年以内 専修学校（一般課程）5 年以内

資金の種類	貸付対象等	内容
		利率：無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする。（連帯保証人は不要） ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）
		限度額：【一般】月額 68,000 円、 【特別】一括 816,000 円 （12 月相当）、運転免許 460,000 円 貸付期間：知識技能を習得する期間中 5 年をこえない範囲内 据置期間：知識技能習得後 1 年 償還期間：20 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
		限度額：月額 68,000 円、特別 460,000 円 （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額 貸付期間：知識技能を習得する期間中 5 年をこえない範囲内 据置期間：技能習得後 1 年 償還期間：6 年以内

資金の種類	貸付対象等	内容
		利率：※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は 児童 父子家庭の父又は 児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
		限度額：一般 100,000 円、特別 330,000 円 据置期間：1 年 償還期間：6 年以内 利率：※親に係る貸付けの場合 （保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は 児童(介護の場合は 児童を除く) 父子家庭の父又は 児童(介護の場合は 児童を除く) 寡婦	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が 1 年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金
		限度額：【医療】340,000 円、特別 480,000 円、【介護】500,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：5 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父又は 児童 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない(7 年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金
		限度額：【一般】月額 103,000 円、【技能】月額 141,000 円 (注)生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子又は男子となった事由

資金の種類	貸付対象等	内容
		の生じたときから 7 年を経過するまでの期間中、月額 103,000 円、合計 240 万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000 円（一般分の 12 月相当）を限度として貸付けることができる。（注）3 月相当額の一括貸付を行うことができる。 貸付期間： ● 知識技能を習得する期間中 5 年以内 ● 医療又は介護を受けている期間中 1 年以内 ● 離職した日の翌日から 1 年以内 据置期間：知識技能習得後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後 6 ヶ月 償還期間： （技能習得）20 年以内 （医療又は介護）5 年以内 （生活安定貸付）8 年以内 （失業） 5 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
		限度額：1,500,000 円、特別 2,000,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：6 年以内、特別 7 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金
		限度額：260,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：3 年以内 利率：（保証人有）無利子、（保証人無）年 1.0%
就学支度資金	母子家庭の母が扶	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金

資金の種類	貸付対象等	内容
	養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	限度額：小学校 40,600 円、中学校 47,400 円、国公立高校等 160,000 円、修業施設 100,000 円、私立高校等 420,000 円、国公立大学・短大等 380,000 円、私立大学・短大等 590,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：就学 20 年以内、修業 5 年以内 利率：※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際し必要な資金
	父子家庭の父 寡婦	限度額：300,000 円 据置期間：6 ヶ月 償還期間：5 年以内 利率：(保証人有) 無利子、(保証人無) 年 1.0%

(注 1) 就学する学校等により限度額が異なる

(注 2) 技能 20 年以内／療・介 5 年以内／母子家庭になって 5 年未満 8 年以内／失業 5 年以内

(注 3) 無利子／無利子／年 3%／年 3%

(注 4) 就学する学校等により限度額が異なる

※寡婦についても、母子福祉資金に準じた貸付けが行われています。

(出典：内閣府HP)

平成 28 年度の貸付種別ごとの調定額、償還額は下記のとおりとなっている。

【現年分】

(単位：千円)

資金種別	調定額				収入済額				収入未済額			償還率
	母子	父子	寡婦	合計	母子	父子	寡婦	合計	母子	寡婦	合計	
事業開始資金	829			829	644			644	185		185	77.7%
事業継続資金	42			42	17			17	25		25	40.5%
修学資金	86,246		5,169	91,415	78,666		4,897	83,563	7,580	272	7,852	91.4%
技能習得資金	3,362		120	3,482	3,157		120	3,277	205		205	94.1%
修業資金	1,969		30	1,999	1,625		3	1,628	344	27	371	81.4%
生活資金	3,102			3,102	2,713			2,713	389		389	87.5%
住宅資金	64			64	64			64				100.0%
転宅資金	2,640		90	2,730	1,845			1,845	795	90	885	67.6%
就学支度資金	25,068	130	594	25,792	20,538	130	487	21,155	4,530	107	4,637	82.0%
合計	123,322	130	6,003	129,455	109,269	130	5,507	114,906	14,053	496	14,549	88.8%

【過年度分】

(単位：千円)

資金種別	調定額			償還免除及び不納欠損額			収入済額			収入未済額			償還率
	母子	寡婦	合計	母子	寡婦	合計	母子	寡婦	合計	母子	寡婦	合計	
事業開始資金	23,361	11,162	34,523	2,345		2,345	634	54	688	20,382	11,108	31,490	2.0%
事業継続資金	4,611	2,148	6,759				304	80	384	4,307	2,068	6,375	5.7%
修学資金	167,744	12,722	180,466	2,974		2,974	18,277	710	18,987	146,493	12,012	158,505	10.5%
技能習得資金	3,708		3,708				781		781	2,927		2,927	21.1%
修業資金	2,652	378	3,030				210		210	2,442	378	2,820	6.9%
就職支度資金	253		253				32		32	221		221	12.6%
生活資金	4,729		4,729				297		297	4,432		4,432	6.3%
住宅資金	7,705	5,161	12,866		138	138	541	51	592	7,164	4,972	12,136	4.6%
転宅資金	7,735	944	8,679	776		776	983	6	989	5,976	938	6,914	11.4%
就学支度資金	47,028	1,327	48,355	640		640	7,179	35	7,214	39,209	1,292	40,501	14.9%
結婚資金		234	234					10	10		224	224	4.3%
児童扶養資金	78		78							78		78	0.0%
合計	269,604	34,076	303,680	6,735	138	6,873	29,238	946	30,184	233,631	32,992	266,623	9.9%

平成 28 年度の償還率は現年度分は 88.8%だが、過年度分は 9.9%と低くなっており、当然ながら年数が経つほど回収が難しくなっている状況がわかる。

主な貸付用途は修学資金であり、収入未済額の大きい順に、修学資金、就学支度資金、事業開始資金となっている。

なお、父子家庭に対する福祉資金貸付金が当該制度に組み込まれたのは平成 26 年度の法改正からであるため、平成 28 年度末現在、収入未済額はない。

(4) 償還にかかる手順

貸付金の償還開始の 4 カ月前に償還開始のお知らせを送付し、その際口座振替の案内も同封し、原則として手続を進めている。

滞納が生じた場合は次の流れとなる。

○前月分未納（口座振替不納分含）→督促状送付

○滞納 4 カ月以上経過 →催告状送付、他の債務者への通知・請求

○電話での督促

○徴収嘱託員との連携（現金徴収・居所調査依頼等）・月報作成

初めて催告状を送付する際に、貸付台帳と関係者台帳が印刷され、台帳の次に「指導経過記録」を添付し償還指導を記録していく。これらが一体として「償還指導台帳」となる。必要な決裁も紙面上で行われ、適宜、上長の供覧に供される。

なお、平成 30 年 10 月から一部債権の弁護士法人への債権回収等業務の委託

を開始するという説明を受けている。

(5) 不納欠損の状況

当該債権は私債権となるため、平成 28 年度に債権管理条例が制定されるまでは債権放棄の手續には議会の承認が必要であったが、同条例が制定されたことで、条件を満たせば債権放棄を行えるようになり、議会へは報告のみでよくなった。

神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第 16 条 市長等は、その債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （１）当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効にかかる時効期間が満了したとき。
- （２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。

これにより平成 28 年度から債権放棄が行われ、その金額は下記のとおりである。

債権名称	該当号	件数（件）	金額（千円）
母子父子寡婦福祉資金貸付金	1 号（時効）	13	4,541
	2 号（免責）	9	2,333
母子家庭小口援護資金貸付金	1 号（時効）	43	1,038
	2 号（免責）	2	44
合計		67	7,957

(6) 実際の台帳を閲覧して

今回、長田区役所を訪問し実際の償還指導台帳を閲覧した。平成 28 年度の母子父子寡婦福祉資金貸付償還金の収入未済額合計 281,169 千円のうち、長田区に属する収入未済額は 36,223 千円であり、神戸市全体の約 12%を占めている。垂水区、兵庫区に続く 3 番目に多い残高となっている。償還率は現年度分に関しては 91.81%と高いが、過年度分が 7.09%で低く、調定額全体としては神戸市内で一番低くなっている。

今回閲覧した償還指導台帳は、平成 28 年度に不納欠損処理を行った借受人に関するもの及び前述の弁護士法人へ委託予定とはなっていない債権のうち、

債権残高が 500 千円以上の借受人にかかるものとした。

＜指摘事項-54＞ 債権の管理方法について

債権の管理簿がシステム化されておらず、紙台帳で管理されている。そして実際の業務にあたる担当者によっても管理方法は異なっている。多額滞納者から回収を行うには、債務者と信頼関係を結び、回収機会を逃さないことが大切だと考えられるが、現在の管理状況では仮に事前予約なく債務者が来庁した場合や債務者から電話があった場合などに、適時に対応することができるのか疑問を覚えた。また消滅時効の到達日の管理なども現在は紙台帳を通覧しないと確認できない状況であり、時効到達前に必要なアクションを行う機会を逸することもあるのではないかと思われた。第一に必要な情報がすぐ確認できないような状況は非常に非効率である。

これまでの督促や交渉の状況などを統一のフォームで記録し情報の共有化を図るとともに、時効の到達日など必要な情報を数値化しておく事が内部統制組織の整備上からも必要である。

＜指摘事項-55＞ 遅延利息の徴収について

これまで当該債権に遅延利息を計上していない。その理由について尋ねたところ、まずは本体回収への対応に注力していたため、これまで遅延利息の検討にまで及んでいなかったとのことであった。

しかしそもそも遅延利息は早期の償還を促すため、期限どおりに償還している者との公平性を保つため、また滞納者への懲罰的意義もある。徴収しないことに一定の合理性が認められる許容範囲を明確にするため、原課としての具体的な取扱い方針を設ける必要がある。

＜指摘事項-56＞ 連帯保証人への督促について

今回閲覧した債権管理簿の中には、連帯保証人への催促が不十分ではないかと思われるものがあった。基本的な催促は催告書の送付のみとなっており、連帯保証人の方から連絡を取ってこない、それ以上の催促は行っていないとのことであった。連帯保証人を取るという制度主旨を鑑みても、借受人から弁済されないのであれば、借受人に対するものと同等の催促を実施されたい。

5. 市場事業〔経済観光局〕

(1) 概要

【市場施設使用料（本場）】

所管課名	中央卸売市場運営本部本場
科目名	市場施設使用料
掌理課名	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課
債権の分類	使用料
根拠法令等	地方自治法、卸売市場法等
債権の目的	場内施設を使用する事業者から、規則に定めた施設使用料を徴収
債務者	個人・法人を含む業者 18 者
債権の類型	非強制徴収公債権
時効の根拠	地方自治法 236 条①
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	財務会計システム

【市場償還金（本場）】

所管課名	中央卸売市場運営本部本場
科目名	市場償還金
掌理課名	経済観光局中央卸売市場運営本部経営課
債権の分類	償還金（電気代）
根拠法令等	民法、商法等
債権の目的	市が特別高圧電力から供給している電気について、各事業者が使用した分を徴収
債務者	個人・法人を含む業者 13 者
債権の類型	私債権
時効の根拠	商法（第 522 条）
消滅時効の年数	5 年
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	財務会計システム

(2) 債権回収状況

【市場施設使用料（本場）】

(単位：千円)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成 26 年度	42,688	884,687	874,372	1,918	51,084	21
平成 27 年度	51,084	872,233	866,420	990	55,908	17
平成 28 年度	55,309	862,328	855,440	6,161	56,035	18

※収入未済額と翌年度の調定額の過年度との金額は、出納整理期間後に繰越額を調整するため、整合しない。

【市場償還金（本場）】

(単位：千円)

年度	調定額		収入済額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
平成 26 年度	11,111	278,552	274,342	25	15,295	16
平成 27 年度	15,295	250,279	248,157	966	16,451	10
平成 28 年度	16,354	223,768	223,135	1,115	15,872	13

※収入未済額と翌年度の調定額の過年度との金額は、出納整理期間後に繰越額を調整するため、整合しない。詳細については「第3外部監査の結果 V. 収入未済額と前年度以前調定額との差異について」参照。

(3) 施設使用料等

別表第4 (第60条関係)

種別	使用料
卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3
仲卸業者市場使用料	第46条第2項第1号の許可又は同項第2号イ若しくは第3号イの承認を受けて買い入れた生鮮食品等の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の1,000分の3
関連事業者市場使用料	売上金額の1,000分の3 （市長の定める関連事業者に限る。）
卸売業者売場使用料	1平方メートル1月につき 835円
卸売業者低温売場使用料	1平方メートル1月につき 1,166円
仲卸業者売場使用料	1平方メートル1月につき 2,072円
関連事業所使用料	1平方メートル1月につき 2,097円
事務所使用料	1平方メートル1月につき 2,097円
会議室使用料	1室に1日につき 7,340円
倉庫使用料	1平方メートル1月につき 1,554円
発酵室使用料	1平方メートル1月につき 1,259円
屋上屋外使用料	1平方メートル1月につき 282円
農水産物加工場使用料	1平方メートル1月につき 2,215円
買荷保管所兼積込所使用料	1平方メートル1月につき 693円
特設駐車場使用料	1平方メートル1月につき 778円
通過貨物揚卸場使用料	1トンにつき 636円
冷蔵庫棟使用料	1月につき 879万3,257円
冷蔵庫使用料	1平方メートル1月につき 3,670円
井水設備使用料	1月につき 10万8,772円
保冷库使用料	1平方メートル1月につき 1,684円
部分肉加工処理室使用料	1平方メートル1月につき 2,202円

<指摘事項-57> 神戸市中央卸売市場業務条例に基づく許可の取り消し

仲卸業者及び関連事業者は、神戸市中央卸売市場業務条例により、業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。（第17条第1項及び第28条第1項）

同様に条例によって、「資力信用を有しない者についてはその許可を取り消すものとする」と定められている。（第20条第1項）当該「資力信用を有しない者」とは内規（仲卸業務及び関連事業の許可の取り消し要件である「資力信用を有しない者」の基準、平成14年10月）によって、「第60条に規定する使用料等を5か月以上滞納している者で、開設者の請求（催告）後、5か月以内に納入しない者」と定められている。現状、5か月以上滞納している者が多数おり、条例に基づき、上記に該当する事業者については許可を取り消す必要がある。何らかの事情で取り消さない場合には、慎重に判断した上で、条例違反とならないよう、返済に関する誓約書及び計画書を入手し、債権全額について時効を中断させる必要がある。

<指摘事項-58> 時効の中断の努力について

平成 28 年度の特別会計市場事業全体で 7,385 千円、うち本場（償還金・施設使用料）に係る不納欠損は 7,277 千円の不納欠損額が計上されている。当該不納欠損には現在も営業を続けている債務者に対する債権も含まれている。

（単位：円）

不納欠損対象者	事業等の状況	不納欠損額
A 商店	廃業	111,347
B 社	廃業	372,587
C 社	営業継続中	1,188,283
D 社	営業継続中	2,391,695
E 社	廃業	3,017,872
F 社	営業継続中	2,350
G 店	廃業	193,782
合計		7,277,916

C～D 社（総額 3,579 千円）は現在（平成 30 年 10 月）も本場で営業中であり、担当者も容易に接触可能であったはずである。当該債権について、債務承諾書の入手等による時効の中断を講じる必要がある。

時効の中断のできる債権については、あらゆる対策を講じ、安易に不納欠損処理をすべきではない。

<指摘事項-59> 入金管理について

担当課のヒアリング時の説明によると、過年度の滞納のある債務者から入金があった場合、通常は最も古いものから消し込むが、市場においては新しいものを消し込んでいるものが見受けられた。結果、年度の新しい債権から消込がなされ、古いものは時効となり不納欠損処理されている。これは実質的に、なんら承認されていない値引ともとれる。

入金があった場合、過去のものから充当すべきである。また一部でも入金がある場合に全体の債権について時効の中断となるよう、債権全額について、債務承認や分納誓約書を取るべきである。

<指摘事項-60> 返済計画の作成

市は現在、債務者へ返済計画の提出を求めている。また、分納額が日額 1

万円としている例があるが、当該返済金額を日額 1 万円と決定した審査の過程や決裁といった証憑が存在しない。当該債務者は現在も営業を続けており、債務は膨らんでいく一方である。返済計画もなく、無計画に債務が増大している。（平成 28 年度末債務総額 8,896 千円）

適切な返済計画の提出を求め、債務者と問題点を共有した返済計画の提出を求め、策定が困難である場合は、資力信用を有しない者として許可取り消しも検討すべきである。

6. 市営住宅事業〔住宅都市局〕

（1）概要

所管課名	住宅管理課
科目名	市営住宅使用料
事業名称	公営住宅
掌理課名	住宅都市局住宅部住宅管理課
債権の分類	使用料
根拠法令等	公営住宅法、神戸市営住宅条例
債権の目的	市営住宅の使用料を徴収すること
債権の概要	市営住宅の使用料
未収発生要因	債務者の債務不履行(市営住宅使用料の不払い)
債務者	市営住宅の入居者
連帯保証人	あり
債権の類型	私債権
時効の根拠	民法（一般法）
消滅時効の年数	原則 5 年、訴訟上確定したものは 10 年(民法 174 条の 2①)
延滞金、遅延利息の徴収	徴収する
管理するシステム名	市営住宅総合管理システム

（2）債権回収状況

（単位：千円、件）

年度	調定額		収入額	不納欠損額	収入未済額	年度末件数
	過年度	現年度				
26	332,488	13,618,785	13,614,997	50,603	285,672	5,374
27	321,206	13,437,868	13,434,568	56,583	267,923	5,189

28	292,031	13,268,461	13,265,087	57,848	237,557	4,995
----	---------	------------	------------	--------	---------	-------

(3) 債権の概要

公営住宅法、神戸市営住宅条例にもとづき賃貸している市営住宅等の使用料の未払により生じたものである。平成 28 年度末時点で使用の用に供している物件は 40,530 件あり、このうち住宅使用料未収となっているものは 4,995 件（237,557 千円：件数 12%）となっている。なお、入居許可を取り消された者が入居を続けた場合、入居許可取消日の翌日以降、退去するまでの期間における住宅使用料見合いは損害金として調定することとなっている。

<指摘事項-61> 財務報告の正確性について

平成 28 年度末における住宅使用料の収入未済額は 237,557 千円となっているが、当該収入未済額は本来あるべき収入未済額から平成 28 年度に不納欠損処理した損害金が控除され、かつ平成 27 年度に不納欠損処理した損害金が平成 28 年度の前年度以前調定額に加算されていることから本来あるべき住宅使用料の収入未済額とは相違している。

さらに市の説明では市営住宅総合管理システム上は損害金については発生時に調定しているとのことであるが、財務報告上は適時かつ正確な調定がなされておらず、上述のとおり不納欠損処理した翌年度の前年度以前調定額に加算されるのみである。

本来、損害金については住宅使用料とは法的に異なる請求権であることから財務報告上、住宅使用料に含めて処理するのは妥当ではなく、住宅使用料とは異なる科目を別途設定して財務報告すべきである。また、損害金の発生した年度に財務報告上も調定し、不納欠損処理した年度に当該科目にて処理するのが適切であると考えられる。

以上